

# 子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

## 紀 要 No.5 (2007)

発刊にあたって	大谷 泰夫 小林 登
論 文	・臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について…………… 渡辺 久子 ・児童相談所における虐待対応業務等の実態と課題…………… 才村 純
特別講演	・子どもの脳の発達…………… 榊原 洋一
より	・子どもの育ちを支える建物…………… 仙田 満
研修講演	・虐待と子どもの発達 ―子どもが変わる、大人も変わる― …… 内田 伸子
より	・職員と児童福祉施設に求められる視点+α…………… 草間 吉夫 ・虐待の発生予防としての教育…………… 松村 京子
エッセイ	・ちょっと一休み…………… 高橋 温 ・虐待を疑わせる所見について ―将来医師として必要な事項― …… 定月 亮 ・「箱根―東京間 オレンジリボンたすきリレー」への思い…………… 増沢 高
研究報告	・児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第2期（1990年4月から2000年5月まで）…………… 吉田 恒雄他
事業報告	・平成18年度専門研修を振り返って ・平成18年度専門相談について



## 子どもの虹情報研修センター紀要第5号発刊にあたって

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

大谷 泰夫

子どもの虹情報研修センター紀要の第5号が発刊されますことを心よりお喜び申し上げます。

平成18年度の児童相談所における児童虐待対応件数は3万7千件を上回り、厚生省（当時）が児童虐待の統計を取り始めた平成2年度と比べると約34倍、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行前の平成11年度と比較しても約3倍と年々増加しております。また、厚生労働省が毎年実施している虐待死亡事例の検証によれば、年間に50例以上、週に1人の頻度で虐待死亡事件が生じております。こうした痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、法改正に先立って、本年1月には児童相談所運営指針等の改正が行われ、通告受理、安全確認等が徹底されました。

さらに、本年5月に「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が国会で成立したところです。改正法では、①児童相談所などに早期の安全確認義務を課すとともに、②解錠を伴う立入調査の導入、③接近禁止命令を含む面会通信制限の強化、④保護者指導に従わない場合の措置の明確化などが行われ、来年4月に施行されることになっています。

こうした実務の中心となるのは全国196か所の児童相談所であり、各自治体において、児童福祉司を増員するなど体制強化が図られてきました。しかし、今なお、保護者との対立などに悩む職員のバーンアウトの増加など、厳しい状況が続いています。

国としては、児童相談所をはじめとする児童家庭相談に携わる職員の研修体制について見直しを行い、国が実施すべき研修と自治体が発行すべき研修を整理し、職員の専門性の確保を目指したいと考えています。さらに、最近の虐待死亡事例を分析すると、児童相談所が関与しながら死亡に至るケースは減少傾向なのに対し、市町村など他の機関がかかわりながら死亡するケースが増加しています。実際に、年間3万7千件もの児童虐待ケースを児童相談所だけで対応していくことは難しく、住民に身近な市町村レベルの体制強化が不可欠です。これまでも市町村要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の設置が進められてきましたが、今後はこのネットワークをどう機能させていくかに力点を置き、一定の専門性を有する職員（コーディネーター）の配置促進に努め、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の効果的な運営を図る必要があります。

また、今後の課題として、児童相談所や専門機関が実施する保護者支援や性的虐待への対応のあり方についても研究していく必要があると考えています。

これまで児童虐待に対応する第一線の専門的援助者養成や専門情報の集約・発信拠点として実績を積み重ねてきた「子どもの虹情報研修センター」においては、これらの研修体制の見直しに伴い、これまで以上に現場の実態やニーズに見合った効果的な研修プログラムの開発・実施を行っていただきたいと考えています。

この紀要に掲載されておりますさまざまな研究成果が、児童虐待に関わる関係機関の方々の児童虐待問題に対する理解を促進し、子どもの健全育成を目指した日々の活動に活かされることを心から祈念いたしております。

## 子どもの虹情報研修センター紀要第5号発刊にあたって

子どもの虹情報研修センター長  
小林 登

ここに、子どもの虹情報研修センター紀要第5号を皆様方にお届けできますことは、センター長として喜びに耐えません。

まずは、超御多忙な慶応義塾大学医学部小児科の渡辺久子先生と日本子ども家庭総合研究所の才村純先生に、論文をいただきましたことに、御礼を申し上げます。子ども虐待の第一線で、実践ばかりでなく、研究もなされ、その内容から多くを学べるからです。

昨年11月に開かれた公開講座「子ども問題の総合的理解」で発表されたお茶の水女子大学 榎原洋一先生の「子どもの脳の発達」と榎環境デザイン研究所 仙田満先生の「子どもの育ちを支える建物」の特別講演を掲載させて頂きました。ユニークな内容で、ぜひ一読して頂きたい論文です。

子どもは、生物学的存在として生まれ、社会的存在として育つ点が、最も重要です。子どもに関係する色々な学問が、20世紀後半大幅に進歩したにもかかわらず、子ども問題は依然として解決されず、むしろ悪化し、増加している現実があります。それは、専門分化にも関係すると考えられます。今、我々に求められているのは、子どもの社会的側面と生物学的側面を合わせ捉える自然科学と人文科学を融合した文理融合科学です。すなわち、学際的、環学的な「子ども学」「Child Science」が、それと私は考えています。

榎原先生の「脳科学」も、仙田先生の「子ども環境学」も、「子ども学」の大きな柱です。子どもの社会的な存在としての「いとなみ」も、生物的存在としてのそれも、全てが脳の多様なプログラムの働きと捉えられるからです。さらに、社会的存在の子どもの「いとなみ」は、脳のプログラムと環境の相互作用の結果とみられるからです。生物的存在の立場を考えれば、それこそ「子ども生態学」、「Child Ecology」です。児童虐待を考える「日本子ども虐待防止学会」「JaSPCAN」が学際的であることは、「子ども学」からみて、当然のことであり、極めて重要です。

研修の講義は、全て内容の濃いものですが、本号ではお茶の水女子大学 内田伸子先生の「虐待と子どもの発達」、茨城県高萩市長 草間吉夫先生の「職員と児童福祉施設に求められる視点+α」、兵庫教育大学 松村京子先生の「虐待の発生予防としての教育」が掲載されています。特に、草間先生は、自らが児童福祉施設で育った体験から講義され、研修生に感銘を与えました。また、松村先生の講義は教育学の立場から児童虐待の予防で、紀要では初めてと思います。いずれも、大変参考になります。

エッセイは、新横浜法律事務所 高橋温先生、順天堂大学 定月亮さん（学生）からいただきました。いずれも豊かな内容です。全ては読んでからのお楽しみにしたいと思います。

研究報告には、吉田恒雄先生（駿河台大学）の「児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究」を取り上げました。児童虐待は戦後、しかも経済が立ち直ってからの新しい問題で、従来の法制度では不十分であることは明らかです。特に、子どもの権利が認められた1989年からは、法理念も大きく変わりました。特に法制度に関心をお持ちの方にとっては、貴重な論文です。

当センターは、いよいよ設立6年を終ろうとしています。設立以来を顧みると、全てがやっと軌道に乗った感じです。特に、この4月から、常勤の研究部長として宇治児童相談所から川崎二三彦先生が着任されました。これからの研究事業の発展が期待されます。このような折、紀要第5号を発刊し、世に問う意義は大きいと思います。当センターの今後の更なる発展のため、ぜひ御意見を頂きたいものです。

## 子どもの虹情報研修センター紀要 No.5

# 目 次

発刊にあたって		大谷 泰夫	
		小林 登	
論 文	・臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について	渡辺 久子	1
	・児童相談所における虐待対応業務等の実態と課題	才村 純	13
特別講演より	・子どもの脳の発達	榊原 洋一	23
	・子どもの育ちを支える建物	仙田 満	37
研修講演より	・虐待と子どもの発達—子どもが変わる、大人も変わる—	内田 伸子	53
	・職員と児童福祉施設に求められる視点+ $a$	草間 吉夫	68
	・虐待の発生予防としての教育	松村 京子	84
エッセイ	・ちょっと一休み♪	高橋 温	98
	・虐待を疑わせる所見について—将来医師として必要な事項—	定月 亮	100
	・「箱根—東京間 オレンジリボンたすきリレー」への思い	増沢 高	102
研究報告	・児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第2期（1990年4月から2000年5月まで）	吉田 恒雄他	110
事業報告	・平成18年度専門研修を振り返って		164
	・平成18年度専門相談について		182

# 「臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について」

渡 辺 久 子

(慶應義塾大学小児科学教室)

## 1. はじめに

虐待のニュースが毎日のように新聞やテレビをにぎわし、子育ての危機感が増している。小児の臨床現場には、複雑な背景をもつ虐待ケースの受診が絶えない。どのケースも多種多様な子どもの資質、家族関係や親戚、地域、学校集団の葛藤の絡む複合要因が認められる。工業化により子どもの発達環境が急激に変容する中、虐待の臨床にも新しい視点が求められる。

## 2. 変動する社会と不透明な虐待

子どもが健やかに育つ普通の環境をハルトマンは「平均的期待環境average expectable environment」と呼び、戦争や災害のない時期の社会を指した (Hartman, H<sup>1</sup>)。今日 I T 革命を含むグローバル化の波は子どもの発達環境を激変し、ハルトマンの概念はもはや通用しない時代になっている。

虐待は有史以前から存在した人間の闇である<sup>2</sup>。ギリシアのスパルタの遺跡から発掘された傷だらけの乳幼児の頭蓋骨や、中世の修道院の記録に残る過酷な躰の記録には、明らかな身体的虐待が記されている。産業革命の英国では、煙突掃除や紡績機械の下にもぐって糸くず拾いをするにより幼児が焦げたり機械に巻き込まれて命を落とした。そこで児童労働が禁止されたのが児童虐待防止法の先駆けである。さらに近代には放射線科医ケンプ Kemp が虐待の骨折所見を報告し、医師による子どもの救済が始まった。これらはいずれも目に見える虐待である。

今日の都会生活の複雑すぎる状況の中で、児童虐待は見えにくい。携帯メールに夢中の母親にネグレクトされる乳児の暗い表情を誰も気にとめない<sup>3</sup>。高層マンションの密室でテレビやゲームに釘付けの子が、夜恐ろしい夢にうなされていることを親は知らない。小児科に頭痛、嘔気、腹痛の不定愁訴で受診した子が、実は受験勉強の過酷スケジュールに疲れ果て死にたくても、実際に子どもが自殺するまで親も教師も本気で考えようとしなない。

戦中戦後の加害と被害をめぐる精神的課題を積み残したまま、日本は高度経済成長に邁進した。内省の機会を奪われた日本社会は、今、子どもの心の病気と直面している<sup>4</sup>。日本は1994年に国連の子どもの権利条約を批准したが、国連から条約を守れていないのではないかとされている。たとえば、日本の街中や幼稚園や学校のいたる所には、小児性愛者が野放しである。もの言えぬ幼児や障害児が、教師の姿をした小児性愛者に、脅され口封じをされながら性虐待を受けている事実を、日本の教育委員会や裁判所は本気で調査しようとしなない<sup>5</sup>。

また今日本では生殖補助医療で生れる子どもが増加しているが、非配偶者間人工授精により生まれた子らのアフタケアは皆無である<sup>6</sup>。大きくなって偶然自分が他人の精子で生れたことを知り、壊滅的なトラウマに苦しむ子らがいる。出自を知る権利の閉ざされている子どもらにとり、これは社会的虐待であると訴えている。子どもの権利条約の第19条には「性虐待を含むこどもの虐待からの保護」、第39条には「犠牲になったこども

の身体的および精神的な起伏と社会復帰のためにあらゆる適切な措置をとらねばならない」とあるが実施されてはいない。

### 3. 虐待と乳幼児精神保健

虐待は乳幼児期に死亡率が高く、命を救ってもライフサイクルにわたる脳機能障害や心理発達への有害な影響が残る。ここで乳幼児精神保健 infant mental health の視点に基づく、虐待理解を深めたい。乳幼児精神保健では以下のように関係性、間主観性、音楽性、愛着、世代間伝達といった視点から虐待のおよぼす有害な影響に取り組んでいる

#### 1) 関係性障害

乳幼児精神保健では虐待を関係性の病理ととらえる。乳幼児とつながる大人との関係性障害に注目する。ウイニコットは次の二つの視点を述べている。

「赤ちゃんというものはいない。赤ちゃんは常に母親の一部である。There is no such thing as a baby. A baby is part of someone, the mother」。と。

「赤ちゃんはお母さんを見つめる時、二つのものを見ている。お母さんの瞳と、自分を見つめるお母さんとを。When the baby sees its mother, it sees two things, the mother and the mother's eyes looking at it.」<sup>7</sup>。赤ちゃんは母親の瞳が暗く沈む時に暗く沈み緊張する。すると母親も緊張し、育児不安や自信のなさが湧き悪循環に陥る。この親子の否定的な響きあいが虐待の発生につながる。そこで乳幼児精神保健では、できる限り母子を切り離さず一体とみなして包み守る。

#### 2) 赤ちゃん部屋のおばけ

乳児の存在は親の心の深層を揺さぶる。乳児を抱きながらもやもやと湧き上がる不気味な得体のしれぬ感覚は母親自身を脅かす。それが実は抑圧されたままの葛藤、つまり拒否されたり痛めつけられた瞬間の身体記憶であることを精神分析学は明らかにしている。過去の流産、死産や自らが乳幼児期に見捨てられた体験記憶などがフラッシュバックする現象をフライバーグは「赤ちゃん部屋のおばけ ghosts in the nursery」<sup>8</sup>と名づけた。



#### 症例1 主訴 無呼吸 4ヶ月男児

生後4ヶ月の男児が夜間救急外来に連れてこられた。「寝ている間に呼吸がとまるんです」と母親は訴えた。診察上異常はなかったが母親は納得せず、乳児は一晩入院した。その夜からほぼ毎晩、母親は救急外来を受診し、乳児が異常なしといわれる度に不機嫌になった。家族歴に母の実母が統合失調症とあり、筆者が呼ばれた。

この母親に「乳幼児突然死症候群 (SIDS) を心配しているの？」と問うと、「そうなんです」と表情が和らいだ。そこでSIDSの専門家に夜間用アラーム毛布を貸してもらい、親身に相談にのってもらった。アラームは鳴らず、夜間受診の回数は減った。ところがまたある日「いくら揺さぶってもおきない！」とパニックに陥った母親が父親も連れて入院を懇願してきた。

親の頻回受診の裏には、「赤ちゃん部屋のおばけ」が疑われる。単なる育児ノイローゼを越えた病的な不安が母を苦しめていることが想定された。放置すれば産後うつ病、産褥期精神病から乳児殺しが生じたり代理人によるミュンヒハウゼン氏症候群に発展するリスクがある。そこで母親をしっかりと支え、信頼関係の中で無呼吸の意味を理解することが、児を安全に守る確実な方法であると考えた。

母子が入院すると担当小児科医は毎朝胸を聴診する時、母親にも一緒に呼吸音を聞かせた。母は喜び早速聴診器を購入し「今度呼吸が止まったら聴診器がある」と笑顔を見せた。看護師も医師も皆一貫して母子と仲良くなり、入院10日目には「もう大丈夫」と母が自ら退院していった。この入院により母親は見違えるように安定し、前向きの育児意欲や自信が蘇ったようであった。その後毎週母子面接を重ね男児は1歳を過ぎた。その頃母親は初めて、実母に甘えられない寂しさを打ち明けてきた。「小さい頃から母は頼れない人で、高校生の時に、私には育児は無理だと思い暗い未来しか描けなかった。結婚して、妊娠したら、不安で不安でたまらなくなり、玉のような赤ちゃんが生まれても恐くてしかたなかった」と。「大変な子ども時代をよく生き延びてきたのね。これからは私たちがあなたの第二の実家になりましょう」とねぎらうと、母親はほっとし、しみじみと呟いた。「母はもうかわらないでしょう。でも好きなんです。だから私さみしいんです。」

この母親は当初病的な被害的不安を示して受診してきたが、治療者がありのままの不安を受け止め、よりどころになるうちに、誰にも理解されない不安があることを自ら打ち明けることができるようになって安定した。このように小児科には、危機的な訴えでやってくる母親は多い。母親にしっかりと寄り添いネガティブな本音を受け止めると、多くの母親は妊娠出産により、とてつもない不安と寂しさが湧き上がり、こわくて赤ちゃんをどうかしてしまいそうで、救ってほしかったと打ち明けてくる。

### 3) 間主観性

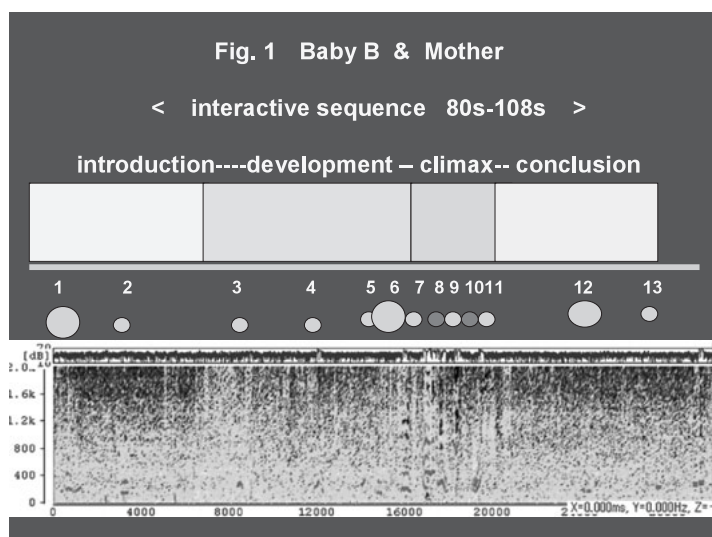
乳児には相手の声や表情の奥の情動と意図を察知する間主観性 (intersubjectivity Trevarthen, C) の能力を生れもつことが近年明らかにされている<sup>9</sup>。また大脳には相手の意図を探る「意図探索センター-intention detector center」(Stern, D.)<sup>10</sup>がある。そうやって養育者にアンテナをはり依存しながら、乳幼児は未熟性を脱していく。脳は胎生期には遺伝的資質に基づき脳のドーパミン系の発達により基本構造が作られるが、誕生後は養育環境、養育関係の刺激による体験がセロトニン系の脳の神経回路やシナプスを形成する。

むかしながらの育児は産湯、産着、おんぶや抱っこなど、羊水や子宮の体験につながる安心感のもとであった。しかし現代の育児環境は、都市生活の速いテンポや夜保育園帰りに立ち寄るコンビニの蛍光灯など、乳児には刺激が強すぎる。そのため乳児が眠りに入れず夜泣きをし、母親が苛立ち、関係性の悪循環が生じて長びくと、そこから虐待につながっていく。

### 4) 親子の絆の音楽性

生まれて間もない新生児は、親の抑揚のある、表情豊かな話かけに目を輝かせる。乳児に向けた声かけ (Infant Directed Speech:IDS) は別名マザリーズ、ペアレンティーズ [motherrees, parentees, Trevarthen] とも呼ばれる。この親密で幸せな親子のコミュニケーションには、脈動 pulse、質 quality、物語 narrative の音楽的要素が存在し、「コミュニケーション的音楽性Communicative Musicality以下CM」と呼ばれる<sup>11</sup>。母親が不安定な状態 (産後うつ病等) の時に、CMは発生しない。

近年わが国で増加する早産低出生体重児は、生理的未熟性と合併症のために育てにくく、親を不安に陥らせ、虐待や育児障害や発達障害のハイリスク群である<sup>12</sup>。しかしこの低出生体重児と母の相互交流にも、音声行動学的解析を行うと、かすかであるが明らかなCM<sup>11</sup>を認めることができる。その一例を次頁の図の音声スペクトログラフに示す。



### 5) 愛着の土台はシンリズムア

心と脳の発達は、その子自身の資質と、それ以上に周囲の日々の環境要因の交流からくる総合的な影響を大きく受ける。脳は近年、環境依存性の内分泌臓器とも考えられている。赤ちゃんにとり、環境が安心で心地よいと感じられる時、脳も健やかに安定した脳構造を発達させやすい。またどの子にとっても、しあわせとはありのままの自分の気持ちや感じ方を、真に理解し認めてもらえることである。おいしい食べ物やおもちゃを与えられることもうれしいことではあるが、それ以上に、自分としっかりむきあい、自分の甘えをうけいれてくれたり、苛立ちを根気よくなだめてくれたり、遊んでくれることが、こどもには大切である。しあわせとは、共に楽しく生きてくれる親しみやすいほっとできる相手がいることである。二度と戻ることのない今という時を共にたのしく生きる。そのことが健やかな心を育むことの本質かもしれない。乳幼児発達発達者のトレバルセン (Trevarthen, C) はこれをシンリズムア synrhythmia と呼ぶ。ギリシア語で syn とは「共に」を意味する。また rhythmia とは打ち寄せては引く海の潮や波のリズムではなく、戻ることなき川のせせらぎのもつリズムを意味するという。

このシンリズムアの対極にあるのが、否定され無視され傷つけられること、つまりネグレクトや虐待であろう。居心地の悪い不快な刺激にみちた生活は、その子の脳の発達を歪め、機能の悪い行動系を発達させ、葛藤を抱えながら生きる苦しい人生を生みだしていく。

### 6) 愛着障害—産後うつ病と愛着障害—心の防衛—世代間伝達

近年わが国の産後うつ病は産後の母親の10人中1.3人に発症する (2001)。産後うつ病は、愛着障害を引き起こし、乳児の脳と行動系の発達を歪める。産後うつ病の母親の表情は乏しく声は低く CM は認められない。敏感な乳児は暗い母親を嫌い、そっぽを向き心を閉ざし、静かになったり、泣きわめいたりする。すると母親も「そんなにママがいやなの！」ときつく乳児を詰問する。

乳児にはストレスを受けると次のような防衛行動が出現する：回避 avoidance、凍結 freezing、戦い fighting、感情の歪曲 transformation of affect、感情の逆転 reversal など。

母親のうつ病に、特に男児は影響を受け、対人機能や認知発達が阻害され、発達の遅れ、多動や適応障害のリスクが高まる (Murray, L)<sup>13</sup>。母親の心をこめた抱っこは乳児のストレス調節能力を発達させる。生まれて最初の3ヶ月間に母親とのよいスキンシップが得られない子ほど、1歳頃に落ち着かず攻撃的になる



(Schore, A) <sup>14</sup>。

このように乳幼児期の愛着は右脳辺縁系に特異な愛着の回路を形成し (Schore, A) <sup>15</sup>ライフサイクルにわたるストレス対応系の発達不全をひきおこす。乳児は今の瞬間の不快や快に親身に共感してくれる相手には安定型愛着を、緊張や不安を与える相手には不安定型愛着を抱く。「人生早期の最悪の病気は愛着がもてぬこと」と乳幼児精神保健のパイオニアのフライバーグは述べ、愛着障害が世代間伝達することを広く示したが、今日ニューロサイエンスの知見がそのことを実証している。母親の精神病理と乳児の防衛が絡み合うと混乱型愛着が生じる。乳児はキレやすく、おちこみやすく、衝動統制力と内省力の乏しい不信感の強い人格に発達し、これが将来の精神障害のハイリスクにつながるということが実証されている。

### 7) 直観的育児Intuitive parenting の喪失と虐待

直観的育児intuitive parenting の喪失もまた虐待発生の一要因である。直観的育児とは親が生まれたばかりのわが子を前に、ほぼ無意識にとる行動様式である。一つの具体例は、親が赤ちゃんの目の焦点のあいやすい約20センチの位置に、自分の顔を近づけることである。それによりわが子の視力の発達を促進する (Papousek, M., Papousek, H) <sup>16</sup>。

### 8) 虐待の宣告とマイクロレベルでの虐待予防

直観的育児はストレスにより破壊されるが、安易に「虐待」という語をつきつけられることも親の直観的育児を破壊する。誰しも自分の育児のまずさを専門家に指摘されれば傷つく。そこで代わりに「マルトリートメント maltreatment」という語が広く使われ始めている。マル (mal) は‘誤り’、トリートメント (treatment) は‘扱い’を意味し、‘虐待’の烙印を親におさずにすむ。

以上述べてきたことから明らかなように、虐待は瞬間瞬間の親子の一对一のマイクロのレベルの関係性障害が悪循環に陥る中から生じる。その段階で関係性障害を防ぐには母子を暖かく見守る他者の存在が必要である。

父親がカーッと暴力をふるう時、身近に「そんなに叱らなくてもいいのに」とやんわりなだめる誰かさえいれば、子どもも救われる。キレル父親に母親が怯えたり、暴力教師に他の教師が迎合したり。その閉鎖的な関係が虐待をマイクロレベルから複数関係のミニレベルそしてマクロレベルの虐待にエスカレートさせる。そこに‘躰’や‘愛の鞭’の美名が加わると、社会的虐待になる。新聞に報道されるマクロレベルの虐待は、その集団が閉鎖的な集団病理をもっていることを示している。



### 症例 2 泣きやまぬ赤ちゃん 2ヶ月男児

ある母親はわが子が2ヶ月早く生まれ、病院から退院した直後からずっと家で泣き続けるので途方にくれた。「赤ちゃんは泣くもの」と会う人ごとにたしなめられ、次第に深い疎外感に陥り、男児が生後4ヶ月目に万策尽きて、総合病院小児科を受診した。

診察中赤ん坊は金切り声を上げた。その瞬間母親は赤ん坊を抱き上げて、小児科医の目の間で「バン！」と診察台に叩きつけた。「いつもこうです。こうやると泣き止むんです」と冷たい口調ではき棄てるように言う母親に小児科医は驚き、「虐待の母親がいる」と筆者に連絡してきた。

母親は泣きやまないわが子に憔悴しきっていた。この子は2ヶ月早産で生まれ、母親は2ヶ月間母乳を搾り毎日病院に運び続けた。やれやれやっと退院したその夜から、子どもは泣き始め、一睡もできぬ2ヶ月間が続いた。母は孤独な育児の辛さを筆者に、丸1時間わーっと吐き出した。診察室で男児は金切り声をあげて泣き続けた。大変さを心からねぎらうと、母親は自分の父親が小学校の時、自分の母親が高校生の時に亡くなったと打ち明けた。あなたはそれにもかかわらずよく生きのびて母親になれたと、心から誉めると、思わずほっとした表情になった。その夜から赤ん坊の夜泣はぴたりと止んだ。

## 9) 退行期と虐待リスク

多くの母親は、子どもを育てる前には、よもや自分がわが子にかーっとなるとは予想しない。ところが現実には子どもは、誕生後から最初の1年半の感覚運動期には、不連続的に急速な神経発達を示し、その直前に特にある時期がある。これはどの母親をも困惑させる。つまり脳の発達は乳児のきれやすさを伴い、育児は複数の山谷を乗り越えながら進む大仕事である。工業化社会の都会化した生活では、ほとんどの親は赤ちゃんを抱っこした経験をもたぬままいきなり親になり、途方にくれる。24時間激しく要求をつきつけてくる赤ん坊にふりまわされ、母親は疲労困憊していく。

すでにM.Mahler<sup>17</sup>, D.Sternらは精神分析的乳幼児研究において乳幼児が運動機能と認知機能の発達に促され、ネンネから這い這い、つかまりだち、あんよの世界へと踏み出しながら、自己感や身体的、主観的、言語的自己を発達させることを解明してきた。それをさらに詳しく、大脳生理学的、生態行動学的に研究したのがF.PlooijとHetty van de Rijt—Plooijらの退行期regression periodの研究である<sup>18</sup>。

乳幼児の情緒と行動の発達は、神経系統の発達の反映である。頭囲の増大に認められるように、乳幼児の脳の発達は急激かつ唐突で決して滑らかではない。ぐんと変化した後停滞し、またぐんと変化して停滞することを繰り返す。神経系がぐんと発達すると新しい知覚機能が芽生えるが、乳幼児自身はまず、新たな自己の身体内部に湧き起こる変化に驚き、不安に陥り、いつになく泣き喚きCrying、母親にしがみつきClinging、痲癩Crumpyになる。この3つのCは2,3週間に集中し、波状的にやってくる。これが退行期である<sup>19</sup>。生まれてから生後20ヶ月間の感覚運動期に、乳幼児は10回の母親なかせのぐずり期を経過する。この研究はスペイン、英国、スウェーデンでも追試により確認されている。

このむずかる時期は母親を不安にし、わが子に思わずかーっとなり、母親が自己嫌悪に陥る苦しい時期である。この退行期は飛躍的発達の前兆であり避けて通れぬ発達のな変化である。その直後に新しい神経発達が出現する。生後5週、8週、12週、17週、26週、37週、44週、53週、64週、75週目に生じる。

Plooijらはこの困難な時期の一手手前で、母親に心の準備となる情報を与え、乳幼児の身になって受け止める方法を教えながら過ごすことを試みた。これは「ハードルを飛び越えるLeaping Hurdles」<sup>20</sup>という子育て支援教育プログラムである。虐待の既往をもつシングルマザーと赤ちゃんにこのプログラムを生後20ヶ月間施行したところ、施行しなかったグループに比べ有意な効果を示し、乳幼児は病気になりにくく、心身の発達が男女とも良好であった。日本でも追試の価値ある研究である。

## 4. 家族の世代間伝達と家族再統合

子育ての苛立ちは、子ども時代に辛い本音を親にだせなかった人ほど強い。その背景には往々にして戦中戦後の困窮を生き延びた両親や祖父母から、厳しい躰を受けていることがある。しかし怒りや不安を封じ込めても、心の奥には地雷のような情念や葛藤の爆弾が密かに作られる。後にささいなことでカーッとキレて、妻子や部下への威圧につながる。自分がされて嫌だったことを、無意識に大事な相手にしてしまうことを「加害者

への同一化[identification with the aggressor]<sup>21</sup>という。世代間伝達の一つのメカニズムである。しかし世代間連鎖は、誰かに辛い本音をしみじみとうちあけることにより防ぐことが可能である (Fonagy, P)<sup>22</sup>。真心をこめて向き合い、本人が自分のナラティブを誰かに語ることの意義がここにある。

### 1) 家族機能不全と葛藤の世代間伝達

虐待の背景には、父母の現在のパートナーシップの葛藤、経済的困窮、育児支援のなさに加え、過去の、たとえば戦時中、戦後の混乱期のトラウマや対象喪失などもある。ある母親はわが子を見るたびに、3歳下の妹に母親の愛情を奪われたトラウマが蘇り、わが子への拒否感となって感情の爆発、暴力へとエスカレートした。またリストラや激しい技術競争を生き延びるエリート社員の父親などがしばしば家庭では衝動的で嗜虐的なDVの夫となることが多い。

### 2) 親子分離の問題点

児童虐待の対応を誤ると、子どもは家庭と親からの分離のトラウマを抱え、社会や人や親に対してだけでなく自己にも不信を抱く人になる。虐待は親を有害視し、子を親から引き裂くことだけでは根本的解決にはならない。むしろ長期的に親と家族を失い、慢性的なこころのトラウマをもつ子を多量に生み出す。日本では虐待と診断されると、子どもは説明を受けず、同意もなく、家庭生活から隔離されることが多い。虐待した両親が目の前でさらし者にされるのを見る子もいる。施設入所後はなじめない場で、被虐待児同士の鬱憤のはらしあいのターゲットになる。一時保護所や収容施設で職員や友達にネグレクトやいじめを受けた子が、大人になり公的施設に根強い不信感を抱き、公的機関を利用せず、閉鎖的に生きる市民になることが知られている。これでは子どもの人権を守ったことにはならない。

### 3) 危機介入と家族再統合プログラム

危機介入と家族再統合プログラムは、虐待臨床の両輪である。危機介入により「今　ここで」虐待を食い止めこどもの命を守ると同時に、家族再統合も始まる。ひとりひとりの子を親の宝として尊重しかわいがり、わが子を幸せにしたい親の願いを前提に、子を保護収容する。どんな親でも親を人間として尊重する姿勢は子らに伝わりよき社会人に成長していく支援につながる。加害者の親は、ほとんどの場合に、生い立ちの葛藤が未解決であり、親自身の内省を促していく努力を粘り強く続ける治療体制が必要である。

虐待のトラウマの治療のポイントは健やかな自己像と親像の回復である。親はなぜ自分を痛めつけたのかと、虐待された子は心の奥深く自問し続けている。わが子に向き合えるようになるには、親がまず自を振り返り、自分の弱さとその裏腹の残酷さを見つめ認め、心からの許しをわが子に請う気持ちになることである。子どもは親と和解して始めて自己を肯定しなおすことができる。

子どもの権利条約は、子どもが心の中に良き父親像と良き母親像をもつ権利を認めている。自分にトラウマを与えた親への怒り、疑念、複雑な愛憎の葛藤などを、十分な時間をかけて治療をして初めて、子どもは親と和解できる。大事な命として守られ、子どもらしいのびやかな生活を保障され、肯定的な親像を描くことができれば、肉体の命だけでなく、心の命つまり自己アイデンティティーを守ることができる。親を憎み続けて生きる子が、よい社会人、家庭人に成長することは難しい。

親は子どもの存在基盤であり、自己同一性の核である。子どもの心の中にしっかりとよき親像を創ることは、精神的回復と社会復帰には不可欠である。それは親にも同じである。「親にとり虐待するわが子は、親の宝である。」という一見矛盾した事実を深く理解せねばならない。そこで親に隔離保護の必要性和妥当性を説明するとき、「あなたの宝をお預かりします。お子さんの心の中で、大好きなお父さんお母さんとして蘇ってく

ださい」と伝え納得をえる。

### 症例3 2ヶ月女児 やけど

生後2ヶ月半の女児が救急外来に運ばれた。連れてきたのは祖母。女児の顔面には青あざ、両足首には靴下型の火傷が化膿しかけていた。「犯人はうちの長男だ。私が育て損なったくれた息子。」と祖母は絶句した。父親は殺気立ち、母親は怯えていた。小児科医が通告し、女児は当院で児童相談所の医療保護扱いケースとなった。

「息子を産んだ後、私は仕事に熱中し、私の実母に預けた。そしたら息子は祖母になつき私を無視し、私は寂しくて弟を産んだ。2歳の息子に‘ほら赤ちゃんかわいいでしょう’と、見せたおたん、私を拒否し3ヶ月間祖母の家から戻らなかった。それ以来息子とは険悪な仲。思春期にぐれて、盗みで逮捕された。お願いです息子を矯正するために逮捕してください！」そこで母親の考えを尋ねた。母親は「やめて！それはあまりにもかわいそう。私の力で彼を変えてみせます。逮捕だけはしないで」と目に涙を浮かべた。

児童相談所、保健所、病院は合同会議を重ね、保健師が家庭訪問をして、2歳の母の連れ子も虐待されている事を確認した。この義兄は養護施設に保護し、母親は父親の暴力を逃れてDVシェルターに姿を隠した。そうやって初めて、父親は2度と暴力を振るわない誓いを立てた。やがて父母は義兄の施設に面会にいきながら、施設スタッフに暖かく包まれ、地道な家庭作りに向かった。女児を引き取った祖母は「わが子を祖母にとられたのと同じ目に嫁をあわせるとは。息子を警察にさしだせば、嫁はわが子を取り戻せるのに」と嘆いた。

女児が10年後に‘このやけどはどうして’と聞く日に、父親がわが子に謝れることを目指し、現在家族再統合を進めているが、それは茨の道である。父親の実母への憎しみは思いの他強い。義兄が父親になつくにつれて、父親は少し筆者らにも心を開き始めた。父母はこつこつと身を粉にして働き、虐待から5年目に、二人そろって面接にきた。

(よくぞここまでがんばった)と筆者が父母をねぎらうと、父親は初めて口を開いた。「娘に会いに実家に帰ると、祖母の態度に怒りがこみあげる。施設の息子を連れておふくろを殴りに行きたい。」祖母への復讐心が父親の虐待やDVの根底にあると思われた。そこでタイミングをのがさず、私は祖母側の苦悩を伝えた。「おふくろさんは、初対面の私に自分があなたを育てそこなつたと白状した。あなたは幼い頃おばあちゃんになつき、おふくろさんはつらくて、なんとかあなたを取り戻そうとして赤ちゃんを産んだ。ところが逆効果だった。そこから親子関係のボタンの掛け違いがこじれて今だに解決できないと嘆いていた。おふくろさんは思いつめて、息子を立ち直らせるために警察が逮捕し叩きなおしてほしいと言った。その時今横にいる彼女が、涙ながらに「あなたがかわいそう。それだけはやめて、と訴えた」

その時予測しなかったことが起きた。父親は驚きの目で母親を振り返り、涙のあふれた目を見た。「彼女はあなたが逮捕されれば赤ちゃんを取り戻すことができたかもしれないのに。あなたを一番に守るといった」その直後「えー！」と言い、父親の顔は憑きものがとれたように柔和になった。

その2ヶ月後の父母面談で、父は次のように語った。「小学校1年のある日、おふくろは習いたての空手を自慢してみせる僕に‘ふん！できるふりして’とせせら笑った。その日から僕は心を閉ざした」そういつてはにかみながら黙ってシャツのボタンをはずし、ナイフの傷跡だらけの胸を一瞬見せてくれた。自暴自棄の思春期の自傷行為の傷跡であった。

傍らの母親が悲痛な声で次のように語った。「夫の生い立ちの苦しみをみていると私は姑を許すことができない。何故先生たちは娘を姑に託したのか。一度姑の家で娘に会ったが、贅沢に育てられわがまま放題だった。私は貧しいが謙虚に生きる職人の父と主婦の母に真心をこめて質素に育てられた。娘はもう私の世界の人間ではない。」

「迷子の小鹿に出会ったら決して触るな。人の臭いがついたら、わが子を探し当てた母親が人間の臭いがあるので警戒しかみ殺すか捨て去るだろから」という自然保護運動家故中村芳男氏の言葉を思いだす。家族再統合の

道のりは困難であるが当事者の意見も参考にしながら慎重に地道にやるしかない。

#### 症例 4

原因不明の重度の脳挫傷と脳出血と痙攣のため、とある病院の小児科に緊急入院した1歳男児は、退院予定の前日に、親の前から連れ去られた。児童相談所による児の一時保護であった。昨日まで和やかに話し合っていた小児科スタッフの誰一人として、親に予告も説明もしなかった。親は心配して子どもを捜しまくり、児童相談所による‘拉致’と分かると抗議し、児童相談所を訴えようとした。

児童の脳障害は明らかに人災による加害の跡であるが、それは親なのか同居中の祖父なのか不明である。親は身に覚えがないと言い張り、さらに自分らが加害者といわれて憤慨し、児童相談所との関係は悪化した。このような関係が児童の保護によいわけではない。

すでにこじれた親と児童相談所の関係に、第3者の役割として参加した時、筆者らはまず、親の傷ついた気持ちに耳を傾けた。父母は心の底から憤慨の気持を純朴に語った。

言い分を十分聞いてもらった後、親は少し筆者らに耳を傾けるゆとりが生まれた。そこではっきりと、家庭内で、原因不明の重症の頭部外傷が起きることは大事件であり、社会の支援を求めるべきであると伝えた。頭蓋骨から脳が飛び出すほどの外傷に加えて脳波異常や痙攣がある。外傷の後遺症をもつ子の育児には社会的支援が必要であると。あなた方の大切な宝ものであるお子さんを、社会があなた方とともに育てていくのだと。そのような話し合いの積み重ねの中で両親は施設入所を了解し、やがて児童相談所を信頼するようになった。

## 5. 虐待予防と育児支援

### 1) 虐待予防と育児支援

虐待予防と育児支援の原則を以下にまとめる

- ① まず害をすることなかれ *primum non nocere* デリケートな母子にきついかかわりは有害。
- ② 赤ちゃんの間主観性を守る：赤ちゃんは私たちの不機嫌や苛立ちを实によく見抜きストレスを感じる。暖かく柔らかくかかわろう。
- ③ 赤ちゃんのために親を包む：障害や育ちにくさをもつ子の育児は大変である。母親の疲れと育児不安は赤ちゃんとの悪循環を引き起こす。「大丈夫、すてきな子だね、よくやっているね」と母をねぎらおう。

### 2) 育児障害のハイリスクの母親を支える

ものいわぬ赤ちゃんは、24時間母に果てしない要求をつきつける。育児はどの女性にとっても理屈抜きの心身の重労働である。思春期の問題をひきずったまま母親になる女性は、ふつうの人以上に、赤ちゃんの要求は身に伝える。思春期から精神障害を抱える女性が母親になる時、育児障害のリスクは高まる。実際にはケースバイケースでどの人にも脆さ *vulnerability* と自然なたくましさ *resiliency* の両面がある。周囲が「虐待の母」の烙印を押さず、適切な理解にもとづくサポートをすれば、育児を何とかやっていくことができる。特に心の響きあえる誰かと出会うことにより思わぬ成熟を遂げる女性もいる。

#### 症例 5 私は虐待する母？

「夜中にわが子を突き飛ばしてしまう」と訴え遠くから受診した母親Aさん。「思春期にリストカットやシンナー中毒で精神科医に‘境界人格構造’と診断された。これ虐待ですよ。」と率直に悩みを打ち明けてきた。「精神科の薬は母乳によくないからやめています。幼い時父母の離婚で祖母に育てられ、その後両親の間を行き来し、

## ■ 論文 ■

家出をしました」。

Aさんは上手に授乳し丁寧にオムツを換える。(若いのに上手ね。慣れた手つきはどこで覚えたの?)と聞くと、まず誉められることに驚き、「11歳から母と暮らした時、異父弟を世話しました」と応えた。水商売の母は帰りが遅く、ある夜物音で目覚めると、母の横に見知らぬ男が寝ていた。とっさに飛び起き「やめて!」と叫んだら、「親不孝者」と母にののしられ、家出した。それ以来天涯孤独な生活です、と語ってくれた。

またAさんは幼い頃、祖母に甘えて乳首を舐めていたことをふと回想した。「ある日不意に母がその場に入ってきたら、祖母はとっさに私を拒絶した。」そう語りながら「ああわかった!だから夜中に乳房をまさぐられるとあの子をつきとばすんだ」と洞察した。虐待なのかと心配した自分の行為の裏には、幼い頃のフラッシュバックがあったことに気づき、Aさんはそれ以来赤ちゃんにあたらなくなった。

今もはやAさんは「虐待の母」ではない。精神障害の烙印をおされたAさんの話をよく聞き、しっかり向き合おうと、素朴で純粋な自我を隠しもつことがわかった。たとえば淫乱な母を嫌う若者らしい正義感や、遠い病院に出向く一途さには、逆境にめげず生き延びようとするひたむきさを感じられた。心を病むほどの辛さを率直に開示することもできる。周囲の否定的評価を鵜呑みにしたり自己を卑下する必要はないと話し合った。Aさんは次第に自分の心の健やかさを自覚し自信をもち、成熟度の高い母親に成長していった。

よき親になれるように育てられてこなかった男女が父母になる時、虐待のリスクは高まる。しかし適確に支えることにより、よい育児は可能である。特に妊娠、出産、育児の時期は、虐待リスクの高まる時期であるとともに、父母の成熟を促すことのできる時期でもある。適確な支援体制とは、社会の私たちが胎児を羊水と子宮が守るように、母子を、母性的に包み、かつ父性的に現実生活に導くものであり、危機を乗り越えチャンスに転じていくことを促すものである。

## 6. わが国の臨床現場の課題

来春の改正児童虐待防止法の施行を前に、子どもの権利をよりよく守る社会作りのためのヒントを以下にくつつかあげてみよう。

1) 子どもの権利を守るシステム作りには虐待を生きのびた当事者の意見を取り入れていく。

2) 複雑な現代の虐待ケースに対応できる専門家養成講座を開く。

プログラムには児童臨床を経験した者が最低1年以上、毎週数時間、乳幼児観察と症例スーパービジョンを受け、乳幼児精神保健学、家族精神医学、精神力動論の理論と実践を学べるようにする。

<乳幼児観察>ロンドンのタビストックから世界に広がった乳幼児観察infant observation (E. Bick) は、国際的に虐待ハイリスク家庭を訪問するワーカーの必須研修である。乳児観察では、家庭訪問先で母親が乳児を虐げる場面に遭遇しても、じっと観察を続ける。その直後にセミナーグループに記録を発表し、リーダーの専門的コメントを得て、なぜ虐待のやりとりが発生したかを理解する。観察者の思いに反し、乳児の自然な発達期の母親との衝突に過ぎぬ場合も多く、翌週訪問すると、母子は仲睦まじく過ごしていたりする。

3) 虐待介入の透明性

日本の古い権威主義と勧善懲悪モデルは改善の必要がある。ある小児科医が親との信頼関係を築きながら代理人によるミュンヒハウゼン氏症候群と診断した児を専門家に紹介した。受診直後に児は診察室から連れさられ、親は混乱した。小児科医の問い合わせに「情報漏えいを危惧しあなたには話せない」とその専門家は返事

をしたという。小児科医は親の治療も含めた専門ケアを望んでいたのにと憤慨していた。

透明性の高いシステムの見本はフィンランドである。虐待の疑われる家族は児童相談所の指示によりタンペレ大学児童精神科家族病棟に入院する。そこで丸3週間、児童精神科の担当スタッフは朝の9時から夕方5時まで食事、昼寝も含めすべての生活を家族と共にする。スタッフとの討論もオープンに親の前で行う。3週間の終わりに、児童相談所との全体会議で方針が出される。3週間のフェアな観察とかかわりにより、親は納得し素直に判定に従いわが子を預けることができるという。親を人として尊重し内省を促すものである。

#### 4) 性虐待包括的システム作り

性虐待は加害者が隠蔽する悪性の虐待である。ボストンのカトリック神父による少年性虐待は被害児が成人になって訴えるまで20年間余り隠されていた。ものいえぬ乳幼児や知的障害児は常に性虐待のハイリスクである。福祉・治療施設や特殊教育機関が閉鎖的である時、小児性愛者はいとも簡単に現場に入りこむ。筆者らのかかわる幼児と知的障害児は、幼稚園と学校で男性教師に性虐待を受けた上、誰にもいふなと脅しの口封じをされていた。発見した両親が園と学校に訴えたが黙殺された。わが国は幼児ポルノビデオの大量輸出国である上、小児性愛者が社会に野放しであり、児童の性虐待への取り組みは急務とされる。

#### 5) 子どもが安心できる地域社会作り

工業化の進む欧米ではいち早く社会的対策が進められてきた。子どもの権利条約の批准された1989年に、フランスの国会は「働く女性と子どもの発達」シンポジウムを開催し、行政官に向けて世界乳幼児精神医学会の理事らを講師に招いた。筆者も「日本の働く母親と専業主婦の抱える育児ストレス」について話をした<sup>23</sup>。D. スターンは、乳幼児の心の発達には、効率中心のビジネスの世界の緊張は有害であり、眠る、甘えるというゆったりしたリズムが家庭で保証されねばならないと述べた。英国では産前産後2週間連日、担当保健師が母子を家庭訪問する。フランスのスラム街では、産後うつ病の母親の赤ちゃんを昼間保育園が預かり、保健師が送迎する。スラムの貧しい家庭の子らには、必要な一日摂取カロリーをすべて保育園の食事と与えている。

### おわりに

国連の子ども権利条約は、子どもが自分の出自を知る権利、安心して生活する権利、トラウマのケアを受ける権利などを保証している。現代の私たち臨床家は、従来の社会の枠組みを越えて発生するITネット社会の社会病理や家族病理にさらされる子らの、見えにくいマルトリートメントに気づき対応できる深い洞察力と実践力を身につけねばならない。それには当事者である子どもや親の苦悩からつぶさに学ぶ必要がある。また社会全体が命を慈しむ優しさを持つ社会に導く必要がある。ここにオスラー (Osler, W) の「平静のこころ Aequanimitas」<sup>24</sup>という医療の基本姿勢が改めて意義深い。「平静のこころ」とは、患者へのかかわりを、一貫性のあるよいチームワークのもとで淡々と謙虚に実施する姿勢である。

この度2008年8月1日から5日まで、アジアで初めての世界乳幼児精神保健学会 (World Association for Infant Mental Health: WA I M H) 世界大会が横浜みなとみらいパシフィコで開催される。障害や疾患をもつ赤ちゃんも、そうでない赤ちゃんも、ひとしく祝福される社会を創りをめざす大会である。幼い命と家族の幸せを守りぬく社会の構築こそが虐待を根本的に予防することができる。大会テーマは「赤ちゃんに乾杯!」 **Celebrating the Baby: Baby in Family and Culture**。虐待をはじめとする子どもの問題に取り組むすべての人にお勧めする。 <http://www.waimh-japan.org/>

【参考文献】

1. Hartman,H. (1958) Ego psychology and the problem of adaptation. New York. International University Press.
2. Lloyd de Mause (1974) The Evolution of Childhood. In Lloyd de Mause (ed) The History of Childhood Bellew, p1-75, 130-131, London
3. 柳田邦男 (2008) 授乳中にメール これは虐待だ！日本人の教養 <第50回> 新潮45 (309) :246-254
4. Watanabe, H (1996) Paranoia in Modern Japan Even Paranoids Have Enemies: Routledge
5. 酒井道子、佐藤明弘、崔明順、渡辺久子、高橋孝雄、田中徹哉 (2005)、心身障害児学級における教師による性虐待 (言語表現が不十分な子どもの訴えをどのように取り扱うか) 児童青年期精神医学会 46 (4) :418-438
6. 非配偶者間人口授精で生まれた人の自助グループ (DOG:DI Offspring Group) (2007) 子どもが語るAID P1-11 日本財団助成事業
7. Winnicott, D.W. (1968) Playing: Its theoretical status in the clinical situation. International Journal of Psychoanalysis 49:591-8
8. Fraiberg,S (1980) Clinical Studies in Infant Mental Health :the first years of life. BasicBooks, New York
9. Trevarthen, C. (1999) Musicality and the Intrinsic Motive Pulse: Evidence from human psychobiology and infant communication In Rhythm, Musical Narrative, and Origins of Human Communication. Musicae Scientiae, Special Issue, 1999-2000. European Society for the Cognitive Sciences of Music, Liège, pp157-213
10. Stern, D.N. (2004) The Present Moment : in psychotherapy and everyday life p79-80 Norton New York
11. Malloch, S. N. (1999). Mothers and infants and Communicative Musicality In Rhythm, Musical Narrative, and Origins of Human Communication. Musicae Scientiae, Special Issue, 1999-2000. European Society for the Cognitive Sciences of Music, Liège, pp. 29-58.
12. Zelkowitz,P., Bardin,C., Papageorgiou. (2007) Anxiety Affects the Relationship Between Parents and Their Very Low Birth Weight Infants Infant Mental Health Journal 28:296-314.
13. Murray, L., Fiori-Cowley,A., Hooper,R., Cooper, P. (1996) The impact of postnatal depression and associated adversity on early mother-infant interactions and later. Child Development 67 (5) 1-26
14. Schore,A (2001) Effects of a secure attachment relationship on right brain development, affect regulation, and infant mental health Infant Mental Health Journal 22:7-66
15. Schore,A (2001) The effects of early relational trauma on right brain development, affect regulation, and infant mental health. Infant Mental Health Journal 22:188-200
16. Papousek, H. and Papousek, M. (1987). Intuitive parenting: A dialectic counterpart to the infant's integrative competence. In Osofsky, J. D. (ed) .. *Handbook of infant development: Second Edition*. New York: Wiley.
17. Mahler, M.,S.,Pine,F., Bergman,A.: (1975) The Psychological Birth of the Human Infant Basic Books, N.Y. 1975
18. Rijt-Plooi, H.H.C.van de, Plooi, F.X. (1993) Distinct periods of mother-infant conflict in normal development. Sources of progress and germs of pathology. Journal of Child Psychology and Psychiatry 34:229-245
19. Rijt-Plooi, H.H.C.van de, Plooi, F.X. (1992) The Wonder Weeks Netherlands Kiddy World Promotions 1992 川本英明訳 「0歳児の心の秘密がわかる本」 PHP 2004年
20. Rijt-Plooi, H.H.C.van de, Sted,J,M van der Plooi, F.X. (1996) Hordenlopen (Leaping Hurdles) : a primary prevention parental support and education program. Neterlands Kiddy Promotion
21. Freud, A. (1966) Identification with the Aggressor. In. The Ego and the Mechanisms of Defense P109-121 International University Press, N.Y.
22. Fonagy,P.,Steel,M., Moran,G., Steele, H.,Higitt,A. (1991) Measuring the ghosts in the nursery: a summary of the main findings of the Anna Freud Centre-University College London Parent-Child Study. Bull. Anna Freud Centre 14:115-131
23. H.Watanabe : (1992) Quelle approche dans d'utres societees industrialisees ? p137-p141 Developpement de l'Enfant et Engagement Professionnel des Meres. Collecion <<Les Grands Colloques >> Paris Les Editions STH
24. Osler, W (1889) Aequanimitas (日野原重明、二木久恵訳「平静の心」オスラー博士講演集、 p 1-16 医学書院) Aequanimitas :A Way of Life Sir William Osler Aequanimituas, Mac Gras-Hill Book Co. 1906



# 「児童相談所における虐待対応業務等の実態と課題」

～平成16年児童虐待防止制度改正後の法施行状況調査結果から

才 村 純

(日本子ども家庭総合研究所 ソーシャルワーク研究担当部長)

## 1. はじめに

平成19年5月に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が改正された。当該改正に先立つ平成16年にも同法は改正され、法附則第2条に、虐待防止に係る制度は、改正法施行後3年を目途に、同法の施行状況等を勘案して見直す旨の規定が設けられた。このため、筆者らは、財団法人こども未来財団の委託研究の一環として、平成16年の改正法施行の初年度に当る平成17年度ならびに2年目に当る平成18年度に、虐待対応の中核機関である児童相談所における改正法の施行状況を把握・分析し、提言を行った（注1、注2）。平成19年の改正に先立って開催された超党派の国会議員による勉強会や厚生労働省の施策検討会などにおいて、筆者は本調査研究の成果等を踏まえて制度のあり方について提言を行ったが、その結果、制度改正につながった事項も少なくないものと自負している。以下、平成18年度研究報告書で明らかにした実態や課題の概要を紹介するとともに、本研究で考察した施策の方向性と平成19年改正との関連について言及することにする。

## 2. 研究方法

全国の児童相談所を対象に平成16年の制度改正後の施行状況等に関する質問紙調査を郵送し、平成18年12月22日を期限として回答を求めた。質問紙調査は一般事項や事例件数等について尋ねる基本調査票と、該当事例を有する児童相談所に対し当該事例の内容等を尋ねる事例調査票で構成した。また、実態や職員の意識等をより詳細に把握するため、質問紙調査において特徴的な傾向が認められた10ヶ所の児童相談所に対し実地調査を行った。加えて、特徴的な取り組みの実態把握や課題整理を行うため、具体事例の分析を行った。

なお、調査時点としては平成18年11月末を設定し、平成18年4月～11月末の8ヶ月間の取扱件数等を求めた。

## 3. 調査研究結果の概要

### (1) 回収状況

送付数	191ヶ所	回収数	137ヶ所	回収率	71.7%
-----	-------	-----	-------	-----	-------

### (2) 虐待対応のための専従組織の設置状況

あり	75ヶ所 (54.7%)	なし	60ヶ所 (43.8%)
----	--------------	----	--------------

(3) 児童福祉司1人当りの担当ケース数

1人当りのケース数	107件
虐待専従組織を設置していない児童相談所の児童福祉司	139件
虐待専従組織を設置している児童相談所	
(当該専従組織に所属しない児童福祉司	116件、当該専従組織に所属する児童福祉司 59件)

児童福祉司1人当りのケース数を把握した調査はいくつかあるが、何をもちいて1人当りのケース数とするか、その基準が曖昧であると言わざるを得ない。本調査では、実際に対応できているかどうかは別として、本来児童福祉司が対応しなければならないケース、具体的には未処理、在宅指導、施設入所措置・里親委託ケースを何件抱えているかを把握した。これら3つを取り上げた理由は次のとおりである。未処理ケースは援助方針が未だ決定できていないケースで、援助の方針決定に向け様々な取組みを行う必要がある。また、在宅指導ケースは、「在宅指導」という援助方針が決定されたケースで、これを実行していく必要がある。施設入所措置・里親委託ケースは、これらの措置がとられた後も引き続き保護者や子どもへの援助や施設・里親との調整などを行う必要がある。

なお、筆者らが実施した国際比較調査では、欧米諸国の1人あたりのケース数は20件前後であった(注3)。国により制度等が異なるため、単純には比較できないが、わが国の児童福祉司は欧米諸国の約5倍のケース数を抱えていることになる。

また、筆者らは平成16年度、児童相談所を対象にタイムスタディを実施し、心身障害相談1件に費やす業務量を1.0とした場合に、虐待等他の相談がそれぞれどの程度の業務量になるのかを算出するとともに、先行研究との比較を行った(注4、注5、注6)。その結果、同じ1件でも虐待相談への対応に費やす時間は、心身障害相談の約13倍であることが明らかになった(表1)。このように膨大な業務量を要する虐待相談が15年間で30倍以上に増えたが、職員は2倍にも増えてはいない。その結果、職員は多忙を極め、個々の事例に対して丁寧なきめ細かい対応ができていないのが実情である。国は、ほぼ毎年、地方交付税の積算基準を改め、児童福祉司の増員に努めるとともに、平成17年には児童福祉法施行令を改正し、児童福祉司の配置基準をそれまでの「人口おおむね10万人～13万人に1人」から「人口おおむね5万人～8万人に1人」に引き上げるなど、増員に努めてはいるが、「焼け石に水」といわざるを得ない。抜本的な増員が必要である。

表1 心身障害相談に係る業務量を1.0とした場合の各種別の業務量  
 才村純他「虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究  
 (主任研究者：才村純)、2005

	昭和63年度	平成7年度	平成16年度
養護相談	3.2	5.4	9.5
内虐待	—	—	12.8
心身障害相談	1.0	1.0	1.0
非行相談	4.3	7.0	4.6
育成相談	2.4	2.5	1.8
保健・その他の相談	0.7	0.8	3.0

#### (4) 医療ネグレクト

医療ネグレクトの件数を把握したものとしてはわが国では初めての調査と思われる。調査対象期間における件数は59件であった。対応として、深刻なケースについては、親権喪失宣告請求を本案とした保全処分申立て（親権者の職務執行停止と職務代行者の選任申立て）を行い、職務代行者の代諾をもって医療を受けるという運用がなされることがあるが、これには次のような問題がある。

- ① 医療の承諾の部分のみ親権を制限すれば事足りるにもかかわらず、親権を全面的に制限してしまう。
- ② 医療そのものに高いリスクがあったり、後遺障害等が残る可能性が高い場合などには、職務代行者の確保に困難が伴いやすい。

従って、次のような制度整備が必要と考えられた。

- ① 職務代行者の確保が困難な場合、児童福祉法第2条が規定する児童の健全育成に係る公的責任に即り、都道府県知事等の公的機関が代諾者となる。
- ② 重大な瑕疵がない限り、代諾に伴う結果からは免責される。

#### 【今回の法改正との関連】

医療ネグレクトに関する法整備については、国会等においても議論があったが親権法制の改正など民法に関わるテーマであり、慎重な検討が必要との理由などから、先送りになった。厚生労働省は、医療ネグレクトへの対応をガイドラインで示すこととしている。

#### (5) 個人情報保護法と調査協力

例えば、新規転入ケースについて児童相談所が前住地を管轄する福祉事務所にケースの取扱い経過等を照会しても、個人情報保護法に抵触することを理由に情報提供等の調査協力を拒否されるなど、迅速かつ正確な調査に支障を来す場合がある。今回、個人情報保護法を盾に調査協力を拒否された件数を聞いたが、調査対象期間において54件の該当事案があった。

実地調査では、次のような意見や工夫が多くの子童相談所から報告された。

- ・ 医療機関では児童本人の情報提供にはかなり協力的であるが、保護者の情報に関するガードが固い。
- ・ 個人病院より大きな病院のほうが情報提供には協力的である。
- ・ 特に私立幼稚園のガードが固い。
- ・ 依頼文書があれば、協力してくれる機関が多い。
- ・ 要保護児童対策地域協議会会長名での情報提供の協力依頼文を提出して、協力を得ている。

必要な資料や情報の収集は、虐待対応を適切に行う上で極めて重要である。厚生労働省は、個人情報保護法が規定する情報の目的外使用及び第三者への提供制限について、次の見解を示している。

- ① 要保護児童対策地域協議会が設置されている場合は、同協議会の権限として情報提供等の協力要請が認められていることから、同法が適用除外要件としている「法令に基づく場合」に該当し、個人情報保護法に違反することにならないと考えられる。
- ② 要保護児童対策地域協議会が未設置である場合であっても、個人情報保護法が適用除外要件としている「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する。

ただし、緊急性が高く、要保護児童対策地域協議会での協議を行ういとまがないケースも実際には多く、直接児童相談所等が相手方に依頼する方が合理的なケースも少なくない。また、②については、どのような

## ■ 論 文 ■

場合に「本人の同意を得ることが困難である」とみなすのかということなどについて曖昧さが残る。

従って、本来的には、調査の一環として必要な資料や情報の提供を児童相談所から要請された場合、これに対する協力を担保するための立法措置について検討する必要がある。

### 【今回の法改正との関連】

今回の法改正では、地方公共団体の機関は、市町村長や児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができることとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないといわれている。

今回の改正により、資料や情報提供の協力を得るための根拠が与えられたことは画期的と言える。ただし、資料や情報を提供することができるのとされているのは地方公共団体の機関に限られているが、先述したように、特に個人病院や私立幼稚園において、個人情報保護法に抵触することを理由に情報提供等の調査協力を拒否される場合が少なくなく、これら民間機関による資料や情報の提供についても何らかの法的後ろ盾が必要と思われる。

### (6) 立入調査の実効性の確保

調査対象期間における立入調査決定件数129件に対し 執行不可の件数は15件（11.6%）であった。執行できなかった主な理由としては、「保護者が不在だった」4件、「保護者の拒否・抵抗」3件、「施錠しドアを開けなかった」1件となっている。

子どもの安全確認・確保を図る観点から、立入調査の実効性をいかに確保するかは重要な課題となる。特に、現行犯や逼迫した状況における犯罪行為の制止等を図るための警察官の強制立入は現行法（刑事訴訟法、警察官職務執行法）においても認められているが、長期に亘るネグレクトなどで児童相談所等が安全確認に及んでも全く応答がなく、屋内で何が起きているかも確認できないような場合にはなすすべがないのが実情である。このため、本研究報告書では、確実な安全確認と子どもの保護のためには、さらに強い権限での介入システムが必要となること、ただし、児童相談所が現状より強い権限で介入を行うことは、その後の支援関係に悪影響を及ぼす懸念もあるため、裁判所の令状に基づき警察が強制解錠できる仕組みが望ましいことなどを提言した。

### 【今回の法改正との関連】

今回の改正では、立入調査の実効性を確保するため、都道府県知事は、①虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所長等に必要な調査又は質問をさせることができること、②保護者が出頭の求めに応じない場合、立入調査その他必要な措置を講ずること、③保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合、当該保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所長等に必要な調査又は質問をさせることができること、④保護者が③の再出頭要求を拒否した場合、裁判所の許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所・居所に臨検させ、または児童を捜索させることができることとされた。

立入調査の実効性を確保する上で、今回の改正は大きな風穴を開けたという意味では大いに評価できるが、先述のように児童相談所と保護者との熾烈な対立関係は不可避であり、その後の援助に悪影響の及ぶことも懸念される。

### (7) 警察官による援助

警察官との連携状況を質問紙調査で聞いたが、連携は一層強化されつつあり、警察官の援助については、児童相談所から高い評価を得ている（立入調査における警察官の援助77件（立入調査全ケースの78.6%））。

援助内容では、

- ・ 不測の事態に備えて現場付近で待機 54件
- ・ 子ども・職員に危害が及ぶ可能性がある場合における立入 21件

となっている。

さらなる連携のための方策としては、警察と児童相談所との事前の協議を綿密に行う、個々の事例に関する認識と対応方法の共通理解に向け努力する、警察と福祉との合同研修の実施などが考えられる。

### (8) 面会・通信の制限等

現行制度では、28条措置について児童相談所長又は施設長による面会・通信の制限を認めているが、面会・通信制限が行われた事例からは、対応困難な保護者が増加していることが伺えた。

面会・通信制限の理由として、

- ・ 保護者が児童相談所の指導に従わない
- ・ 子どもが接触を拒否
- ・ 子どもが心理的に不安定
- ・ 保護者の状態が不安定

などの項目が昨年度に比べ大幅に増加していた。

また、実地調査からは、同意入所を盾にとって「子どもに会わせろ」「外出を認めろ」と無理難題をふっかけてくる事例が多く、子どもが動揺して著しく心理的外傷を負う場合も少なくないことが明らかになった。

現状で行われている運用面での工夫としては、

- ・ 入所措置同意書に面会・通信の制限を行う旨を盛り込む
- ・ 弁護士を交え接近禁止を盛り込んだ覚書を締結する

などの取組みが見られた。

改善策として本研究報告書では、同意入所についても面会・通信制限が可能な制度とするとともに、新たに子どもが通常所在する場所への立入りや徘徊を禁止できる制度とすべきであること、これらの禁止は、児童相談所長の申立てにより、裁判所が命令できることとし、違反行為には罰則を科す制度が望ましいことなどを述べた。

#### 【今回の法改正との関連】

今回の改正では、本研究報告書の提言がほぼ反映されたといってよい。すなわち、同意入所や一時保護についても面会・通信の制限が可能とされるとともに、罰則付きの接近禁止命令制度が創設された。ただし、接近禁止の命令主体は裁判所ではなく、都道府県知事とされた。立入調査における権限強化と同様、保護者との関係性への懸念は払拭しきれない。

### (9) 保護者が援助を受けるための司法機関によるバックアップシステムの構築

改正前の法律において、児童相談所が指導処分（2号措置）を決定した場合、保護者はその指導を受けなけ

## ■ 論 文 ■

ればならず、保護者が指導を受けない場合、都道府県知事は指導を受けるよう勧告できる旨の規定があるが、勧告の実効性が乏しいため、都道府県知事による勧告がなされた事例はない。実地調査では、ネグレクトケースなどでは養育環境の劣悪さに対し保護者の自覚がない、職権一時保護を行ったケースでは保護者との熾烈な対立関係が続いているなど、援助を提案してもこれを受け入れず、養育態度を改めようとしないう保護者への対応に児童相談所は苦慮していることなどが明らかになった。

改善策としては、次のような事柄を提言した。

- ① 改正前の法律では、家庭裁判所は必要に応じて保護者への指導を見守る児童相談所に勧告できることとされているが、在宅指導、施設入所等の措置に関わらず、児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所が保護者に対し指導を受けるように勧告する制度とする
- ② 少年審判における試験観察制度のように、28条申立てについて家庭裁判所が決定を留保し、保護者に対して養育態度の改善を申し渡し、その後の保護者の改善努力を勧告して決定を下す制度とすることについて検討する必要がある。
- ③ 再三の指導勧告にもかかわらず、保護者がこれを無視し続けるような場合、子どもは先の見通しが不明で長期の施設生活を余儀なくされることになるが、これは子どもの最善の利益の保障という観点からは大きな問題と言わねばならない。従って、保護者の改善努力が見られないケースについては、里親委託・養子縁組など、保護者とは別のパーマネンシーを保障する道が開かれるべきであり、このためには、保護者の援助拒否を事由とした親権喪失宣告請求が可能となる制度とすべきである。

### 【今回の法改正との関連】

①、②は反映されなかったが、③の提言は反映された。すなわち、保護者が知事の指導勧告に従わない場合は一時保護、強制施設入所措置その他必要な措置を講ずることとされるとともに、保護者が指導に関する知事勧告に従わず、児童に対して親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うこととされた。この改正は、子どもの最善の利益に資するものであり、大いに評価できる。

### (10) 職員への加害・妨害の状況

平成18年4月～11月において、児童相談所職員が保護者から暴力や暴言、脅しなどの加害・妨害を受けた事件は140件あった。なお、昨年度同期では121件（注7）、平成10年度（1年間）には25件（注8）であり、急増しつつあるといえる。

対象は児童福祉司が91.3%と圧倒的に多く、事件発生の局面は、任意調査、一時保護の時点、一時保護中、施設入所措置中とあらゆる場面にわたっている。従って、どの局面においても加害・妨害事件は発生するという認識に立つ必要があると考えられた。

方策としては、保護者への複数対応、攻撃的な保護者への対応のシミュレーションの徹底、警察との連携の徹底、防犯センサーやガードマンの配置など、ソフト・ハード両面での保安体制の確保に留意すべきと考えられた。

### (11) 職員の精神等の状況①

平成14年4月以降、虐待ケースへの対応に伴うストレス等が原因と考えられる事由により配置転換や休職にいたった職員のいる児童相談所数を調査した。このような調査は、わが国では初めてのものと思われる。その結果は次表のとおりである。

虐待ケースへの対応に伴うストレス等が原因と考えられる事由により  
配置転換や休職にいたった職員がいる児童相談所数

	該当者あり	該当者なし	わからない	答えたくない	有効回答数
箇所数	47	61	28	1	137
割合	34.3%	44.5%	20.4%	0.7%	100.0%

「わからない」「答えたくない」を除くと43.5%の児童相談所に該当者がいることになる。  
「該当者あり」と答えた47児童相談所における内訳は下表のとおりである。

該当者の内訳

児童相談所内外に配置転換になった職員がいる	72.3%
現在勤務しているが、何らかの精神的不調・不安等を抱えているなど配慮が必要な職員がいる	63.8%
休職中の職員、退職した職員がいる	19.1%

なお、休職中の職員で、精神科の受診歴のある職員がいる児童相談所は、判明しているだけでも75.0%にのぼる。

今回の調査は、該当する児童相談所数を尋ねたものであり、該当職員数は聞いていないが、複数の児童相談所から「各児童相談所に1～2割の割合で休職又は休職寸前の職員がいる」という発言がなされた事実などを踏まえると、該当する職員数はかなりの数に上るのではないかと推測された。

(12) 職員の精神等の状況②

① ストレスやバーンアウトの要因

児童相談所職員のバーンアウトの状況は深刻である。バーンアウト職員の代替職員がさらにバーンアウトするという「バーンアウトの連鎖」も実地調査から聞かれた。

実地調査で聞いたストレスやバーンアウトの要因としては、

- ア. 保護者から人格を否定するような言動を浴びせかけられることによるトラウマ
- イ. 多忙を極め、十分なスーパービジョンやOJTが受けられない中で、自信喪失に陥り、ケースに対しても先の見通しが持てず、主体的な取り組みが困難となること
- ウ. にもかかわらず、対応を誤るとたちまち痛烈な社会的批判に晒されかねないジレンマ
- エ. 激務であるにもかかわらず社会的に評価されない不達成感

② 方策

職員のバーンアウトを防止するための方策として、次のような取組みを提言した。

- ア. 職員間のコミュニケーションが確保される体制作り
  - ・ スーパーバイザーによるスーパービジョン作りに加え、職員同士が気軽に悩みや愚痴をこぼしあい、情報や認識の共有化を図り、担当者が孤立しないような体制を確保する。
  - ・ 規模の大きい児童相談所では、班制などのユニット化を工夫する。
- イ. 専門性の蓄積に向けた人事面での考慮
  - ・ 専門職を配置し、専門性を確保する。

■ 論 文 ■

- ・ 「最前線」の仕事とその他の仕事を一定のサイクルで交代させ、ストレスの緩和を図る。
- ウ. 他の専門職によるバックアップ体制の確保
  - ・ 法的対応が必要な事例では、弁護士の助言が受けられるというように他の専門職による技術的なバックアップ体制を確保する。
- エ. 職員の増員
  - ・ 膨大な数のケースを抱えている現状において、個々の事例に丁寧に対応できず、「いつ事故が起きてしまうかわからない」というプレッシャーは大きい。引続き職員の増員が必要である。
  - ・ あまりにも多忙なため、専門性を確保する上で極めて重要なスーパービジョンと研修(特にOJT)を受ける時間もない。十分な意思疎通を図り、チーム対応を実現するためにも職員の増員は急務である。
- オ. 職員のメンタルヘルス
  - ・ 虐待対応の現場では、緊張感から職場の雰囲気が刺々しくなりがちである。職員が自信と余裕を持って業務を遂行できるような配慮が管理職に求められる。

(13) 家族再統合①

① 家族再統合の現状

平成16年の児童虐待防止法の改正以後、家族再統合援助の必要性はますます声高に叫ばれているが、再統合に向けた取り組みはまだ低調である。施設入所措置・里親委託中の被虐待児童で再統合に向けて保護者援助を実施しているケースの比率は8.9%に止まっている(虐待を理由に施設等に入所している子ども9,076人中805人の保護者に対して実施)。

② 家族再統合援助が進まない要因

- ア. 体制的要因(児童相談所の体制が脆弱。技法や技術の蓄積・伝達が構造的に困難)
- イ. 技術的要因(援助技術として確立されておらず、試行錯誤の段階)
- ウ. 制度的要因(児童相談所が強権的機能と援助機能という矛盾する機能を一手に担っているため、保護者との間で険悪な関係に陥る場合も少なくなく、児童相談所が援助について保護者に提案しても保護者がこれを受けつけないことが多い。また、その場合保護者が援助を受けることを後押しする制度がない。)

③ 家族再統合援助の取り組み実態

このように家族再統合援助は低調な状況ではあるが、再統合に向けたさまざまな試みがなされつつある。

ア. 保護者援助の内容

家族再統合(家庭復帰に限定)に向けた保護者援助の内容

	治療 保護者へのカウンセリング、心理的	ペアレントトレーニングなど各種技法を用いた援助	家族参加の会議	治療 医療機関における	地域のサポートネットワーク作り	生活基盤の整備 (住居・経済面など)	家族の関係調整	親族との関係調整	連携 学校病院等との	準備 保育所や在宅サービス利用に向けた	家族再接触プログラム(通信・面会・外出・外泊等)	その他	合計
回答見相数	61	29	28	35	66	46	78	46	50	50	76	2	137
割合(%)	44.5	21.2	20.4	25.5	48.2	33.6	56.9	33.6	36.5	36.5	55.5	1.5	100.0
ケース	251	64	108	113	386	167	689	188	312	127	579	2	805
割合(%)	31.2	8.0	13.4	14.0	48.0	20.7	85.6	23.4	38.8	15.8	71.9	0.2	100.0



イ. 保護者の受講状況

条件を整え再統合援助の実施にこぎつけた場合、半数を超える保護者が受講している。

保護者の受講状況（回答のあった630件について）

	積極的に受講	子どもを家庭復帰させるためやむを得ず受講している	援助受講にむらがあり安定しない	児童相談所のかかわりに拒否的で援助を受け入れない	子どもへの関心が薄く、受講意欲がない	経済的な理由から継続的な受講が困難	入院・拘留により受講が困難	その他	合計
件数	191	141	132	41	40	38	11	36	630
割合	30.3%	22.4%	21.0%	6.5%	6.3%	6.0%	1.7%	5.7%	100.0%

ウ. 保護者への援助実施結果

援助の結果、家族再統合援助を受講した保護者の8割以上に何らかの形で肯定的な変化が見られた。

保護者への援助実施結果（回答のあった637件について）

	親子関係が改善し家庭復帰	保護者の子どもへの関わりが変化し、親子関係が改善したため援助を継続し家庭復帰を目指した	保護者の子どもへの関わりが変化し、親子関係が改善したため援助を継続し家庭復帰を目指した	家庭復帰は困難だが、親子交流が可能になった	保護者の状況が改善せず、別のパーマネンシープラン（里親、養子縁組）を検討した	保護者の状況が改善しないため、子どもには自立へ向けた援助を検討した	その他	合計
件数	79	208	251	6	40	53	637	
割合	12.4%	32.7%	39.4%	0.9%	6.3%	8.3%	100.0%	

(14) 家族再統合③

家族再統合援助の効果的展開に向けて、下記の提言を行った。

- ① 必要な効果を得るには十分なコストを掛ける必要がある（虐待の世代間連鎖、拡大再生産を防止するためにも）。
- ② 家族再統合支援センターの設置検討

援助には、高度な専門技術の蓄積が必要であることに加え、再統合には個人のライフヒストリーを扱う息の長い援助が必要となるが、人事異動が頻繁な児童相談所がこれを行うには限界がある。また、児童相談所は強制的介入を行うため、保護者との信頼関係の形成が困難となりやすく援助につながらない場合も少なくない。

このための打開策の一つとして「家族再統合支援センター」の設置を提唱したい。家族再統合支援センターは、家族再統合援助に係る専門的な援助を行う専門機関であり、各都道府県に設置し、民間団体の運営とする。そして、児童家庭支援センターをその支部と位置づけ、利用者の便宜を図る。児童相談所は家族再統合に必要な「処方箋（援助プログラム）」を作り、プログラムの一部または全部の実施を家族再統合支援センターに委託する。児童相談所は家族再統合支援センターと十分な連携を図りながら、常に状況に合わせて必要な援助をマネジメントする。

また、家族再統合支援センターは、再統合援助に関するノウハウを開発・集積して、NPO等による地域

の援助資源に普及する役割も担う。

#### 4. おわりに

以上、筆者らが行った調査研究の報告書の概要について述べるとともに、本報告書で提言した内容がどの程度、どのような形で、今般の制度改正に反映され、何が課題として残されたのかについて簡単なコメントを加えた。

むろん制度の充実が図られつつあることは歓迎すべきことである。しかし、あくまで制度は人材を介して具現化される。にもかかわらず、これら制度の担い手である児童相談所の職員は多忙に喘ぎ、疲弊している。今回の調査でも、バーンアウトの職員がいる児童相談所が全体の3分の1以上を占めることが明らかになった。制度を担う人材が疲弊し、休職に追いやられたり、職場を去る状況では、制度もうまく機能しないのは明らかである。

制度の充実が図られつつある今こそ、われわれはこれを支える人材について議論を活発化させていく必要があることを強調しておきたい。

注1：才村純他「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究」（主任研究者：才村純）、『平成17年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』、財団法人こども未来財団、2006

注2：才村純他「児童相談所における児童虐待防止制度改正後の運用実態の把握・課題整理及びあり方に関する調査研究」（主任研究者：才村純）、『平成18年度児童関連サービス調査研究等事業報告書』、財団法人こども未来財団、2007

注3：才村純他「児童相談所の海外の動向を含めた実施体制のあり方」「児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究」（主任研究者：高橋重宏）、平成14年度厚生労働科学研究報告書5/7、2003

注4：才村純他「虐待対応等に係る児童相談所の業務分析に関する調査研究」（主任研究者：才村純）、『平成16年度日本子ども家庭総合研究所紀要第41集』、2005

注5：（先行研究）下平幸男、網野武博他「児童相談所専門職員の執務分析と児童福祉サービスの向上に関する研究」『昭和63年度厚生行政科学研究報告書』、1989

注6：（先行研究）柏女霊峰、中谷茂一他「児童相談所専門職員の執務分析」、「子ども家庭サービスのあり方と実施体制に関する基礎的研究」、『平成9年度日本総合愛育研究所紀要第33集』、1997

注7：注2に同じ

注8：才村純他「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者のリアクション等に関する調査研究」（主任研究者：才村純）、『平成13年度日本子ども家庭総合研究所紀要第38集』、2002

## 「子どもの脳の発達」

榊原 洋一

(お茶の水女子大学 子ども発達教育研究センター)

### はじめに

私は、子どもの虹情報研修センター長の小林登先生が東大で教授をされている時に小児科に入局しまして、その後子どもの神経の病気を専門としております。子どもの神経の専門外来というのは、かつては「てんかん」と「脳性麻痺」「知的障害」がメインだったのです。ところが最近様変わりしてきました。発達障害の患者さん（注意欠陥多動性障害、アスペルガー症候群、学習障害など）が非常に多くなってきています。特に、注意欠陥多動性障害はリタリンによる治療ということが行われるようになっておりますので、非常に増えております。

特に多動については、ご存知だと思いますが、「非行」「行為障害」との関係があるのではないかと言われております。アメリカでは「多動」「ADHD」と診断がつくと、1/3のお子さんは触法少年・少女になるというデータがございます。非常に大きなテーマだと思います。

### 精神発達について ～運動～

人間の子どもの動物も、まず運動が発達してきます。心と精神と運動ということですが、まず運動の働きと脳の働きについての話をします。

発達といっても、運動は直接関係ないと思われると思いますが、乳幼児期は、精神の働きと運動の働きは切り離せないんですね。というのは、ある人の精神機能（知能）を知るために、お話をしたりテストをしたりします。

では5ヶ月の子どもの知能テストをしようと思って、「お名前は？」と尋ねても答えられない。言葉がまだ使えません。言葉が使える前の子どもの精神

の機能を見るには、子どもの行動、つまり運動を見るしかない訳です。「運動」といっても、実は脳がやっていることです。言葉を話したり、ものを考えたりするのも脳がやっていますが、運動も脳がやっていることです。

ですから「頭がいいけど、あの人は運動神経が…」とは確かに言うんですが、結局運動も言葉も考えていることも、脳の活動であることには間違いのないのです。

皆さんはご存知と思いますが、人間の子どもは、運動発達の方向がある程度決まっています。まず、頭に近いほうから出来るようになって、足の方向に進むという原則があります。まず首が据わって、手が使えるようになり、腰が回せるようになると、寝返りができます。さらに骨盤が安定すると、お座りが出来て、膝まで行くとハイハイ、足首まで行くと、つかまり立ち、それで、立って歩くようになる。それでほしい自分を自由にコントロール出来るようになるのです。随意運動は、頭から足の方に、そして体幹から手の指の先に行くのです。手先で細かいことが出来るようになるのは月齢の後のほうですね。その前には手を伸ばしたり、リーチングが出来て、物を手のひらで掴むことが出来るようになるのです。そして指でモノをつまめるようになるのは、1番最後です。こういう原則があるということで、これが決まるには順序があります。まず首が据わることが最初です。「うちの子は歩いていますけど、まだ首が据わってない」これは絶対ありえない訳です。まず「首が据わってから歩く」という順序があります。しかし「個人差も大きい」ということは非常に重要です。健診ではやはり個人差をよく考えなくちゃいけない。どこまでが個人差であり、どこからが異常なのかということを考えなくちゃいけない

訳です。

人間には「反射」という不随意運動もあります。特に「反射」は非常に重要です。私たちは運動したりする時に随意運動をやっていますが、体の隅々1個1個の筋肉をどうするか、全然考えていませんね。ジャンプするときに、自分の足指とか首の角度とか腰の筋肉をどうやって力入れようかと考えたら、全然動けなくなってしまいます。私たちが自分でやっていると思っている運動も、細かいことはみんな、私たちの脳の中でほとんどが不随意で行われるのです。こういう運動が乳児期に非常に発達していきます。

乳児期の運動発達は、脳の発達が全部反映されたものです。ですから例えばいろんな原因がありますが、知的障害のあるお子さんの場合、知的障害が重くなると必ず乳児期の運動の問題になって表出されるわけです。

例えば歩くのが遅いとか、物に手が出ないとかです。乳児期は言葉がまだ使えませんが「運動＝脳の働き」ですね。つまり、運動は極めて重要な脳の働きが反映されているということです。

赤ちゃんのことはばかり話して申し訳ないのですが、赤ちゃんは「原始反射」という生まれつき持っている運動を示します。

生まれたばかりの赤ちゃんは、仰向けに寝ていて、首が後ろにキュッと下がると、ギュッと抱きつくような感じで、「モロー反射」が出ます。「モロー反射」は脳性麻痺のお子さんは、その後まで残ることが分かっています。

そして2ヶ月ぐらいになると、不随意運動の意味の「ジェネラルムーブメント」と言い方をしていますが、子どもは非常にリズム的な動きを始めます。

たとえば、2、3ヶ月の子どもが寝ていながら、手を動かしたり、足を動かしたり、自転車をこぐような動きをしたりとか、不随意運動だけれども非常にスムーズな運動を行います。これは、オランダのプレヒテルは、将来、脳性麻痺になったり、あるいは知的な発達の障害があるお子さんについては、「ジェネラルムーブメント」という不随意運動なん

だけれど、非常にリズム的な動きがうまく出来ていないということを言っています。

このような体全体のリズムを作るような運動についても脳が司っているということ、生後2ヶ月ぐらいに、変化が起こるということが分かっています。

運動の発達は基本的には先ほど言いましたように、首が据わり、寝返り、お座り、つかまり立ち、一人立ち、歩行という順番になります。

身体・運動面の発達は脳の働きの反映ですので、将来いろいろ発達の問題がありそうな子どもさんについては、実はこれらの発達の中に様々な特徴があることが分かっています。寝返りの仕方とか、ハイハイの格好が、例えば自閉症のお子さんは、独特の格好しているという報告がたくさんあります。

運動発達というのは、運動機能だけを見ているようですが、小さい時の運動機能は、脳の働き全体を見ているということで、細かな動きからも発達などの障害を見分けることができると言われています。

ですから私達は、赤ちゃんの行動をビデオで細かくフォローしています。社会性の発達と運動発達の間に、何か関係があるのではないかと見直しているからです。

これは上田礼子先生が改訂された、日本式のデンバーです（図1）。フランケンブルグという人が、アメリカのデンバー市の1000人ぐらいの子どもを、ずーっとフォローして行って、いろんなことが出来る時期をみると、皆一定の時期に、一定の事が出来るようになることが分かりました。

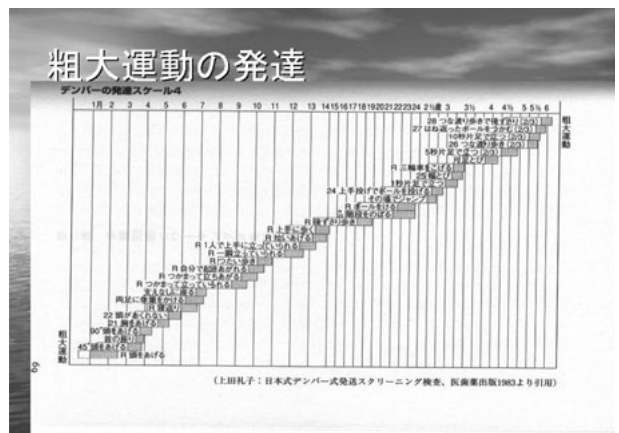


図1

10ヶ月だと一瞬、立っていることが出来ると。上手に立っていられることが出来るのは、だいたい11ヶ月ぐらいから13ヶ月、この2ヶ月の間に、だいたい9割の子どもが出来るようになるんですね。たとえばあるお子さんが、もう2歳なのに立ってられないとなると、これは大きく外れていますから、何か問題があると、そういう目安にする訳です。

人間の子どもは世界中、様々な環境で育っているわけですね。家庭環境・親も違うわけです。それに関わらず、鹿児島であろうと、北海道であろうと、東京であろうと、神奈川であろうと、だいたいこの13ヶ月でピュッと立つわけです。これは環境の影響も大きいけど、人間の脳の中の回路、小林登先生は脳の中の「プログラム」とおっしゃっていますが、そのプログラムが、いかに緻密に出来ているか、ということを示しているわけです。

人間の子どもの脳というのは、基本的行動を行うために、非常に緻密なプログラムが、それもたぶん胎児期から脳の中に出来てきて、それが少しずつ発現するという、非常にデリケートなプログラムであることが分かります。

微細運動も同様です。たとえば、瓶から干しぶどうを出す、瓶の中に入れると。それは、指で干しぶどうをつままなくちゃいけないので、ピンセットつまみが出来ないとはいけません。これが出来る時期を上田先生が調べたのですが、だいたい13~18ヶ月、この5ヶ月の間に、日本中の子どもがつまんで出せるようになるんですね。体全体の動きだけでなく、細かい動きについても、この横幅の中に9割の子がおさまってしまうのです。非常にそのプログラムがうまく出来ているということです。干しぶどうを触ったことも見たこともない人は、3歳まで出来ないとか、早い子は3ヶ月で出来るのであれば、環境因が大きいといえるんですが、これは1000人のランダムに選んだ子どもがこの時期に出来るというのです。

インドでもベトナムでも、サウジアラビアでも同様だと思います。各国とも子どもの成育環境は違います。畳の上でハイハイしている子もいれば、砂漠の遊牧民の場合は馬の家かもしれない。それに関

わらず、同じように発達するのを見る度に、人間は、実に細かく計画されたものだなーと思います。

養老孟司先生は、「一人一人『個性』と言うけど、人間は似ているところの方が多い」とよくおっしゃいます。まさにその通りで、私たちが言う個性の違いは本当にごく表面的なことなのです。

しかしその非常に表面的なところにこそ、非常に大きなバラエティが出てくるわけですから、人間の脳が持つ、ポテンシャルがいかに大きいものか分かります。

「歩く」ようになることも、筋肉が発達すればいいわけではないのです。発達するためには、原始反射は一旦消えなくちゃいけないのですが、姿勢反射がどんどん出来るようになる、バランスが取れるようになることが必要です。ハイハイは、四肢を交互に出さなくちゃいけないんです。赤ちゃんというのは、生まれたときは、右手と左手、一緒にこう動かしますね、ハイハイしようと思ったら、交互に出す運動が出来なくちゃいけないのです。

それから、子どもの場合には脳の働きを大きく「運動」「知的な発達」「精神発達」に分けると、便宜的に分かりやすいのですが、両者はそう簡単には分けられないということがお分かりになったと思います。運動発達のもとには、運動の目的もなくして発達していかないものです。ですから、乳児でも知的な発達の遅れを示すケースでは、おもちゃがあっても手を出さないとか、「おいでおいで」をしても、ハイハイしてこないとか、周りに対する関心が少ないなど、発達の遅れを示すものは運動として現れるのです。ですから、運動の中にある、心理的な意味については、やはり、ずーっと見ていかなくちゃいけないということです。

もう1つ運動のことで面白いデータがあります。カリフォルニア大学のキャンボス先生の実験です。5ヶ月ぐらいの子どもを、自分の手で操作できる電動バギーに乗せて、お部屋の中で自由に動けるようにしてあげるんです。5ヶ月の子どもが電動バギーを使えるかということですが、実は乗せておくと手の前にバーがあって、なんかやった拍子にこう動く

のをやっている、子どもは1週間ぐらいで、バギーの動かし方を自分で習得するそうです。そうして、1日に何時間かバギーに乗せますが、9ヶ月ぐらいになると、ハイハイで動けるようになります。ところが、バギーに乗ったこどもは、他の子どもが動けない5ヶ月の時から、お座りしたままいろんな所へ移動していた訳です。そして9ヶ月時には、動いていた子どもの方が、物事の理解、認知が優れていることが分かっています（あくまでも、その時点のことで、ずっと将来まで続くという事ではないですが）。

実は赤ちゃんはハイハイしながら、あっちこっち探検しているわけです。探検すればするほど、それだけ経験が増えるわけで、いろんなものに触って見る経験や種類が多くなるのが、それが電動バギーを使ったか使わないかで、9ヶ月の時点で、大きな差として出てきます。

ただこれはもちろん、いずれは追いついてくるのですが、乳児期の行動というのは、知的・認知能力にも、影響を与える事が分かっています。

生まれた時は、モロー反射がある訳ですね。それがだんだん消えていくのです。緊張性腱反射というのは、赤ちゃんの首をギュッと向けると、向けたほうの手が伸びて、反対側の手がこう曲がる、つまり、フェンシングの格好をする反射です。

向いているほうの手は伸びなくちゃいけないですけど、私は自由に曲げることができます。どうして出来るのかというと、大脳の運動を司るところが発達することで、原始反射の中枢を抑えることができるんですね。つまり反射中枢の働きを更に上から抑制するという事です。

例えばご老人が、（最近は若い人もありますが）脳卒中・脳梗塞・脳出血等で、一時的に意識がなくなったりします。その時にずっと神経科医が観察していることがあります。それは原始反射です。70歳、80歳のご老人であっても、脳卒中で意識がないときに、口元をチュチュと触ると、赤ちゃんの時のように吸い付いてくる「吸綴（きゅうてつ）反射」が出ていたり、向いたほうの手が伸びる「原始反射」つてのが出てくるんです。何故出てくるのかというと、

脳卒中で一時的に脳の中枢のより高次の働きが一時落ちたために、もともと抑制されていた原始反射が現れてきたと言われてます。

私は何が言いたいかというと、脳が発達するというのは神経細胞がどんどん増える、どんどん付け加えるのではなく、むしろ、削り取っていくということ、それから、シナプスについても、まずたくさんつくっておいて、それから不必要なものを減らすことで、より有効なものを残すということです。

運動も知的な働きも同じだと思いますが、私たちは、新しいこと、出来ることをどんどん付け加えるのではなく、抑制がきくようにしていくということです。つまり、発達というのは、活動力が増えるのではなく、より抑制がきくようになるということです。

例えば、子どもの行動を見てみると分かります。2～3歳の子どもは、だいたい多動で、落ち着きがないわけです。しかし放っていても、だんだん落ち着きがでてくる訳です。つまり抑制、自分を抑えることが出来るようになる、と。ブレーキがより細かく利くようになることが、実は大人になっていくということです。

同時に赤ちゃんの時にはなかった反射が出てくることも知られています。例えば、パラシュート反射というのは、だいたい歩くようになる、ちょっと前に出てきます。「転ぶときに、パッと手が前に出てくる」のが、「パラシュート反射」ですね。つまり、この反射が出るようになれば、万が一転んでも、手が出るということですね。パラシュート反射は、誰でもあります。私たちも転ぶときに無意識に手が出ますが、これは実はパラシュート反射です。

そのおかげというか、ご老人独特の「コッドマンの骨折」という手の骨折があります。ご老人でも、転ぶときには手をつくわけですから。つかないと頭打ちちゃいますから。そうすると手首を骨折してしまうのです。これも実は、パラシュート反射によって、脳を守るために、代わりに手首が折れるという訳です。まあ、手も折れちゃ困るんですけどね。

今回のテーマが「子どもと脳」ということなのです。

で、脳の絵をお見せします。脳を横から見ていますが、前頭葉・頭頂葉・後頭葉・側頭葉があります(図2・図3)。

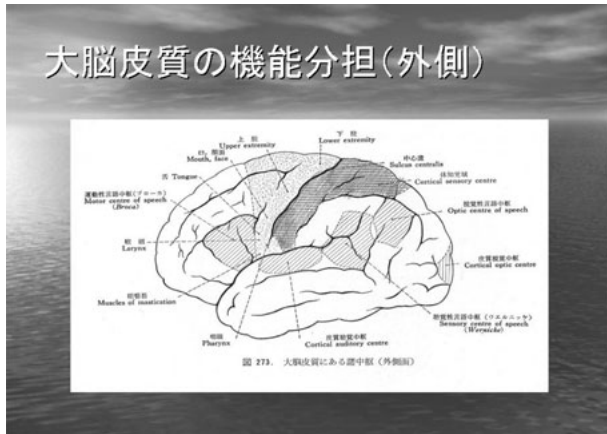


図2

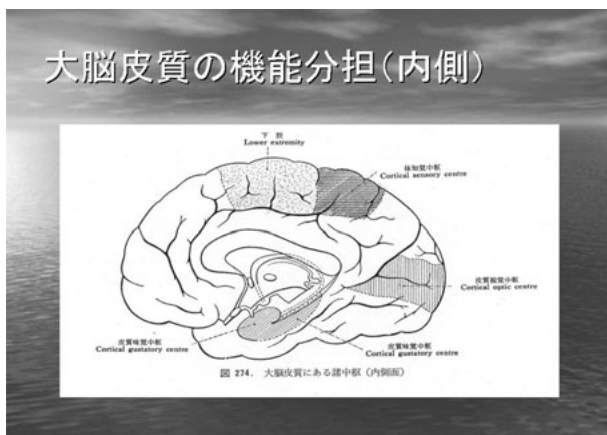


図3

もうご存知のことと思いますが、脳の皮質は、機能的に分類されています。たとえば中心溝という大きな溝がありますが、その前のところは、運動を司っているところで、その後ろがちょうど対象の位置になっているところが、1次感覚（私たちが物を見たり、聞いたりするときの感覚）の部分で、物を見るときは、この後頭葉が使われ、聞く場合には、側頭葉が使われます。脳の部分で働きが違ってくるようになります。

それで最近の脳科学では、脳画像として字を思い浮かべたときに、脳のどこの血流が増えるかが分かっています。最近はやりの、「音読をすると、前頭葉の血流が増える」というのは、そういう機能分布が分かっているから、そういうことが言えるわけです。

図3は脳を縦切りにしたときの内側をみたものですが、右と左の脳をつないでいる「脳梁」がありますね。これが右脳左脳をつないでいる部分です。そして、これは内側にちょっと折れ込んできて、ここには運動を行うところ、感覚野も入っています。そしてここは視覚野も入っています。この脳の深いところは、たとえば海馬とか人間の記憶を司るところとか、あるいはこの奥には、タラムスという、感覚が全部集まってくる場所があります。今日脳はこういう構造で、それぞれの働きが非常に良く分かっています。

そして基礎的な脳の研究の中で、脳のどの部分の働きが上手くいってないかという行動があるか、どういう行動障害が起こるかということも分かっています。

今、前頭葉に非常に関心が持たれていますが、それにはいろんな理由があります。前頭葉は自分の意思を決定しています。有名なのは、ワーキングメモリーですね。私たちが集中するときに使うところです。皆さんの頭の中にはいろんな記憶があるわけです。子どもの時の記憶もあれば、今朝食べたご飯の記憶も入っています。しかしそういうことをずっと思っていたのでは、私の話を聞いても入ってこないはずですよ。今これを聞いていたのだな、というように、一応セットしておくわけです。それがワーキングメモリーというのです。ADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもは、このワーキングメモリーの働きがよくないということが最近分かっています。

私たちは自分で意識すれば、ワーキングメモリーを持続することが出来ますが、よく途切れます。例えば、隣の部屋に何か取りに行こうと思って、ドアを開けて部屋にパッと入ったとたんに、「何しに来たんだっけ？」これは、ドア開けるという行動があったために、ワーキングメモリーが一旦切れちゃったんですね。これと同じことがADHDの子どもに起こっていて、いつでもプツプツ切れちゃうんです。

ペットスキャンという前頭葉のブドウ糖の使用をみる機械でみると、ADHDのお子さんは少し低くなっていることが分かっています。

手や足を動かすときに非常に長い距離を伝えるんだということをお話しました。たとえば、前頭部の運動野の錐体細胞から出た神経線維がずっと脳幹部を通過して、途中で交差します。つまり左側から出たものがずっと行って、ここで右側に行きます。私たちは右手を動かしているのは、左側の運動野から来ている信号だ、ということです。これは皆さんご存知の通りですね。ですから、右側の脳卒中で麻痺になった人というのは、実は左側にいろいろな打撃があるということです。言語中枢というのは、だいたい9割ぐらいの人が、左側にあります。左利き・右利きはあんまり関係なくて、言語中枢は9割の人が左になります。ですから、脳梗塞や脳卒中で、左側の半球に梗塞が起ると、右側の体半分に麻痺が起きて、そして言語障害が出ます。逆に右側の脳梗塞の場合には、左側の麻痺になりますけど、言語障害はあんまり起きないのですね。

電氣的刺激が手を動かすところまで、この中をずっと伝わるという事が、分かっています。それで、脳性麻痺のお子さんの場合には、伝わる経路、ミエリンがうまく出来ないために上手く伝わらず、その度に足や手が突っ張ってしまうことになるのです。

先ほど言いましたように、脳性麻痺の場合は、どちらかと言うと、脳の中核による手先の運動の抑制がうまくいかないことが問題ですから、手足がいつでも突っ張ってしまう症状が出てくるわけです。

一次運動脳というものが前頭部にあって（運動前脳とか、捕捉運動脳とも言われます）、私たちが手を動かそうかな、と思ったとき、最初に活動するのが、この捕捉運動脳です。唐突かもしれませんが、皆さんに「自分自身の中心はどこにありますか」とアンケートを取ると、かなりの人が「目の後ろ、眉間の奥の、8cmか10cmぐらいのところに自分の中心がある」と言います。生まれつき目の見えない方でも、だいたいこの辺なんですね。実はその辺がこの捕捉運動脳になります。私たちが随意的に何かしようとした時に、運動が起きるときに、この捕捉運動脳に変化があるんですね。で、この捕捉運動脳のもう少し前部に前帯状回があります。意識の中心に

1番近いところということですね。その前帯状回に、脳梗塞が起きた女性の症例をダマシオ氏が報告しています。彼女は普通に受け答えしてくれます。彼女はリハビリで治ったのですが、治ったあとにずっと1日中座っていて何にもしなかった時期がありました。彼女に聞くと「何もする気にならなかった」と言うんですね。意識の中心は、その捕捉運動脳の少し手前の前帯状回というところにあるんじゃないかと言われています。

先ほどプログラムの話をしましたが、私たちは子どもに早期教育などトレーニングをして、一生懸命運動を促進しようとする訳ですが、基本的な運動は脳の中の元々あったプログラムが充分働けば、何にもトレーニングしなくても出来ると言われていま

す。その1つが「スウォドリング」というものです（図4）。これは傍証ですが、「スウォドリング」とは北米のホピインディアンが前世紀までやってきた子どもの育て方です。ホピインディアンは、伝統的に、畑仕事、家事、その他、全部女性がやるのです。男性は家の中でクラフトを作っているのです。子育て中のお母さんは、畑仕事をする時には赤ちゃんに母乳をあげなくちゃいけない時、子どもを木にくくり付けるそうです。暑いカリフォルニアですから、日除けして子どもを木に立て掛けておいたそうです。仕事していると非常に便利だということでこういう子育てをしたそうです。何故便利かと言うと、こうしておけば、子どもはどこにも行きませんし、いつでもパッと見れば見えるというので、便利だという



図4



ことです。これは今でも、中国のシルクロードのあたりでも、くくり付けられて育てるそうです。「どこも行かない、安全」ということですが、赤ちゃんは1歳になるまで、オムツを替える時以外はこうやって育てるそうです。ですから、ハイハイをしたり、歩き回ったり、つかまり立ちしたり、そういうチャンスはほとんどないそうです。

ハイハイもしていない、寝返りもしていないと、歩く時期が遅れるのかという疑問が生まれます。そこで、ある研究者が、こういう育て方をしているグループと、同じインディオのなかでも白人のスタイルの真似をして、今の私たちの子育てと同じようにしているグループとの間で、始歩の時期に差が出るか調べたのですが、全く差が出なかったそうです。

歩く前にハイハイをすれば、赤ちゃん自身にはいろいろな経験が増えますから、その差はあるんですが、運動について見る限り、差が出ないのです。たくさんハイハイさせないと歩かない、とか言われていますが、「歩く」という基本的な行動については、脳の中にプログラムがあると、その1つの傍証のように言われています。

### 精神発達について ～知的発達～

今度は知的発達、いわゆる精神発達と脳の話をしたしたいと思います。

運動については、先ほど言いましたように、非常に目に見える、様々な指標があるわけです。「寝返り」「ハイハイ」「つかまり立ち」、これらは目で見れば明らかです。では、乳児の頭の働き（運動も頭の働きですが…）知的な働きは、どうやったら、分かるのかということです。大人は簡単です。大人の場合は、例えば認知症かどうかを調べるのは「お名前は？」「お歳は？」と聞きます。本当に程度が重いと分からないのです。

そこが答えられる場合は、どういうことをやるかっていうと…例えば、「100から、7をどんどん引いて下さい」とやるわけです。「93、86、79、72、65、58…」ちょっと辛いですけど（笑）、これが認知症だと出来ないのです。「7を引く」という課題はお

医者さんどこでもやりますから、全部暗記しておけば認知症の検査をしても、ザザザと言えるかも知れないんで（笑）、まあ、止めたほうがいいですけど（笑）、あるいは数字の逆唱「2、3、6、5、2を逆に言ってください」というと、5桁までは出来るのですが、7桁になると、「1、6、2、5、8、3、2」を逆に言うと難しいのです。

乳児の場合は、数字の逆唱は出来ないで、「運動」つまり、周りに対する反応で推測するのです。乳児の行動の中で「他の人と、他の物、そして自分自身に対する反応」がどのくらい出ているか、例えば人に対しては、相手を一生懸命見つめたり、追視したり、あやすと笑ったり、他人の表情を理解したり、（相手の表情を理解するというのは、「メッ」とやると、「ワッ」と泣いたり、「いい子ね」と言うときニコニコ笑うとか、人見知りするとか。）をみます。「人見知り」は、「その人見知りする相手の人は、自分の知らない人だよ」というときに、「人見知り」するのです。つまり自分をいつもお世話をしてくれるお母さんとか保育士さんとか、そういう人たちとその人が違うというのは、顔を見分けないとできません。「人見知り」は子育ての中ではマイナスの意味で「うちの子は人見知りが強くて…」って言うのですが、そうじゃない。人見知りが出るということは、知的に、顔の認知が出来たということです。私は「うちの子は人見知りしてよく泣くんです」と言われた時には「お母さんおめでとう。やっと人の区別ができましたな」と言う事にしています。一方で、「うちの子は人見知りしなくて…」という場合は「穏やかなお子さんですね」と、どっちでも褒める事にしています。

「後追い」についてもお話しましょう。子どもは自分を一番お世話してくれる人との間に「愛着」関係を結びます。これは「お母さん」である場合が多いんですが、保育士さんだったり、おじいちゃん、おばあちゃんでもいいのです。後追いをするのは、一番自分のことを世話してくれる人との愛着関係が生じていることの証拠なのです。

それからいろんな状況で泣いたりといった反応も精神発達を推定する指標になります。

知的に遅れているお子さんや、発達障害の中でも自閉症のお子さんは、特殊な発達を示します。自閉症の子どもは、皆さんご存知のように「目を合わせない」「後追いがない」「人見知りがない」というように、知的な働きの中でも、社会性、人間関係を司る部分の発達が充分ではありません。物に対しても同様です。生後3～4ヶ月時になり、手が伸びるようになると、子どもは手当たりほうだいを伸ばす、それで口に持っていきます。これは周りの事を一生懸命探検しているわけです。これは非常に重要な行動なのです。それで、子どもは周りの世界の仕組みを知るようになるのです。

そしてそのうちに「指差し」を始めます。「指差し」は、指差した方向に自分の関心がある事を示す、非常に大きな行動です。「指差し」は言葉と同じ意味があると言われていました。自閉症の子どもは、指差しはあんまりしません。逆にいうと指差しが出ていけば、この子は結構コミュニケーション方法を学んでいるということが分かります。

そして次に出てくるのが「共同注視」(「共同注意」とも言っておりますが)これは、発達心理学の分野で先生方が非常に研究されています。「共同注視」というのは、たとえば、10ヶ月ぐらいの子どもになると、お母さんが子どもを抱っこしていて犬が来ると「あっ、ワンワンが来たわよ」とか言うと、赤ちゃんも指差したり、お母さんが犬を見ると子どももそっちを見るということがあります。10ヶ月以前の子どもは、ものを見ているときは、一生懸命そのものだけを見えています。だからお母さんとか保育士さんを見るときは、お母さん、または保育士さんの顔だけを見えています。ご対面をやっているわけです。ところが「共同注視」になると、人がいながら、モノが入るといことで、3つのもの、モノを見ながら、その傍に人がいるという状況、つまり「三項関係」ということが起きます。

このときに「表情参照 (リファレンス)」ということが起こります。もう少し説明しますと、お母さんが「ワンワンが来たわよ」と言うと、もちろん子どもも見erわけです。今度は、子どもが何か見つけて「あっ、ワンワン!」とか言って、1歳3～4ヶ

月になると指差しも始めます。子どもは犬が来ると「ワンワン」「ワンワン」と言っていますが、ずーっと犬を指しているかという、そうじゃないですね。「ワンワン」「ワンワン」と言いながら、お母さんを見ているのです。これが「表情参照」です。

これは実は大変重要なことです。指差しをするというのは、人間とチンパンジーくらいなのです。チンパンジーは、指差しが分かるので、指差した方向を見るのです。あのアユムくんを育てた松沢先生に「チンパンジーに指差しが分かりますか」と聞いたところ「指差しをする」「指差した方向を見る」と話していました。ところが、チンパンジーの親子は、母のチンパンジーからはたぶんやらないだろう、と。そして、子どものチンパンジーも指差しは分かるんだけど、表情参照は絶対にしないとっておられました。「ワンワン」と言わばなしで、顔は見ないそうです。

次にもう一つ、この「共同注視」以外に発達心理学の研究者が注目している面白いパラダイムがあります。「スチールフェイス」の実験というのですが、この間、心理の国際学会でも話題になっていました。「スチールフェイス」というのは、スチール写真の「スチール」で、「顔を止める」という意味です。生後4～5ヶ月の赤ちゃんとお母さんに一緒に遊んでもらいます。普通に遊んでいてもらって、しばらくたった後、実験者がお母さんに、子どもに気がつかれないように、サインを送ります。そして、お母さんは例えば3分間顔を止めるんですね。そうすると、3～5ヶ月、どんな月齢でもそうですが、子どもは最初は普通に遊んでいます。でも、遊んでいるように見えて、実は時々チラっとお母さんを見ているんです。そこで実験では、子どもがお母さんの顔をチラッと見たとたん、お母さんの顔が能面のようにになっているということです。その時の子どもの反応は実に敏感です。ギャーと泣き出す子がいます。見えて面白かったのは、10ヶ月ぐらいの歩行出来る子でした。2、3歩いて、ふっと見たら、お母さんの顔が凍っている訳です。子どもはおかしいと思って、立ち上がってお母さんの顔を手でこうやって、動か

そうとしました。そのぐらい子どもは、遊んでいるようでも顔を見ているんだということです。このことも社会性の発達につながる重要な行動だといわれています。

一方で「表情参照」や「人の表情を理解すること」は、自閉症の人に難しいということがはっきり分かっています。人の表情を理解するという脳の中枢は側頭葉にあります。その部分の働きを脳画像解析装置で調べると、アスペルガー症候群や自閉症のお子さんは、その部分が充分働いていないというデータも出てきています。

人間が持っている非常に豊かな社会性というものは、実は赤ちゃんの時からその萌芽が出ているということが、これらからも分かるわけです。「指差し」というのは、人間が指を自由に使えるようになってから行う行動（おさるさんもやるようですけど）です。野生動物は、絶対指差しには反応しないといえます。しかし人間に飼われることによって、指差しに反応するようになった動物がいます。それは「犬」だと言っていました。犬も、教えなくてもぱっと指を指すと、クッとその方向を向きます。これは人間に飼われているからで、野生の犬は、絶対指差しには反応しません。

そういうことで実は赤ちゃんのときからすでに、人間にしかない「社会性」の萌芽が知的な働きとして出ているということです。

だいぶ前になりますが、ハーバード大学の心理学教室のガードナー氏が、知能をいろいろな「モジュール」として考えると分かりやすいのではないかと、いうことを提唱しました。従来、小児科医は「運動」発達、「精神」発達と2つに大きく分けて発達を考えてきましたが、それはそれで、非常に分かりやすいのです。「この子は運動が遅れている」「この人は知的な発達が遅れている」というように、この2つが非常に大きな柱になってきました。

もちろん知的な発達の中でも、言葉の発達というのは特別です。情緒の発達とかいろいろありますが、ガードナー氏は「知能」と言われているものを（最近もう少し増やしているようですが…）7～

8つの「モジュール（機能単位）」に分けるといいんじゃないか、とっています。たとえば「言語的知能」「論理・数学的知能」「身体・運動的知能」「音楽的知能」「空間的知能」「对人的知能」「内省的知能」「博物的知能」があります。私たちが一般的に知能というと「数学的・論理的知能」をイメージする訳です。

「言語的知能」と「数学的・論理的知能」は、似ているようで違うということが言われています。その例としてよく知られているのが「ウィリアムズ症候群」です。「ウィリアムズ症候群」というのは、妖精様顔貌という可愛い顔で、耳がチョッと大きくて、先天性の心臓の病気がある疾患ですが、彼らは多弁で、言葉をたくさん知っています。しかし一般知能としては、平均より下がるということです。この「ウィリアムズ症候群」の中には学習障害などの発達障害が多いといわれています。

「空間的知能」は、奥行き、左右、地理的感覚というようなことです。

「对人的知能」と「個人内知能」、特にこのあたりが上手いかわからないのが、たぶん自閉症だと、こういうふうに見えるようになっています。

このように特異的知能モジュールを用いて障害を考えると分かりやすいのです。様々な発達障害があります。学習障害の1つで、字を読むのがすごく苦手で、書字が出来ないディスレクシアがありますが、「言語的知能」の障害です。

「对人的知能」の障害では自閉症系、「空間的知能」の障害では非言語性学習障害グループがあります。

「身体・運動的知能」でいうと、協調性運動障害、ぎこちない子ども、がいます。

それから、ワーキングメモリーはちょっと先ほどと違うんですが、ワーキングメモリーの障害としては、注意欠陥多動性障害があります。これで100%説明できるわけではありませんが、発達障害については、知能をモジュールにわけて考えると分かりやすいということで、ここに示しています。

## 言葉と脳

言葉は脳の働きの中で1番高度の脳の働きです。言語を使うのは人間だけですし、脳全体を使うものです。「話す」「聞く」「読む」「書く」ことは、それぞれの中核の関わる場所が違うわけです。

東北大の川島先生の「音読は脳のいろいろなところを使っている」という話を聞いたことがあると思いますが、読んだり、書いたり、話したりする時には、脳の様々なところを使わなくてはならないのです。ですから、知的障害がある人は、言葉も遅れることが多いというのは「知的な機能」＝「言葉」ということよりも、言葉を理解したり、喋ったり、書いたり、読んだりするのは、実に脳のいろんな場所を使うので、精神遅滞では脳の大部分が侵されるために、言葉も遅れてしまうというわけです。

言葉については、今までは、生まれた時の赤ちゃんは、何も書いてない白い紙のような状態で、それにいろいろ周りから言葉を聞いて言葉が伸びるといわれていました。それをチョムスキーの「人間の脳の中にすでに言葉のプログラムがあって、それが伸びていく」という考え方に今はなっています。チョムスキーは様々な証拠をあげて、例えば文法の能力が身に付くかは、環境で決まるのではなく、本人の中にもともと能力があるんだと言っています。言葉の「文法の遺伝子」がうまく働かないと、脳のある一部の働きが上手くいかずに文法が理解出来ないということです。このことは東京大学の酒井先生が研究されていて、その遺伝子がないと脳の文法を理解する場所の働きが悪いと言われていました。

人間の言葉は、人間に備わった生まれつきの基本構造があるということになります。それでは言葉の経験は何なのでしょう。私たちの中には言葉を作るための設計図（プログラム）があって、言葉の経験とは木材、レンガといった材料に当たるものだけだということです。ですから英語のレンガが来れば、英語のレンガの家が建ち、日本にいれば、木材が来るから、日本家屋が建つということだと思います。

実は、乳児期の言葉の発達は、知的な発達と同様、

良く分かっていません。赤ちゃんが言葉を話すようになるのは1歳前後ですが、その前に準備をしていることは分かっています。赤ちゃんは、声を出して、周りの大人と応答を始めます。3～4ヶ月ぐらいで、クーイングという声を出すわけですが、赤ちゃんがいい気持ちになって「ウフ、ウフ」と声を掛けているときに、周りで声を掛けると、赤ちゃんもふっと止まります。大人の言うことを聞いているのです。それでまた黙っていると、赤ちゃんの方から喋るようになるのです。これは霊長類研に行った正高先生が観察されて、明らかにされています。

そして最初の言葉が1歳前後に出てきて、1歳5ヶ月で10個ぐらいになります。チョムスキーが言っているのは、「文法は脳の中に生後5ヶ月ですすでに設計図があるから、教える必要はない、自分から学んでいく」ということです。私達も文法をどこで勉強したかということ、中学校からと思うのですが、その前に、すでに4～5歳から、親が言うこと聞いてちゃんと文法に従って喋っているのです。例えば日本語の場合、過去形は「～していた」とやれば過去形になるわけです。皆さん、お子さんのいる方で、「過去形はこう言うのよ」と幼児に教えた経験はないと思いますが、でもちゃんとと言えるわけです。

「学校へ行った」と「行く」ではなく、「行った」と、子どもはそのうち全部過去形でしゃべるようになるのです。私の後輩の女医さんが、子どもの小さいときの事について自費出版された本を頂きました。そこには「ついにうちの子は過去形を身につけた」という瞬間を綴っています。そのお子さんは、物を食べることを「パイる」と言っていたのです。たぶんおっぱいから転用したのだと思うのですが、「クマさんがバナナパイる」とか言っていたんです。ところがある日「ママ、クマさんがバナナパイってたよ」と言ったというのです。子どもは「パイる」と、自分の言葉に「～してた」を付けて、自然に過去形を使ったわけで、子どもの中にそういうことが自然にあるのだと思いました。

日本語で1番難しいのは助詞です。格助詞と副助詞、難しいですね。「あなたは人は良いわよね」と言う「人は良いけど、他は悪いものがある」とい

うことになってしまいます。子どもは最初は助詞を使えないのです。「オンモ行く」とか「ワンワン来た」とか言います。でもある時点で「ワンワンが来た」と言えるようになるのです。「ワンワン来たじゃないでしょ、ワンワンが来たでしょ」と教えた人はいないはずで、ところがみんな使えるようになるんです。うちの娘も3歳の時に転んで「パパ、血が出た」って言ったんです。「何が出た？」って聴くと、血なんです。子どもたちはきっと「ワンワン来た」「オンモ行く」「血出た」と覚えていたわけで、「そうだ、「が」を付けなくちゃいけない！」と思いき「血が出た」といったわけです。そこで私も即座に「お前、その赤い出ているの、なんていうの？」と聴いたら「血が」と言いました。「血が出た」を「血が出た…」と覚えていたエピソード、この話を学生さん100人ぐらいに話をしたら3人ぐらいの学生が「私も血が出たと言っていました」とアンケートに記入してくれました。これはすごく日本でポピュラーなことのようです。

同じような誤用でもう1つのバージョンがあります。「私はカにに食われた」というものです。これも助詞を使わなくちゃいけないことに突然気が付くと、みんな「カにに」と間違えるのです。これもある意味では、文法を自ら身に付けていくという例だと思います。最後はみんな出来るようになるのです。無口な親も、おしゃべりな親も、言葉の差はあんまり出なくて、ただお母さんがうつ病だとちょっと遅れますけど、それもいずれ追いついてくるのです。そのぐらい言葉の発達のプログラムは充分出来ているのです。そして、言葉の発達は、あるところから急にパッと爆発的に増えることも分かっています。

言葉は全く教わらなくても作り出すということです。言葉が聞こえない人の場合、手話がありますが、先天的に耳の聞こえない子は、勝手に手話を始めるそうです。そのぐらい脳はコミュニケーションを求めています。私達はたまたま声が出るから声を使っているに過ぎないのです。これは教科書に載っていた例です。この子自身は耳が聞こえるのですが、両親が聴力障害で、この子はその親に育てられたため、まだ1歳ぐらいですけど、ちゃんと手話を使ってい

るのです(図5)。この子はもちろん喋れる子ですけど、親が手話を使っているということで、親が手話をやっていることにパッと気が付くのですね。私たちの子どもが「血がが」に気づくと同じように。それでこの子は1歳代で手話を使っている。このぐらい人間の能力はすごいということです。



図5

出典 「How Children Develop」 R.Siegler 他 編、Worth Publishers, New York 2003 より

言葉の表出についても、世界中で一定のスピードで言葉が出るのが分かっています。

言葉の理解が5~60個になると、最初の言葉が出ると言われています。生後1歳6ヶ月で、多い子は100個出ている子どももいます。幅はあるのですが、女の子の方が言葉数は多いと言われています。どうして性差が出るのか分かりませんが、女の子のほうが、脳の発達が最初の頃早いのではないかと思われる。熱性痙攣というのがありますが、女の子の年齢が小さいときに少し多いというデータもあり、それは脳の発達のスピードに性差があることが影響しています。

アメリカで42家庭、2年半に渡って行った実験を紹介しましょう。1週間程マイクを家中に何十箇所に置き、11ヶ月から3歳までの子どもの耳に届いている言葉を全部拾って分析したという、途方も無い実験だったのですが、この結果分かったのは、子どもは1時間あたり、平均700~800の言葉を聞いているということです。アメリカ人で800wordsでした。(日本語だとチョッと違うと思いますが…) この42

家庭は「今日はマイクが置いてある日よ」ということで、夫婦喧嘩も出来ないし、大変だったと思いますが(笑)、しかし結果として子どもに聞こえている言葉は、1時間平均700~800wordsもあるのです。私たちの世界っていうのは、非常に言葉の環境が豊かだということです。従って「よく語りかけをしましょう」「読み聞かせをしましょう」と言いますが、もともとのベースがこんなにあるので、やっていただくのはすごくいいことですが、そのために言語能力がすごく増えることではないということが、この事からも言えます。今日のポイントとしては、言葉は、脳のあらゆるところを使う能力だということです。ですから言葉は子どもの脳の発達をモニターするために、非常にいいわけです。子どもといわず、大人でもそうです。

脳には様々な中枢があって、運動性の言語中枢、聴覚性の中枢、あるいは、ものを読む場合には、脳の後ろを使うなど、脳のさまざまのところを使っています。東北大の川島先生によると、聞いている内容によっても違うのですが、特に話を聞いている時には、非常にたくさんの場所を使っているということが脳科学の分野では分かっています。

そのため、知的障害をきたす疾患では、言葉が当然遅れてきますし、聴覚障害があれば、言葉の遅れも当然あらわれます。運動障害、脳性麻痺の場合も同様です。

そして皆さんに関係あることとしては、最近、環境要因の中でも「ネグレクト」は、かなり言葉の発達に独特の影響を与えるのではないかとわれています。もちろん広汎性発達障害(自閉症とか)も、特異的な言語発達遅滞も表れますが、実に言葉は敏感な脳の発達の窓口であるということが言えます。

言語環境について、先ほど言いましたが、非常にもともと豊かなはずですが、しかしネグレクトの場合には、その環境がかなり乏しい可能性があります。そういう意味でも、ネグレクトされた子どもは、言葉の発達に影響が出ている可能性があります。

このケースで有名なのは、ジニーの事例です。これは極端なネグレクトです。アメリカで1970年代に、納屋に閉じ込められたまま12歳に至った少女ジニー

の事例は、聞いたことがあると思います。言葉には「臨界期」がありますから、12歳ではもう教えても、あんまり言葉が自由に使えなくなったということですから。極端な場合には、ネグレクトでも起こるという事ですね。

## 社会性の発達と脳

最後に社会性についてお話ししたいと思います。言葉は自分から身につけていくというお話をしましたが、社会性も実はそうなのです。もちろん社会性がうまく身に付いていない子どもに教育的に行うプログラムはありますが、子どもは赤ちゃんの時から社会性を身につけています。例えば生まれたばかりの赤ちゃんは顔を好んで見る、そして真似をするということがあります。これは有名な現象で、赤ちゃんは周りの状況に対して、非常に反応する能力を持っているのです。

「新生児模倣」というのは、メルツォフ氏という発達心理学の研究者が発見したのですが、生まれてから本当に何日という赤ちゃんの前で、口をあけたり舌を出したりすると、赤ちゃんは、その表情の真似をするということが分かっています。例えば私が舌を出します。皆さん、私と真似して下さい(笑)。皆さんは自分に舌があること知っていますから、私の真似ができますね。「あ、舌を出しているな。私も出そう」という、対応関係が分かっているからできるのです。ところが生まれて数日の赤ちゃんは、そんなことなんにも分かりません。目の前に出たものが「舌」とも知りませんし、自分にそれがあることも分かりません。それにも関わらず、舌が出るというのは、人間の脳には周りに合わせる一種の反射のプログラムがあるということです。

この写真は、小林登先生からお借りしたスライド(図6)ですが、メルツォフ氏が赤ちゃんに舌を出していると、赤ちゃんもちゃんと舌を出すのです。これは皆さんも、赤ちゃんにやってみると、かなりの高い確率で確かめられます。

このことは、研究者たちも、最初は偶然だろうと考えていたようですが、偶然よりずっと高い確率で、



図6

赤ちゃんはマネをするのです。それもしかめ面をするとしかめ面を返したりします。周りに反応する能力は、生まれたときから備わっているのです。人間は社会性についてもプログラムがあるということです。ファンツ&ジョンソンの実験でも、新生児は何も描いていない円より、顔が描いてある図を見ることが報告されています。

私は乳児健診の時には、追視をするかどうかをよく見ます。赤ちゃんは生後2ヶ月半には追視をしますので、私がよくやるのはガラガラを目で追うかどうかを見るのです。時々気が散っちゃって、ガラガラを見ない赤ちゃんがいますが、そういう赤ちゃんは追視をしません。そういう時には赤ちゃんをベッドに寝かせます。そして赤ちゃんの上から、覆いかぶさるように私が見るのです。結構これもストレスかもしれませんが(笑)、そのまま私の顔をギュッと横に振ると、子どもは何事が起こるかと同じと見ます。(私の顔のために後でトラウマが残るかどうかは分かりませんが(笑))、追視の有無を確認するには、顔を使うのがいいのです。私の場合顔が非常にアトラクティブというか、大きいから、子どもはよく追うのですね(笑)。そうではなくて、私が顔を使って追視をみるのは、そういう赤ちゃんの特性を知っているからなのです。実は人の視線や表情は、3~4ヶ月で気がつくようになり、表情も社会的微笑が出る5~6ヶ月で分かります。

そして先ほど言った「共同注視」が起こり、こういう流れの先に「心の理論」という「人が自分とは違う考え方を持っているんだ」ということを理解す

る能力がだいたい4歳ぐらいで身につきます。獲得までに時間はかかりますが「心の理論」も自然に身につきます。この「心の理論」ができると「自分と他人が違うんだ」ということが分かるので、「○○ちゃん、そんなことしたら、痛いでしょ」「△△ちゃんのことも考えてあげましょうね」という躰が出来るようになります。それは、4歳以降で、それ以前は通じないはずですが。私たちは「他人の痛みも考えましょう」とか「痛い目にあった他人の身にもなってみる」とか言いますが、これが効くのはそれを理解する能力(「心の理論」)が身についてからです。先ほど言いましたように、私達人間の脳は非常に優秀です。1歳までには言葉も自然に身につけます。しかしその人間の脳をもってしても、「心の理論」が身につくには4~5年必要です。社会生活をしている動物は他にもありますが、彼らは「心の理論」より、本能的なその種に備わった行動パターンによって、社会生活をしているわけです。一方、人間は一人一人が心のジャイロスコープを持って、レーダーを持って「他人がどうしているか」を調べながら、動いてくという能力を身につけているのです。これが人間特有の「心の理論」です。

実は「心の理論」の場所も、前頭葉にあることが分かっています。ファンクショナルMRIとか、ペットスキャンをやりながら「心の理論」の「人の気持ちを考える話」を聞いてもらいます。そうすると、人の顔の表情を見たときに活性化される前頭葉と側頭葉と同じ場所が活性化されることが分かっています。ですから非常に高度な社会性の基盤も、人間の脳の中のどの部分にその中枢があるかということまで分かっているということです。

子どもにはいろいろな能力があると言いました。人間の能力は、社会性もそうですが、周りでおきていることを赤ちゃんのときから見ていることによって、赤ちゃんは、この世界の様子を自分で身につけていく能力があるのです。

子どもは次第に、因果関係も分かるようになります。運動の結果を予測できるようにもなります。例えば、ボールがコロコロって転がったら、反対側か

## ■ 公開講座より「子どもの脳の発達」 ■

ら出てくるよとか、つい立ての陰にボールを投げると反対から出てくるよということは、人間の子どもはすぐに理解します。5～6ヶ月の子どもを、つい立ての前に座らせておいて、ボールを「こっちから投げよ」と言うと、ボールが出るより前に、パッと顔を向けて待っています。この間、上から撮影して分かったのですが、子どもはボールがこっちから転がっていくと向こうから出るということ予測できるのです。犬は出来ません。うちの犬でやってみたのですが、ボールを投げるとボールを見ているんですね。ボールをフッと投げて、ホッと、つい立ての反対から出てくるときよんとした顔して見えています。これが人間との大きな違いです。人間の子どもの場合は、ポッと投げると、フッと先を見て待っているのに対して、犬はボールが出てくると、驚くわけですね。それから、ピアジェがやった実験で、子どもは5～6ヶ月になると、ボールがあって、上にハンカチをかけても、子どもは下にボールがあるなら、ハンカチをとりはずします。これも私の犬でやってみましたが、出来ないですね。私の犬はボールが大好きですが、ニオイがないボールをハンカチでヒュッと隠したら、家の中を探し始めました。ハンカチを取ったら、また見つけましたが…。

当たり前ですけど、人間は犬にはない能力を、実は赤ちゃんの時から持っているということです。先ほども何度も繰り返しますが、人間の脳は非常に敏感に出来ているということ、それは逆に感受性が敏感すぎるために、ちょっとした外界の影響によっても、上手いかなくなる可能性があるということです。

もう最後のスライド（図7）です。運動、認知、言語、社会性、そのもとにあるのは脳です。もちろん体が一緒に動くわけですが、そのもとは、脳の発達です。脳の発達というのは、「オギャー」と生まれたときから始まるのではなく、実は胎内にいるときからもう発達が始まり、そして生後の成育環境の中で、大きく発達をするのです。そしてその発達の下支えをしているのは、脳自身です。脳自身の構造はある程度遺伝的に決まったものですが、胎内環境や成育環境で、大きく違うことが明らかになってい

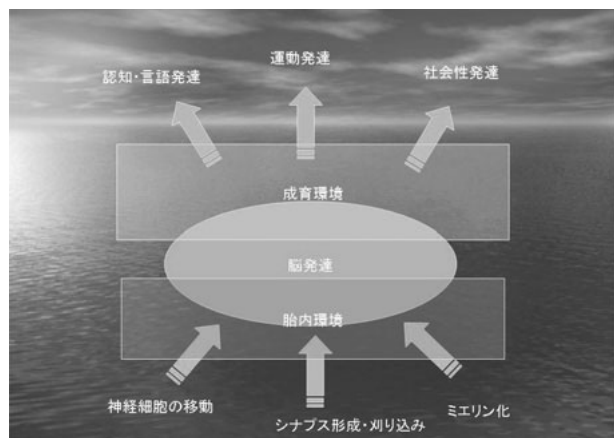


図7

ます。

この胎内環境については、最近、胎児期の40週の存在も結構大きいことが、分かってきました。胎児期からも、もちろん見たり、聞いたりすることは出来ます。また母親の血液中の薬やアルコールなども子どもには母親の血液を通して伝わり、子どもの脳の働きに、微妙な影響を与えることも分かってきました。体外環境が非常に重要だと言われていますが、しかしそれ以上に成育環境も重要だということです。非常に敏感にチューンナップされた人間の脳は、もともと持っている遺伝的な構造プログラムの上に、成育環境の影響を加えながら、作り上げられていくということです。

私自身は発達障害に興味がありますので、子どもがなぜ発達障害になるかといったお話があるのですが、本日は基本的な脳の発達ということでお話をさせて頂きました。

ありがとうございました。



## 「子どもの育ちを支える建物」

仙田 満

(工学博士、株式会社環境デザイン研究所 会長)

仙田でございます。よろしくお願いいたします。

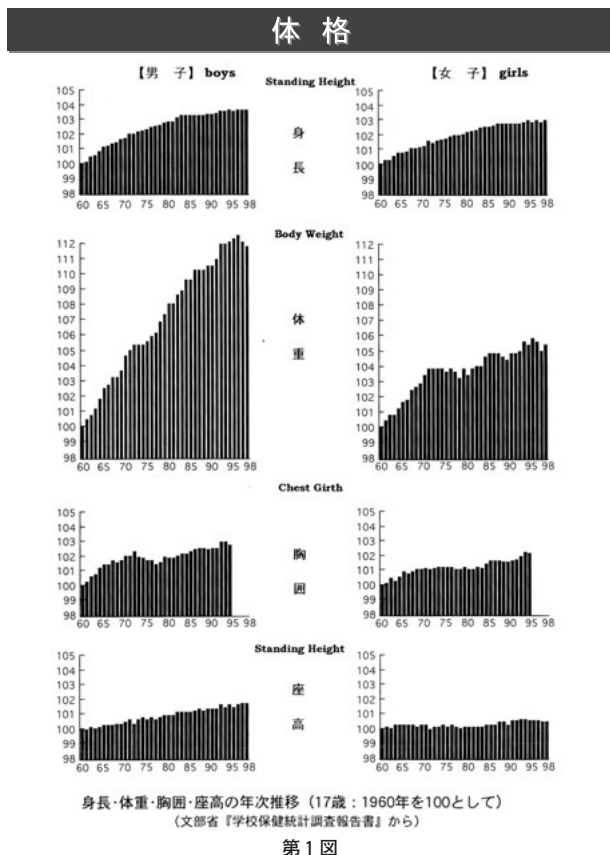
今日は子どもの育ちを支える建築というテーマを頂きました。私は子どもの成育環境のデザインを専門にしている建築家です。この戸塚の近くの保土ヶ谷という宿場町で生まれ、高校は藤沢にある湘南高校に通いました。ですから、子ども時代から高校まで東海道の保土ヶ谷、藤沢というところを通っております。このあたりが私の子ども時代の遊びの原風景です。私が子どもの遊び環境のデザインを始めたきっかけは「こどもの国」です。「こどもの国」は昭和40年に横浜と町田市との境に厚生省が造りました。その場所は戦前に陸軍の弾薬庫があったところで、第二次世界大戦後に米軍に接収され、その後返還されたものを子ども達の野遊び、山遊びを復活させようということで、天皇陛下が皇太子時代に美智子さまとご成婚記念の国家プロジェクトとして造り上げられました。昭和39年に私は大学を卒業し、入った設計事務所で、「こどもの国」の林間学校の設計を担当しました。そして子ども達の遊び環境という問題について、現在まで約四十数年ライフワークとして取り組んできたわけです。今日は1時間半ほどで子どもの成育環境の現状と問題から、子どもを元気にする環境まで8つの項目についてお話ししたいと思っております。

### 子どもの劣化

最初に子どもの劣化ということについてお話しします。私は専門が建築なので「劣化」という建築用語を使います。今、子ども達が極めてさまざまな劣化とも呼ぶ、危機的問題に遭遇しております。今、新聞やテレビのニュースで子どもの問題が出ない日はありません。3分の1ぐらいが子どもの問題ではな

いでしょうか。虐待、自殺、犯罪、あるいは事故、そういうさまざまな子どもに関する問題が出てきております。

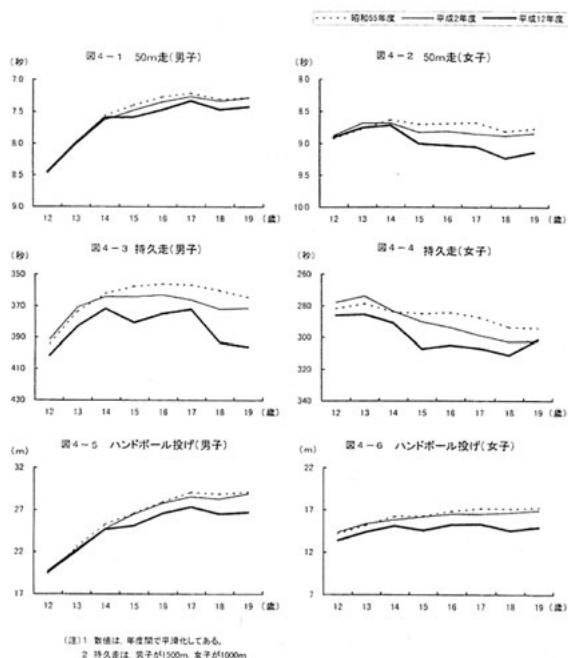
子どもの体格はこの40年ほどで変化してきています。第1図は子ども達の体格の変化を示しています。これは文部省の学校保健統計調査報告書から引用したものです。身長、体重、胸囲、座高、1960年を100としますと、例えば座高は男子が1.5ポイントぐらい、身長は3ポイントから4ポイント向上しています。ここで注目すべきは体重で、12ポイントぐらい上昇しています。女子は6ポイントぐらいですが、ほかの体位に比べると圧倒的に体重が増えています。これは要するに全体に日本の子どもが肥満になっているということを示しています。



■ 公開講座より「子どもの育ちを支える建物」 ■

次に体力の変化を見てみます。第2図は破線の部分が1980年のデータです。真ん中の細い線が1990年のデータです。そして一番太い線が2000年のデータです。10年ごとに比べてみますと、明らかに低下しています。体力が落ちているといえると思います。落ちている幅は一概にいえませんが、10%は落ちているのではないのでしょうか。体育学の先生にお聞きしますと、日本の子ども達はその上位と下位に二極分化しているといわれています。小さいころから、ゴルフ、水泳、あるいはスケートなど、プロを目指して一生懸命やっている子どもは非常に大きな運動能力、体力を獲得していますが、一般の子ども達はどんどん低下しているといわれています。

体力の変化



第2図

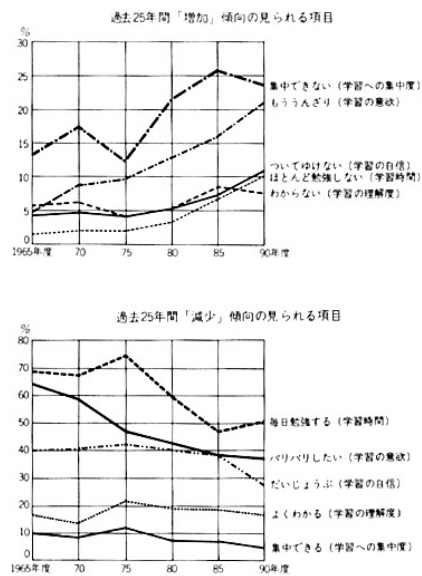
文部省の体力運動能力調査を引用しても、ソフトボール投げ、懸垂、背筋力、反復横跳びなど、多様な運動能力、体力についてこの10年間で低下しているといえます。

そして不登校についてですが、平成3年(1991年)度から平成12年(2000年)度の10年間で約5倍になっています。皆さんの方がよくご存じだと思いますが、虐待の事例は統計を取り始めてから30倍になったといわれています。

私が一番気にしているのが、子ども達のやる気で

あります。挑戦力、意欲という部分です。その低下を非常に心配しています。これは藤沢市の教育文化センターが行った学習意欲調査です。1965年から継続してやっています。横浜国大教育学の高橋勝先生、こども環境学会の理事もやっていただいている先生ですが、その先生の「子どもの自己形成空間」という本から引用させていただきました。第3図にありますように、例えば学習時間を見ると、毎日勉強するというのが1965年から90年までの25年間で20ポイント下がっています。それから学習の意欲、バリバリ勉強したいというのは65%から35%ぐらい、30ポイント程度下がっています。このように子ども達の意欲という部分が非常に低下しています。これは極めて大きな問題です。

やる気



第3図

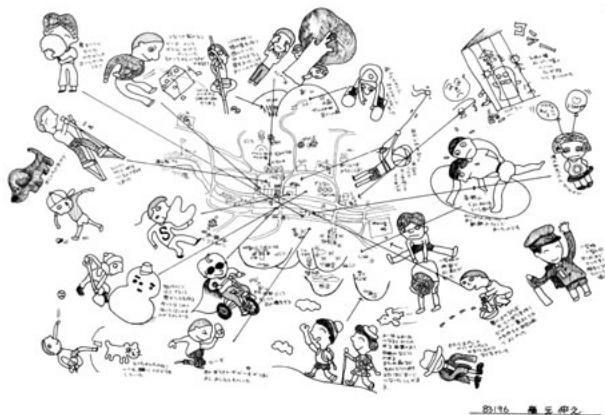
1990 藤沢市教育文化センター「学習意欲調査報告書」

そしてこの運動能力、体力、やる気という部分が低下している理由は何かということ、子どもの時に元気に外遊びをやっていないからではないかと私は考えています。私の専門は子どもの成育環境、遊びと遊び場ですので、その辺りについてお話ししてみたいと思います。

遊びの原風景

私は1975年から85年まで10年間、日本大学の芸術

学部住環境デザインコースで非常勤講師をしていました。インテリアデザイナーやインダストリアルデザイナー、あるいは建築家を目指す人を教育していました。学生は20人ぐらいで小ぶりですが、学生達に「君達は子どものころにどういうところでどういう遊びをしたか、プレイマップを描け」という課題を必ず描かせました。その時に描いてくれていた絵が第4図です。日本大学の芸術学部の学生ですから絵が大変うまい。非常に楽しい絵を描いてくれました。真ん中に地図が描いてありまして、相撲をしたとか、あるいは馬跳びをしたとか、隠れんぼをしたとか、そういう絵が引き出し線で描いてあります。

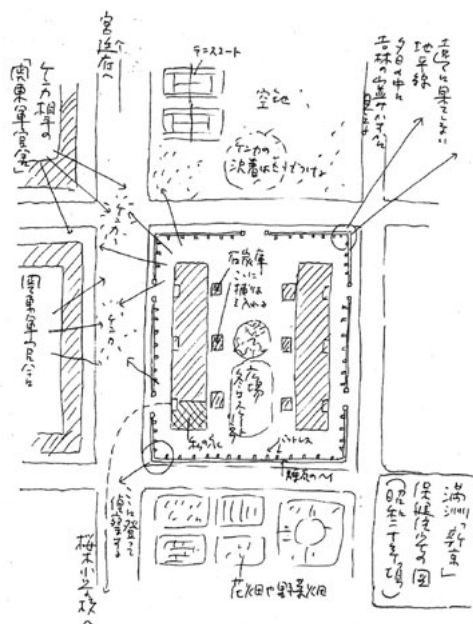


第4図

大分県の別府のプレイマップを描いてくれた学生も大変絵がうまく、ワイルドなチャンバラごっことか、コンバットごっことかを描いてくれました。1975年頃、私が30歳頃に大学で教えていた学生達は、まだまだ遊びを十分にしていました。私は早稲田大学で3年、琉球大学で3年、名古屋工業大学で5年、東京工業大学で12年と幾つかの大学を教える中で、いつもこういう課題をやってきましたが、どんどんプレイマップ自体が描けなくなっているというか、要するに、子どものころによく遊んでない。自分の家と塾と学校と、この三角点を結ぶような感じに変わってきていることが、30年間非常によく分かりました。私は子どものころによく外で遊んだ子ども達が、さまざまな能力を開発していくのではないかと考えております。

第5図は私の友人で、香山壽夫（こうやまひさお）

先生という東京大学建築学科名誉教授の遊びマップであります。日芸の学生はイラストなどかわいく、楽しく描くのですが、建築科の先生ですので地図は描くだけで、その遊んでいる様子はなかなか描いてくれません。香山先生は中国の日本植民地満州国に育ちましたので、「新京、保健住宅の図」と書いてあります。昭和20年ごろ、学者達が理想的なまちを満州につくろうとしていました。香山先生にいわせるとこの住宅もレンガ積みで、地域暖房で、それから水洗トイレがあったそうです。その当時の日本の一般住宅ではなかなか考えられないような先端的な住宅に住んでいたということのようであります。広場には冬はスケートリンクにして、こちら側には関東軍の官舎があって香山先生のお父さんは官僚だったようで、ここでよく関東軍の子どもと官僚の子ども達がパチンコをやったと書いてあります。（パチンコと言っても今のパチンコではなく、ゴムで石の玉を飛ばす道具です。）けんかの決着はここでつけるとかですね。それで満州の果てしない地平線、夕日の中に吉林の山並みが見えるとか、いろいろ思い出があったようです。先生は戦後、新潟に引き揚げてきました。ご両親の実家が新潟だったそうです。日本に帰ってきて、「日本の家っていうのは何とみすばらしいんだ」と子ども心に感じたと言っていま



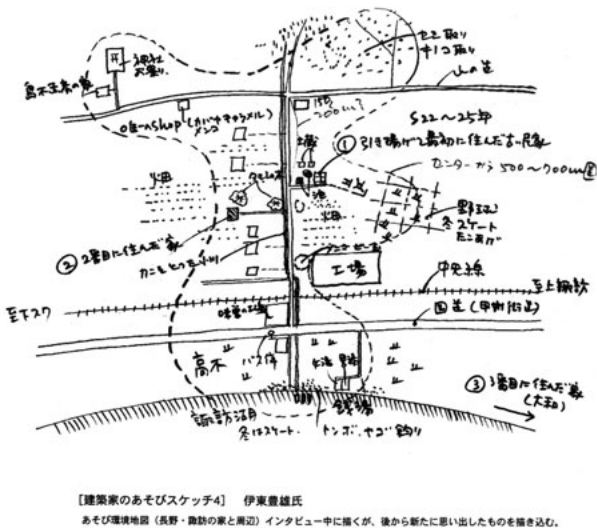
【建築家のおそびスケッチ1】 香山壽夫氏  
おそび環境地図（旧満州・新京の家と周辺）インタビュー後に新たに描く。

第5図

## ■ 公開講座より「子どもの育ちを支える建物」 ■

した。先生はその後、ペンシルヴァニア大学に留学し、アメリカに行ったら満州の子ども心の原風景と同じような風景がアメリカにあって、非常に懐かしかったというようなことをおっしゃっていました。

第6図は伊東豊雄（いとうとよお）さんのプレイマップです。伊東さんは私の友人で、若いころ菊竹建築事務所で一緒に働いた建築家であります。今、最も海外で活躍している日本の建築家の1人です。彼は朝鮮半島から日本に引き揚げてきて最初に、長野の諏訪の古い民家に住んで、次に諏訪湖が見える丘の中腹に住んだと書いてあります。諏訪湖の冬の美しさが今でも大きな思い出というようなことを言っていました。



【建築家のあそびスケッチ4】 伊東豊雄氏  
あそび環境地図（長野・諏訪の家と周辺）インタビュー中に描くが、後から新たに思い出したものを描き込む。

第6図

私は今から15年ほど前に日本を代表する建築家50人に「あなたが子どものころにどういうところでどういう遊びをしましたか。そしてその遊びの経験が、あなたの現在の建築家としての仕事にどのぐらい影響を与えていますか」というインタビュー調査をしました。子どものころの住まいや遊び環境、そしてその空間体験が、現在の自分の仕事、いわゆる建築設計という、人々のために新しい空間や環境をつくる、デザインするという、創造的な自分の仕事に非常に大きな関係があると答えた人は40%。また、「潜在的にある」という人を含めると大体90%の人は子どものころの思い出や体験が現在の自分の仕事と関係しているといっています。実はこの調査をし

た後、政治家、お医者さん、あるいは弁護士さんなど、いろいろな職業の方にこういう調査をやりたいと思っていましたが、なかなか時間がなくてまできません。もし興味がある人はぜひやっていただければと思います。私は子どもにとっての遊びの原風景は極めて重要と考えています。豊かな遊びの体験に基づく原風景が大切なのです。

## 遊びによって開発される能力

遊びの環境によって開発される人間の能力とは一体何かというと、1つには身体性だろうと思います。いくなれば体力だとか運動能力を開発するというのではないかと思います。先ほどいったように、最近の子ども達は肥満傾向になっています。その原因は運動不足です。外で遊ばないということによって、子ども達の運動消費エネルギーが極めて小さいということだろうと思います。体育学の先生は3歳児頃で大体1日1万3,000歩ぐらい歩く必要があると言っています。ですが、実際に調べてみると500歩ぐらいしか歩いてない子ども達も多いようです。そういう子ども達はどんどん肥満の体質になっていきます。小さい時から歩くとか運動するということを習慣として身に付けない人は、大人になっても歩かない、運動しないという傾向を持つといわれています。そういう意味では、やはり子どもの時からとにかく運動する、あるいは歩くということを習慣とする必要があります。それは教育ということではなくて、遊びというものが大きな動機ではないかと思えます。

2番目は社会性です。今から15年ほど前に、アメリカの作家のロバート・フルガムが『人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ』という本を書いて、全世界で350万部という巨大なベストセラーになりました。仲良く遊ぶ、仲直りをするという人間関係は、大学や大学院ではなくて、幼稚園の砂場で遊びながら学ぶと言いました。これはタイトルそのものが大変良かったためにベストセラーになった本ではないかと思えます。社会性の開発はやはり群れてあそぶことの結果として非常に重要だと思って

います。

いじめが最近非常に話題になっています。社会的に言えば、いじめもある種の遊びです。いじめは多くの場合に閉鎖された空間で行われています。閉鎖された空間がいじめにつながっていくのではないかと私は思っています。社会性という問題、社会性の開発というところでは、空間も非常に関係があると思います。

3番目は感性の開発です。感性とは美しさであったり、感受性であったり、心の豊かさ、感じる豊かさ、そういうものを含めたものであると私は考えています。特に自然遊び、自然の中で遊ぶことによって感性は開発されると思います。例えば夕日の美しさというのが東大の香山先生の思い出の中にありました。また、伊東さんは諏訪湖の冬の美しさに非常に感激していたということをいっております。そういう子ども達の外遊びの一瞬、一瞬の中で、自然の変化や自然の美しさに感動する、あるいはかわいがっていた動物が死んでしまうというような生だとか死だとかを体験し、子ども達の心を豊かなものにしていくのではないかと思います。そういう意味で、自然と触れ合う自然遊びは、感性あるいは感受性、情緒性の開発に極めて重要な部分ではないかと思っています。

4番目に創造性の開発です。新しく物を作っていくという能力です。子どもの遊びは、ある意味で非常に感覚的です。教育とは違って、強制されるのではなく自分の発想というか、自分から自主的に行うのが遊びです。イギリスの動物学者のデズモンド・モリスが、『人間動物園』という本の中の扉のところに「遊びは創造性の開発をボーナスとしてもたらす」と書いています。彼は若いチンパンジーの実験から、1つの遊びを偶然的に発見すると、さらにそれを上回る楽しい遊びを考えだそうとするといっております。遊びの持っている創造性の開発を指摘しています。

昔の遊びも、今の遊びもそうですが、遊びにはルールがあります。そのルールを状況、すなわち人数、場所によって変えていくわけです。鬼ごっこや隠れん坊をする時でも非常に楽しい遊びの体験がある

と、それをどんどん拡大していく、繰り返してさらに付加していくというような工夫、創造行為が見られます。そういう点で、私はこの4つの「身体性」、「社会性」、「感性」、「創造性」というこの4つの能力が子どもの遊び環境や、遊び体験を通じて開発されていくのではないかと考えております。逆にいえば、遊びとを阻外された子ども達は、これらの能力を開発する機会を失うのではないかと考えています。

## 遊びの環境

私の専門は建築、空間であります。遊び環境には4つの要素があると考えています。まず「遊び場」という空間の問題です。次に「遊び時間」です。豊かな遊び時間がなければ子ども達は遊べません。それから「遊び集団」、遊びの仲間が必要です。そして「遊びの方法」も大きな影響を与えます。この4つのエレメントで遊びの環境は構成されていると考えています。

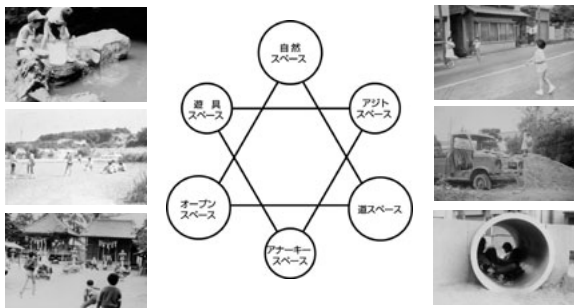
日本の子ども達の遊び環境は1960年代に大きな変化がありました。それは自動車交通の発達とテレビの出現です。自動車によって身近な遊び道が奪われ、子ども達は急激に遊び場を失いますが、その受け皿になったのがテレビです。これによって日本の子ども達の遊びは非常に大きな変化を果たしました。いくなれば外遊びから内遊びに転換していったわけです。遊び場だけがあっても遊べないし、遊び時間がなければ遊べません。また少子化によってどんどん遊びの仲間は減っています。さらにその遊び仲間が同年齢化してしまっています。多様な年齢の遊び集団ではなくなってしまっています。

## 遊び空間

「遊び空間」には第7図のように6つの空間があると考えています。まず自然のスペースです。子ども達は自然のスペースで自然遊びをする必要があります。自然のスペースとほかのスペースがどう違うかといいますと、それは生物が居ることであ

ります。自然のスペースでの子どもの遊びの基本を、「採集の遊び」と私は呼んでいます。魚を釣るとか花を摘むとかカキの実を食べるとかですね、そういうように摘んだり、あるいは取ったり食べたりという、そういう採集の遊びが基本です。いつ、どこに行ったらカブト虫が採れるかということを知らなければ遊ぶことができません。自然というのはある意味で危険な場所でもあります。川におぼれる、木から落ちる、マムシにかまれる、ウルシにかぶれる等、いろいろな危険性があります。どこが危険な場所かということも教えてもらい、伝承されて自然遊びというものの達人になるわけです。今、子ども達、田舎の子ども達も自然遊びがどんどんできなくなっています。それはなぜかという、そういう自然遊びの伝承がなくなっているからです。田舎の子ども達も自然遊びの方法を学べないのです。

## 6つのあそび空間



第7図

私は子ども達の遊びの空間として、「道」スペースというのも非常に重要だと考えています。最近、平凡ライブラリーという出版社から、渡辺京二さんという郷土史家の書かれた『逝きし世の面影』という本が出ています。大変面白い本で、今から100年、あるいは150年ぐらい前の明治、江戸末期から明治、大正のころに日本を訪れた外国人が、日本の都市の状況を紀行文や日記に書いたものを集めています。当時、江戸は100万の人口を持っていて、そして庭園都市でした。非常に美しい都市だったと外国の人はみんな褒めているわけです。その中で「子どもの楽園」という章があります。当時の子ども達は、とにかく路地、道で遊び回っていたということを外国

の人達が非常に感嘆して書いています。樋口一葉の『たけくらべ』にもあるように当時の子ども達の遊び場の基本は道だといえると思います。これが自動車の発達によって道が遊んではいけないものになったのは、ほんのこの40年ぐらいのことではないかと思っています。

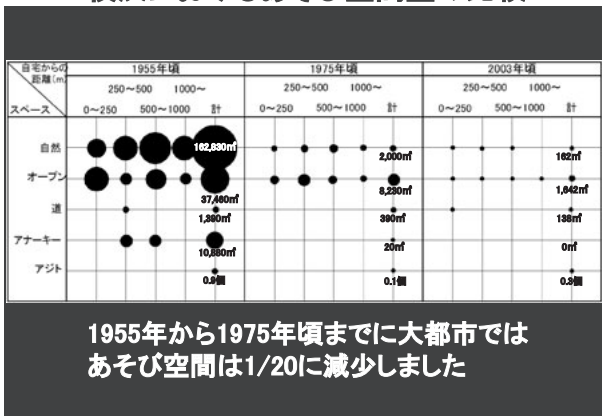
それから、オープンスペース、広場のスペースもやはり重要です。子ども達が思い切って走り回れる、駆け回れる、そういう広がりのあるスペースが子ども達の身の回りに必要であります。そのほかに、アジトスペースが必要です。アジトスペースというのは秘密基地と訳してもいいと思いますが、子ども達が大人から隠れる場所です。そういうものも子ども達のスペースとしては必要です。そこでは子ども達の独立性、自立性を育みます。秘密基地という小さな空間を自分達でつくることによって、子どもの共同体意識を育み、環境形成力を開発すると考えています。そして、アナーキースペース。これはある意味で、大人がつくった整理された場所ではなくて、工事現場であるとか、あるいは廃屋のような捨てられた場所、建設途中、材料置き場みたいなところです。そういう場所は子ども達にとって大変魅力的な場所です。そういうところで子ども達の想像力は大変発揮されるわけです。1950年ごろ、今から50数年前にデンマークのソーレンセンという造園学者が、そういう情景を見て、アドベンチャープレイグラウンドというものを造りました。これは「冒険遊び場」と訳されていますが、どちらかというとも廃材置き場みたいなもので、それをそのまま遊び場にするというような構成で造ったものです。ただ、危険性もありますので、必ずプレイリーダーという大人が必要になります。最近、世田谷のプレーパークが大変注目を浴びています。この世田谷のプレーパークもアドベンチャープレイグラウンドの影響を大変受けているところでもあります。

次にこの遊びの空間が、この50年、60年、日本の子ども達にとってどのように変化してきたかというところについて、お話ししてみたいと思います。最初にお話ししたとおり、「こどもの国」の設計をきっかけに、子どもの遊び環境に着目し始めましたが、

わたしが、遊びの調査を始めたのは1970年ごろであります。

70年から75年ぐらいに横浜における遊び空間量の比較の調査をしました。子ども達がどこで遊んでいるかということを知り、かつその親の世代にも、子ども時代にどこで遊んでいたかという比較調査をしました。その結果、1955年ごろ子ども達の遊び空間は、第8図に示すようにとても大きかったことがわかります。例えば自然のスペースは平均16ヘクタールぐらい持っていました。オープンスペースは37,000平米ぐらい、アナーキスペースは12,000平米持っていました。1975年ではそれが80分の1ぐらいに小さくなっています。オープンスペースは5分の1近くなっています。さらに2003年ごろ、つい最近の調査では、自然のスペースは162平米とさらに小さなものになってしまいました。オープンスペースは1,642平米です。これも5分の1ぐらいになってしまいました。このように、子ども達の遊びの空間は、非常に小さくなっています。横浜はやはり都市化が非常に激しいですが、全国的に1974年から2003年の変化を見ても、5分の2ぐらいになってしまっています。

### 横浜におけるあそび空間量の比較



第8図

遊び時間も1965年を境にして外遊び時間がどんどん減っています。内遊びと外遊び比べますと1対5ぐらいの状況になっています。そういう状況の中で遊び時間も減少しています。また遊びの方法もテレビやテレビゲームによって貧困化しています。少子化によって遊び集団が縮小して、遊び場も減少して

いる中で、遊びの意欲の喪失というものが、極めて大きくなっているというのが、ある意味で日本の子ども達の危機的状況であります。

### 遊び空間の国際比較

日本の子ども達だけがそういう状況なのかというところで国際比較の研究もしてまいりました。まず1987年頃にロサンゼルスで始めました。私が名古屋工業大学で教えている頃に、子どもの遊び環境の国際比較の研究に取り掛かりました。アメリカは20年ほど前でさえ、例えば幼児誘拐という犯罪が日本の500倍といわれております。身代金を求めるだけで100倍といわれておりまして、子どもをさらっていく犯罪や事件が日常化していました。

それでロサンゼルスのような大都市では、子どもの遊び場は高いフェンスで囲われていました。不審者が子どもの遊んでいるところに入ってこないようにフェンスがされていたわけです。日本では公園でフェンスというとだいたい低いフェンスです。子ども達が、道路にすぐに飛び出さないようにということで、フェンスがされていますが、アメリカでは20年前にすでに不審者が入ってこないように、公園も学校も非常に高いフェンスで囲われているという状況がありました。すべてのアメリカの学校がそうだったかということはちょっと私には分かりませんが、少なくともロサンゼルスやニューヨークという大都市ではもうそういう状況でありました。

しかし子ども達の遊べるオープンスペースは日本に比べるとずっと豊かです。フロント・ヤードもきちっとありますし、1人あたりの公園面積も、横浜市の5倍以上あります。私はロサンゼルス調査は失敗しました。例えば子ども達に気軽に声かけられないのです。子ども達に写真に向けることさえも極めて嫌がられます。その当時はカメラがまだ大きいカメラでありましたから、すぐ親が飛んできて抗議され、調査ができないというような感じにありました。カメラがピストルに見えたのかもしれませんが。学校の協力も得られませんでした。

このようにアメリカの子ども達には、空間的には

■ 公開講座より「子どもの育ちを支える建物」 ■

非常に伸びやかな空間はあるのだけれども、大人の犯罪が子ども達の遊び環境を悪化させているということにその当時気が付いたのであります。アフタースクールといって、子ども達が親が迎えに来るまで校庭で子ども達は待っているわけです。そのグラウンドは高いフェンスがされています。子どもの遊びには大人の影響が極めて大きいということがわかります。

ドイツで調査をしたのはミュンヘンです。たまたま私の教え子にミュンヘン工科大学の学生がいて、彼に手伝ってもらいミュンヘンで調査をしました。サーカスバスと呼んでいるものです。ある地域の広場にサーカスバスがやって来ます。これは子ども達にサーカスを教えてしまうという、プログラムです。サーカスを1週間教えて、ここにいる子ども達はそれをお母さん方に披露しているわけです。(第9図)



第9図

またミニミュンヘンという、子どものための都市というようなイベントも2年に1回開かれています。これも大変すばらしいものであります。ドイツでは、特にミュンヘンでは、このような子どもための支援活動は、市民の方によって始められ、それがだんだん拡大して、市の行政がそれに補助金を出すようなことになっているようでありました。

第10図はトロントです。ストリートホッケーというのをやっています。カナダはアイスホッケーが盛んな国です。夏は道でストリートホッケーをやっています。道が子ども達の遊びの場所になっています。

カナダはアメリカに比べると子どもに対する犯罪はそれほど多くありません。そして子どものための公園が非常に整備されています。



第10図

ソウルは伝統的なのというか、いわゆる戸建の住宅群がどんどんなくなっています。皆さんもソウルに行かれますと分かると思いますが、住宅が急激に高層化しています。ソウルの市民の人達はどちらかというと、いわゆる戸建の住宅よりもこういう集合住宅の方が価値があると思っておられるようです。また集合住宅の方が極めて高い住環境の設備を持っていたりします。

ソウルで私が非常に注目したのは、エレベーターの両脇に住戸がランチされているところです。日本の場合は、集中的にエレベーター、階段コアがあって、廊下で各住戸がつながっているというのが一般的であります。台湾、韓国、あるいは中国のマンションは、エレベーターがあって、各階にだいたい2戸、ないしは3戸ぐらいの住戸がくっついています。ですからエレベーターコアがたくさんあります。そういう形の住宅開発がされているのですが、そのエレベーターコアの一番下の部分に、だいたい管理人のおじさんがいて、そういうおじさん達が上の住戸の子ども達の世話をしているというような感じがあります。そういう管理人のおじさん達がプレリーダーの役割を果しているといえると思います。

台湾は子どものための空間が経済発展、あるいは都市開発のために、忘れられていましたが、近年、



子どもの環境に対して非常に力を入れています。私が調査したころはまだまだそういう状況ではありませんでしたが、第11図は騎楼（キロウ）といいます。このアーケードのところは民有地です。道路に面する高さ3.6メートルの空間は都市住宅であればパブリック空間として必ず出さなければいけないというスペースです。それが連続して屋根のかかった歩道ができていまして、それが子ども達の遊び場になっているという構成になっています。

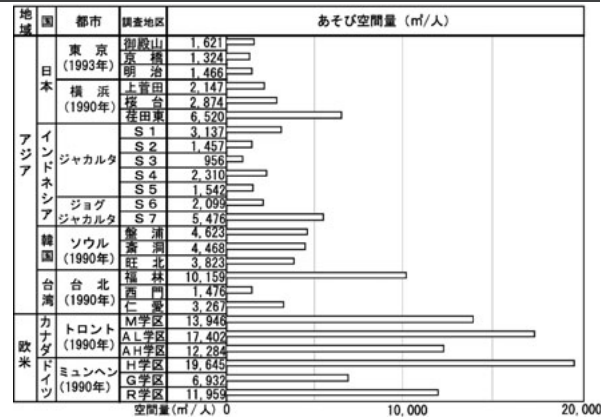


台北

インドネシアのジャカルタや、ジョクジャカルタというところにも、私の学生がおりまして、彼女と一緒に子どもの遊び環境の調査をいたしました。インドネシアは上流、中流、下流という社会的な構造がかなり明確であります。上流はアメリカ型のどちらかという非常に閉鎖された空間、高い塀で囲ってしまっています。中流、下流という伝統的な町の形式を引き継いでいます。そこで子ども達はハラマンと呼ばれる村の広場、あるいは町の広場が子ども達の遊びの環境になっています。

1990年から95年ぐらいにかけて、今から10年ほど前にまとめたものが、この子どもの遊び環境の空間量の比較調査であります。第12図に示すように東京、横浜は、カナダ、ドイツに比べると、極めて低くなっています。ソウルに比べても低い。今から15年ほど前の調査でこの状態です。おそらく、この調査をしたころに子どもで遊んでいた人達が今、結婚し、子どもを産み育てている世代になりつつあるのではないかと思います。

### 各国のあそび空間量の比較



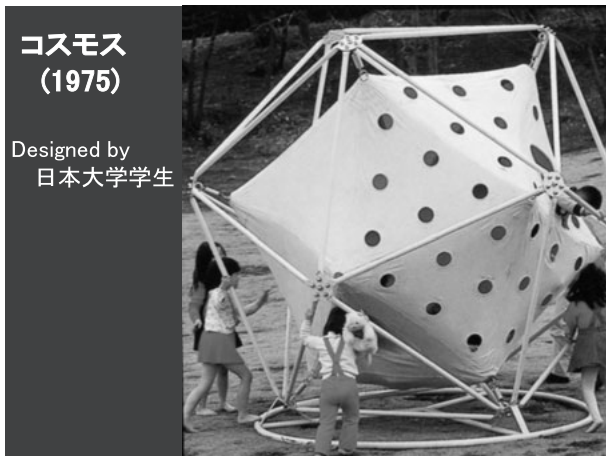
第12図

身体性、いわゆる体力、運動能力、あるいはやる気、あるいは創造性、社会性を開発する大事な時期である子ども時代に多様な体験をさせていない、要するに遊びという行為を十分にさせていないということは、今後、非常に大きなつげが日本の社会に回ってくるのではないかと心配しているわけです。

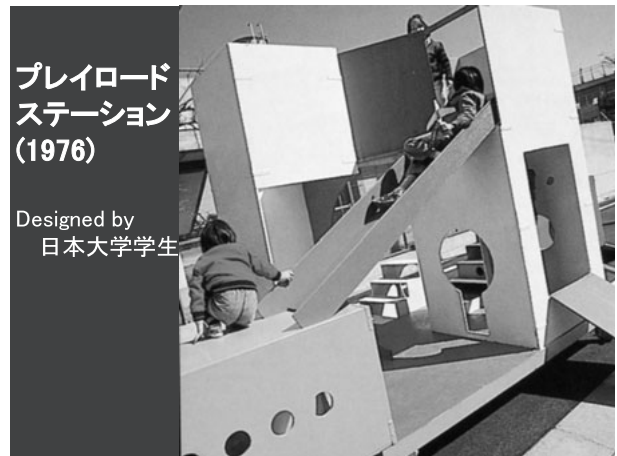
### 子ども達が遊びやすい空間

脳科学の先生方によると、8才までに人間の脳の90パーセントは完成するそうです。だからそれまでに多様な体験、特に実体験として自然と触れ合う、友だちと一緒に遊ぶというような機会を持たないといけない、すなわち子ども達の臨界期というか、大事なときに大事な体験をさせておかないと、大人になってから取り返すということはなかなか難しいことなのです。私はどちらかというデザイナーで、空間を作っていく立場なものですから、子ども達が遊びやすい空間の構造というのは、どういうものかというのが私の研究のテーマです。

これは先ほど話した、日本大学の芸術学部で10年間教えていたときに、幼稚園児のための遊具をデザインしようという課題を毎年出しておりました。第13図はコスモスと名づけられた遊具です。これは高さだいたい2.5メートルぐらいなのですが、キャンバスの袋をばねでつって、全部組み立て式になっています。第14図はコスモスの内部です。実はこの真ん中にあるのは私の息子です。もう32才になっ



第13図



第15図



第14図

ています。

この遊具は大変人気がありました。この袋の中は柔らかく、滑り込めるといふか、子ども達にとって穴といふか、気持ちの良い、居心地の良い、そういうような感覚があつて、大変人気がありました。この遊具をデザインした当時の学生は桑原淳司君といいますが、今、日本大学の教授をしております、私の後を受けて学生達に幼稚園児のための遊具作りといふのを今も毎年デザイン課題として出しております。

第15図は1976年にプレイロードステーションといふ、やはりこれも学生と一緒につくつたものです。この作品は車がついていて、どこにでも運ぶことができ、広げて遊具として使い、それが終わるとみんなパタパタッとしまつて、四角い箱になるという遊具であります。広場だとか、歩行者天国に持つていって、そこでサーカスのように子どもの遊び環境が

テンポラリーに出現するといふものであります。

第16図もやはりそのときの作品で、60cm角のベニヤでつくつたらせん状のトンネルで構成されています。それだけの単純なものですが、これも幼稚園では大変人気がありました。



第16図

第17図はFRP製で、長さ20メートルの遊具です。これは2つのブロック、アールのチューブブロックと、直線のチューブブロックを組み合わせたものです。これは直径60センチの太さのものですが、それを少し改良して、カエルの卵みたいにくらんだものもつくってみました。それをピングポングと名づけました(第18図)。このように1年間で4つか5つ遊具を作りましたので、10年間で50ぐらい遊具を作つて、その遊具を幼稚園や保育園に持つていったりして子ども達に遊んでもらうわけです。そうすると子ども達が厳しい評価を下すわけです。格好はちょ



第17図



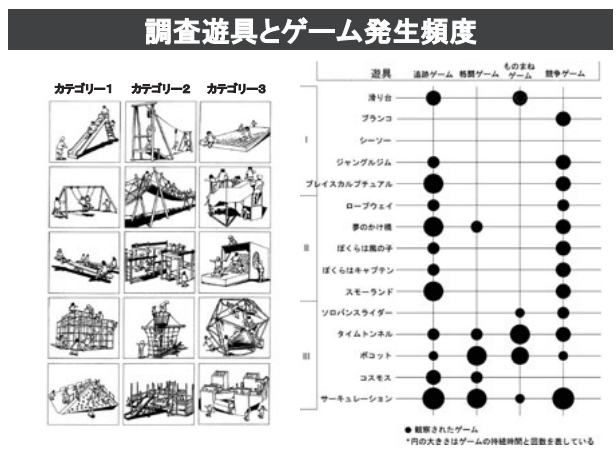
第18図

っと面白そうだけど全然子ども達が遊んでくれない遊具とかが出てくるわけです。不細工だけど、子ども達がいつも遊んでいる遊具がありまして。子ども達の遊びやすい遊具と遊びにくい遊具があると私と学生達は気づき始めました。では、遊びやすい遊具というのはどういう遊具だろうということが研究のきっかけになりました。その結果、子ども達には遊びの発展段階があるのではないかと思います。例えばすべり台というのは非常に基本的な遊具であります。2才ごろの子どもはただ登ってすべるというだけでも、大変な作業です。だいたいは保育士さんとかお父さんが頭を支えてあげてすべって、何回もすべることによって、重心の移動がうまくできるようになって、うまくすべれるようになるわけです。

そして3才頃になると、ただすべるだけじゃなくて手すりに足をかけてすべったり、頭からすべったり、手でこいですべったり、あるいは2連結ですべ

ったり、立ってすべったりというふうには、だんだん遊び方を工夫するわけです。よりスリリングに、より速くというように技術を開発していこうとするわけでありまして。で、4才ごろになると、だいたい技術開発は終わって、鬼ごっこだとか、テレビゲームやテレビの中にあるヒーロー達を演ずるような、社会的な遊びというところに進むわけでありまして。

子ども達が遊びやすい遊具というのは、その社会的な段階になりやすい遊具ではないかと気が付き始めました。多くの遊具において社会的な段階になる要素の調査をしました。それが第19図です。カテゴリ1という遊具は1970年代から1980年代にかけて一般の公園にある公園遊具です。カテゴリ2というのはそのころに日本に輸入されてきたスウェーデンの木製遊具です。カテゴリ3というのは、日本大学の芸術学部の学生と一緒に作った創作遊具です。



第19図

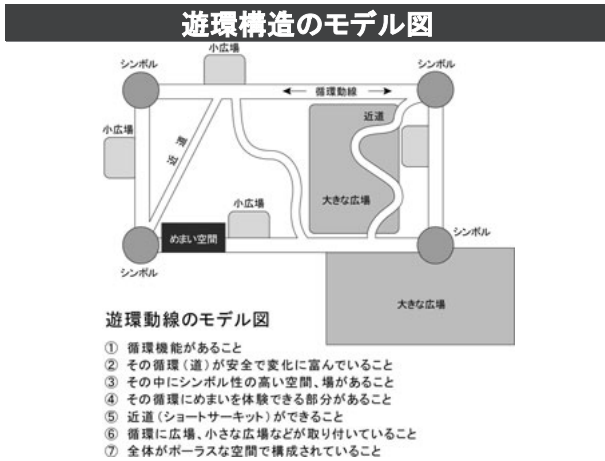
そういう中で、いわゆる社会的な遊びとか、追跡ゲーム、格闘ゲーム、ものまねゲーム、競争ゲーム等が表れてくる発生頻度を調査したものです。そういう調査の中から次に挙げるような遊環構造という、遊びやすい空間のモデルを作りました。

### 遊環構造

遊環構造には7つの特長があります（第20図）。1つは循環機能があるということ、回遊性があるということです。次にその循環が安全で変化に富んで

■ 公開講座より「子どもの育ちを支える建物」 ■

いること。そしてその中にシンボル製の高い空間、場があること。さらにその循環にめまいを体験できる場所があるということです。



第20図

めまい体験というのは、少し説明する必要があると思います。フランスの社会学者のロジェ・カイヨワが遊びの4つの要素をいっています。1番目は競争。勝つか負けるか。これが非常に大きな遊びのモメントといっています。2番目はチャンスの遊び。偶然性。賭けだとかギャンブルだとか、あるいは子どものトランプにしても何でも、要するにゲームというのはほとんど賭けの要素があります。チャンスを遊ぶということがあるわけです。3番目はシミュレーションというか、まねる遊び。お人形さんごっこだとか学校ごっこだとか、ごっこ遊びというのはまねるという遊びです。そして4番目に精神的、一時的パニック状態を楽しむといっています。精神的、一時的パニック状態というのは、例えばすべるとか、高いところから飛び降りるとか、ブランコとかすべり台、みんなそうですね。遊園地の遊具もだいたいが一時的なパニック状態を楽しむわけで、それをめまいと呼んでいます。赤ちゃんを高い高いするとか、少しこう揺らしてみるとか、ぐるぐる回しとか、そういうようなめまいの遊びが、遊びの大きな要素の1つとしてあるといっています。そのめまいが、循環の中に組み込まれているということが極めて大事なことではないかなと思っています。

ですから坂道も1つのその要素だし、小さなトンネルもやはりめまいの体験です。そしてその循環が

一様ではなくて近道があるということが大切であります。ショートカットができる。それから循環に大きな広場が取り付いていること。全体がポーラスな空間で構成されていること。穴が開いていてどこからでも入り込めて、どこからでも逃げられるという状態が必要です。このように遊環構造の条件として7つ挙げられるわけです。

遊環構造の実例

子どもが遊びやすい空間としての遊環構造を設計で証明しようと、建築設計に応用しました。それを事例として少しお話ししたいと思います。これは私がまだ若いころ設計した野中保育園という保育園であります。野中保育園というのは、全国的にも有名な保育園で、大地保育という保育を、塩川寿平さん、正確には塩川寿平さんのお母さんの塩川豊子先生が始めた保育園であります。その園舎のデザインをお手伝いしました。富士山が見える丘の中腹に立っている保育園であります（第21図）。



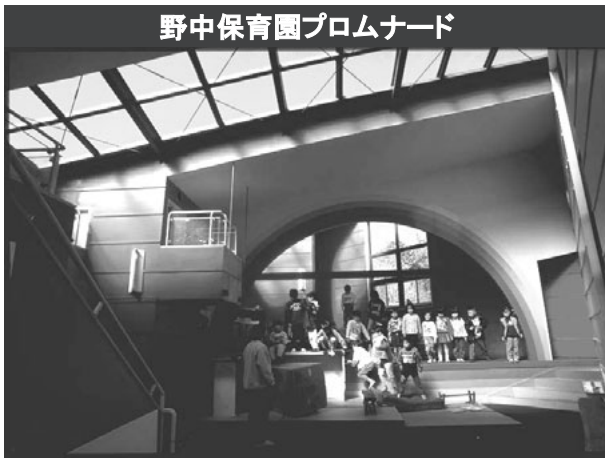
第21図

この保育園は中二階に通路がありまして（第22図）、全体が循環できるような構成になっています。保育室という空間だけでなく、廊下が変化に富んでいます。そして廊下と中2階の通路が循環しています。プロムナードと呼んでいる空間には子ども達のさまざまな表現の跡が見られます。ある種アーキーな空間ともいえるかと思います。そういうふうにきれいな空間だけじゃなくて、ある種汚れてい

る部分が創造性を発揮する、喚起する、そういう空間になる場合もあります。第23図に見られるように、これはお誕生会のような一種の劇場的な空間がプロムナードに取り巻いています。



第22図



第23図

野中保育園には野中ザウルスと野中丸という2つの建物があります。その両方ともわたしが設計しました。敷地は1ヘクタールもあり、ほとんど森になっていて、敷地自体も遊環構造を形成しています。

第24図は横浜のゆうゆうのもり幼保園です。昨年完成しました。これは横浜の港北区に私が設計したのですが、幼稚園と保育園が一緒になった総合施設です。1階が保育園、2階が幼稚園になっています。幼保一元化の代表的な施設として、いろいろなところで紹介されています。1階の部分は0、1、2歳まででありまして、3、4、5歳が2階に構成されています。2階には外廊下があります、2階へ階段で昇りまして、そのまま外廊下から昇降口が

あって、そしてそれぞれ保育室に入っていくという構成になっています。逆に2階の幼稚園の保育室でも、子ども達はすぐに外に出られるような動線計画になっています。



第24図

第25図が全体の絵です。西側に庭があって、そこに2階から連続した遊具が取り付いています。東側に玄関があって、裏側に1階から2階への大きな階段がつけられています。この階段に連続して大きな吹き抜けには大ネットが張られ、子どもの運動の場になっています（第26図、第27図）。南側の庭は0、1、2歳の小さな子ども達の庭になっています。



第25図

第28図のように大きな階段がさまざまなイベントができる劇場的なスペースとして使われます。2階が幼稚園、1階が保育園です。2階の幼稚園の屋根にはトップライトをつけていますが、トップライトをつけると、どうしても光だけじゃなくて熱も入



第26図



第27図

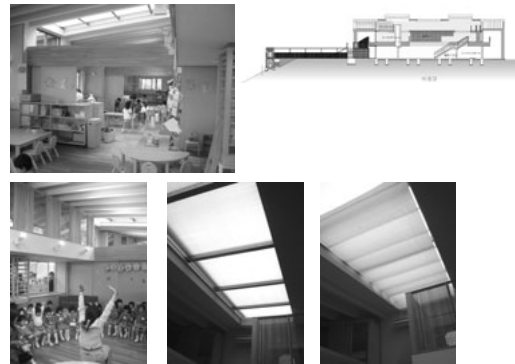


第28図

ってきますから、その熱だけをカットするために工夫した特殊ガラスを用いています。そのため非常に明るくて、気持ちの良い保育室が出来上がりました(第29図)。

2階の保育室と3階のレベルがネット遊具によって連続しておりまして、それが全体として遊環構造

園児に優しい光、熱、空気



第29図

を形成しています。

第30図は10年ほど前に造った愛知県の児童総合センターです。昨年、愛知万博のときにも使われた施設です。ここも第31図のような二重の動線を持っていて、外側の建築的な動線と、遊具的な動線の2つの動線が取り巻いています。屋根はキャンバスです。そして中央にピサの斜塔みたいな斜めのチャ

愛知県児童総合センター (1996)



第30図

愛知県児童総合センター チャレンジタワー



第31図

レンジタワーというタワーが建っています。このスロープも二重螺旋になっていて、その周りに黄色い遊具的な動線が付いています。

第32図は子どもエレベーターと呼んでいます。子どもが遊びながら上下する装置で、子ども用のエレベーターがあるわけではありません。チャレンジタワーを昇ったところは展望塔になっています。そしてそれはブリッジでつながり、エレベーターのあるタワーとも連携して立体的な遊環構造を形成しています。平面的にも立体的にも遊環構造が形成された、子どもの遊びを活性化させる建築となっています。



第32図

1999年、今から7年ほど前に、渡辺篤史さんという俳優さんが司会をしている「建もの探訪」という15年ぐらい続いている人気テレビ番組のアシスタントディレクターで30才ぐらいの女性の方が自宅を二世帯住宅で設計して欲しいということで頼まれてお手伝いしたのが、この「大森の家」という家です。東京の下町で、敷地そのものは40坪にも満たない小さな敷地です。これから赤ちゃんが生まれるということで、子どものための住宅ということを中心的な課題として設計しました（第33図）。

狭い敷地ですけれども、私はこの四隅にできるだけ緑を植えました。やはり小さな家でも緑というか、そういう自然な環境の中で暮らしていけるような環境を設計することを心掛けました。1階は親夫婦の所帯です。ですが不幸にしてこれを造っている間にお父さんがお亡くなりになって、結局はお母さんだけがお住まいになるという状況になりました。2



第33図

階に若い夫婦が住んで、3階は寝室と子ども部屋と言っても将来のことで、今はまだ小さいので、子ども部屋ではありません。奥さまのワークステーションみたいな感じになっています。リビングダイニングは30畳ぐらいあります（第34図）。比較的広いスペースで子ども達が駆け回れる広さを持っています。2階の中心的な空間はダイニングとリビングですが、外側に縁側を張り出しています。上を見るとスリット状の吹き抜けになって、ここから子ども部屋とか寝室が見えるようになっています。



第34図

子どものためのプレイステーションと呼んでいる子ども達のスペースをつくりました（第35図）。お母さんの足腰が弱ったら、ホームエレベーターをここに入れるというようなことを考えています。建物の一番上にプールが乗っかっています（第36図）。長さ約10メートル、幅3メートルくらい。おふろみ



第35図



第36図

たいなプールですが、夏は屋上にプールが乗っていますと下の部屋が冷やされますので、ほとんど冷房が要りません。子ども達は夏になると友だちと一緒に毎日プールで泳いで遊んでいるようです。子どもにとって住まいは成育のための一番重要な場所です。元気に育つための環境が形成されている必要があります。しかし往々にして住宅は大人のためだけに考えられがちです。子ども部屋だけ与えれば良いというのは間違いです。家のすべてが子ども達のための場でなければならないのです。

最後にこども環境学会の話をしたと思います。私は建築家として子どもを元気にする環境づくりを進めていくには建築だけではどうも駄目なのではないかということで、教育、保育、心理学、体育学、あるいは小児医科学という多様な先生、あるいは活動家と一緒に学会を作ろうと2004年にこども環境学

会を立ち上げました。学際的な活動や、研究と実践活動が総合的に展開される学会を目指しています。毎年国際会議をやったりしていますが、大会は毎年5月の連休前で、2004年、2005年は東京・田町の建築会館、2006年は兵庫県西宮市の武庫川女子大、2007年は横浜、2008年は名古屋でやります。

ぜひ皆様もこども環境学会に参加してください。

子ども達が元気に育つ社会、それは自然と共生する社会だと思っています。未来は子ども達によってつくられます。しかし子ども達を元気にする環境には、今私達が努力しなければなりません。そういう明るい社会をつくるためには子ども達の環境をもっともって考えて、子ども達の視点で、我々建築家も頑張らなければいけませんし、また皆さま方と一緒に頑張りたいと思っています。どうもありがとうございました。

#### 【参考文献】

- ・「こどものあそび環境」(1984年、筑摩書房)
  - ・「あそび環境のデザイン」(1987年、鹿島出版会)
  - ・「こどもと住まい」(上)(下)(1990年、住まいの図書館出版局)
  - ・「子どもとあそび」(1992年、岩波書店)
  - ・「Design of Children's Play Environments」(1992年、McGraw-Hill)
  - ・「環境デザインの方法」(1998年、彰国社)
  - ・「子どものためのあそび空間」(1998年、市ヶ谷出版社)
  - ・「プレーストラクチャー」(1998年、柏書房)
  - ・「幼児のための環境デザイン」(2001年、世界文化社)
  - ・「環境デザインの展開」(2002年、鹿島出版会)
  - ・「環境デザイン講義」(2006年、彰国社)
- 以上、仙田著書

- ・「我が国を元気にする環境づくりのための国家的戦略の確立に向けて」(2007年、学術会議)



## 「虐待と子どもの発達 —子どもが変わる、大人も変わる—」

内 田 伸 子

(お茶の水女子大学)

\* 平成18年度「児童養護施設職員指導者研修」での講演をまとめたものです。  
 なお、プライバシー保護の観点から一部を省略させていただいております。

### はじめに

それでは、「虐待と子どもの発達 —子どもが変わる、大人も変わる—」と題して話をさせていただきたいと思います。

今日は研修の最終日ということで、あちらこちらの児童養護施設その他で本当に子どもたちの育ちにご尽力下さっている先生方にこの話を聞いていただけるのを、私はとても嬉しくまた光栄に思っておこらに参りました。

今、子どもたちの育ちがおかしくなっていることについては、虐待を受けた子どもたちが今、児童養護施設等でたくさん生活しているという現実からも、また、子どもを施設に預けたままで知らん顔をしている親も増えているというような状況の中でも、先生方は日々感じておられるのではないかと思います。

### 子どもたちの育ちがおかしくなっている

#### —少年犯罪—

実際に少年殺人犯の検挙人員を「犯罪白書」から見ると、70年代までこれは日本が高度経済成長を遂げているときでありました。まだ貧しい家庭がいっぱいあり、貧しさから妹にパンを食べさせたくて、万引きをするというケース。それから、家にお金がないから何とか家計を助けたいというところで、非常に凶悪な殺人にまで至ってしまうというケースが400~450件くらいありました。

ところが70年代、高度経済成長がピークに達して、

日本が豊かになってきたころから、そうした貧しさからの犯罪がほとんどなくなります。2005年であっても100件前後とこんなに少ないのです。マスコミでの報道から見たら、非常に印象が違いますよね。それは恐らく「モラルパニック」現象が起こっているのだろと思うられます。量的にも質的にも少年犯罪は悪化したわけではありません。社会の側で、現実存在するリスク以上のリスクを人々が強く感じて危機感を抱いてしまう「モラルパニック」現象が生じているのだと犯罪心理学者の浜井氏は次のように言っております。

「もし変化があったとするならば、それは少年犯罪の側ではなく少年犯罪に対する社会の側であろう」と。つまり過剰反応を引き起こしてしまう、社会の側に非常に不安が強くなっているのだと。そしてその過剰反応の表れが厳罰主義へと移っております。少年犯罪防止策として厳罰化に進んだのは、日本が一番すごいのです。刑を重くする、刑罰を厳しくする、あるいは少年法の適用年齢を14才まで下げる。酒鬼薔薇聖斗の事件以来、子どもは早熟になっているから少し年齢下げようじゃないかという動きが日本にはあります。それからポーランドが続きますが、犯罪率から見たら、実は日本もポーランドもそれほど高くはありません。むしろ少年の犯罪率が高いアメリカの方が厳罰主義ではないのです。特に日本、ポーランドなんかは少年犯罪が少ないにもかかわらず、厳罰化の傾向が非常に強いのは過剰反応の表れであると言われております。

## 子どもの育ちがおかしくなっているのか

### —子育ての崩壊—

また、コミュニティー、生活共同体が崩壊した1988年ごろからの状態をみますと、人々の「絆」というのが結ばれなくなっただけと思われず、コンビニやお弁当屋さんが林立し、独り食が増えています。子どもが独りで食べ、会話もなく食べているのです。塾と学校がダブルスクール化し、ゼロ歳児保育所、駅前保育所が林立して、母親は子どもをコインロッカーに荷物を預けるかのように駅前保育所に預けていくのです。そして、駅前保育所が足りず、待機児童が多いものですから、保育所の設置の基準というのをどんどん緩めて、遊び場がなくても、箱物だけで、まるでケージの中のプロイラーのようなところに子どもを預けているのです。箱だけあれば、認可が下りるといような状況になっております。特に東京都などでは、今や教育や保育やしつけまで、アウトソーシングの風潮が出てきてしまったと思われま

す。以上のことから、子どもたちの育ち、そして、親たちの暮らしもハッピーではない、そういう中で人間が発達していく上でいったい何が大事なのかということをお話のテーマに話したいと思っております。今日は「人間発達の可塑性」というのがキーワードになります。人間の発達はいかに可塑性に富んでいるのだろうか。子どもの発達に必要なものとは、いったい何なのか。これだけ虐待やネグレクトが増えているその状況の中で、支援策というのは講じることができるだろうか。防止策というものを私たちは見つけることができるだろうか。何よりも社会の子育て機能とか育児機能が低下してしまっていて、人々のつながりがなくなっている中で、子育て機能を復権させることができるだろうか。それらを今日の講義の中で探ってまいりたいと思っております。

## 子どもの育ちがおかしくなっているのか

### —児童虐待—

虐待については、よくご存じだと思いますが、身

体的な暴行、ネグレクトというのは非常に多く、養育怠慢、養育拒否、これが4割といわれています。それから性的な暴行、近親姦。これも数字としては上がっているのは少ないのですけれども、これも実は非常に日本では増えております。それから言葉による痛めつけや、極端な無視などの心理的な虐待。これは虐待じゃないだろうと親自身も思っているケースもあります。

虐待の発生要因をここにベルスキーという精神、児童精神科医のイメージ図を、精神科医が整理したものを採録したものでありますが、まず、親自身の問題というのは非常に大きくクローズアップされてまいります。虐待が起こる時というのは、子どもの特徴というのも要因の一つになります。子どもの特徴、例えば未熟児で生まれて保育器にしばらく入れておかなければならないとか、抱っこしたり、おっぱいを自分の胸から与えるというようなことができなかつたとか、あるいは子どもに障害があつて、抱っこしても抱きついてくれない、かわいく思えないとか、こうした母子分離経験、あるいは先ほどのような発達障害があつて、親子の心理的な絆が作れないなど、いずれにしても、愛着形成が不全で、子どもがかわいく思えないという要因が一つ挙げられます。

そして、一番大きいのが親の成育歴でありまして、「親自身が殴られながら育つた。これ以外に育て方を知らない」という親がいます。そしてそういう親は「自分はいつもこんなふうに殴られながら育つていて、自分は生きていても意味のない存在なんじゃないかと思うと自信が持てない。夫婦関係も、うまく夫のことを信頼できない。家庭の中は非常にストレスフルな状況になる。社会的にも孤立してお友だちがいないし、心の悩みをその相談できる相手もない」と言います。非常にストレスフルな状況があります。こうした部分が土台としてあつて、さらに子どもの特徴というのが重なったときに、虐待というようなことが起こってくるというふうに整理してまいります。

## ネグレクト（育児放棄）の事例から

今日は、母性的な養育が奪われた場合、Maternal Deprivationな状態になった場合、何が、どういう刺激が失われるのかを整理してみたいと思います。ネグレクト（育児放棄）とは、単なる心理的な交流が失われるだけではなく、社会的な刺激、文化的な刺激、それから言語が、言葉かけがない、あるいは可愛がられているという安心感、心理的な刺激ですね、それと栄養が与えられない、食事也十分に与えられないといったことも重なるということで、複合的な刺激が奪われる状況があります。そこで、こうした育児放棄の事例を全世界で見ますと、6つぐらい挙がってまいります。

まず、育児放棄の事例で社会復帰できて非常に回復の良かったケース、良好だったケース、イザベルとP.M.とJ.M.のケースがあります。

イザベルはアメリカで口のきけない女性の未熟児として生まれます。そのことを恥じたその女性の両親が、世間にさらしたくないということで、その女性と赤ちゃんを暗い部屋に閉じ込めて一切世間に出さないようにしてしまいました。イザベルが6歳6カ月になった時、母親は両親の目を盗んで逃げ出して救出を求めたのです。その後、治療回復チームがイザベルの治療に当たり、補償教育を行いました。その結果、イザベルは立派に回復し、社会復帰ができたといえます。

救出されたばかりのイザベルは6歳6カ月でしたが口はきけなかったのです。母親が「ろう」者ですからもちろん言葉はなかったけれども、ノンバーバルなジェスチャーによるコミュニケーションはありました。ですから、検査のために母親から引き離される時に非常に強い分離不安を示したのです。データとしては残っていませんけど、母親と引き離される時に強い分離不安があったので、イザベルと母親との間は愛着関係が形成されていたであろうと推察されます。

それから、P.M.とJ.M.のケースです。これはチェコスロバキアの一卵性双生児のケースです。出産の時に母親が亡くなってしまい、父親独りでは二人

の赤ちゃんを育てられないということで乳児院に保護されました。彼らは1年近く乳児院に居たのですが、この1年の間に保母、保育士の方からとても可愛がられて、二人は非常に成長します。1年後、今度は父親が再婚して、家に連れて帰れる条件が整ったからということで、乳児院から自分の家庭に連れて帰る時に、保育士さんに対して非常に分離不安が強かったといえます。P.M.とJ.M.は、いつも一緒に居た子どもたちですが、この二人が引き離される時にももちろん分離不安があったということです。二人の間にも活発な非言語的なコミュニケーションがあったということなので、二人にも愛着関係が成立していたことが分かります。

しかし、家庭に戻った後から継母による虐待が始まってしまいました。結婚した途端いきなり二人の子どものお母さんになっちゃったわけですから。父親も母親に逃げられたら困るから父親も一緒に加担します。「殴る」「蹴る」をやっているうちに「そうだ、もう邪魔だから地下室に入れちゃおう」と地下室に二人を閉じ込めて、たまにしか食事を与えないという状況になってしまいました。6歳10カ月時に就学猶予を願い出るために医者からの診断書が必要となり、一人の子どもを父親が病院に連れて行き、事態が発覚しました。当時の医師のケースレポートを見たら、6歳10カ月なのに言葉はなく、歩けないという状況だったといえます。暗い地下室に入っていますから「くる病」を起こして歩けないという状況で、実はもう一人居ることが分かって、そして児童養護施設に収容されたというケースです。

施設入所後、トイレトレーニング、言語訓練をした後、今度は養子に出ました。幸いにも、二人を育ててくれた養母が非常に愛情深い人で、二人を大変かわいがって育ててくれたものですから、中学3年までにはもう本当に正常の子供と変わらないぐらいキャッチアップし、その後はその養母の許で大学を卒業し、そして職に就くという、これも回復したハッピーエンドのケースであります。

次に今度は予後が不良だったケースです。アンナ、

それからアンヌとアルバート。どちらも私生児で生まれていますが、母親が育てられないということで、納戸や物置に放置してしまったケースです。6歳0カ月、子どもが物置に入れられているという近所の人の通報で救出されて、その後、児童養護施設に入り、いろいろな補償教育をしましたが、全く回復せず、アンヌも施設に移されてから2年して亡くなってしまいます。アンヌとアルバートという兄弟もやはり同じように、救出されたのは6歳と4歳で、やはりうまく育たず、自閉的な傾向も窺われる、そういうケースであります。

それから中間の事例というのがジニーのケースです。これはアメリカで13歳7カ月という長い間クローゼットに閉じ込められていたケースです。父親は騒音が大嫌いで、とにかく最初の子どもの泣き声がうるさいといってガレージに放置し、寒い地域だったので凍死してしまいます。2番目に生まれた子どもはRH(-)不適合でやはりすぐ死んでしまう。3番目に生まれた男の子は何とか育てたいと思った母親が実家に預け、なんとか成長しました。そして4番目に生まれたのがジニーでした。母親はこの女の子を何とか手許に置いて育てさせてほしいとドメスティックバイオレンスもある中で、子どもを育てたいと懇願して、母親は「泣かせないから」ってことで父親がいつも居る部屋から一番遠い納戸に入れました。母親自身もDVを受けていますから、オドオドしながらジニーに食事を与えるような状況でした。ジニーは歩けない上に、泣き声をたてると母親がパッと口を手でふさぎますから、ついに声を出すこと、声を失ってしまいました。それで、彼女が13歳7カ月時に、これ以上ここには居られないと、母親は殺されるのを覚悟で父親の許からジニーを連れて出ます。救出された時のジニーの状態は、言葉をももちろんしゃべれない、声も出せない状況で、足もくる病で曲がっていてよく歩けないとのことでした。しかも、7歳程度の体重と身長しかありません。救出後からは、カーティスを中心とする治療回復チームがジニーに関わり言語訓練をしました。ジニーと母親との関係は非常にアンビバレントだったといえます。しっかり絆ができていっているのではなく、母親

を求める一方で、母親を怖がるという、プラスマイナスの反応が見られました。おそらく母親もジニーを育てるという状況ではなく、ただ、子どもの顔を見に行くと、声を出すと口をふさぐというような形で関わっていたのだらうと思われま

す。それから私どもが20年関わったある姉弟(F,M)の事例については後で詳しくお話したいと思います。

それからアヴェロン野生児については、これは自閉症児であるということがある程度分かっておりまして、育てられなくてアヴェロンの森に捨ててしまったケースであります。イタールによる非常に詳しい教育・治療過程の記録が残っておりますので『アヴェロンの野生児』として文献から学ぶことができます。結局は3語しか言葉を持つことができなかつたということです。この事例は自閉症児であるということが今では分かっていますので、この中には入れてご

ざいませ

ん。

それからアマラとカマラのケース。これはフィクションです。私どもではアマラとカマラのケースは、人間はその環境次第でどんなものにもなる、オオカミにもなるという象徴的なお話として扱います。実はインドのミドナプール寺院のある近くは、オオカミも住んでいるようなところですが、もう子沢山で、たくさん子どもたちが捨てられていました。たまたまアマラとカマラが捨てられた場所の近くにオオカミ穴があって、死ななかつたのが不思議なぐらいだったので、おそらく赤ちゃんですから「幼形性」みたいなものも手伝って、オオカミもいきなり食べてしまったりはしなかつたのかもしれませんが。アマラとカマラのケースについては、ゲゼルの筆が滑り過ぎまして、「夜になると網様体の組織がオオカミ並に変わって、夜間でもはっきりと物が見えるようになった」「骨盤の形が変わってしまつて四つ足で歩けるようになった」等、書き過ぎてしまいましたのでフィクションであるということが明らかになったのですが、我々は環境次第で人間というのはどうにでもなるという一つの象徴的なお話として受け取るべきことと思

ございません。余談ではありますが、アマラとカマラの事例が家庭科の教科書に掲載されているのを私は何とか外してほしいと前から言っておりますが、なかなか外れず、これは困ったなと思っております。

これらの事例を通して見てみますと、これは6歳代、13歳、6歳と5歳、剥脱期間の長さよりも、結局は収容されていた時に大人との関係がどのようなものであったのかといった「質」の問題が大きいということが浮かび上がってまいります。

### ある姉弟 (F,M) の事例について

それでは姉 (F) と弟 (M) の事例についてお話しいたします。今、二人は非常に幸せな家庭を築いております。

1970年代、雪の多い地方のある県のある町の郊外の家の廊下の片隅に父親の手によって造られたこういうトタン囲いの小屋、ここの中に二人が衣類も着けずに捨て置かれておりました。

10月に隣から「何か変な声がある。変な動物でも居るんじゃないか」という通報で民生委員が駆け付け、この二人が居ることが分かり、救出して乳児院に収容したわけです。

これが救出された直後 (F 6 歳、M 4 歳) の体形です。80センチ、8,000グラム。ちょうど1歳半ほどの体格ですね。彼らは、もちろん歩けないし言葉もありません。立った瞬間をパチッと撮っていますが、この後、バタッと倒れてしまいます。2カ月後には、ヨチヨチ歩きで2～3歩歩くと、バタッと倒れてしまう状態であり、歩行というのも本能的なものじゃないと感じさせられました。人間は二足歩行の動物であると言いますが、赤ちゃんは「ああ、1歩歩いた」「ああ、たくさん歩けた、10歩歩けた」と喜んでくれる周りの大人のその支えがあって歩けるようになるものなのだと、私はこの二人を見ていて改めてそう思った次第です。

それからはもっぱらFもMもハイハイでした。健康の子どもの11～12カ月のハイハイは、今にも立ち上がりそうで、支えがあればつかまり立ちするとい

うハイハイですけれども、この5歳の時のハイハイはこうであります。姉も同じようなハイハイの仕方です。乳児院の子どもたちは1歳半ぐらいですが、大きさもほぼ同じでした。でも指先の抑制は一切なく、ただ放置されていたので指・手の運動機能は発達していますから、ちょっと教えただけで、きちんとお箸使いができるようになりました。弟の方も握り箸をしております。

### 支援プログラムの導入

この事例をある新聞社の記者がスクープして、「この子たちを回復させ、社会復帰させたい」と子どものところへ相談に見えました。それで、私たちは、治療回復のための3つの計画を立てました。(図1)

**治療・回復計画**  
お茶の水プロジェクトチームの作成【1972年12月】

**(1)環境改善:**  
担当保育士との愛着、同胞・仲間・成人との対人関係の形成、栄養改善、言語的・認知的・文化的刺激の導入、感覚・運動技能の発達

**(2)診断・測定と訓練→対策**  
①社会・情緒的発達(遊戯療法、TAT、PFT、クレペリン、描画)  
②知的能力の発達(各種知能検査・言語学習能力検査ITPAなど)

**(3)補償教育;教授・学習プログラムの開発と導入**  
①言語発達(語彙、会話能力、内言機能、literacy、文法など)  
②数概念の発達(計数、数の保存、計算力、算数学力)  
③一般知識の獲得(自然・社会的ルールや知識)

1つは環境を改善すること。担当保育士との愛着関係をまず作ること。それからきょうだい同士の関係、仲間、それからいろんな職員、それから私たち補償教育のチームの大人との対人関係をつくること。栄養は乳児院に行けば改善されるのは当然ですが、意識して言葉を掛ける、それから認知的、文化的な刺激、まあ、絵本なども、子どもたちがいつでも見られるようなところに持っていき、教材も運び入れました。やっと3カ月ぐらいで歩き始めましたので、感覚運動的な技能を発達させるために、運動生理学の先生の力を借りて、発達のプログラムを立てて、遊びの中で運動機能を発達させるというような取り組みをやりました。

それから、診断だけではなく訓練も兼ねて、社会

情動的な発達を測定するための様々な検査をしました。遊戯療法、クレペリンのような作業検査も行いました。大人がインストラクションを出すという対面場面でのコミュニケーション力アップという目的もありました。各種の知能検査もやっております。言語学習能力検査も検査場面が一つの訓練の場面になるということで、定期的に私が担当していました。

彼らにはどうしても遅れている部分がありましたので、教授学習プログラムを開発・導入して補償教育も行いました。「言語発達」「数概念の発達」の領域、それから「一般知識の獲得」については家庭で過ごす経験を与えたいと思ひまして、夏休みに1週間だけですがけれども私の家に二人の子どもを連れてきました。私の家にはその子たちよりも5歳ぐらい下の娘が一人おりましたので、三人を連れてデパートに買い物に行くとか、夏休みの課題のために紙工場に見学に行つて、レポートにまとめるとか、一緒にカレーを作ったり、羽田空港に飛行機を見に行くとか、『野性のエルザ』という映画を見に行くとか、『奇跡の人、ヘレン・ケラー』の演劇のチケットが4枚手に入ったので、子どもたちを連れて見に行つたりしました。子どもたちが夏休みに経験するようなことを経験させるという狙いもあったので一緒に食事を作ったり、お風呂の後にかき氷を作ってみんなで食べたりというふつうの経験を意識しました。これは一般知識の習得の部分ですよ。

### 姉 (F) 弟 (M) の成長

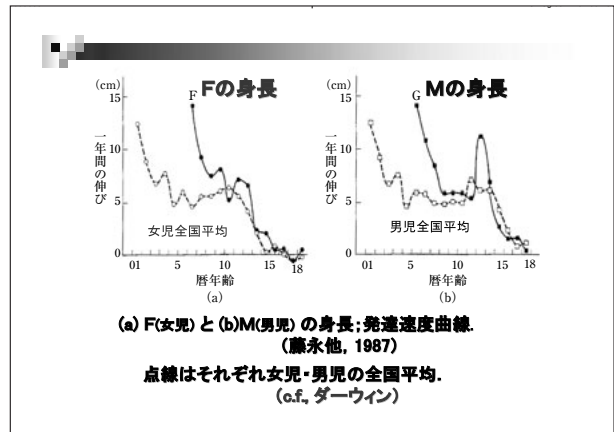
で、その結果なのですけれども、これは発達速度曲線というのを描いたものであります。

ベロシティ・カーブというのですが、前年との身長差をプロットしていくと、その1年間に伸びたその度合いというのが出てきます。

女の子は、全国平均ですと、まず、赤ちゃん、1歳代にものすごく身長が伸びまして、もう一つは思春期ですから小学校の6年生ぐらいから中学1年ぐらいに大きな身長の成長が見られます。男の子の場合も赤ちゃんの時はものすごく伸びるという点は女の子と一緒にすけれども、第2の山がずれず。

2～3に大きく身長が伸びる時期があつて、高校生ぐらいまで、大学生になつても伸びる人も居ますから、2つの山が来るわけです。

それで二人の身長の発達速度を描いてみましたらこうなのですね。(図2)



どうでしょうか。通常のパターンを圧縮したものすごい取り戻しが起こっています。

まさに「成長するプログラム」があつて、それが条件が整わないから凍結状態に置かれていて、その環境条件が回復された途端に一気にプログラムが走り出しているというようにみえます。条件が整うと後追いできて何とか身長とか体重というのは取り戻していくというのがよく分かるかと思ひます。私は、これを書いてみて、ダーウィンの言葉を思い出しました。ダーウィンが『種の起源』の中で、「強い者が生き残るのではない。環境に合わせて自分を変えることができたものだけが生き延びるのである」と。つまり、環境に合わせて、条件が整わないときには、自分を成長させずに生き延びるのだ、と。

彼らはいつ食事をもらえるか分かりません。体が大きくなれば、エネルギーもたくさん必要で、すぐ餓死してしまいますよね。エネルギーを少なくするためには自らを凍結状態に置いておいて、体は小さくしておいたまま、それで春を待つ、あったかい土の中で、じっと春の光を待つ種のように、救いが来るまでは、小さくしといたまま…で過ごしていたと考えられます。

時たま与えられる食事—これは家族が食べた残りのものを、上の子どもがに入れて皿に入れてくれるということがあつたようなのですが—なげなしの食べ

物、ありつけた食べ物は、生きるのに一番大事な脳の方に使って、体は大きくしない、と。そういうことで、なんとか生き延びたのではないかと推察されます。

同様のことは、レントゲンでも分かりました。顎骨のレントゲンを撮ってくれた歯科医からは、「大人の歯牙は全く見えない。これはもしかすると、乳歯が全部抜けてしまったら、あとは入れ歯にするしかないだろう」という診断を受け、私達はすごいがっかりしたことを覚えています。救出後、6年たって前歯の乳歯が落ち始め、そのときに再び顎骨のレントゲンを撮ってもらいました。ちゃんと歯芽（しが）が出ていたのです。それで、入れ歯にしなくて済んだのです。健全なお子さんでも小学校1年生ごろから大人の歯に生え変わりますよね。彼らも同様に、歯にカルシウム分を送るだけの栄養を与えられなかったのも、その歯芽を育てることもせず、ずっと中で閉じ込められていたのだってということが分かりました。

それから、言語発達の経過も見てみましょう。救出後4カ月目の語彙（ごい）能力、姉は74語、弟は20語でありました。姉の方は仲間とのやり取りも非常に活発でありましたが、弟の方は全くそれが見られませんでした。姉と弟の関係では、姉は弟に対して他の子とは違った思いを持っているのですけれども、弟は姉にも全く無関心でした。弟には意味不明語がとても多く、発音も、反響語、幼児語、錯音が非常に多くみられました。一方、姉は文法能力、もう助詞が出まして、3語文が救出後4カ月で出るようになりました。弟の方は2語文が最大でした。私はいつもテストするときに、「これなあに？」っていうものですから、「これなに？」っていう、2語文というより1語文っていった方がいいようなジャイアントワードが主で、助詞は一切出ないという状況でした。

#### 発達を促すものは何か —愛着のこと—

そして、全体にわたって、弟については、ほとん

ど発達していないのではないかと危惧しておりました。確かに歩けるようになりましたし、お箸も持てるようになったり、がつがつとものを食べるようにはなりました。これは進歩かもしれませんが、とにかく回復していない、発達が足踏み状態であると私達には感じられ、一体どうしてだろうと考えました。そして、考えた末に思いついた、それを解く1つの鍵が、保育者への愛着の程度であった訳です。

まず、姉の方は、救出後すぐに担当保育士になつきました。他の子どもが担当保育士のひざに座ると嫉妬して「あっち」、そして、「ちえんちえい」と言って、今度は自分がそのひざに座るのです。弟の方は、担当保育士あるいは仲間との対人的なコミュニケーションが起こりませんでした。職員、私たちに對しても、近づくとなやいや笑いをした後ずさりするような状態でした。それはまさに、感情のこもった笑い方ではなくて、恐らく、父親の暴力を避けるための1つの防衛的な反応なのかと思われました。弟はニヤニヤとした笑顔はしても、それ以上関わろうとしないということが見られたわけです。

そこで、二人の違いを、ストレンジ場面手続きで確認しようと思いました。本当は施設に担当替えをお願いしたかったのです。姉の担当さんと弟の担当保育士さん、いずれも素晴らしいベテランの保育士さんです。姉の担当は、包むような感じであったかーい感じ、のんびりした感じの方なのです。弟を担当してくださった保育士さんは、非常にきちんとしていて、そして、何事にも言葉で丁寧に指導されるようとする方でした。例えば、弟がお散歩から帰ってきて、パーっと靴を脱ぎ捨てて部屋に上がろうとすると、「これ揃えてね」というふうに言葉を添えて揃えさせるような方でした。

ところが、発達の遅れている弟にとっては、それは苦痛でたまらないわけです。それで、担当との絆がなかなかできにくいという、つまり持ち味の違いが相性の差になって顕著にあらわれていたようです。どちらもベテランだし、子どもとの相性で、恐らく姉が弟の担当と組み合わせたら、愛着は速やかに形成したと思います。ですから、いい悪いじゃなくて、持ち味の違い、マッチ・ミスマッチがある

という感じがあったのですね。

ただ、それだけで私たちが弟の担当替えをお願いすることは、やっぱりその保育士さんに対して迷惑をかけてしまいますし、「施設以外の人間が、いくらこの子たちの治療、補償教育を担っているプロジェクトチームのメンバーであったとしても、施設の中のことに口を挟むということは絶対避けなければいけない」と、これは、チームリーダーの藤永先生のご方針でもありましたので控えることとしました。それでも、なお、この状況が心配だから、むしろ違う口実で弟を姉の担当と同じにしてほしい。つまり、きょうだい間の愛着というのが成立していないので、なんとかいつも一緒に行動ができるようになるためにも、姉の担当者に担当していただきたいというお願いをしようと思いました。

ただ、その前に、私たちも、きちんとデータとして残しておきたいと思ひまして、ストレンジ場面手続きを用いて、二人の絆を見ようと思ひました。「ストレンジ場面手続き」はどのようなのかといいますと、子どもがプレイルームで遊んでいる時に、一定時間たったら、保育士さんが外に出ていってしまいます。そのときに子どもは遊びを遊び続けられるか、あるいは、全く見ず知らずの人が入ってきたときに平然と遊び続けられるか、あるいは、担当が出ていったときに後追いをするか、分離不安を起こすか。見知らぬ人（ストレンジャー）が入ってきたら、その人に対してその人を避けようとするか。その手続きで心理的な絆を測定するという方法を取ってみました。

### 姉と弟の回復速度の違いを もたらしたものは何か（図3，図4）

ストレンジ場面手続きでの様子は次のようなものでした。姉は遊んでいても、担当保育者が出ていきますと、すぐおもちゃを放り投げて、「ちえんちえい、ちえんちえい」って言って外に出ようとしています。それからストレンジャーが現れますと、背中を向けて、その人を見ないようにするというような、もう明らかに保育者との関係ができていくっていうこと

が分かる行動を示しました。

**FとMの回復速度の違いを  
もたらしたものは何か？**

**保育者への愛着**  
*attachment*

**F**；救出後すぐに担当保育者になついた。  
仲間が担当保育者の膝に座ると嫉妬する。

**M**；姉へ無関心  
担当保育者へ無関心  
仲間へ無関心  
チームの大人や保育者の区別をしない

対人的コミュニケーションが起こらない

★「ストレンジ場面手続き」で愛着成立を検証

**FとMの回復速度の違いを  
もたらしたものは何か？**

★「ストレンジ場面手続き」で愛着成立を検証

↓

**保育者への愛着**  
*attachment*

### 言語発達の経過

言語学習能力をみたデータもあります。データは姉の方ですけれども、いずれも3年半遅れております。プロフィールのデコボコに関しては、この低いところは記憶が関係している課題です。このテストは10歳までしか測定できないのですが、上限年齢のぎりぎりのところで計ったところでも、やはり3年半遅れているということが分かりました。

同じ乳児院、養護施設で育った子どもたちのプロフィールは、こういうふうになめらかなのが普通です。これが暦年齢で、これが言語学習年齢で、同じような環境に居ても言語学習年齢の方が高い、言語能力が高いという、それが特徴になっております。

では、弟の方はどうかというと、やはり3年半の遅れがあります。そして、ギザギザが大きいことが指摘されます。そして、やはり記憶が関わるところが低いことが分かります。記憶能力、言語学習能力



がどうも低いということで、知能テストをやってみましても、数の順唱、文の復唱、といったものの得点が全く出ませんでした。情報処理のリソースの大きさ（ディジットスパン・短期記憶のスパン）は、私たち大人は7単位±2ですが、弟は3単位止まり、これは4歳レベルです。5歳になりますと4単位になり、9歳になりますと5単位になり、それ以降はほぼ大人と同じになっていくわけです。霊長研のアイちゃんっていう賢いチンパンジーは5単位あります。

アイちゃんの場合は、言葉が喋れませんから、ディスプレイに数字を出して行って、どの順番に数字が出てきたかをタッチさせるということでテストします。5番目までは正確に覚えています。人間よりもっと速く、パパパッと順番を指摘しますから、非常に賢いわけでありませうけれども。

こんなことで、姉も弟もどうも記憶能力・情報処理のところで欠陥があり、そこはどうしても埋まらなかったところなんです。それからもう1つ大きな欠陥があると気がついたのは、＜能動-受動の変換＞でありました。例えば、「クマがサカナを釣った」を入れ替えて、「サカナはクマに釣られた」と受動態に、「ハナコはタロウに殴られた」を「タロウはハナコを殴った」と能動形に変えるわけですが、これがものすごく成績が出なかったのです。

実は、養女に出された下の妹のテスト結果もありますが、妹の場合は100%の正答率でした。つまり遺伝的な問題も環境的要因でもないということが明らかになったわけです。やはり、初期のネグレクト、養育放棄の影響が、この変換ルールを適用するような文法能力の成長を足踏みさせているという結果であります。

WISC知能検査の結果も示しますと、動作性検査は、姉も弟もまあ年齢並み、PIQ:100であります。一方、言語性知能が低くなっています。言語がからむ問題が駄目であると。そして、言語というのは、今のような、連合学習をするためにも重要ですし、時系列的な情報処理の能力が要求されるものです。つまり、先ほど申し上げたディジットスパンが狭いということが、言語性知能を測定する課題の足を引

っ張っているということがはっきりと分かりました。

トータルIQで、姉は70、弟も68ぐらいでしょうか。つまりボーダー、ちょうど精神遅滞と健常のボーダーラインにあります。しかし、社会的知能に関しては全く問題がないわけです。無機的な九九の暗唱とかはうまく覚えられないのですけれども、修学旅行でどこに行ったかなんていうことは非常によく覚えているのです。有意味化してやればちゃんと記憶はできるということで、恐らくディジットスパンが拡大していかないのは、脳の海馬の辺りへの、10カ月のころの栄養不給が効いているのではないかと、これは私の仮説ですが、そんなふうに思われます。

一方で、図形問題に関しては非常に能力が高いですね。スタンダード・プログレッシブ・マトリックス・テストっていうのがありますが（キャッテルというイギリスの知能研究者が開発したテストで、イギリスなどではこういう図形問題をすごく使っております）、彼らは同時的にこれを見た途端にこれと答えます。図形の認知がものすごく高いのです。偏差値は50が平均です。弟の方は平均並みですが、姉の方は偏差値65というのは相当高いですよ。

時系列的に解いていくことが得意な姉は、この課題において非常に優秀であります。イギリスに行ったら、優秀児に入る成績です。つまり、知能テストは、知的能力の一部を測定しているにすぎないということです。ビネー系のテストもそうですが、特に言語がからむような問題を中心に構成されています。WISC系のテストは、動作性と言語性とを分けて検査できるので、多少はその子どもの知的能力の特徴を知ることができます。しかし、知能テストというのは能力の一部を測定しているにすぎないということが、再度ここで注意しておくべきことと思います。

それでは、言語発達の経過をまとめていきたいと思えます。①二人は正常な言語を獲得し得たか。②言語発達の経過は普通児と同じか。③二人の言語的な欠陥はどこにあるか。④姉と弟の言語発達の違いはあるか。⑤二人の違いはなぜ生じたのか。この5

つの問いに1つずつ答えていきたいと思います。

人との会話の発達に全く二人とも問題はございません。社会的な相互交渉の手段としての言語獲得のプロセスは、圧縮され、極めて短期間にキャッチアップしたといえます。もちろん弟の方が、担当保育士が替わってから、この言語回復が猛烈なスピードで始まりました。

言語的な欠陥については、弟は音韻面の遅滞が顕著でした。錯音とか意味不明語は小学校3年生まで残存していました。二人は2年就学猶予していますから、健常児でいうと小学5年生くらいまで発音がおかしかったということです。二人とも、ITPAのプロフィールでこぼこが顕著であるというのは先ほどお示ししたとおりです。二人とも変換ルールを適用するような文法能力の遅滞が顕著でありました。これは自覚的な訓練により改善され、ほぼ100%までなりました。しかし、自覚せずに反応すると、例えば、「ハナコはラジオを聴いた」が「ラジオはハナコが聴いた」となってしまうことがありました。

日常語ではおかしくとも、テストで求めている回答（正答）は、「ラジオはハナコに聴かれた」なのです。4歳児でも立派に適用できるものも、彼らは自覚しない限り変換ルールを使うことができないということです。日本語は「ワ」「ガ」構文が使えるので、それに反応してしまい、得点は低くなってしまいうということになるわけです。

「音韻」「意味」「文法」「コミュニケーション」のいずれも、姉の方が弟よりも優れておりました。それでは、なぜ差が生じたのでしょうか。3つのことが考えられます。1つは、生得的な成熟、もう1つが環境の要因です。まず、生得的な制約として、大脳成熟の性差が挙げられます。それからもう1つが、「被傷性」「傷つきやすさ」です。ストレスによって傷つく割合は、男の子の方が大きいわけですね。それから気質の個人差もあります。姉は、とても人間関係に敏感な「物語型」、弟の方はものに関心があるけれども、人には頓着しない「図鑑型」と分類できるかもしれません。（「物語型」「図鑑型」については、後で詳しく説明いたします。）

## 脳科学の視点から

それでは、これらを順番に見ていきたいと思えます。

まず、わたしたちの脳機能は、左脳は計算や言語を司る、そういう機能になっております。右脳は感性、つまり、地図を読み取ったり、空間的なその図形を回転させたり、あるいは音楽を聴いたりする機能です。言葉の中でも母音の知覚は右脳で感受すると言われております。もちろん、脳梁があって両方のやっていることを相互にコントロールし合っていますので、普通は、両方の脳は一体化して働いていますが、機能分担はあるのだと考えられています。これが12歳くらいまでに、一東化といいますが、リテラリゼーションというのが確立します。

ところが、新生児の脳の成熟の度合いを見てみますと、女の子の左脳は、右脳よりもちょっと成熟の度合いが進んでいます。男の子の左脳と右脳は成熟の度合いに違いが見られず、女の子の遅れた方の右脳と同程度の成長の程度しか見せていないということが、ゲシビントとガラバルターの『ネイチャー』に掲載された論文では示されております。

「どうしてこうした違いが起こるのか」というと、XY型の染色体を持った将来男の子になる受精卵は、受胎後18週目から精巣ができて始めて、テストステロンという男性ホルモンが分泌され始めると、成長ホルモンが抑制を受けるといいます。つまり、男性性を発現するためには成長のスピードを緩めて対応しているのです。それで、新生児期の脳の性差というのは、恐らく、男性性発現のためのホルモンの影響ではないかという考察が、その論文には書かれておりました。

実際に、女性の得意な問題解決と男性の得意な問題解決ではちょっと違っておりまして、ある絵がどの絵と一緒にパッと当てる課題では、女性の方が高得点が出ます。「Lで始まる単語、たくさん言ってくれ」という言葉の流暢さを調べるテストも得点は女性の方が高く出ます。動作性検査でも、テグボード（棒をひっくり返してさしていく、手の器用さを見るテスト）も女性の方が得意で、代数問題も、

女性の方が得点が高く出ます。

一方、男性の得意な問題解決は、「図形を頭の中で回転させる」とか、「こう折ったときに2つの点が重なるのはどの点の打ち方の図かっていうのを選ぶ」とか、「ダーツ」も男性の方が断然得点が出ます。ですから、ゴルフのスコアで、ホール・イン・ワンは男性のプロの方がずっと多く出るようです。比例配分のような、頭をダイナミックに動かすような課題も、男性の方が得意ですね。

もちろん、上記の傾向は、大きなサンプルを取ったときに性差があるということです。個人差はもちろんあります。ですから、例えば、こういう単純な図形の課題であれば、左脳に損傷受けたり、右脳に損傷を受けたりしても、ほとんど男性も女性も変わらないということで、あんまり頭を使わない課題だと考えられます。一方、メンタルローテーションの課題になりますと、明らかに右半球の損傷を受けた場合に、得点に男女差が出てきます。以上のことから、この課題遂行は右半球でコントロールされているのだということが分かります。しかも男性よりも女性の方が、ダメージが大きいわけですから、やっぱり不得意なのですね。で、男性の方が得意というデータであります。

次に、傷つきやすさは男性の方が高いということの例をお示しします。男性の方が、遺伝病や、その他環境のストレスなどに対する被損傷性が高いというデータがあります。受精した段階で、XX型の染色体を持った受精卵を100にしますと、XY型の受精卵は120ありますが、誕生時には106になります。つまり、14は途中でおなかの中に居る間に流れてしまう訳です。その後、お母さんが転んだり、あるいは、遺伝的な負因を持ってると、受精卵が壊れてしまい、18歳の時点では100対100で、生物学的に見ると、ペアを作るには過不足がない数になります。

50代になりますと対95で、男性の方がストレスに弱く、自殺をしたりということでも少なくなります。67歳で対70、87歳で対50で半減して、100歳になりますと、対20、すなわち、おばあさん5人におじいさん1人という割合になってきます。

男性の方がとてもナイーブなんです。特に幼児期、

思春期まではそうですね。男の子は体が小さくて、ボーイソプラノで、成績も女の子よりもちょっと劣っていて、背も低くて小粒な男の子が多いものです。一方で、口が達者で先生の顔色を読むのも上手な社会性の発達した女の子が、成績も良くて、ハッピー、ハッピーで小学校期までを過ごすということが多くなってますが、世の中うまくしたもので、思春期になるとそれが逆転します。男の子は背が伸びて、喉仏が出てきて、得意の右脳を生かして、大得意になって、幾何の問題を解くというようなことがみられます。得意不得意の領域は人によっても違いますが、男女のバランスは取れているわけがあります。

### 子どもの気質についてー「物語型」「図鑑型」

1歳半ぐらいになりますと、子どもは1週間に40語ぐらい、意味のある言葉をその増やしていきます。子どもは、受胎してちょうど18週、おなかの中に居るときに、聴覚神経系のネットワークが作られ始めます。お母さんのおなかの中で、外の音を拾っているし、言葉もそれに入っています。もちろん、お母さんの声を一番よく聞いていますし、お母さんと会話しているお父さんの声も聞いています。

お母さんが見ているテレビのアナウンサーの声も聞いています。それから、お母さんの体の中を流れる血液の音、心臓の拍動音も羊水を通してどんどん届いています。生まれてから、泣いていると「よしよし」と、あのおなかの中で聞き慣れた声が聞こえて、抱っこされておっぱいをもらえるということで、段々と意味が分かってくるのです。

でも、発語器官、舌が動かす空間はまだ狭く、管のような状態ですから、話すことは「ママ」「パパ」程度で、まずは唇を使う音から発声し始めます。その一方で、理解語はどんどんため込んでいきますので、有意味語はたくさん覚えます。だから「ニャンニャン」としかいえない子どもでも「ゾウさんは？」「ライオンさんは？」と聞くと、正しく指差しができるのです。12カ月を過ぎる頃には、発語器官が持ち上がって、上顎骨が上になり、声帯の位置が下が

って、舌が自由に動く空間が出てきます。すると、これまでストップしていた音声素材を自分から話すようになりますので、言葉数の爆発が起こります。これが1年半の時です。そういうプロセスを経ることが分かっております。

以下に紹介するのは、私どもの研究室で、向井さんがやった実験です。生後10カ月ぐらいになりますと、赤ちゃんは「社会的参照」という行動をします。例えば、向こうから犬がやってきたとします。腕に抱かれている赤ちゃんは、犬に気が付くとびっくりして緊張して、抱っこしてくれている保育士さんやお母さんの顔を見上げます。「大丈夫？」っていうように問い合わせるわけです。そうすると、赤ちゃんの行動に気が付いた保育士さんとかお母さんは、「大丈夫よ、怖くないよ」と返します。それで赤ちゃんは安心します。これが「社会的な参照」です。10カ月ぐらいの発達です。

そこで、生後10カ月の赤ちゃんとお母さん100組に、大学のプレイルームに来てもらい、遊んでもらいました。そして、赤ちゃんが慣れたところで犬型ロボットを提示します。赤ちゃんは、最初はびっくりするのです。そして、お母さんの顔を見上げた子は62名、見上げなかった子は38名いました。同じ赤ちゃんが1歳半になった時、今度はご家庭に訪問して、同じ実験を繰り返しました。62名はお母さんの所に駆け寄りました。残りの38名はお母さんの所に近づくのですけれども、やっぱり、犬型ロボットの方に注意をひかれていました。しかも、子ども達の表情を見えますと、怖そうではなく、面白そうな顔をして一生懸命ロボットの方を見ていました。つまり、物の方にすごく関心があるのです。

1歳半にはもう歩けるようになっていきますから、お母さんの方につかまりながら、お母さんを確認しながら、でもお母さんの顔は見ず、それを見ているわけです。お母さんとのつながりはあるんですね、意識はしてるわけです。でも、物の方に興味が引かれる、ということだろうと思います。これは恐らく本人の気質として将来も「人間関係に大変敏感な振舞い方をする子」と、「人にはあんまり頓着せずに

自分の関心のあるところを一生懸命その世界を広げていく」、たとえば片っ端から自動車の名前を覚えてしまったり、天体の動きについてもものすごくマニアックな知識を習得したりというタイプになっていくのだと思われます。

1歳半の訪問時には、お母さんに記録しておいていただいたものと突き合せて、子どもたちの発話語彙を調べました。お母さんの顔を見上げた62名の赤ちゃんの持っている語彙の有意味語の6割が、あいさつの言葉や感情表現語（「きれい?」「バイバイ」「おはよう」）でした。残りの4割が物の名前、名詞でした。ところが、見上げなかった子ども38名、これは95%が物の名前だったのです。これはちょっと大発見なのですね。そこで私たちは、恐らく、他者に問い合わせた方の子どもを「物語型」と名づけました。彼らは人間関係に敏感な気質を持っている子どもであると思われます。一方の38名は「図鑑型」と名前を付けたのですが、物の因果的な成り立ちの方に関心があると考えられます。といて、お母さんを意識してないわけではないのです。なぜかといえば、この38名は、10カ月時にはお母さんの方ににじり寄っていますが、でもロボットが面白いものだから、お母さんの方ににじり寄るんだけど、怖いもの見たさみたいにして一生懸命見ているのです。

## 二人の違いはなぜ生じたのか～ 環境因としての「愛着」

二人の違いはなぜ生じたのか。今まで生得的な要因についてお話ししましたが、環境要因がもう1つ挙げられます。姉よりも弟が生まれた時の方が家計状況はずっと厳しい状況でした。母親は育児意欲を喪失していました。「姉は抱いたしミルクもあげたけれど、弟は抱いたことはなかった」と言っております。当時は児童養護施設では、夏休みなどの長期休みには、帰るところがある子どもたちは帰省させておりました。今もそうかと思いますが、お盆休みの近くになると子どもたちはそわそわし始め、「お母ちゃん元気かな」とか、両親が居ない子どもも「おばあちゃんどうしてるかな」とか言い始

めます。姉も弟も小1の頃には「お母ちゃん」というようになっていました。当時、母親は父親と離婚して、ある母子生活支援施設で暮らしてパート職にも就いていましたから「帰省させましょう」ということになり、まず、姉が2年生のときに帰省させました。

その翌年、弟も2年生になった時、今度は二人を帰省させることとしました。私が母親の所まで連れて行って、1週間ほどの帰省を試みました。当時の母親は、パートで働いているとはいえ、やはり家計が大変ですから、食費を渡して、1週間したら迎えに行くということをいたしました。その時に私は、母親といろんな話をする機会を持つことができた訳です。私が「どんなふう育てていたのか」と聞くと、母親は「弟を抱いたことは1度もなかった。お風呂なんてもちろん入れたこともない。とてもそんなゆとりはなかった。自分たちも食うや食わずの生活だったんだから」と返しました。

母親が語った生後数年間の養育環境の差が、姉と弟それぞれと、保育者との愛着の形成の違いになっているんじゃないかと感じた次第です。つまり、「愛着」というのが機能的な準備形として働くということです。大人との愛着の成立が、概念的なコミュニケーションや対人適応の機能的な準備形になるのです。「人間の発達はいかに可塑性に富んでいるか」ということも、「愛着」が保証されたときに起こることであるということを経験から痛感しました。子どもの発達には何が必要か。それは「愛着」「心理的な絆」なのです。

姉と弟は、5～6年間、母親から引き離され、十分な養育を受けられないネグレクトの状態にあった訳です。父親からは恐らく力のしつけがなされていただろうと推測されます。そういう状況下で、一種の防衛機制として「体を成長させない」「成長させるプログラムを凍結させる」ことで、冬眠状態にあったと思われる。情報処理を担う短期記憶のスパンも3単位のままでありました。これをコントロールする部位は大脳辺縁系の海馬と扁桃体であります。海馬と偏頭体は、生後10カ月ごろから、神経系

のネットワーク化が作られます。そして、5歳後半に、ワーキングメモリーという前頭連合野にある部位とリンクして、初めて情報処理として完全に機能するようになるわけです。まさにこの辺りの栄養不給というのが効いているのではないかと推察されるのです。

また、マターナルデプリベーションによって刺激を奪われたことが、海馬扁桃体の成熟を抑えていたということ、それから、ワーキングメモリーというのは5歳後半ごろに4単位に変わりますが、どうも取り戻しができない臨界期があるのかもしれないとも思われます。しかし、かれらの思春期での伸びの著しさには本当にびっくりいたしました。「自分を高めたい」という意志の力で生物学的な制約を克服することができたと、そんなふうに思います。

例えば、SCT (Sentence Completion Test) の結果を見てみましょう。姉は「わたしの脳は」に続けて、「たくさんのは覚えられない。でも、努力すれば覚えられる」と書いているのです。非常にポジティブです。自分の現実を見た上で、私はあんまりたくさんのは覚えられないけれども、努力すればちゃんと覚えられるんだっていう文を完成しています。弟の方は非常に楽観的で自信を持っています。それが思春期での伸びの著しさにつながったのだらうと思われま。また、姉は高3の時にこう答えています。「学校では」に続けて、「あまり目立つ方でもなければ、おとなしい方でもなく、ただ普通の女学生で毎日を暮らしています」。この、「普通の女学生である」ということは、人間関係に非常に敏感な彼女にとっては、非常に大事なことなのです。つまり、施設で育っている子どもたち、やっぱりそれなりに引け目を持っているわけですね。だけれども、目立たない。目立つ方でもない。普通の女学生としてわたしは生きているのだ、と。これはものすごい大きな自信だらうと思われま。「わたしの頭」に続けては、「暗記力がないので、すぐには覚えられない。でも、時間をかければ覚えられる」と言っているんです。私はこれをこう見ながらですね、テストを整理しながら、「ああ良かった、これで大丈夫」という確信を持ちました。

まとめますと、「愛着」というのは、発達の機能的な準備形、対人的な適応の機能的な準備形になると思われます。次に、「愛着の臨界期」について。「臨界期」を3歳ぐらいまでという人が居ますが、これらのケースを見てみますと、それは全く当たらないことがわかります。個体のニッチ、環境への適応のタイプと、養育者との関係の質によるということが出来ます。そして、「大人との愛着の成立が概念的コミュニケーションや対人的適応の機能的な準備形となる」ということです。対人関係のネットワークの基礎になるものは「愛着」、つまり、一番初期の大人との関係、心理的な絆ができるかどうかにかかっているのだということです。

これらの事例は、人間の発達がいかに可塑性に富んでいるか、を私達に教えてくれるのです。そして、子どもの発達に何が必要であるか、それは「愛着」であるという答えが導き出されていることと思います。

そして、発達の「臨界期」はあるのか、という疑問については、個体側のガードは非常に大きいと思われる。発達を「凍結」するという形で、プログラムを走らせないようにしていれば、プログラムを走らせる条件を与えることによってプログラムが走りだせば、生物的部分は回復できると思われます。しかし、情報処理容量のように、神経学的な基盤とリンクしているところは、別の方略を学習させること（例えば、有意味化させるとか、記憶術のようなやり方を与えること）によって、十分補填・補償をすることができると考えられます。

### まとめとして～生涯発達の視点から～

締めくくりでございます。生涯発達の視点に立って— 二人の子どもは次のことを教えてくれています。「初期の母子関係のみが人間を発達させる決定因ではない。後からやり直しや修正が効くという希望を抱かせてくれるのである。人はいかに潜在的な可能性を持ち、その開花のために何重ものガードに守られていることか。子どもは親だけではなく、同

胞、仲間、さらに、近所の人々、それから、教師、保育者、メディアを通しての人々との出会いと社会的やり取りを通して、人間化への道を歩む」と。いきなり人間になるのではないのです。「ヒト」「人」へ、さらに愛着関係を結んで「人間」になっていくのです。人は人との関係の中でしか人間にはなれないのだと思います。

全生涯のうちで、幼い時ほど発達速度は大きく、そして、最も大事な時期であります。ですが、発達を飛躍的に進める機会は青年期にもやって来ます。いや、それだけではなく、恐らく人は、全生涯を通して、さまざまな機会に、量的には乳幼児期には及ばなくても、質的には高くなる可能性を持っているのだらうと、二人の成長・発達に携わった経験から、そんなふうに思います。

皆さま方は、日夜、虐待を受けた子どもたちを預かって、心込めて子どもたちの「生き直し」の時間を共に過ごして下さっておられることと思います。子どもたちが、「自分は生きていいんだ」「こんなに大事にされているんだ」と、自尊感情を取り戻し、自分を大事に思える心を育み直す、そのためにどうぞ心を込めて子どもたちに付き合ってください、そんなふうに思います。大変なお仕事です。みなさんは、ほんとに大変なお仕事で、しかも大事な仕事に従事されておられるのです。

子どもは、文化・社会の宝であります。子どもたちが育つのに、私たちがいくらコストをかけても、その子たちの成長によって私たちの文化・社会にもたらされる「ギフト」「プレゼント」は、コストを帳消しにして余りあるものであるに違いありません。子どもは親だけのものではない、社会・文化のものであります。不運な育ち方をしている子どもたちを救ってあげられる、これは、先生方のお力に、肩にかかっています。今日の二人の子どもたちのことを念頭に置いていただき、心を込めて子どもたちに付き合ってくださいと思います。ご静聴ありがとうございました。

**【参考文献】**

藤永保・斎賀久敬・春日喬・内田伸子（1987）『人間発達と初期環境』（有斐閣）〔絶版〕

藤永保（2006）「幼児虐待と人間発達」（法と心理学会第5回大会講演記録）法と心理学会『法と心理』第5巻1号

内田伸子『発達心理学』（岩波書店）

内田伸子『発達心理学』（日本放送出版協会）

## 「職員と児童福祉施設に求められる視点 + $\alpha$ 」

草間吉夫

(茨城県高萩市長)

\* 平成18年度児童福祉施設指導者合同研修での講演をまとめたものです。

### はじめに

皆さんこんにちは。ただ今ご紹介に預かりました茨城県高萩市長の草間吉夫でございます。

今日は67名の方が、北は北海道から南は沖縄まで参加されているということです。たとえば山形県の寒河江学園は、一度訪問したことがあります。名簿を見て懐かしく拝見しました。

本題の前に、私について少しお話しさせていただきます。これまでもよく「私には四つの顔がある」と申し上げて来ました。一つ目が児童養護施設で育ったこと、生後3日目に入って、19歳近くまで入所していましたので、トータルの措置期間は、18年と9ヶ月間ということになります。ですから、ほとんど施設生活しか経験がないということです。そういった施設経験者としての顔がまず初めにあります。

二つ目が、5年間ほど児童養護施設の職員をさせて頂きました。東京で3年間、そして私が育った臨海学園という茨城県の高萩市に所在する施設で2年間働きました。

職員としての二つ目の顔があります。

それから三つ目が、これまで季刊児童養護や全養協とか様々な場面で提案をさせて頂きました、研究者のような顔がございます。

そして四つ目の顔ですが、結婚してちょうど12年目を迎え、子ども3人に恵まれました。いわゆる父親としての顔があります。

当初は三つの顔と言っていたのですが、カナダにおける研修先で、ソーシャルワーカーをしているアウインさんという方を日本にお呼びした時、私は三

つの顔があるよとシンポジウムで話しをしました。そうしましたら隣に座っていたアウインさんが、「吉夫、それは違う」と言うのです。「君には、もう一つの顔がある」、「それは父親の顔である」と。「これが一番大事だよ」ということを教わったことがありました。それ以後は四つの顔で通しています。

現在は、研究者も消え職員も消えたので二つの顔になりました。施設出身者と父親の顔です。

### 職員に求められる10の視点

さて本題に入ります。本日の講演の主題は全部で4点ございます。

1つが「職員に求められる10の視点」ということを述べます。これは、2002年に『子どもの権利と社会的子育て』(1)というタイトルで信山社から共著で出版したものに書いてある内容でございます。分かりづらい点は、本の方でご確認頂ければと思います。

次に「児童福祉施設に求められる視点 健全育成編」を述べさせて頂きます。3点目としては、「児童福祉施設に求められる視点 虐待の対応編」を述べさせて頂きます。最後は、「子どもたちに対する4つのメッセージ」を述べます。

「職員に求められる10の視点」ということで、以下のように挙げました。

#### ①当事者の視点

先ほど触れた本を執筆したのが2001年の頃でしたから、今では当然どの施設でも当たり前の要素にな



ってきているかなと思うのですが、子どもたちの状況を一番知っているのは誰でしょうか？担当の先生であることは間違いないですね。あるいは保護者であることも間違いない。しかし保護者は実際に施設に参画することがなかなか無いということでもあります。

誰が一番子どもたちの立場を知っているかと考えた時、私は開口一番に子どもたちではないかなと思っています。ここで指す子どもたちは2つあります。入所している子どもとたちと、かつて生活していた人たちです。入所児童同様に私のような施設出身者が、よく知っていると思っています。

したがって、子どもたちの立場を理解していくには、いわゆる子どもたちに耳を傾けることが近道になります。実はこれがなかなか難しい。担当制があったり、利害が絡んだり、関係性がうまく作れないとかいろいろあるからです。そんな時に施設を巣立った中学卒業生や高校を卒業して自立をしていった子どもたち、いわゆる施設出身者のニューフェイスのOB・OGに、どんな思いで生活してきたかということ聞いてみるのが一番近いのではないかと思います。厚生労働省の雇用均等・児童家庭局では、この視点がずいぶん出てきたなと感じています。現場よりも国の方が進んでいると思います。

今年度の全養協の施設長会議では、施設育ちで東洋大学4年生の広瀬さゆりさんという方がセミナーで講演しました。彼女は話題の人です。新聞各紙にも取り上げられています。広瀬さんは高萩市役所にも来られ、東京でも会いました。95年の全養協50回記念大会では、施設出身者によるセミナーが初めて開かれました。私も参加をしましたが、徐々に当事者がそういう全国会議やセミナーで呼ばれる機会が少しずつ増えています。一番活発に行っているのが大阪です。児童養護研究会はその中心団体になります。ご存知の方もおありでしょう。大阪は非常に進んでいます。

いずれにしても、子どもたちから直接聞けない場合は、施設OB・OGに様々な話を伺うことが一番良いのではないかなと思います。

## ②当事者の参画

参加と参画というのは、ちょっと意味合いが違うと私は考えています。参画は参加に比べて、より主体的に関わることをいいます。それに対して、参加は施設行事の参加を横目で見ているとか、あるいは与えられた環境のなかに子どもたちが意思なく参加するといった受身の立場を、私は参加と捉えています。ですから、自ら主体的に関わることを参画として、参画と参加を使い分けしています。

介護保険法と社会福祉法が2000年の4月に同時施行されました。法制定には利用者の視点が打ち出されました。これは、1992年に成立したイギリスのCommunity care&National health care 法に影響を与えた趣旨を前述2法の理念に採り入れたものです。2法には7つの趣旨がありましたが、その1つが利用者主権です。援助者と利用者の対等の関係を重視する旨が法に盛り込まれています。

サービスの提供者と受給者が対等である趣旨が謳われているわけです。介護保険法や障害者自立支援法にありますように、当事者（利用者）の意向を汲んだ個別の自立支援計画を作りなさいという国のお達しがございます。皆さんの施設はどうでしょうか？私が勤務した施設では、子どもと一緒に自立支援計画を作った経験はございません。

今でも児童養護施設では、子どもと共同して一緒に作っている施設は、まだまだ少ないのが実態ではないでしょうか。厳密にいうと、皆無に近いかもしれません。もしも実行している児童養護施設があれば、季刊児童養護の中で特集されているだろうと思います。

介護保険法後、高齢者福祉施設の中ではそのような意識が出てきています。利用者や家族を入れてケアプランを策定しています。イギリスやカナダでは、自立支援計画を子どもたちと話し合いながら作っています。いわゆるケアプランに子どもたちを参画させて一緒に作っているのです。

私はこれを日本でも実践したらいいのではないかなと思っています。皆さんやっつけ仕事でやっていませんか？実は私はそうでした。大きい声で言えませんが適当に書いていました。ケース記録は一気に力

任せで書きちゃえと。一言でいうと、とても雑な仕事ぶりです。これは私の職員時代の反省点です。

実行に移すのはなかなか難しいのですが、大学の先生や臨床心理士の方々とタイアップしながら、自立支援計画を作るのも一案です。旧厚生省から出された『児童自立支援ハンドブック』(2)は一つの参考になります。

子どもたちと一緒に作ったらどうかと思います。それはどういう意味かという、施設で生活すること自体が子どもたちにとっては、ありがた迷惑だからです。今の生活を自己選択していません。仕方なく施設生活している感じでしょう。加えて好きで担当の先生と会っているわけではありません。ところが、職員は子どもたちを自由に選べます。ただでさえ職員は子どもと信頼関係がうまく作れない微妙な時期に、子どもたちと向き合えないリスクが生まれる可能性があります。

そこで一案です。私たちはどのような立場で、どういう考えの下で、このようなアプローチに基づいてあなたに接していきますよ、関わりを持っていきますよ、援助していきますよといった対話を子どもたちとしたら宜しいのではないかと思います。これは高校生、中学生、小学生、あるいは幼児と分けてやっていかなければならなりません、大きくなるにしたがって、その中身に深みが出てくると思います。

すべての児童に実行していくことが難しいのであれば、何か1つでも試してみるのはいかがでしょうか。たとえば自立支援計画には、進路の計画の欄がございます。家庭復帰の欄もあります。このような欄を子どもたちや保護者と一緒になって考えて埋めていくことが考えられます。

それを実行してどのような効果があるか。子どもは職員やスタッフの思いを知ることができます。知らなくてもメッセージを受け取ることができます。さらに職員がどういうふう考えているかも知ることができる。つまりケアプランの共同作業は、職員と子どもの心の距離を縮めることができる。

そういう意味で一番大事なことは、皆さんが一番苦勞されているラポール形成、つまり信頼関係の形

成だと思いますが、その信頼関係の一助に子どもたちの参画によって成し得るのではないかなとも思います。

### ③失敗は成功の母

この項目は私自身の経験上の反省が込められています。学校の現場でもそうですし、おそらく児童自立支援施設もそうでしょう。今でも変わらないのは、子どもをどのような視点で見ているか、もっといえばどんな視点で評価をしているかです。

私は児童養護施設で生活していた当時、年齢が上がるに従い、学年が上がるに応じて学園のリーダーでなきゃいけないとよく言われました。それは、プレッシャーに感じたりしたのですが、ある面で自分が頼りにされているという励みにもなりました。

やや窮屈に思ったことは述べた通りですが、そんな経験をしながらも、職員時代に自分が実際にしてきたのは、子どもたちに対して、起床時間にはちゃんと起きてくるかどうか、外出したら所定の時間まで帰ってくるかどうか、何か頼んだら心快く手伝ってくれるかどうか、行事には積極的に参加しているかどうか、いわゆる施設の生活に適應できるかどうか、つまり適應状況で子どもを評価していたような気がします。

子どもの施設生活における適應面は一つの評価項目ですが、学校関係の中における人間関係もあるし、高校生ではバイト先の人間関係もあるし、家庭に帰った時の素の顔もあり、多面的に子どもたちを見なければならぬところを、自分自身がかつて嫌だと思っていた見方を、私は職員時代に犯していたわけです。

立ち止まって多面的に評価することはなかなか難しいのですが、子どもたちをどういうふうなスケールで見ると、つまり適應評価だけで見ているかどうか振り省えることが大切です。このような見方が出来ないと、子どもたちは非常に窮屈に感じるからです。

私の話しをお聞きになっている皆さんは、普通家庭で育った方が多いと思いますが、児童養護施設の子供たちは、みな青い籠の鳥です。籠(施設)の

中にいる時は守ってもらえるが、一歩外に出ると誰にも守ってもらえないわけです。

子どもたちが籠の中にいる間、彼らに私たちは何を提供すべきでしょうか。その一つが、多くの失敗経験を積ませてあげることだと思います。なぜならば、人生においては成功体験よりも失敗することが多いからです。一般家庭であれば、何かに躓けば親が守ってくれるが、施設の子は誰も守ってくれない。だからこそ、施設の中では可能な限り多様な生活体験をさせてあげることが必要になります。

ではどこでその体験を積めるのか？それは児童自治会だと思います。児童自治会は、小学生会、中学生会、高校生会あるいは中高生会など施設によって変わりますが、活動内容は行事の決定やルールの見直しなどをやっています。夏になれば、キャンプはどんなことをやろうかと話し合います。

私が東京の施設に勤務したときに実践したのは、子どもたちに教養娯楽費の総額を提示して、年間にすると1人当たりいくらになるかを説明した後に、彼ら自身で年間行事を決めてもらったことです。子どもたちは「ディズニーランドに行きたい」、「キャンプやりたい」とかいろいろと希望を出します。その希望に対して私たちは「ディズニーランドに行くと、1回にこれくらい使っちゃうよ。一気に予算を使うと他のこと出来なくなっちゃうけどいい？」と助言します。「それは嫌」「じゃあピューロランドにするか」と、こういったやり取りをしてきました。

施設の行事では、「うざってえよ」という言葉を子どもたちはよく口にします。理由は簡単です。行事を職員主導で決めているからです。彼らが自己決定していないと「先生らが決めただっぺよ」となるわけです。

私もそういう経験をしてきましたが、子ども自身が決めたことに対しては、職員も強く言えるわけです。「君たちが決めた行事だろう」と。つまり子どもの権利条約うんぬんの前に、子どもたちに実際にやらせてみて、そして体験をしてもらうことが肝要だと思います。このプロセスの良い点は、権利を主張して責任を学んでもらえることです。そういう意味でいえば、児童自治会は非常に使える権利学習ツ

ールではないかなと思っています。

私は3人の子どもの育てていますが、関わり方でつい先回りしがちです。滑り台で遊んでいるとき落ちそうになると、つい手を差し出してしまふ。そこに行けば、必ず転ぶということ分かっているから、つい手が出てしまいます。私自身の自己矛盾です。

カナダにおける私の上司のアインさんはユダヤ人です。ユダヤ人の家庭教育は、子どもがリビングを走って来ると、わざと親が子どもの足をピッと引掛けます。すると子どもは大きく転倒するわけです。時にはケガを負う。

ユダヤの民は、今から2000年前に土地を追われた歴史を有する。1948年にかつての土地に戻りイスラエル国家を作った。それまでの間は、ずっと土地(国家)がなかったのです。ですから、彼らは自分たちの知恵とアイデアと力一本で生き抜くしかなかったわけです。このような厳しい状況のなかから、自分の身は自分で守るということを身に付けて来たのが、ユダヤ民族です。したがって、子どもの教育にもそのシビアさを体得する躰がなされている。自分の身は自分で守る。時には階段も突き落としたりするそうです。そこで彼らが生きる世界は危険がいっぱいあることを身をもって教える。

施設の子もユダヤ民族同様に厳しい状況に置かれているといえます。社会は誰も守ってくれないからです。なかには守るよと言ってくれる人がいるかもしれませんが、それは美辞麗句の建て前だと私は思います。

失敗学学会から発展して危機管理学会というのがあります。東大名誉教授の畑村洋太郎さんが立ち上げた学会です。この方が『失敗学のすすめ』(3)を講談社から出版しています。成功からは学べない、失敗から学べる、これがエッセンスです。この本は民間企業を中心に反響があり、ベストセラーになりました。私は失敗から学ぶことは、子どもたちに接する上でも応用が効く視点だと思います。

#### ④私は私、あの人はあの人

どういうことかという、皆さんの施設ではあと2ヶ月も経てば、次のような現象が起こる可能性が

あります。子どもが自立する頃、具体的にいえば中学3年生の春、高校3年生の春、あるいは大学に行っている子では卒業の春に、突然、親が来る現象です。

保護者や親戚が子どもにタカリに来るわけです。もっと厳しくいうと労働搾取があります。子どもはどのような行動に出るかっていうと、今まで会いたくても来なかった親が突然来ると、職員の下へは走りません。「やめろー」って止めても親元へ必ず行きます。そのぐらい、子どもにとっては親の存在は絶対です。

その後の結末を知って悔しい思いを私たちはするわけです。これまで私はその悲劇を何度も見て来ました。労働搾取されて、子どもが傷ついて、そして親子が離れて…。このような悲劇がどうして起こるのかと考えた時、親に会えないとその親を美化し過ぎてしまうからです。

20年前の施設の子どもたちは、親に対する見方は両極でした。一方は過大評価で見ている。裏切られても何されても、子どもは良い親で見してしまう。もう一方は逆に、あんな親父、クソ親父という憎しみの対象でしか見られない子どもがいます。人間不信になり過小評価で親を見ている。双方に共通しているのは、どちらも見方が行き過ぎていることです。親への見方が片方に振れ過ぎている。

私は施設の後輩や子どもたちの傷ついていく姿を見て、自分は自分、親は親と客観的に見つめられたら、いくつかの悲劇は避けられたかもしれないと感じました。

児童票というのがあります。私には乳児院から送られてきた児童票と児童養護施設に入った時の二つがあります。私の児童票の家庭欄は空欄になっています。どの子にも児童票があります。私は日本も欧米でやっている援助、すなわち子どもたちがどんな家庭環境で自分が措置をされたのか、その自分の置かれている状況を知るための援助、つまり正しい状況理解を促す取り組みを行う必要があると思っています。いわゆる真実告知です。英語でいうとテリング (telling) という言葉になります。日本でもテリングは必要だと思います。

しかし実際にテリングをするとすると、ごく一般の普通家庭で育った人は非常に抵抗感を抱く。不安になります。なぜそうなるかという、子どもが荒れると考えるからです。子どもが荒れて当然です。自分が受け入れ難い事実が記述されているからです。

私は私生児という出自を知ったのは、婚姻届けの時点です。それまでは、ずっと離婚だと思い込んでいました。親戚にもそう言われていた。しかし婚姻届を提出に行くと、父親の欄が空欄になっている。児童票は見慣れているはずだったのですが、ショックで頭が真っ白になりました。動揺して「これどういうことですか？」と役所の戸籍係に尋ねました。「私生児ということです」と淡白に告げられ、その時初めて私の出自を知りました。これが28歳のときです。非常にショックを受けたのを憶えています。

私の二の舞にならないためにも、真実告知をしなければいけない。簡単には出来ませんが、誰がその役割を担うかという、主任や施設長です。あるいは児童相談所の児童福祉司と連携をして援助を行う必要があると思います。私は親を客観視することは、自立の根幹であると思っています。

自立にはいろいろな概念があります。児童養護における自立の定義はまだ定まっていません。東京国際大学の村井美紀助教授 (4) は、自立を自分でやろうとする意欲と定義しています。私の自立の定義は、自立は目的でなくて手段であると考えています。何のために自立するのかという、それは自己実現のためだと考えます。

自己実現とは一体何でしょうか？一言でいうと、自分らしく生きることです。潜在的な能力を顕在化していくこと、自分の持っている可能性を発揮していくこと、なりたい自分になっていくこと、そのために必要な過程や状態が自立と考えています。つまり自立は自己実現するための手段であって目的ではないと捉えています。

自立の要素を、私は3つ挙げます。1つ目は精神的な自立の要素。2つ目が日常的な自立の要素。日常的な自立とは、「洗濯ができます」「買い物にも行けます」「自分の身だしなみ、自分の身辺整理がき

ちっと自分で出来ますよ」という身辺的な自立と捉えています。幼児さんの児童自立支援計画によく出てくる用語です。

3つ目の要素は経済的な自立です。昨年12月17日付けの読売新聞朝刊に掲載された広瀬さゆりさんが、いま卒論(5)を仕上げている段階です。彼女が整理した自立の概念は、日本で最もよくまとめられていると私は思っています。日本福祉大学の竹中哲夫教授を始め著名な識者が主張している自立の概念をチャートにまとめたのが彼女の偉業です。卒論の下原稿を拝見しましたが、大学生の論文としてはかなり質が高く修士論文ぐらいのレベルがあります。広瀬さんの卒論を参考されると良いと思います。

話を戻します。私の考える自立の要素は3つということです。精神的な自立、日常的な自立、経済的な自立、この3要素を通して社会的な自立を図っていくと考えています。

わが国で児童養護における自立の概念を最初に打ち出した方は、東洋英和女学院大学の大島恭二教授(6)です。私の自立(7)は教授の考えに近い。最も大事な自立は、経済的自立ではなく身辺的な自立でもなく精神的自立であると思います。私は私、親は親、あるいは自己受容やセルフエスティーム(自尊心)を持てる精神的自立の支援が一番大事であると考えています。精神的自立の支援は、児童養護施設の援助のなかで、最もしんどい作業になると思われます。

テリング後に子どもが荒れるからです。「あんた正常だよ」と言ってあげればいい。グレても構わないのです。「あんた立派だよ」と。グレても待ってあげる。付き合っただけで。寄り添う、そして待つ。これは専門性の一つだと私は思います。

専門性という言葉があります。専門性は3つの要素で構成されます。1つは技術(技能)です。2つ目は知識。3つ目は価値です。価値は、人間の尊厳とかソーシャルワークや医療の倫理綱領に相当すると考えられます。援助者の何ものにも揺るぎない価値を言います。この3つを専門性の要素というわけです。ただ寄り添ってあげる、待ってあげる、受け止めてあげる、これらは何もしないようにも映り

ますが、これは立派な専門性の要素(価値)を実践していると私は思います。

#### ⑤あなただけじゃないよ

昨年3月1日付けの朝日新聞を記憶している人いますか? いないですね。私が『ひと』の欄に取り上げられました。

マスコミの取材者に応えたのは次の言葉です。「何で俺だけ、何で俺だけ、こんな思いするの? 何で俺は帰れないの? なんで俺は自転車買ってもらえないの? 何で? 何で? 何で?」です。

「何で学園の弁当って7対3なの?」7対3という意味は、ご飯とおかずの比率を言います。私の黄金率は5対5です。一般家庭の弁当はそれに限りなく近い。友達の弁当を覗くと、プチトマトあり卵ありでとても色鮮やかです。おかずも多い。から揚げもある。ウインナーもある。それに比べて施設の弁当は、学校に行っている間にずれて7・3ぐらいになる。もっとずれると8対2になってしまいます。おかずも色彩感覚に乏しく、非常に恥ずかしくカッコ悪かったのを覚えています。「何でおれだけ?」と思うわけですね、いつも。弁当はコンプレックスの象徴です。

それから小学生の時は、「草間、明日休みだからどっか行くべ、カブトムシ捕りに行くべ」「ごめん行けない」「何でなんだよ」「作業があるんだ」「何んだ作業って?」作業というのは、勉強時間が終わってから行う施設環境整備のことをいいます。草取りや石拾い、窓拭きなどです。私は作業という言葉が大嫌いになりました。これも一種のトラウマになっています。

休日の日は、私は作業があるから午後1時以降からしか外出できません。午後1時を回ると、友達は遊び終わって帰宅しています。午前中から遊べる彼らに完全に乗り遅れます。その時に「何でおれだけ?」とこうなるわけです。つまり、世の中で「もっとも不幸なのは俺だ」と思っていたのが、私の小学校から高校時代にかけてでした。

そのまま大人になったら、どうなるか。その人は可哀想です。なぜか。卑屈ですから、人間関係も上

手く作れないからです。「世の中で俺が一番苦労した。あんたに分かるか！」こういう発想になっちゃうわけです。そうすると、せっかく良い方が本人の目の前を通り過ぎてても、手を差し伸べることが出来ない。縁を切らて孤独を味わう、こういう現象が起るわけです。

そこで、どうするのか？子どもたちに足りないのは、自分の人生を、自分の生い立ちを、相対化出来ていない点です。自分だけが世の中にいるわけじゃないことを全然分かっていない。AさんならAさん、BさんならBさん、CさんならCさんといろいろな人の生い立ちがあることを知らない。この点を職員が指摘すれば、子どもに殴られるかもしれません。

OBが自身の経験を子どもに伝える、あるいは苦労した人の生い立ちを知る機会を創り出し、多様な人生のサンプルを伝えることが大事だと思います。入所児童と利害関係のない方、つまりOBや保育士さんの友達などが良いと思います。

苦労された方は探せば必ず見つかります。ココ・チャンネルは孤児院育ちです。それからリンカーンも孤児です。彼は馬小屋で生まれた。アメリカの前大統領であるクリントンは、母子家庭出身です。父親と死別です。苦労した方は数多いわけです。芸能人でいえば、石田えりさんが施設出身者です。井上ひさしさんもそうです。児童養護施設出身者の数は、推定で約50万人にのぼります。いずれにしても、「あんただけじゃないよ」ということを伝えることが大事です。

## ⑥俺が付いているよ

なぜこのように私は皆さんの前で堂々と喋れるのでしょうか。それは、「俺がついてるよ」と思わせるような方に会えたからです。財布の中には、いつも施設創設者の写真と、その奥様から頂いたメッセージカードを入れて持ち歩いています。トイレに落としたときでも、ちゃんと戻ってきます。運があるのでしょうか。まっ、運が付いているのでしょうか。守られているとも感じています。私は何かある時でも大丈夫だよと思えるような方に会えたことが大きい。

私の生活した施設は、創設者である遠藤光静老師が住職を兼任して経営していたので校長先生のような存在でした。普段は学園にいない。居ても朝や晩とか誕生会、クリスマス会するときしか会わない。子どもにとっては、雲の上の先生のような感じだったのですが、偶々私が老師のお寺の近くの高校へ進学したことで信頼関係を築くきっかけを得ました。

高校時代、友達関係で悩んだことがあります。私は野球部に所属していたのですが、同じ野球部員の友人が辞めちゃった出来事がありました。彼はその後、高校も退学してしまいました。今は道に外れた人生を送っている。

その時、私は友人に手を差し伸べたかったけれども、結局最後まで差し伸べられなかった。そんな苦しんでいる時に私は老師に尋ねたことがあります。「親友とはどういうことをいうのですか？」「せいぜい1人か2人いるかだよ」と答えてくれました。誰かに胸の内を打ち明けたいという思いが強く、打ち明けた相手が偶々老師だったのです。老師とはそんな関係から始まり、その後手紙のやり取りや数え切れない会話を交わしました。人生を左右するくらいの深い親交を持ったわけです。

私が大学の入学希望を口にしたときなども「行きなさい」と後押ししてくれました。在学中に「大学院に進みたい」と言うと、「行ってみたら」と励ましてくれました。自分が何かやりたいときに、いつも決まって支えてくれるのが老師でした。私は定期的に施設に帰省したのですが、毎回暖かく迎えてくれる。本当に愛情を掛けてもらった思い出しか浮かんできません。

私の場合、窮地や何かピンチに陥る毎にふと思い出すのが老師です。そういう方に会え揺るぎない関係を築けて良かったと心の底から思います。2つ目に申し上げた信頼関係にも関連します。

信頼する職員が辞めてしまうと、子どもはその職員の家へ足が向きます。それはそれでOKなのです。子どもたちは職員を選べません。でもそのような状況のなかで、子どもがその職員を選んだからです。ですから、職員が辞めた所へ足が向くのです。これは自然な成り行きですから良い現象です。人間や子

どもにとって何が重要かという、信頼する人が存在しないと不幸で辛いよということです。

信頼する人は誰でもいいのです。もし人であれば聖書だっていい。実際にそういう方がおります。都内の養護施設ご出身の方は、信頼する人が誰もいなかったそうです。そのような心境は私には理解できなかった。感覚的にも分からない。「これまで誰を頼りにして来たのですか？」と驚きながら尋ねると、「私は聖書を頼りに生きて来た」とのことでした。この方から学ぶメッセージは何か。それは、人間は頼るものが存在しないととてもしんどいよということだと思います。これは大人も子どもも一緒です。

#### ⑦誰だっていいよ

基本的に施設では担当制を敷いています。グループ制もあれば個別制もある。様々な形がある。ケース記録を書かなければいけないから、担当制を敷くわけです。担当は誰が選んでいるのでしょうか？子どもですか？それとも職員ですか？間違いなく100パーセント職員ですよ。それは当然です。

つまり、子どもは職員を選べないわけです。施設に入所することも決められないし、好きな施設を選ぶこともできない。加えて職員も選べない。担当した子が担当外の職員と信頼関係を作る場合があります。担当者は非常に動揺するわけです。もっといえば焦ります。「私はちゃんと信頼関係を築いて来たのかな？」とか、「子どもと心が通じてないのかな？」とか大いに悩みます。そんな時は確かに辛いのですが、子どもは職員を選べない環境のなかで他の職員へ心が動いたと思うしかない。

そう思えば、「信頼関係が築ければいい」と思えるようになるはず。そうならば信頼する相手は、自分でなくても誰でも構わないと見てあげることができる。自分のことを嫌いで他の職員の下へ走った場合は別ですが。いずれにしても、子どもが選んだ人（職員）を尊重する。つまり、誰だっていいよと思える心の余裕が求められます。

私の経験では、意外とこの心構えを持っていないのです。この傾向は、継続勤務や住み込みといった密度

の濃い施設に見受けられるように感じています。子どもと信頼関係を築く際、冷静に見つめられるのは、自分のメンタルカウンセリングにもなると思います。

#### ⑧スムーズな通過儀礼を

私は今、こうして皆さんとお会い出来るのは、それぞれのライフステージを経てきたからこそ可能となったと思うわけです。

皆さんの中には紆余曲折しながらの方もいらっしゃるかと思います。私はそうでした。それぞれのライフステージにおいて施設の子どもは、一般家庭よりもスムーズに行けるかどうかを考えると、スムーズに事が運ばない。一つの例を示します。日本では就職の時に保証人が必要になります。その保証人が立てられない。ここにハンディが存在する。

もう一例示します。究極的に彼らは社会的自立が求められています。結婚して家庭を持って子育てをする人生ストーリーです。その結婚の時にもハンディが出てくる。相手の親から反対されるからです。私の場合も反対されました。母が精神疾患なので隔世遺伝するというのが理由です。それから施設出身だからということです。最終的には二人の思いを尊重してもらいましたが、最初は反対にあいました。

現在大学進学率は50%を超えています。専門学校も含める7割が進学をする時代です。大卒よりも高卒、高卒よりも中卒の方が世間の目が厳しい。就職口も狭いし、社会的な評価も低い。こういう現実がある。就職が出来なかったり、結婚が出来なかったりするハンディが存在します。

自活する場合は、どこかに居を構えないといけません。アパートを借りなければいけない。当然、保証人が必要です。レオパレスでしたら不要ですが、当時は今ほど普及していなかった。ですから、わが国では何かにつけて保証人が必要になるわけです。一般家庭では何でもないことでも、ハードルになります。このような現状が存在しますので、施設の子どもたちはスムーズな通過儀礼が出来ないのです。

じゃあどうすればいいのか？1つは厚生労働省が頑張って支援策を進めています、身元保証人制度

を創設することです。奨学金制度の充実も考えられる。さらには、大学や高等学校へ進学する際には、施設に置いてもいいことにする。これは課長通知で既に出されています。

それからもう1つあります。在日の子や無国籍の子がおります。私が関わっている施設でも、ベトナム系やフィリピン系の子が入所している。彼らの多くが無国籍のままです。市長決裁が回ってきます。医療費の延長という決裁書類です。この間もハンコを押したのですが、このような問題が存在しているのです。子どもたちに対して、どう生活保障していくか課題になっている。これは国の課題だろうと思います。皆さんも同じようなご苦労をされていると推察します。対策の1つは、国家的な身元保証人制度の確立ではないかと思います。

#### ⑨無知から起こる悲劇

児童養護施設の問題はいろいろ挙げられています。たとえば、皆さんのよく耳にするところでは、配置基準の問題がございます。子ども6人に対して職員1人という基準です。これが昭和47年以来全く変わっていない。

その一方で、高齢者福祉施設に行くと、4.1人に1人の配置です。しかも個室でないと設置認可されない。介護職の他に看護師も配置されている。加えて予算措置も多い。いわゆる格差があります。なぜそんなに差が出るのかっていうと、一言でいえば児童養護施設の知名度が低いからです。

それは乳児院も同様です。乳児院は、乳児という漢字からイメージしやすい。赤ちゃん版の児童福祉施設であります。それに対して「児童養護施設ってなに？」というイメージです。「教護院なの？」、「養護学校なの？」、あるいは「孤児院なの？」。今でも孤児院のイメージが抜けない。

2年前の春から夏にかけて、児童養護施設を舞台にしたキムタクのドラマが放映されていました。あれなどは描き方が典型的な孤児院の姿です。親がいない描き方です。この方が確実に視聴率は取れます。民間の調査によると、視聴率1パーセントは100万人と計算します。数字が取れるとスポンサーがつく、

スポンサーがつくと潤う。こういう仕組みになっているからです。

ただ私は今の時代、ドラマで孤児院を使うのは、ちょっと無理があると思います。孤児院が存在しないからです。いずれにしても、児童養護施設が世間に知られてないから、このようなドラマが出来るわけです。児童養護施設の知名度の低さを私は在職中には感じていませんでした。そういうことを考えるようになったのは、実は松下政経塾に入ってからです。会う人といえば、官僚や中小企業経営者、あるいは政治家であり、およそ児童福祉関係以外の方々ばかりです。そこで必ず聞いたのが次の質問です。「児童養護施設を知っていますか？」。知っていた人は1割。政経塾の塾生にも試してみました。将来の日本を背負って立つリーダーたちに聞いたのです。割合は1割でした。しかも間違ったイメージを持つ塾生が少なくなかった。

さらに日本社会事業大学でも学生に投げ掛けました。何と6割でした。駒沢大学で5割、大阪府立大学でも5割という結果です。福祉系大学でも知られていない。一般社会においては全滅に近い。このような世間の現状において、日頃皆さんは孤軍奮闘しているのだらうと思います。

そうすると、子どもたちを支える部分は一体何かっていうと、外へ出てからの世間の壁をどう取り払うかにある。ハードルを如何に取り除くかですね。世間には偏見や誤解がうんとあるわけです。繰り返しますが、そのことが原因で結婚が出来なかったり、就職が出来なかったりする。施設の子どもたちを等身大で見てもらい、就職がスムーズに運べるようにしていくには、知名度を上げる以外にないと私は考えています。

現在、全国には550ぐらい児童養護施設があります。1施設4万円ずつ拠出してもらえば、2,200万円の浄財が作れる。2,200万、2,200万円あれば、こどもの日の週間に、たとえば朝日新聞に立派な広告を打てる。しかも1面広告です。600万か500万円くらいの費用で済む。毎日続けることも可能です。北海道ブロック、東北ブロックといったブロック毎に、こどもの日の週間に合わせてリレー方式で何か実施



することも出来る…。知名度アップのためのキャンペーンを提案したい。

このキャンペーン企画を児童養護施設業界の方が考えるとダメです。センスがなくダサイからです。では誰が考えるのか。それは電通です。それから博報堂があります。この電博コンビで企画実施した方がいい。

現代におけるアメリカの選挙やイギリスの選挙は、誰が行っているかご存知ですか。実は広告代理店がある戦略に基づき行っています。ブレア首相がなぜ勝利出来たかというと、広告代理店の活用が功を奏したからと言われていています。世界最大級を誇るデモスが担いました。「クール・ブリタリカ」というカッコ良いイギリスというフレーズをキャッチコピーにして、ブレアは97年に首相就任を果たしたのです。

ですからブレア勝利のバックには誰がいたのか。それは労働党スタッフではありません。広告代理店がそこにいたのです。児童養護施設業界にも、今や広告代理店の力が必要なときです。いずれにしても、知名度アップを図っていくことが肝要です。私はその広告塔の一翼を担いたいと思っています。

## ⑩何よりも大切なもの

児童養護で一番大事なことは何でしょうか？私は元同僚から「寒っ！」って言われるかもしれませんが、何と言ってもやはり、「愛」だと思います。

子どもは何で育つかっていうと、もちろん栄養で育つわけです。様々な栄養がございます。口から入る栄養とか、心で受け止める栄養とか、あるいは空気とかが思い浮かびます。その中でも1番の栄養は何かと聞かれれば、それは愛情だろうと思います。

児童憲章にも愛情が謳われています。私は児童福祉法を改正するならば、第1条に、「愛」という一字を入れることを提案します。正しい愛情を注ぐという一言を児童憲章のなかに入れるのではなく、法にビシッと盛り込む。子どもにとって必要なことはなにか。それは社会の愛であるし、家庭の愛でもあるし、地域の愛でもある。すべて愛です。

1999年8月、カナダの政府関係者とインケアのユ

ースを日本に招き、シンポジウムを開催したことがあります。日本側では代表して私が出ました。カナダ側は3人の青年がステージに立ち、それぞれの生い立ちを語る「スピークアウト」を行いました。皆同じことを最後に述べたのが印象深く残りました。「愛情が必要である」という言葉です。

私が一番初めに喋り出したのですが、「愛情を注いでくれたお陰で今の私がある」という話しをしたら、皆一様に同じ趣旨のことを涙いっぱい浮かべながら話したのです。子どもたちに必要なのは、私たちがそうだったように愛されることだと思います。

愛されたから愛することを出来る。愛は愛の連鎖を生み出す。愛が受けられなかった子どもたちは、愛の連鎖にまで発展していかないわけです。児童養護の世界は、愛の連鎖を創っていく使命がある。

私は3つの切り口で愛を捉えています。聖書では愛をアガペと言ったりします。無償の愛という意味のようです。私は関心を払う・思いを注ぐ・思いを寄せることを愛の形と見ています。様々な愛の形があっただけでいいと思っています。

以上、「職員に求められる10の視点」を申し上げてきました。脱線して聞き苦しかった点があったかと思っています。

## 児童福祉施設に求められる視点 健全育成編

次に移りたいと思います。このパートは、「児童福祉施設に求められる視点」でございます。今日ご参加されている児童福祉施設は4種類ですね。乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の方々であると伺っています。

児童福祉施設に求められる視点を、私は三つ挙げたいと思います。なぜかという、児童福祉施設のすべてに共通しているのは、中間施設としての役割です。高齢者福祉施設とは違い終末の施設ではない。高齢者福祉施設は、施設で亡くなる方が多いわけです。病院と施設と行ったり来たりしながら、そのどちらかで息を引き取る。

児童養護施設は終末ではない。施設を通過して社会に送り出す形を採る。子どもを育むのが施設の特

徴です。人間形成の非常に重要な時期を担うのが、児童福祉ともいえます。そこでどのようなものを育んでもらいたいかを述べたいと思います。

### ①感性を育む

現在、東北福祉大学で提唱しているコンセプトになりますが、「感性」を育んでもらいたいということです。感性とは、人や自然との触れ合いから感じ取る力や読み取る力を意味します。21世紀は心の時代といわれています。その心を豊かにする一要素が感性ではないかと考えています。

今の子どもたちは実に感じ取る力が弱い。これは日本社会事業大学の学長である大橋謙策教授も指摘しています。子どもを育てる役割がある児童福祉施設で感性教育を積極的に行っていくべきであると思います。感性を鍛えるには、心と頭が柔らかく感受性豊かな柔軟性のある時期ほど良いと言われていています。したがって低年齢ほど効果が高いということです。乳児院はピタッと当てはまる。

感性は何で育まれるのか？海遊びもいい、山遊びもいい。でもやはり地べたです。土、農業です。京都大学の名誉教授を歴任された和辻哲郎さんは、『風土』(8)という本をお書きになっている。岩波文庫から出版されています。人間はそれぞれの地域の風土によって精神が形作られるようなことを言っておられる。関心があればご一読下さい。

農業がいい。まずは近くに畑や休耕地があるのであれば、持ち主の協力を仰いで、簡単な作物から始めてみる。いきなり米に挑戦するのはちょっと大変です。ジャガイモやサツマイモ、ミニトマトから出発する。ミニトマトなどは園庭でプランターを買い込めば手軽に出来ます。キュウリも考えられる。とにかく土に触ることがポイントです。

収穫祭をやるともったいい。そこで料理コンテストをやると盛り上がります。サツマイモからは何が出来るか。ジャガイモからは、ジャーマンポテトやフライドポテトが出来る。ポテトチップスを作る人もいる。そのような工夫をすると、子どもたちが気軽に楽しく参画できる。そういった土に触れた作物づくりを通して、四季を感じて、土のニオイを感じ

取ることが出来る。気温も肌で直に感じられる。五感を刺激する要素があればいいのです。

感性を育むのは五感です。仏教でいくと六感。目、口、鼻、耳、舌を使う。五感をフル稼働にして全感覚器官を働かせて全身に感じるのが、まさに農業であると思います。ぜひお勧めします。

幸いわが国は農耕民族としての歴史を有しています。日本書紀や古事記を読むと、あるいは常陸風土記を手にとると、風土のことや日本が農耕民族だっことが記されている。私たちの遺伝子には、それがインプットされている。したがって、農業に触れば必ず呼び覚まれる感性があるかもしれません。

そういう私はどうかと言うと、全くやってきたことがないので説得力がない。しかし子ども時代は、アケビ採りや磯遊びに始まりカニ採りやシュウリ貝を拾って鉄板で焼いて食べた経験をたくさんしてきました。お腹をこわしたこともあります。このような経験をしてきましたが、感性を育む体験は良いと思っています。私どもの教育委員会で市内の小学校に感性教育の導入を検討して頂いています。

### ②多様な直接体験の創出

社会教育的に体験は2つあります。間接体験と直接体験がそれです。

昨今の子どもたちは、私たちの時代と比べた直接体験と間接体験の比率はどうかというと、きわめて単純です。我々の子どもの時は、間接体験で遊ぶものが少なかった。ゲームボーイやテレビゲームがなかった。9割が直接体験です。室内で遊ぶことは1割ぐらいしかない。ところが今の子どもたちは、これが逆転しちゃっている。直接、体験する経験が現代っ子は極めて少ない。我々のときは、海や山や野原へ行って遊び、ターザンごっこをやったりして、何も無い所から想像力を働かせて工夫した遊びを生み出しました。

先日、ものすごくショッキングな殺人事件がありました。今までの殺人は、子どもを殺す、親を殺すっていうことが多かったのですが、今回は自分の兄弟を殺すという殺人です。しかも切り刻んでしまった。新しい殺人事件の形態が出てきました。この原

因は私にはよく分かりませんが、これは直接体験不足による弊害が関係していると思える。直接体験を多く積んでいれば、人と人が交わることが多く出来ます。触れ合えば、ケンカも1つ2つはある。血を流すこともあるかもしれない。ケガすることもある。泣くこともある。とにかくいろいろなことを経験する。そこで痛みを知るわけです。

司馬遼太郎が晩年に朝日出版社から『21世紀に生きる君たちへ』(9)という本を出版しています。ぜひこの本を読んでみて下さい。そこに書いてあります。君たちに学んでほしいものは、労りを知る心や直接経験することの重要性だと言っています。私も同感です。まさにそれが必要じゃないかなと思っています。

感化院が前身の児童自立支援施設を始め児童福祉施設は、豊富な経験値やノウハウがある。毎年キャンプを実施している。しかも小学生版、中学生版、中高生版がある。これまで積み重ねてきた経験値などがある。岩波新書から出ている『一路白頭ニ到ル』(10)は、北海道家庭学校を創立した留岡幸助の生涯が鮮やかに描かれている本です。私たちの大先輩を見ると、そういう経験の歴史を刻んできた。

個人的には、私は野外生活キャンプをお勧めしたい。茨城の臨海学園に勤務していた頃は、オートキャンプがカッコ良いと思っていました。野外生活キャンプはダサいと考えていました。しかし今ではそれが間違っていたと思います。キャンプには、何も無いところから創り上げるプロセスがあります。そこがいいのです。協力し合わないご飯も食べられない。飢え死にしても誰も責められないからです。

協力して作業しないと生活が成り立たない体験が今の子どもたちは不足しています。共同作業できるツールの一つが、まさに野外生活キャンプだと考えています。これは恋愛にも応用が効きます。意中の人に対して、もう1歩後押しが必要だという時、キャンプに出掛ける。二人で協力している間に、気づいたら手をつないでいるかも知れません。

繰り返しになりますが、現代の子どもたちには、共同作業の体験が特に必要だと思います。このような体験の提供は、児童養護施設が社会貢献の出来る

部分であり、世間に対するメッセージにもなると思います。4年前に全養協から出された『子どもを未来とするために』(11)を拜読すると、児童家庭支援センターの機能発揮が、これからますます重要になることが論述されています。ご参考下さい。

イギリスもかつては児童養護施設がありました。現在はそれが解体をされてグループホームや里親がケアのメインになっています。生き残った児童養護施設は何に様変わりしたかという、日本でいう児童家庭支援センターになりました。イギリスのケアシステムは、実は日本の先行モデルになっています。私は実際に現地へ視察に行ったわけですが、イギリスのケアシステムの流れを見ていくと、日本の将来が少し見えます。日本はイギリスの後追いをやっているからです。

児童家庭支援センターの役割が、これからもっと大事になってくる。前述のセンターが里親さんに対して、スーパービジョンを実施したり、レスパイトケアを行ったり、あるいは一時保護を受け入れたりする機能拡充が想定されます。実際このような取り組みは始まっています。デイキャンプの企画を始め健全育成政策を行う多機能な役割が出てくると思います。

話が逸れます。私の甥はフランスの(グランゼコールという種別の学校でパリ政治学院という)学校に行っています。

彼が小学校や中学時代には、親は1ヶ月間のデイキャンプや海外研修へ積極的に出していました。彼が中2のときに人並みに彼女が出来た。当時彼は14歳です。日本ではまず考えられませんが、その彼女と泊り掛けで旅行に行くのですが、親はそのときにコンドームを渡して送り出すわけです、行ってきなさいと。ちょっと理解に苦しみます。

フランスの性に対する捉え方は、SEXしてはいけないよということではなく、いい性的な関係や人間関係を持ちなさいというスタンスだと思います。いい関係を続けていくためには、避妊することが大切ですよということなのでしょう。岩波新書から『フランス家族事情』(12)という本が出版されています。フランス人の家族や家庭に対する価値観という

のが紹介されていますのでご参考下さればと思います。

欧米の家族を扱った映画を見ていると、子どもをサマーキャンプやデイキャンプへと送り出して、その間親がのんびりするシーンが出てきます。4度足を運んだカナダでも同じ光景に出会いました。子どもたちはそこで何を学ぶのでしょうか。甥に感想を聞くと、「リーダーシップを学んだり、集団性を学んだり、達成感を学んだりする」そうです。

私の長女と次女を去年の夏に奄美大島へ1週間出しました。1年生と3年生の子を初めて外泊させることに、当初は大丈夫だろうかと少々心配しました。しかし2人は、親の不安を吹き飛ばすくらい楽しんできた様子でした。私の方が今頃子どもはどうしているかなと心配になったくらいです。子離れできなかった私ですが、妻は平気でした。1週間後に戻ってきた2人は、人間的に一回り大きくなっていました。

親元以外の地域で生活する、集団の中で生活するといった貴重な経験を積んだようです。「私はこのキャンプで四つのことを学びました。その中の一つは、皆と一緒に何かを作ることです」と感想文を書いていました。親として出して良かったと率直に思いました。ネックは参加費用が高いことです。1人10万円ですから。

現代の子どもたちは、リーダーシップや集団性を学ぶ機会はほとんどない。ですから、児童養護施設が中心となって、夏休み期間にサマーキャンプ等を実施して、多様な体験を提供してはいかがかと思います。

### ③多様な人との関わり創出

施設の子どもたちは、限られた人とのつながりになってしまいがちです。施設生活が長ければ長いほど、いつも同じ人と顔を合わしがちになります。ですから、いつもとは違う人と触れ合う機会、たとえばボランティアさんや学習ボランティアさんと関わる機会を作って、積極的に普段とは違う人と出会う援助が求められる。私も経験した職員宅への外泊機会は有効になる。

このパートのキーワードは、「多様性」です。英語ではdiversityといいます。成長企業の人事方針は、多様な人材の獲得だそうです。同じような人は採用しないということです。私は企業が採用している昨今の人事方針を子どもたちにも応用できると考えています。私が様々な体験から得た結論は、多様性を学んでもらいたいということです。

普段とは違う体験、いつもとは異なる人と出会う機会、それはどんな時に提供すればいいかは、普段の生活場面では難しいところがあります。ほぼ不可能に近い。そうすると、長期の休みを活用するのが現実的な考えになります。夏休みや冬休みに実施する。施設においては、帰省できない子に機会提供してあげたら良いと思います。以上、「感性」と「多様性」について述べました。

### 児童福祉施設に求められる視点 虐待対応編

この項目は、さらっと流して皆さんと少し質疑応答をさせて頂けたらと考えています。

虐待の対応は、現在国を挙げて一生懸命頑張っています。今般の通常国会がこれから始まり、児童虐待防止法と児童福祉法の改正が一つの争点になっています。児童相談所の立ち入り調査権をどうするかがポイントになっています。

虐待の対応は、一言でいうと事後対応です。虐待が発生し、そして発見通報があってから初めて介入するのが虐待対応の特色であるといえます。どのようにすれば、早期に介入出来るかという視点は、実はとても薄いと感じています。そこで、本日私が皆さんに提供した拙論『季刊児童養護Vol.32 No.1』(13)を後で読んで頂ければと思います。

早期介入のツールをそれぞれの児童福祉施設で作って頂けたらと思っています。ツールの1つ目は、ホームページ開設です。ほとんどの施設でお持ちになっています。ホームページサイトのなかに掲示板やメール受信を設けて、子育て家庭に対する匿名相談を引き受けることも考えられます。

あるいは児童養護施設の知名度をさらに上げたい、もっと地域貢献し法人機能を拡充したい、その

ような経営戦略をお持ちの場合は、「子どものリサイクルショップ」開設をお勧めします。現在までのところ、ショップを開設している福祉団体はないのですが、関西地域でやってみようかという動きがあります。その法人は、児童養護施設に加えて保育園を新たに設置しましたが、それにもないショップ開設を検討しています。私が関わっている茨城の社会福祉法人でも、このアイデアを具体化しようと経営者と相談を始めました。

このショップのメリットは、虐待の早期介入に威力を発揮する点です。アンケート調査では、本音が引き出せないので有効ではありません。アンケート調査ではなく、情報・ヒト・モノ・カネがやり取りされる場を創ることがポイントです。経済学でいえば市場創出です。市場を人工的に創る事業の一つに、子どものリサイクルショップは最適です。というのは、日本の子ども服は高くすぐ着られなくなる上に家も狭いからです。この悩みをリサイクルショップが解決してくれるのです。まさに一石二鳥です。

ですから、親は古着や中古を買えばいいわけです。不要になれば、綺麗に洗ってまたショップに売ればいいわけです。だから倉庫もいらなくて済む。家も手狭にならない。ショップのスタッフは、保育園勤務経験とか子育て経験した人や保育士免許を持っている人たちが望ましいと思います。ソーシャルワーク的な視点でモノを売れるからです。そこで大事な点は、モノを売るのではなく、やり取りから子育て情報を引き出すことです。

私が藤沢市に住んでいた時は、政経塾の近所にオープンしたりサイクルショップで子どもの服を購入してきました。スタッフといろいろなやり取りが出来ます。たとえばあのお店は子どもが騒いでもOKだよといった特ダネを教えてもらえる。公園デビュー出来ない親でも、子どものリサイクルショップには足を運ぶわけです。

ですから子育て情報やニーズが一早くキャッチ出来る。これが早期に介入できる理由です。ここでいう介入は、早期に把握が出来ることを意味します。つまり何か起こってから介入するのではなく、日頃のやり取りから介入する視点と実践が重要になりま

す。3歳児健診や1歳半児健診での介入は現実的ではありません。定期健診が来なければ、ニーズ把握できないからです。

リサイクルショップが幼稚園や保育園に隣接していると、集客に威力を発揮します。隣の方から子ども達の声が聞こえると、何か楽しそうなことやっているなど関心を引きます。気に入れば、見学をするわけですね。「あっ！うちの子も入れて！」と。

こういう効果がありますので、幼稚園や保育園を持っているところは一考の価値はあると思います。4畳半のスペースがあれば出来ます。是非やって頂けたら幸いです。

2つ目は児童福祉法の改正です。民法に規定されている親権を改定をしていく必要があると思います。

3つ目は、先ほど触れた児童家庭支援センターの機能拡充です。児童養護のなかでますます非常に重要になってきます。一言でいうと、児童家庭支援センターが児童相談所の持っている機能よりさらに幅広い機能を持つことを提案したいと思います。児童相談所は野外生活キャンプを主催して実施することはありません。しかし児童家庭支援センターならば実施可能です。地域向けの子育て支援事業にさらに付加した機能が必要になってくると思います。前掲の『子どもを未来とするために』には、今後のトレンドが記述されているのでご覧下さい。

4つ目は「児童福祉施設の知名度の向上」です。前半で述べましたが知名度が極めて低いからです。本日同行している秘書室長は臨海学園の存在は知っているが、実態までは分からない。施設が高萩市に50年前からあるのに、その程度の認知度です。今でも世間一般の理解は、あそこの施設には恵まれない子がたくさんいる程度です。

こういう実態がありますので、一般の方々や政治家の方々に対して広く理解してもらう必要がある。手っ取り早い理解のされ方は、口で説明することであり、ビデオをご覧頂くことでもあります。施設に直接来て頂いて、生活を疑似体験してもらう。

夕食の時間ならグッドタイミングです。キャンプはもっと良い。なぜか？子どもたちの素の顔が出や

すいからです。実習生の学習効果が高いプログラムは、キャンプです。連続して子どもの様子を掴めるからです。そういう子どもの動きがある時間帯に、一般の方や政治家に来てもらおうと広報効果が大きいです。

児童養護界に身を置いた一人である私が政経塾に入塾したことは大きいと思います。なぜか？現在、政経塾出身の政治家が70人を超えているからです。国会議員だけで34人になります。OGの高市早苗さんは、少子化対策担当相です。将来の日本を構想する人材養成機関に、私が食い込んだことは大きい。私を通して児童養護施設を理解してもらえるからです。「草間の言っていた児童養護はこういう世界なのか」と思ってもらえれば、理解者増に繋がる。国会の青少年特別委員会などで、「草間の言っていたことを質問してみようか」と、こうなるわけです。そのやり取り如何で配置基準などが手厚くなるかもしれない。

繰り返しますが、是非皆さんも児童養護施設の認知度を上げる取り組みをしていただけたらと思います。私も一生懸命やっていきます。

### 子どもたちへの4つのメッセージ

子どもたちへのメッセージを4つ挙げさせて頂きました。1つ目は、「夢を大切にすること」です。2つ目は「明るさと愛嬌があること」です。私の今があるのは、性格が明るかったからだと確信しています。昔から愛嬌があって人なつっこかった。寂しさの裏返しかもしれません。私の根っからの明るさは親から受け継いだものですから、本当に有りがたいと思っています。感謝をしています。

3つ目は「挨拶出来ること」です。社会人になって好かれる人は、挨拶出来る人です。挨拶がきちっと出来る人は、いつもきちっとしている。たとえば先輩からご馳走になったら、明朝最初に見掛けたら開口一番に「昨日はどうぞご馳走様でした」と言える。あるいは先輩が会計を済まして出てきたら「ご馳走様でした。美味しかったです」と自然に言える。お礼を言えなければ葉書で返礼をする。そういう挨拶

がきちんと身に付いていると良いと思います。

そしてもう1つ。それは「感謝の心を大切にすること」です。これが施設の子も達はなかなか出来ません。何で俺だけとか私だけが苦労していると思っているからです。しかし、このような感情をずっと持っている、人の思いを素直に受け止められません。感謝する心さえ芽生えない。でも私たちが目指すのは、人の思いを素直に受け止められるような子どもでもあります。そんな大人になってほしいと切に願っているわけです。これも実際には難しい。

そんなときは、野外生活キャンプを体験させると効果的です。キャンプでは何も用意しない。必要なお金だけを手渡す。買出しからすべて自分たちで担ってもらおう。そうすると先生を頼ってきます。先生が動いてくれたら有り難たがるかもしれません。いずれにしても、感謝する心は、自己受容に繋がる。人への思いやりにもなりますので必要な心です。以上4つ述べましたが、皆さんの子どもたちにお伝え頂けたらと思います。

### おわりに

最後になります。これまで生意気なことを多々申し上げました。「そうは言っても」と感じる点が多くあったかと存じます。確かにその通りです。

政経塾へ入った当初は、日本の児童養護はダメだなと思っていました。しかし世界各国を視察して感じたことは、日本にもいい面があるということです。欧米にもいい面がある。同時にデメリットもあることを知りました。それが下の図表になります。

	日本	欧米
ケアシステム	×	○
ケアの継続性	○	×

たとえば児童養護のケアシステムは、全養協の調査によれば日本の約7割が大舎制です。その割合が全然減少していない。国は小規模施設の普及を推進していますが、それでも減らない。これは措置単価に加算されないことが影響していると考えられます。同額の措置費で対応しなくてはいけないため、

インセンティブが働かないのです。大舎制では家庭を感じられない。それに対して欧米のケアシステムは、里親とグループホームが基本です。とても家庭的です。グループホームと言っても6人が上限です。4人であったり2人であったりするわけです。これまで視察したデンマーク、イギリス、カナダ、アメリカはこのシステムです。

ケアシステムを評価すると、日本は×で欧米は○となる。ではケアの継続性を比較してみます。たとえば私の育ての親は大橋正男先生になります。今でも施設長として勤務されています。自分を知っている人がまだいるわけです。ところカナダの例でみると、何人も里親が替わっている実態がある。むこうでヒアリングしたところ、里親が最低で5回変わっている。一番多い人になると11年で11回でした。日本では到底考えられません。私の場合は1回ポッキリです。出戻り組も少ない。ということは、日本の施設では、園長先生や主任保育士さんが辞めずにいるということです。自分を知っている人が勤務している。

この実態から比較検討すると、日本にはケアの継続性や連続性があるといえます。

ですから、茨城は茨城、仙台だったら仙台、鹿児島であれば鹿児島、東京なら東京、それぞれの与えられた地域のなかで、最善の努力をしていくことが最善の利益に繋がっていくと考えています。子どもの権利条約第3条に規定されている最善の利益を、私はそういうふう解釈しています。

最善の利益は二つの要素から成り立つと考えています。一つは、「最善の考え」です。自立支援計画が該当します。高齢者でいえばケアプランに相当する。考えられる最善最良のものを最善の考えと捉えています。

今一つは、「実践して行くこと」です。考えられる最善最良の関わりが実践と捉えています。「最善の考え×最善の実践」の掛け合わせが「最善の努力」になると考えます。そして「最善の考え×最善の実践＝最善の努力＝最善の利益」となると思うわけです。この積の大きさが利用者満足や顧客満足になる。このような方程式なるものを、世界を巡って日本の

施設を回って思案しました。

したがって、皆様の施設にも多様な施設があり、いろいろな歴史もあり、いろいろな方針がありましょう。先ほどの方程式を実行していただけたらと思います。

最後になります。皆さんの前でお話しをさせて頂き本当に感謝をしております。愛情込めて育てて下さったおかげで講演出来たと思っています。皆さんのなさっている仕事の成果が、こういう結果をもたらしたとも感じます。今後も私のような子どもが必ずや出てくると確信しています。

子どもたちに伝えたいことは、愛情を持った大人(職員)が君たちの側にいることを私の立場で伝えていきたいと思っています。

最後までご静聴頂き本当に有難うございました。

#### 【引用文献】 \*講演で紹介順に列記

- (1)「子どもの権利と社会的子育て」草間吉夫・他、信山社、2002
- (2)「児童自立支援ハンドブック」厚生省児童家庭局家庭福祉課監修、1998
- (3)「失敗学のすすめ」畑村洋太郎、講談社、2000
- (4)「虐待を受けた子どもへの自立支援－福祉実践からの提言」村井美紀・他編著、中央法規、2002
- (5)「児童養護の当事者による、自立の力を育む援助に関しての一考察」広瀬さゆり、東洋大学卒業論文、2007
- (6)「強いられた自立」青少年福祉センター編、ミネルヴァ書房、1989
- (7)「I県の児童養護施設における自立支援計画の現状と一考察」草間吉夫、2004 (修士論文)
- (8)「風土」和辻哲郎、岩波文庫、1979
- (9)「21世紀に生きる君たちへ」司馬遼太郎、朝日出版社、1999
- (10)「一路白頭ニ至ル」高瀬善夫、岩波新書、1982
- (11)「子どもを未来とするために」全国児童養護施設協議会、2003
- (12)「フランス家族事情」浅野素女、岩波新書、1995
- (13)「季刊児童養護Vol.32 No.1」全国児童養護施設協議会、2001

## 「虐待の発生予防としての教育」

松村京子

(兵庫教育大学大学院学校教育研究科)

\* 平成18年度テーマ別研修「発生予防」での講演をまとめたものです。

### はじめに

虐待の発生予防と言いましても、今にも虐待が発生しそうな状況での直前の予防と、虐待が発生するかどうか分からない時からの長期的な予防の2つがあると思います。私の方からは、後者の長期的な発生予防についてお話させていただきます。子どもが、将来、親（或いはおとな）になったときに起こすかもしれない虐待の発生を予防するという、すべての子どもに対しての虐待の発生予防です。

私は、今から10年ほど前に、オーストラリアで中学・高校生向けに出版された「Understanding Child Abuse: A Student Workbook」を翻訳書「子どもの虐待をなくすために：親になるための学校テキスト/オーストラリア」（東信堂）として出版しました。イラスト入りで非常に分かりやすく書かれた児童虐待の解説書です。出版のきっかけは、当時、児童虐待は今ほど知られていなかったので、分かりやすい解説書が必要でしたし、親（おとな）になるための準備教育の必要性を提言する意図もありました。

その当時と比べれば今は、児童虐待防止ネットワークがひろがり、充実してきたと思います。それは、1996年に日本子どもの虐待防止研究会（2004年より日本子ども虐待防止学会）という全国的な組織が作られ、2000年に「児童虐待防止等に関する法律」が公布され、医療機関、警察、児童相談所、教育機関など、関連機関の連携が進んだことが大きいと思います。

実際に児童虐待の通告や相談が多くなってきてい

ます。全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1990年に1,101件でしたが、2006年には37,343件となっています（厚生労働省、2007）。しかし、この数字から通告や相談件数が増えたと考えてよいのでしょうか？ 児童虐待防止ネットワークの充実を考慮しても、通告や相談件数が増えているだけではなくて、虐待そのものが増えていることを示唆しているように思います。また、警察での児童虐待の検挙件数をみますと、1999年に120件だったのが、2006年には297件と2倍以上となり、統計を取り始めてから最も多くなっています（警察庁生活安全局少年課、2007）。さらに、虐待による死亡数も増加しています。

虐待防止ネットワークが充実してきても、児童虐待はまだ非常に深刻な問題です。今回この研修でお話させていただく機会を得て、改めて、虐待を根本的に防止する必要性を痛感しています。

### 文部科学省指定研究「人間発達科」

私どもの兵庫教育大学附属小学校では、「人間発達科」という教科を立てて、開発研究を進めています。これは、「国語」「算数」など同様の教科として設定しています。ご存知のように、学校における「教科」というのは、法的な縛りがありますので、勝手に立てるわけにはいかないのです。では、どうすれば新しい教科が立てられるのかといいますと、文部科学省の研究開発で、学校指定を受けることです。そういう教科を「特設教科」といいます。ですから、「人間発達科」は兵庫教育大学附属小学校に



しかない教科なのです。私たちは、平成14年～16年の3年間、さらに継続して17～19年と、合計6年間という長期間の指定を受けて、研究を進めています。現在、その5年目に当たります。

この研究開発学校の指定は、附属学校園だけではなくて、全国の都道府県の教育委員会が統括している幼稚園、小学校、中学校、高等学校、養護学校、すべての学校で受けることが可能です。まず、文部科学省に研究計画を出します。その中で毎年20件くらい、採択されて研究が始まるということになります。ですから、私どものように、3年間いただいて、更にもう3年というような指定は本当に少ないケースだということになります。

### 公立学校同様の兵庫教育大学附属小学校

最初に、お話ししておかないといけないことがあります。「教育大学の附属小学校」というと、受験校じゃないかと思われると思います。私たちの小学校はごく普通の学校です。そういう認識で、みなさんに聞いていただきたいと思っています。

各学年の定員が108名です。しかし、1年生から6年生まで各学年平均85名ぐらいしか在籍していません。つまり、「定員割れ」しているのです。ということは、児童の選別は全くありません。希望された児童は全員入れます。むしろ足りないのです。なぜ足りないかと言いますと（一度来ていただければ納得していただけたらと思いますが）、学校の周りは田んぼなのです。そういったところに学校がございまして、非常に交通の便が悪いのです。附属小学校は、兵庫県全体から来られるようになっているのですが、交通の便が悪いものから児童が自力で通学することが難しいのです。定員割れしていますので、年度の途中で他校から様々な転校生が入ってきます。

それから、ひとり親家庭の割合も、就学援助を受けている家庭の割合も、近隣の公立小学校とだいたい同じです。ですから、附属小学校と言っても、ごく一般的な公立小学校と同じです。費用についても公立小学校とほぼ等しい状況です。

本校はそういう小学校なのですが、不登校の子どもは現在2名です。（平成19年現在は0）。

### 「人間発達科」研究の背景：児童虐待

この「人間発達科」の研究に至った背景についてお話します。

今の日本において、少年犯罪、いじめ、不登校といった「子どもの問題」と、親による「子どもの虐待」が非常に深刻な問題となっています。そして、最近の研究報告によりますと、少年犯罪とか子どもの問題行動というのが、児童虐待などの親の養育行動と関連しているということが出てきています。これは感覚的なものではなく、実証的なデータです。法務省のデータや、日弁連のデータにおいて、少年犯罪をおかした子どもの中には、親から虐待を受けたケースが多いという結果が示されています。それから国立教育政策研究所が行った「キレる子どもの成育暦」の調査があります。「キレる子ども」の成育環境としての家庭における不適切な養育環境が最も多く挙げられています。ですから、今の子どもの問題と親の問題とは、全く別の問題ではなく、関連しているということだと思います。

そこで、こういった問題を解決しようという試みは、現在は対症療法が中心になっています。しかし一方で、それを未然に防ぐための対策が要るだろうと思うのです。そして根本的な発生予防というのは「教育」しかないと思います。虐待が発生する直前に防止することももちろん重要ですが、それよりもっと前の段階で、児童虐待の発生を防ぐことも同様に必要です。そのような考えからこのような取り組みをやっているわけです。

### アメリカでの虐待防止教育

ここで、少し国外に目を向けてみますと、アメリカでは、日本よりもはるかに深刻な状況です。状況は日本よりも少し先行しています。良くない方向に進んでいるわけですが。

図1は、数年前、フィラデルフィアに教育プログ

ラムの視察に行ったときに、連れて行ってもらったところでした。初め、これは何の建物かと思いました。鉄の扉、窓には全て鉄格子がはまっています。刑務所かと思っていました。でも、これは、実は高校だったのです。



図1

鉄の扉を開けて中に入ると、空港にあるのと全く同じ金属探知機があって、荷物を全てベルトコンベアに乗せて、中に危険物が入ってないかどうか、チェックするわけです（図2）。私たちもカバンをここに通してチェックされました。そして中に入ると、警官がいて、ピストルを持って立っているわけです。アメリカでは、こういう状況なのです。



図2

そこで見せてもらったのは、妊娠中あるいは出産後子育て中の高校生を対象にした教育プログラムです。高校の先生とNPOとが協力して行っていました。すでに子どもがいるとか、これから出産するなどの高校生が授業を受けていました。アメリカの大学入学は推薦制なので、高校できちんと教育を受け

ると、高校が推薦してくれて、大学までの道が開けます。親になっても高校に戻ってくれば将来が開かれるということなのです。

今、ご紹介したのは一例ですが、このような教育プログラムを実施しているNPOがアメリカやカナダにはたくさんあります。そのようなNPOが集まって、1994年に、「ザ・ペアレンティング・プロジェクト」という組織を立ち上げました。事務局はフロリダにあります。「思いやりや共感を学ぶ、人間関係を向上させる、虐待を減らす、暴力を減らす、10代の妊娠を防止する、次世代の心の健康を促す」といったスローガンが出されています。

この中で一番古くからやっているプロジェクトを視察したいと思って、フィラデルフィアに行ったのです。最近、時々来日される、カナダの「ルーツ・オブ・エンパシー」というNPOの代表のメアリー・ゴードンという方がおられます。この方は、先ほどのフィラデルフィアのNPOのプロジェクトで研修されて、カナダに帰って、同じプログラムを実践されていると聞きました。

### 知能に対する新しい考え方：情動知能

私たちの取り組みも、北米の取り組みも、従来の学校教育で「学習」といったときにイメージする「アカデミック・インテリジェンス」とは異なる能力を育てていこうとする動きです。この能力は「エモーショナル・インテリジェンス」「情動知能」と呼ばれています。また、「マルチプル・インテリジェンス」「多重知能」という知能の考え方もできています（図3）。

この「情動知能」という言葉を最初に使ったのはサロベイとメイヤー（Salovey & Mayer, 1990）です。彼らは、「情動知能」として、情動を知覚、評価、表現する能力、情動によって思考を促進させる能力、情動や情動的な知識を理解する能力、情動的、知的成長を促進するために情動をコントロールする能力をあげています（Mayer & Salovey, 1997）。

また、情動知能を一般の人々に普及させたのはゴールマン（Goleman, 1995）です。彼は、「情動知能」

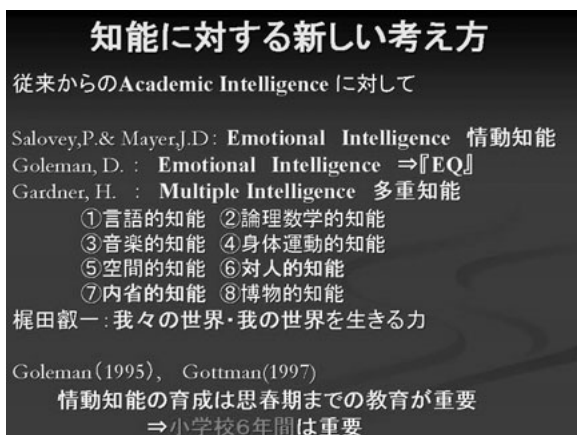


図3

を知能テストで測定されるIQとは異なる頭の良さとして、具体的に次のような能力を挙げて、分かりやすく提言しています。何年か前に、『EQ』というタイトルで、ベストセラーになった本があります。それがゴールマンの本です。その原著のタイトルは、「エモーショナル・インテリジェンス」でした。ゴールマンは、情動知能を、自分の本当の気持ちを自覚し、尊重して、こころから納得できる決断を下す能力、衝動を自制し、不安や怒りのようなストレスのもとになる感情を制御する能力、目標の追求に挫折したときでも楽観を捨てず、自分自身を励ます能力、他人の気持ちを感じ取る共感能力、集団の中で調和を保ち、協力し合う社会的能力としています。

一方、ハーバード大学のガードナーは、「マルチプル・インテリジェンス」「多重知能」ということを提唱しています。人間の知能には、「言語的知能」「論理・数学的知能」「音楽的知能」「身体・運動的知能」「空間的知能」「対人的知能」「内省的知能」「博物的知能」という8つの独立した知能があると言っています。この考え方は、機能的MRIとかPETなどによって脳活動の測定が可能となり、脳の活動部位と機能との対応が明らかになった知見に基づいています。その中で、この「情動知能」というものに対応するものとしては、人と関わる知能である「対人的知能」と、自分自身を見つめる知能である「内省的知能」です。この2つが「情動知能」にあたるのです。

日本では、私の大学の梶田学長が、「我々の世界」を生きる力と「我的世界」を生きる力の重要性を提

唱されています。これらは「情動知能」とほぼ同じような概念だと思います。

「情動知能」は、先に背景として述べた子どもの問題・親の問題を考えたときに非常に重要ではないかと考えるわけです。しかし、今の学校教育では、従来の「アカデミック・インテリジェンス」の育成が中心です。学校で子どもの成績といえば、「アカデミック・インテリジェンス」に基づいています。今まで「情動知能」は、あまり重視されてこなかったわけです。ところが、これは実際に生きていく上で、また一生を通して必要とされる能力です。今では、この「アカデミック・インテリジェンス」と「エモーショナル・インテリジェンス」はどちらが重要なのかという問題ではなく、「エモーショナル・インテリジェンス」が高まることによって、「アカデミック・インテリジェンス」も高まっていくという報告がでてきています。ですから、「情動知能」を育てていくことが重要だということです。

それでは、その「情動知能」の育成は、いつなされるのかということです。多くの人たちは、思春期までの教育と言っています。思春期までの教育ですから、小学校6年間というのは、とても重要だということです。子どもがある程度自分のことが分かってくるし、他者のことも理解できてくる、そういった小学校の6年間の教育として、私たちは「人間発達科」という教科を立ち上げたのです。

### 「人間発達科」の学習目標

「人間発達科」の学習目標は、「異年齢の人々との交流や観察を通して、人間の成長発達に関する現象やその背景にある養護的な関わりに気付き、理解を深めるとともに、人と関わる楽しさを味わわせ、内省性、社会性、養護性を育む」です。一文が長いのですが、国が決めている『学習指導要領』での目標はこういうような形で書きます。その形式に則って書いたら、こんなに長くなります(図4)。

「人間発達科」は、最終的には「内省性、社会性、養護性を育む」ということをねらいとしています。この最終目標は、異年齢の人たちとの交流・観察の

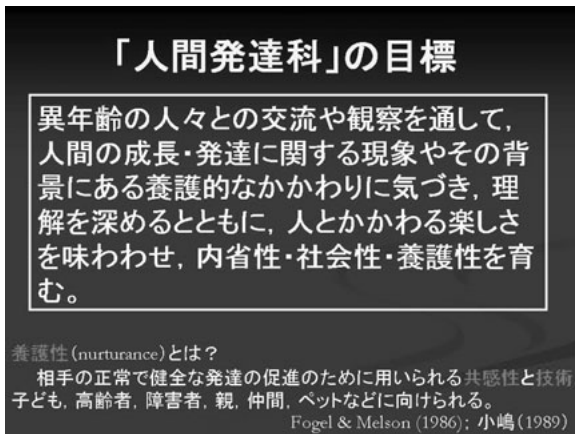


図4

学習を通して、達成していきます。そのプロセスの中で、人間の成長発達に関わる現象や、その背景にある養護的な関わりに気付いたり、理解を深めたり、人と関わる楽しさを味わわせたりする学習を行います。

ここで、最終目標の「内省性」「社会性」「養護性」について説明させていただきます。「内省性」というのは、先ほど申し上げたように、自分自身を見つめる能力、それから、「社会性」というのは、人と関わる能力、対人関係能力と考えていいと思います。最後の「養護性」というのは何かというと、ホーゲルやメルソン、それから、名古屋大学教育学部におられた小嶋秀夫先生が提唱されている概念です。もともと「ナーチュランス」は「子どもを養育する、世話をする」という意味です。それを小嶋先生が「養護性」と訳されました。最近は「ナーチュランス」とカタカナでそのまま使われていることもあります。「養護性」は、「相手の正常で健全な発達の促進のために用いられる共感性と技術」と定義されています。ですから、共感するだけでは不十分で、それに伴う技術があるということです。具体的に言いますと、相手に対して思いやりの気持ちがわいてくる、そこで何か言葉かけができる、何か行動ができる、というところまでを含めて「養護性」と呼びます。

対象としては、すぐ思い浮かぶのが子どもだと思います。虐待をしているお母さんというのは子どもに対する「養護性」がないわけです。対象は子ども以外にもあります。高齢者に対して、障害者に対

しても、親に対しても「養護性」はあります。子どもが親に対して「養護性」を発揮するということもあります。どういうことかと言いますと、私たちおとなも、疲れていることがありますよね。しんどそうにしていると、子どもがそれに気がついて、「お母さん大丈夫？」って言って、肩に手を掛ける。これが「養護性」です。通常なら親の方が強い立場にいるわけですが、時には、親も弱い立場になることがあります。そういうときに、子どもが養護的な行動をとることができるかどうかです。この能力は、とても大事じゃないかと思います。

それは、全ての人に対して、仲間に対して、ペットに対しても、さらに動物だけじゃなくて、植物に対しても養護性が発揮されると言われています。これは、なかなか奥の深い概念です。「養護性」を育てることができれば、虐待はもろなくなっていくだろうと思います。

#### 小学校で学ぶ意義

私たちは、こういう目標を掲げて、教育実践研究を始めたのです。

ではここで、小学校で学ぶ意義について、少しお話しさせていただきます(図5)。

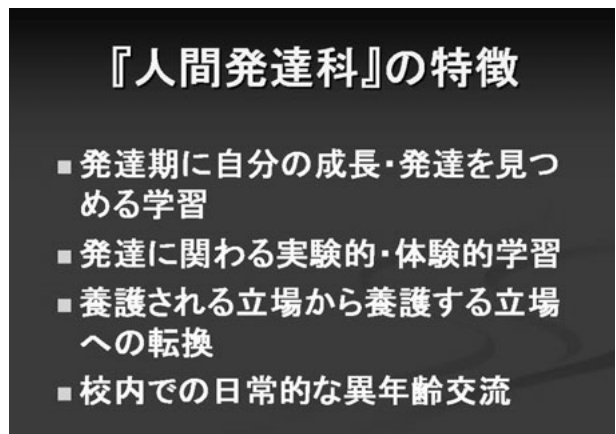


図5

第1は、発達期にある子どもたちに、自分の成長発達を見つめさせる学習であるということです。小学校の1年生から6年生までの6年間は、発達が著しい時期です。そういう時期に自分自身の成長発達を見つめさせることで、子どもは自分の発達に興味

をもったり、理解を深めたりするという事です。

第2に、発達に関わる実験的・体験的学習を重視したことによって小学生に適した学習となっていることです。できるだけ子どもたちが、実験したり、体験的したりできるように教材開発を行いました。

第3に、子どもたちは小学校での6年間で、養護される立場から養護する立場に転換します。それは、小学校の特徴です。小学校1年生に入ったときは「養護される」側にあります。3年生、4年生、5年生、6年生になっていくに従って「養護されていた」子どもたちが、「養護する側」に変わっていきます。こういう、立場の転換というのは、非常に重要だろうと思います。つまり、子ども達は、養護され、大切にされた経験がないと大きくなって小さい子どもに対してどう対応しているのか分らないと思います。でも、たっぷり皆から大切にされていると、自分がその立場になったときに下の子ども達に対しても優しく接することができるのです。

虐待された経験を持つ人が虐待してしまうという状況と反対ですね。ですから、低学年のときに、5年生、6年生からたっぷり優しくしてもらうことです。そして、そういう体験をした子どもたちが上の学年になれば、下の学年の子ども達によりいっそう優しくしてくれるだろうという考え方なのです。優しくしてもらった時の心地よさを経験することはとても重要です。そして同時に、上の学年の子ども達をモデルとして、見ているわけです。具体的にどんな行動をしてくれたから嬉しかったとか、体験するのです。そういうわけで小学校での6年間はとても大事だと思います。

最後に、第4としては、校内で日常的な異年齢交流ができるということです。1年生から6年生まで、同じ学校の中にいるわけですから、毎日、異年齢の交流が可能です。朝、いろんな学年の子どもたちに会って、「おはよう」と言ったり、「さようなら」と言ったり、簡単なことから始めて様々な交流が可能です。

私は、小学校でこういう取り組みを始める前は、中学生とか高校生が、幼稚園とか保育所に行って乳幼児と交流する「保育体験学習」ということをテ-

マに研究していました。中学生とか高校生が乳幼児とどういふふうに関わるのかということに興味があって、行動分析などもやってきました。そして、中学・高校生の「保育体験学習」の対児行動からみた学習効果を実証的に示してきました。今では、非常に多くの中学校、高等学校で「保育体験学習」を実施していると思います。かなり浸透してきていると思います。そして、私自身も高校の先生を対象にした「保育学習」に関する研修を文科省から頼まれて、7年～8年ずっとやっています。全国の都道府県から推薦された高校の先生が毎年夏に5日間、研修されます。そして、各県へ戻り、その地域の学校に学んだことを広めるという研修です。

しかし、残念ながら、中学・高校生の「保育体験学習」は、1年に1回とか2回とかの単発の行事なのです。ところが、小学校では、毎日、異年齢で交流できるという状況があります。この状況をもっとうまく活かそうということで、小学校でのこういう取り組みを始めたのです。

## 学習内容設定の方針

1年生から6年生までの学習内容は、系統的や適時性を考慮して、設定しました。その時、発達を理解させる視点として、「比較」ということを取り入れました。

1年生に入ったときと1年生から2年生になる前とでは自分自身がどう変わったのか、それから3年生は1年生とどう違うのか、5年生とはどう違うのか、そういう「比較」を取り入れました。自分自身の変容や学年間の比較を行うことで、自分自身を見つめようということです。

そして、発達についての理解を促すために、様々な発達現象を実験とか観察によって見たり体験したりするようにしました（具体例は後述）。発達を理解することはとても興味深いことですが、文章を読んでもその面白さは十分伝わりません。発達を現象として見せることによって、人間の発達の面白さを子ども達に体験させたいという思いがありました。

ここで、人間の発達を一般的に分けられる発達項

目「運動機能の発達」「言語の発達」「情緒・社会性の発達」「認知・思考の発達」として分類しました。この発達項目を1年生から6年生へ、具体的な発達項目から抽象的な発達項目へと置くようにしました。「言語」とか「運動機能」というのは目で見て分かりやすいので、低学年に設定し、「情動」「社会性」「感情」とか、「認知・思考」というのは高学年に設定しました。上の学年にいくほど、抽象的な発達項目を置いたということです（図6）。

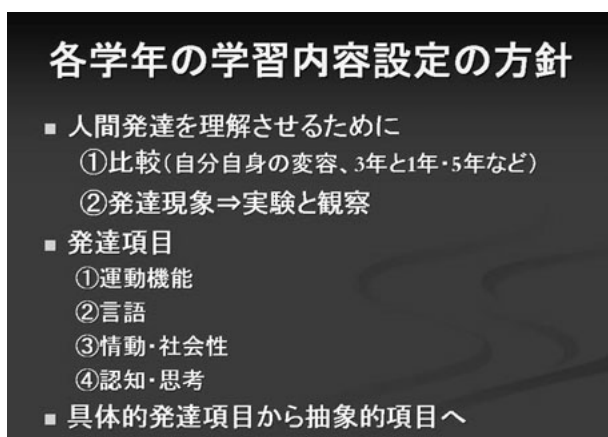


図6

## 「人間発達科」の実践

### (1) 1年生の実践

1年生は、「分身君の学習」をします。1年生の3学期に設定しています。入学後の発達について見ていきます。1年生に入学してから、自分自身はどういうふうに変ってきたのか、何ができるようになったのかということを見つけさせます（図7）。



図7

まず、児童それぞれが自分の姿を大きな画用紙に描いて切り抜いて、「分身君」を作ります。

次に、黄色いカードに、「自分は1年生になってからどんなことができるようになった」ということを書きます。「サッカーが上手くなった」とか、「字が書けるようになった」とか、「本が読めるようになった」とか、いろいろ書くわけです。

そして、黄色のカードをできることに関係しているからだの部位に貼ります。「サッカーが上手くなった」は足の方に貼ったり、「字が上手くなった」というのは手や頭に貼ったり、「計算ができるようになった」というのは頭に貼ったりします。できるようになったところに貼りつけていくことをします。この黄色のカードには、自分で気がついたことが書いてあります。思ったよりたくさん出てきます。「いっぱい出てきたよ」というわけですね。

それを貼った後に、今度は水色のカードを配ります。自分では気がついてないけど、クラスのお友だちから見るとこんなことができるようになっていよというのを見つけてあげます。それを水色のカードに書きます。「誰々ちゃん、こんなことができるようになっていよ」というのを書いて、その相手に渡すわけです。それで、そのカードをもらった子がまた自分の「分身君」にぺたぺた貼っていきます。

そして、今度はそれについて発表し合います。「誰々ちゃんはこのことができるようになったからすごいと思った」とか、「自分は思ってたんだけど、そんなことができるようになっていよ」とか、自分自身が1年生になってできるようになっていることを客観的に見つめていくのです。そういう内省する場を与えてあげると、1年生でも十分、内省できることがわかります。内省性が十分育っていることが分ります。

こういう授業のあとで、「でも、できないこともあるんじゃないかな?」、「クラスのお友だちがこんなことできているのに、自分はできてないこともあるよね」、「じゃあチャレンジしよう」というわけです。それで次の1週間、お家でチャレンジすることを考えようと、緑色のカードに、チャレンジすることを書きます。こんなことやってみたいとか書くわ

けです。

それを1週間、実施してみます。その1週間の終わりに、お家の人にその様子をピンクカードに書いてもらいます。「よく頑張ってきた」とか、「ちょっと目標が高かったね」とか、「目標まではいかなかったけれどよくやっていた」とか、「最初のうちはやれたけど、あとはできなかった」とか、お母さんとか、お父さんが書いてくれるのです。次の週、そのピンクカードを持ってきて、「分身君」に貼ります。そしてクラスで発表し合い、内省する場を与えるという学習です。

## (2) 2年生の実践

2年生の学習は、生まれた頃と今の2年生の自分を比べるというものです。1年生、2年生というのは、発達段階で見ると「頭の中で思い浮かべる」ということは難しいのです。実際のものを見ることを手がかりにして思い巡らすということしかできない、そういう発達段階にあります。ですから、具体物を見せることによって、こんなに違っていると分からせることができます。小さい頃に着ていた服などを持ってきて、自分の身体に当ててみますと、「今はこんなの着れないよ！」って実感するわけです(図8)。



図8

あるいは、赤ちゃんの頃の離乳食を実際に食べてみます。ミルクを実際に飲んでみます。それから、お人形でオムツを替えてみます。こんなオムツをしていたとか、赤ちゃんの頃の物から自分の赤ちゃんの頃を振り返るのです。そうすれば、自分がこんな

に大きくなっているということをはっきりと認識することができるのです。

今年の学習では、赤ちゃんの頃の具体物を通して振り返ると同時に、実際の赤ちゃんに来てもらいました。そうすることによって、自分たちが大きくなっていること、乳児と比べてどんなに違っているのかということに気づくことができましたと思います。

## (3) 3年生の実践

3年生は、小学校ではちょうど真ん中の学年になります。それで、上級生と下級生との発達比べという学習をします。最初に5年生と自分たち3年生の違いを見つけます。それから、同じ2学年違う1年生との違いを考えて上手に交流しようというのが学習の流れです(図9)。



図9

4月に入って、学年が変わってすぐに仲良し遠足というのをします。3年生は5年生と一緒にいきます。その仲良し遠足からこの学習は始まります。

仲良し遠足に行って振り返り作文を書きます。5年生と自分たちとはどう違っていたか考えさせます。先ほど紹介しましたように、最初は、「運動機能の発達」の違いを意図していたのです。発達項目の中でも具体的で分かりやすいからです。一緒に歩いてみて歩幅が違っていたとか、あるいは力が違っていたとか、そういうことが出てくるかなと思っていました。

それで、実際に授業をしてみますと、予想通り3年生は5年生との違いとして、歩く速度が違うということに気がついていました。しかし、それだけで

はなかったのです。「歩く速度が違うのに、5年生は自分たちに合わせて歩いてくれた」とか、「遊具を使うときに、5年生は先に自分たちに使わせてくれた」とか、5年生がいかに自分たち3年生に気を遣ってくれたかということを使うのです。これは予想以上でした。子どもたちからは、最初は運動機能の発達、単純に物理的に分かるような発達についての発言が出てくるだけかと思っていました。しかし、それ以上に子どもたちは、5年生の心遣いということに気がついたということです。そしてさらに、5年生に対して憧れの気持ちを持って、「自分たちも5年生になったらあんなふうになりたい」というようなことを、振り返りで書いたり、発言したりする子どもが見られたのです。

それで、この学習の次に、「5年生は2学年上なので、同じ2学年違う1年生に対して、何かやってあげよう」という学習に進みます。毎年、運動会で低学年の合同玉入れをするので、1年生に、玉の入れ方を教えてあげようということを行います。

自分たちが1年生のときのビデオが残っているので、その運動会ときのビデオを見て、1年生の時どんな入れ方をしていたかを観察し、分析します。そして、どんなふう投げたらいいか教えてあげること考えます。「走ってきてポーンと投げたらいい」とか、「球を集める役と投げる役と決めたらいい」とか、いろんな工夫がでできます。それで、3年生の子どもたちは1年生に一生懸命教えてあげようという意気込みで考えるのです。そして実際に、1年生に、自分たちが思っていたように教えようと試みたのです。

ところが、1年生に教えることは、あまり上手くいかなかったのです。終わった後の振り返りの学習で「1年生は言うことを聞いてくれなかった」とか、ぶんぶん言っているわけですね。それはそれで、当然なのです。1年生はまだ「自己中心性」という幼児期の特徴を持っているので、同じ2学年の違いでも、3年生と5年生のようにはなかなか上手くいかないわけです。そういうことを、3年生は学ぶのです。上手くいくことだけがいいわけではありません。1年生の特徴に気づくのです。これが大事だと思

います。それぞれの発達段階はこういうことなのだと学ぶのです。1年生では、つい自分勝手なことになってしまう、自己中心性もわがままがでて、それが普通なのだっていうことを学ぶのです。それが3年生の学習です。

#### (4) 4年生の実践

4年生は、「赤ちゃん会」の学習をします。発達の著しい赤ちゃんに、2カ月に1回、1年間、学校に来てもらいます。2カ月に1回ですから、歯が生えてなかった赤ちゃんに歯が生えてきたり、髪の毛が短かった、少なかったのが長くなってきたりします。それから、動けなかった赤ちゃんが寝返りするようになったり、ハイハイするようになったり、最後には立って、よちよち歩きができるようになったりと、運動機能の発達を学びます。また、笑うか泣くかの状態だけだった赤ちゃんに、喃語が出てきたり、喃語でも、非常にリズムカルな喃語が出てきたり、言葉の発達も学びます(図10)。



図10

そのようなことを2カ月に1回、ずーっと観察していくわけです。その時に特定の赤ちゃんに来てもらうことが大事だと思います。その時その時、違う赤ちゃんではなく、同じ赤ちゃんに来てもらって、その子の発達を見ます。そうすることによって、子どもたちはその赤ちゃんに特別な愛情を感じるようになっていきます。その思いがどんどん深くなっていきます。こういう感情を体験することは、とても大事なことだと思います。このような子ども達の情動体験も予想以上だったですね。



最初、子どもたちは何でこんな学習をするのかっていうような気持ちだったようです。しかし、実際に赤ちゃんを目の前にして、抱っこして、ひざに赤ちゃんを座らせたなら、あの独特の、あの柔らかい、あの感触が衝撃的で、忘れられなくなってしまう、そんな状況でした。赤ちゃんに関わったことがない児童がほとんどですから。

そんな「赤ちゃん会」の学習を1回やれば、子どもたちは次々と自分で赤ちゃんのことを学習してくるのです。次の「赤ちゃん会」の予定を伝えたら、自分たちでいろんなものを探してきて、あるいは、インターネットで調べたり、本を読んだり、お母さんに聞いたりして、自主的にやってきます。「調べてきなさい」なんて一切言わないのですが、ものすごく知識が豊富になってきます。そういうことを1年間やるのです。これはとても効果的な学習です。

### (5) 5年生の実践

5年生は感情の学習です。4年生の「赤ちゃん会」の学習を思い起こしてみると、赤ちゃんは泣いたり笑ったり、感情をストレートに出します。楽しいときは笑うし、不快なとき、悲しいときは泣きます。赤ちゃんは感情をそのままストレートに出すけれども、「でも、私たちはどうかな?」と問いかけます。「悲しかったら泣く、でも、悲しくても泣かないことあるよね?」、「悲しくても我慢して泣かないこともあるし、いや、大丈夫、大丈夫って、笑って過ごすこともあるでしょ。自分でそうだったら、相手もそうでしょう。相手が今笑っていても、実は悲しいかもしれないよ」。そういう感情について探ってみようというわけです。実際に喚起された感情とそれから表出されたものとはズレがあるということ、それから、相手の言葉とか表情だけの表面的な読み取りでは、相手の感情を理解することにはならないということに気づかせます。これも、とても重要な学習と思っています(図11)。

### (6) 6年生の実践

6年生では、「認知・思考」の発達の学習です。幼児期の考え方と、6年生とは違うということに気



図11

づかせます。幼児期の「直観的思考」についてのピアジェの保存の実験を取り入れています。幼稚園で実験をさせてもらって、その違いを実際に体験するのです。

同じ長さのひもでも、曲げて短くしてあるのと、ピンと張っているのとどっちが長いか、幼児に尋ねると、幼児はたいてい直観的に長さのピンと張っている方が長いと答えます。それから、同じ量の水を、細長いコップに入れるのと平たいコップに入れるのでは、どっちが多いかと幼児に尋ねると、細長いコップと答えます。ジュースだったら、たいてい細長く背の高いコップに入ったジュースを取ります。たくさん入っているように思うわけですね。それが幼児の「直観的思考」なのです。自分たちもかつてはそうだったわけです。

そういうことを実際に実験して確認するというのをやります。6年生の自分たちがまず実際にやって見て幼児のように考えないことを確認します。それから幼児にやってもらいます。実際に幼児がそういう直観的な思考をするということを見て、6年生は驚きますね。違いがあるっていうことを実感するわけです。

それで、もう1つ「プレゼント実験」というのをやります。ぬいぐるみ、おもちゃの車、エプロン、靴下などのプレゼントグッズを幼児に見せて、「お母さんの誕生日に何をあげる?」と聞くと、幼児は「ぬいぐるみ!」と言うのです。「お父さんの誕生日に何をあげる?」と幼児に聞いたら「おもちゃのミニカー!」とか言います。自己中心性です。幼児の

自己中心性を6年生が実際に体験して理解させます。「自分たちはそうじゃない、認知・思考が発達している」ということに気づくのです。

また、1年生のときに使った教科書を、6年生の今の段階で見ると、とってもやさしいんですね。1年生のときの国語で長い文章があって、読むのがとってもしんどかったということ思い出します。

感情を伴った「記憶」というのは非常に長く残るのです。それが子どもたちの発言を聞いてみると、1年生のときにその長い文章をいかに苦労したかということが分かります。教科書を見ることによって「1年生のときは大変だった。でも、今は簡単だよ」というわけです。そういうことを通して、自信も出てきます。「勉強できない」、「算数できない」と親から言われていても、1年生と比べたらこんなにできるようになっているというのが自分でも実感して分かるわけです。

小学校では、6年生が一番上の学年なのですが、でも、まだ中学生とか高校生とか、上はあるということを学習します。教材としては、「しゃべり場」という番組のビデオを使って、高校生がディスカッションしている場面を見せます。そのビデオを見て、議論します。「早口で何を議論しているのかよく分からない」とか出てきます。テーマは「将来何になるか」ということですから、6年生でも十分分かる内容なのですが、しゃべっている言葉が非常に早くて、ついていけなかったりするわけです。やはり高校生は違う、自分達にはまだ上があるということ認識するのです（図12）。



図12

## 「人間発達科」の学習効果

学習効果については、4年生の「赤ちゃん会」の学習を取り上げてお話したいと思います。児童の行動、学習が終わった後で子どもたちに書かせた「振り返り」、家族に対して行った調査によって分析をしました。

図13に行動分析の結果を示します。全ての子どもたちの行動が記録できるように工夫しています。これは、先生がある発問をしたときに手を挙げた子どもを示していて、その子どもの発言をまとめています。

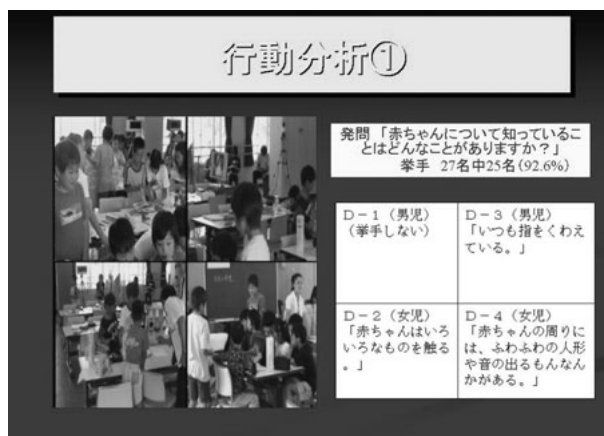


図13

個々の児童の行動が、「赤ちゃん会」の1回目、2回目、3回目と進むにつれて、どういうふうに変化したかを調べています。乳児との関わり方は、学習進行に伴って、乳児の発達段階を考えた交流の準備や実際の交流ができるようになっていきます。それから、乳児の安全、衛生を考えた行動や発言が出てきたり、「手を洗わないといけない」とかみんなで促し合うようになっていたりします。

振り返りを分析して、1回目と比べて、2回目以降はずっと「楽しかった」という結果になっています。学習の楽しさについての具体例では、「モエちゃんに会えるのが楽しみ」とか、「調べ学習が楽しい」とか、「赤ちゃんと交流するのが楽しい」とか、そういう文章が出てきました。

それから、「赤ちゃんのことは好きですか」という質問に関しては、学習前と、学習後に聞いてみました。「好きでない」という子が約4分の1よりちょっと多かったのですが、それが1割ぐらいになっ

ていて、「好き」と答えた子が多くなっていました。4割以上半分近くが「好き」と答えていました。

「赤ちゃんが来たらどうしますか」と聞くと、初期の頃は、「遊ぶ」とか「世話をする」とか、自分を中心とした表現で書いているのです。それが、学習を進めていくと、「赤ちゃんを喜ばせる」、「赤ちゃんを楽しませる」、「赤ちゃんに合わせて遊ぶ」という、乳児に配慮した表現になってきています。そういう変化が見られました。

それから、実際に、赤ちゃんについてわかったことを書いてもらって、その記述数を調べてみると、学習が進むほど「分かった」という記述数が増えてきています。記述の内容も、最初は「泣く」とか「歩けない」とか「オムツをしている」とかいう、非常に単純な簡単な表現だったものが、「目でおもちゃを追いかける」とか、「硬いものが食べられるようになった」といった具体的表現、食事や歯の関係、睡眠と生活時間の関係とか、2つの時点を関連させた表現というのが出てきています(図14)。

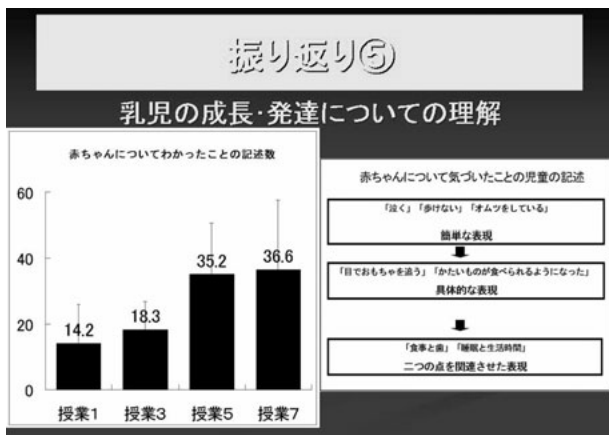


図14

家族への調査をして、家庭での子どもの「乳幼児に関する発言」を家族から報告してもらいました。「まだ、赤ちゃんだから仕方がない」とか、「もうちょっとしたらできるようになるよ」とか、「いつ歩くようになるのかな」、「赤ちゃんが喜んでくれると嬉しいな」とかの発言ができていました。

「小さい子どもと実際に関わったかどうか」というのを聞いたところ、「近所の小さい子に話しかけていた」とか、「危険から守った」とか、そういうようなことができてきたり、実際に乳幼児に関心を持

つようなことが多くなったということができてきました。「乳幼児の出るテレビや本に興味を持った」、「本を見て赤ちゃん会の赤ちゃんと比べていた」というような報告ができてきたりしています。

まとめると、相手の立場になって考える視点がみられるようになり、共感性が高まった、養護的な行動を行うようになった、発達面の知識も増えた、学習の楽しさを感じていた、興味、意欲が増していた、ということがいえるだろうと思います。

### 現在の児童の姿

最後に、今、子どもたちにどのような姿が見られるのか、お話したいと思います。

1年生が入学して間もない頃、給食の時間に、「行きなさい」と言われたわけじゃないのですが、6年生が自主的に1年生の教室に来て、慣れてない1年生の給食の手伝いをしてきているのです。6年生は1年生の時に自分たちもやってもらった経験があるから、やれるのだと思います(図15)。



図15

1年生と6年生は、仲良し遠足で、王子動物園というところに行きます。着いたら先生たちは、「2時になったらこの場所に集まりなさい」と言って、解散するのです。1年生と6年生、5～6人で1つのグループを組んで、自由に過ごして戻ってきます(図16)。どこで何時にお昼ご飯を食べてもいいし、どこに行ってもいいのです。他の学校から遠足で来られている小学生を見かけましたが、6年生が1年生を連れて自由に見学しているという学校はありま



図16

せんでした。

帰りのバスの中で6年生は、1年生向けのクイズまで考えて、1年生を楽しませようとしています。帰ってきたら6年生はクタクタです。1年生のわがままに付き合っ。そういう遠足をやっていますが、6年生は上手くやってくれています。本当に素晴らしいです。

休み時間には、6年生が1年生のところに遊びに来たりしています。運動会の踊りの練習は、5年生が1年生を指導してくれます(図17)。上の学年の子がマスゲームの指導をしてくれますので、あんまり上手じゃないのですが、1年生はとっても楽しくて、音楽や踊りが大好きになります。先生が指導すると、もうちょっとこうしなさいとかいうわけでしょうが、そういうのはなくて、5年生が楽しく指導してくれます。



図17

これは最後の「赤ちゃん会」の学習後の様子です。最後の日には、授業が終わって、休み時間も終わっ

ているのに、離れがたい状況になっています。男の子ばかり5人ぐらいが離れがたくて、2人が手をつないで、1人は後ろから倒れないか気を配り、前の1人は露払いのように歩いています(図18)。



図18

最後に、昨年のエピソードをお話しして、終わりにしたいと思います。

警察の方が不審者対応の防犯の訓練で来られました。それで避難して、運動場に1年生から6年生まで集まって、警察の方からお話を聞いたのです。お話が終わって、警察の方が「何か質問ありませんか」と聞かれました。パーッと1年生から手が挙がって、質問がどんどん出てきて、なかなか警察の方が帰れなくなってしまったということがありました。そのあとで、警察の方が「この近辺の小学校をまわっているのですが、今までに行った学校では質問は1件もありませんでした」ということでした。

子どもたちは、人と関わるのが自然にできるようになってきています。自分の考えも述べることができるようになっていて、「情動知能」が育まれていると改めて思いました。

【引用文献】

- Forgel, A., & Melson, G.F. (1986) *Origins of Nurturance*. New Jersey: Lawrence Erlbaum Associates.
- Gardner, H. (1993). *Multiple intelligences: The theory in practice*. New York: Basic Books. ハワード・ガードナー著, 松村暢隆訳 (2001) 『MI:個性を生かす多重知能の理論』新曜社
- Goleman, D. (1995). *Emotional intelligence*. New York: Bantam Books. ダニエル・ゴールマン著, 土屋京子訳 (1996) 『EQ:こころの知能指数』講談社
- Gottman, J.M. (1997) *The Heart of Parenting*. ジョン・ゴットマン著, 戸田律子訳 (1998) 『0歳から思春期までのEQ教育』講談社
- 梶田叡一 (1998) 『意識としての自己－自己意識研究序説』金子書房
- 梶田叡一 (2001) 『基礎・基本の人間教育を』金子書房
- 加澤正樹, 板垣嗣廣, 小柳浩子, 古田薫, 松田美智子, 横地環, 栗栖素子, 吉田里日, 岡田和也 (2001) 『児童虐待に関する研究』, 法務総合研究所研究部報告第11号
- 警察庁生活安全局少年課 (2007) 少年非行等の概要 (平成18年1～12月)
- 厚生労働省 (2007) 平成18年度児童相談所における児童虐待相談対応件数 (速報値)
- 国立教育政策研究所 (2002) 『「キレる」子どもの成育歴に関する研究』
- 小嶋秀夫 (1989) 『乳幼児の社会的世界』 有斐閣
- 小嶋秀夫 (2001) 『心の育ちと文化』 有斐閣
- Willson, J. (1984). *Understanding Child Abuse - A Student Workbook*-. ジル・ウィルソン著, 松村京子訳 (1998) 『子どもの虐待をなくすために－親になるための学校テキスト/オーストラリアー』, 東信堂
- Mayer, J. D., & Salovey, P. (1997). What is emotional intelligence? In J. D. Mayer & P. Salovey (Eds.), *Emotional development and emotional intelligence* (pp. 3-31). New York: Basic Books.
- Ciarrochi, J., Forgas, J. P., & Mayer, J. D. (2001) *Emotional intelligence in everyday life : A Scientific Inquiry*. ジョセフ・チャロキー, ジョセフ・P・フォーガス, ジョン・D・メイヤー著, 中里浩明, 島井哲志, 竹井恵子, 池見陽訳 (2005) 『エモーショナル・インテリジェンス』ナカニシヤ出版
- 日本弁護士連合 (2002) 『検証少年犯罪』, 日本評論社
- Salovey, P., & Mayer, J. D. (1990) Emotional intelligence. *Imagination, Cognition, and Personality*, 9, 185-211

【参考文献】

- Doty, G. (2001) *Fostering Emotional Intelligence in K-8 Student*. : Sage Publications. グウェン・ドティ著, 松村京子監訳 (2004) 『「こころの知性」を育む』東信堂
- 松村京子編 (2006) 情動知能を育む教育－「人間発達科」の試み－, ナカニシヤ出版,



## ちょっと一休み♪

NPO法人子どもセンターてんぽ 事務局長  
高橋 温

「どうして、子どものためのシェルターをやろうと思ったの？」

私が、てんぽの活動に関わるようになってから、何度となく聞かれた質問だ。

その度に私は、「どうしてなんだろう。」と考える。

何故、「自分が」子どものシェルターをやるのかについての答えは見つからない。ただ、現代の10代後半の子どもたちにとってシェルターが必要だということ、自信を持って言える。

子どもセンターてんぽは、児童虐待等が理由で家庭その他に居場所が無い10代後半の子どもに対して、一時的な居場所として無料で住むところと食事を提供し、子ども達の自立を支援する子ども担当弁護士と一緒に、その子にあった自立の道を見つけることを目的に設立された民間のシェルターである。

現在の法律では、20歳になるまでは民法で「親権に服する」とされている一方で、児童福祉法が対応してくれる「児童」は18歳未満とされていることから、18歳以上20歳未満の子ども達が保護を要する場合であっても、公的機関が介入することは困難である。また、児童虐待の急増により生命身体の危険が高い乳幼児の保護が優先する結果、18歳未満、特に義務教育を終えた15歳以上の子どもに対する公的保護の実態は、十分とは言い難い。

そこで、子どもの自己決定権に基づく民間のシェルターが必要となっている。その際、親権者との調整を中心とする法的支援が不可欠であることから、弁護士が運営の中心を担う必要性は高い。「弁護士である」自分がこの活動に関わっている理由の一つは、この点にある。

子どものシェルターは、県内では勿論初の施設で、全国的に見ても、2004年6月に東京都内にオープン

したカリヨン子どもの家に次ぐ2番目のシェルターであり、てんぽと同時期にオープンした愛知県内の子どもセンターパオと合わせても、全国に3つしかない。

てんぽは、シェルターといっても特別な建物ではなく、篤志家から普通の家を格安で借りている。定員4名で子どもたちの部屋は原則として個室だが、食事はみんな揃ってダイニングキッチンで食べ、テレビはリビングに1台しか置いていないためみんなで見ている。こうした面では、一般家庭の生活と同じである。

散歩等の短時間の外出は原則自由であり、親が追いかけてくる心配がある場合を除いて、てんぽから学校やアルバイトに通うことも可能である。ちなみに、現在のところ、門限は22時、就寝は23時としている。

生活の面倒をみる体制は夫婦泊まり込みというわけではなく、月～土曜日の日中は常勤・非常勤各1名のスタッフがいて、夜と日曜日はボランティアが交代で入っている。

今年4月16日にオープンしてから現在までに4人の女の子と1人の男の子が入所して、うち3人はすでに退所した。また、入所には至らなかったものの、問い合わせは約4か月で20件（入所になった5件を含む）に達している。

子どもたちは、利用してしばらくすると、どのように自立していくかを考えてそのための準備を始め、概ね2か月を目途に行き先を見つけて自立していく。もっとも、他に行き場所が無いからてんぽに来た子がほとんどであり、次の居場所として、家族や親族に引き取られるというケースはまず無い。

結局、仕事を見つけて自分で生活費を稼ぎ自立す

るしかないが、いきなり一人暮らしをするのは難しいことから、自立援助ホーム等の他の福祉機関を利用するケースも多い。

子ども達の多くは、入所して数日経つと、門限があることやてんぼの中では携帯電話をスタッフに預けなければならないことに不満を言います。

入所の時点で、てんぼの場所を絶対に秘密にすることや携帯電話を預けることなどが書かれた誓約書に署名・捺印してもらっているが、数日経てばどこ吹く風といった感じである。中には、「監禁・軟禁されているーっ!」と言い出す子どもまでいるが、てんぼは、自分の意思で出ていくのは自由なので(ただし、黙って出ていかないという約束はある)、監禁はしていない。

また、慣れてくるに従って、スタッフや子ども担当弁護士に対して、挑発したり無視したりといった試し行動が出てくることもある。

個室の掃除と身の回りの洗濯は子ども達自身に任せているが、基本的な生活習慣が身に付いていないため、掃除や洗濯を溜め込む子どももいる。

アルバイト等のやる事が無いと、昼過ぎに起きてきてご飯を食べてテレビを見て一日が終わるといふ、何とも羨ましい子どももいる。

それでも、これまでに入所した子はみんな、毎日、きちんとした食事と安心して安定した生活を重ねていくうちにてんぼでの生活に段々と馴染み、自立するためにどうしたら良いのかを自分で考え、それを実現する力を見せてくれた。

また、退所後、自立に向けて頑張っていく子ども達に、少しでも「世の中には話の分かる大人もいるんだな。」と感じてもらえれば良いと思っているが、これまでに退所した3人は、いずれも退所していく時に、てんぼでの生活やスタッフとの別れを惜しんでくれたので、ほっとしている。

私にとって、てんぼでの活動は、本業である弁護士としての知識・経験を生かしつつ、他のいろんな立場の人と協働して活動できる貴重な場である。利用してくれる子ども達から、彼らの考え方について

教えられること、若い頃感覚について思い出させてもらえることも多い。その意味で、私にとって、てんぼでの活動は、決して、自分が子ども達に一方的に奉仕しているだけの活動ではなく、私自身が、たくさんのエネルギーをもらえる場である。

最後になるが、私たちは、てんぼをはじめるにあたって、これまでどんなに大変な生活を送ってきた子どもでも、落ち着いて考えられる場所と適切なサポートがあれば自分の人生を決めていく力を持っているという信頼に立脚した。今のところ、この考え方は間違っていなかったと思う。子ども達は、入所してきた時にはどうして良いかわからないような困難な状況でも、自分で人生を切り開いていく力を持っている。その意味でも、シェルターに来ることは決して挫折ではなく、一人でも多くの子どもが「ちょっと一休み♪」に来てくれることを願っている。

以上

## 「虐待を疑わせる所見について」 — 将来医師として必要な事項 —

順天堂大学医学部 6年 定 月 亮

この度、平成18年度MD T研修に8月3日から4日までの2日間、参加させて頂きました。研修の目的は、「児童虐待に関する基本的知見や日本における児童虐待の現状や対応のあり方について学ぶ。併せて、多職種間の連携や協働の必要性とそのあり方について理解を深める。」ということで、講義やグループ討議、事例検討などを主に行いました。また、研修終了後、交流会があり様々な情報交換や意見交換を行うことができ、とても有意義な時間を過ごすことができました。さらに、1日目終了後「情報交換」ということで、日本全国様々な方々のお話を聞かせて頂くことができました。皆さん様々な経験を持っており、自分とは角度の違った、また時には全く違った考え方を知ることができました。今回の研修会に参加させて頂いたことにより、児童虐待について真正面から自分なりに考え、見つめ直す良い機会となりました。私は、両親が山梨県で社会福祉の仕事をしています関係で、私にとって「児童虐待」は、ある程度昔から身近なところにありました。そして、そんな両親からの影響も少なからず受け、虐待についての本なども自分なりに読んでいたりもしておりました。しかしながら、実際現場で活躍しておられる多方面の方々からの生の声は、本当にそれまでの自分の知らないことばかりで、とても多くのことを勉強させて頂きました。現在、私は医師になろうとしておりますが、将来自分が医師として、虐待を疑わせる児童に遭遇したとき、早期発見・問題解決のための必要な事項について、今回学んだことを主に、北九州市立八幡病院救命救急センターの市川 光太郎先生の講義資料を参考にまとめさせて頂きたいと思います。

まず、病院を訪れた被虐待児の特徴として、「①無表情、無感動で何処かをじっと見ている感じ。

②親への恐怖感、大人への不信感の現れ ③不潔な外観 ④打撲傷やあざがある（しかし、身体の中心部、すなわち衣服で覆われる部位や頭蓋内などがおおいため注意して観察する必要がある） ⑤精神運動発達の遅れ ⑥行動異常 ⑦成長障害 ⑧頭蓋内出血（特に硬膜下血腫）や骨折（長管骨、肋骨、肩甲骨、脊椎、胸骨などが多い）の存在。 ⑨乳幼児に多い。 ⑩母子分離（精神的、身体的ともに）の期間が数ヶ月以上もあること。 ⑪未熟児や双生児など周産期から問題点や基礎疾患があることが多い。 ⑫性器・会陰部・肛門の外傷が存在する。 ⑬外傷に傷がない鈍的内臓損傷（肝臓、脾臓、膵臓、腎臓など）が存在しうる。」などがあると言われていいます。これらのうちのいくつかの特徴を持つ児童を見たときには虐待を疑い、早急に児童相談所に連絡し、また、死因が不明な外因死の時は警察にも連絡します。

次に、児童虐待で受診時の親の特徴として、「①親の訴えが理学的所見に基づく考察と矛盾することが多い（怪我の状態が激しいのに道路で転んだとか、平手で叩いたらぐったりしたなど）。また、矛盾点を追求すると説明が一転二転する。 ②親は症状や経過などについての情報を話したがない。 ③傷の重症度にそぐわない親の態度が見られる。 ④親や養育者が情緒障害や精神病など、家庭的にストレス状況がみられる。 ⑤主訴は緊急の場合を除き、虐待と直接関係ないように見えることが多い。 ⑥症状が発現してから病院受診までの時間が遅い。 ⑦夕方や夜になり、人目につきにくくなってから受診することが多い。 ⑧虐待行為を行っていない養育者（親）が病院受診の際には連れてくることが多い。」などが挙げられます。しかしながら虐待を疑いすぎて、親との信頼関係構築の障害にならないよ



うに注意することも大切である事を学びました。

さらに、児童虐待のハイリスク因子として、「妊娠 ①望まぬ妊娠 ②望まぬ出産」 「児の因子 ①多胎で特に双生児間の差が大の場合 ②先天異常、未熟児など医療が必要な状態での出生 ③児が精神発達遅滞 ④長い家庭外養育から家庭に復帰するとき」 「親の因子 ①親が精神疾患、アル中、薬物中毒を伴う場合 ②親が知恵遅れの場合 ③親の育児知識や育児姿勢に問題がある場合（親としての自覚欠如、未熟性を含む）」 「家庭の因子 ①孤立家庭（外国籍の家庭、実家・他人との対人関係拒否を含めて） ②病人や寝たきり老人などを抱え、育児過多・負担増の家庭 ③経済的に不安定な家庭 ④子どもが入籍していない場合 ⑤反社会的な親の家庭（刑務所入所中などを含めて） ⑥国際結婚など日本の社会に溶け込めない片親がいる家庭」などがあります。虐待を行う親自身が幼小児期に虐待を受けていたというケースが多いこともよく知られた事実とのことでした。

そして、児童虐待重症度の基準として、「①生命の危険 以下の可能性が存在する場合、緊急介入による即時分離が求められる。頭部外傷、腹部外傷、窒息、医療放置（棄）、重症肺炎、脱水症、親子心中、「殺しそう」の言動 ②重症 即時の生命的危険はないが、子どもに健康、成長発育障害が認められる場合、早急の援助・介入が必要である。身体的虐待に限らず、心理的虐待、ネグレクトなどでも遭遇する。 ③中等度 すぐに入院を要するような健康障害は認められないが、長期化すれば子どもの人格形成に支障を来したり、①、②へ発展しそうな場合 ④軽度 暴力やネグレクトは認められるが、一時的、または一過性の親の心の不安定さに起因し、親子関係に病理性が認められないもの ⑤予備軍 実際の暴力や養育・保護の拒否や怠慢などは認めないものの、「叩いてしまいそう」「嫌い」「親身になれない」「虐待しそう」等と言ったりする場合」等があることを学びました。

以上、将来医師として想定した子どもの診察時、虐待を疑わせる患者さんであった場合に重要と思われる項目について再整理してみました。医学におい

てはこのような臨床所見以外にも、社会医学などからのアプローチも大切であることを学びました。さらに、医学以外の今回の研修会で聞いた講義や話し合った内容なども忘れずにこれから医療を行っていかねばと考えております。大学の授業ではほとんど虐待の講義はなく、大多数の学生がそのまま実際の医療現場へと進んで行ってしまいます。幸運にも私は、このような虐待について他方面の方々からの御指導を頂くことができました。今回のことを生かして、もし被虐待児などを診ることがあれば、今回の研修会で学んだ視点で自ら進んで対応していければと考えています。

また、今後もこのような研修や講演なども機会を見つけ、積極的に参加していければと思います。

#### 【参考文献】

- 市川 光太郎 「児童虐待の定義と関連因子及びその他」  
「地域における児童虐待早期発見のスキル」



## 「箱根—東京間 オレンジリボンたすきリレー」への思い

子どもの虹情報研修センター  
増 沢 高

### 1. 東京マラソンでのこと

まだ寒い2月の中旬。この日は早朝から降りしきる冷たい雨の日でした。初めて開催される東京マラソンの当日です。銀座や浅草など東京の名所がコースに設定されたことで人気は殺到し、約3倍の抽選の結果、幸運なランナーだけが走れたマラソンです。筆者もその幸運の一人でした。だからなんとか完走を、と昨年の秋からコツコツとランニングを重ねているうち、ふと「せっかく走れるのだから、子ども虐待防止をアピールしよう」との思いがわいて来ました。そこでオレンジリボンキャンペーン事務局にお願いしてリボンが胸に印刷されたTシャツをいただき、さらに願いを込めて「子どもに明るい未来を」と背面に印刷して着ることにしました。かぶる帽子にもリボンをいくつか着けました。スタート前は寒さと雨で憂鬱な気分でしたが、スタートを切った後の2万人が一斉に走る光景は壮大で、一気にアドレナリンが体中に満ちてくるようでした。ただ子ども虐待防止のアピールとなると、これだけ人の中ではさすがに自分のTシャツを見る人など皆無だろうと思えました。ところが10km20kmと進み、ランナーも少しずつ縦長になってくると、「オレンジ頑張れ」とか「虐待頑張れ」（虐待を頑張ってはいけません）などと沿道から声がかかり始めます。中には後ろから来たランナーが「子どもは大事だね、良いTシャツだね」と声をかけてくださいました。「日本は子どもに充分なお金をかけない、子どもを大切にしない」などと愚痴をこぼすことが多い自分でしたが、子どもの幸せを願う市民の気持ちはまんざらでもない、いやむしろ思う以上に強いのではないかと思えてきました。マラソンはなんとか完走し、心地よい疲労とともにひとつのアイデアが浮かんで

きました。それがこのたすきリレーだったのです。あの箱根駅伝のように、オレンジリボンをオレンジのたすきにして、箱根から東京までつないで市民にアピールすることができないだろうか。子ども虐待対応には、複数の援助者、職種、機関の良質な協働があって初めて前に進んでいく。こうした皆が協力して力を合わせる、子どもの未来に向けて力をつなぐといったイメージとたすきリレーのイメージが心の中でびたりと重なって動かなくなったのです。「なんとか実現したい」、日に日にその思いは強くなりました。

### 2. 実現に向けての困難さ

こうした思いを、センターの平山部長や横浜市ファミリーグループホームの斉藤さんといった身近な方々に相談したところ、皆頷いて賛同され、実現に向けて共に歩み始めることとなりました。ところがいざ計画し、実行に移すとすると多くの困難に出会うことになりました。様々な機関に出向き説明する度に、多くの心配や不安、計画の甘さなどが指摘されました。厳しい批判もいただきましたが、その多くはもっともと頷けるものでした。その一つ一つをなんとか解決し、前進の兆しが見えると、また次の障壁が生じてくるといった状況が続き、もう諦めるしかないと何度も思いました。たすきや横断幕の作成、コース設定、タイムスケジュールの設定、警察への許可申請、ランナーの選出、ランナーの保険、安全対策、荷物の運搬方法、中継点やキャンペーン会場の設定、キャンペーンの計画、オレンジリボンの制作、関係機関への後援依頼、スポンサー探し、寄付金の募集などなど、日々の仕事に携わりながら取り組むのは、正直きついものでした。しかし障壁

ばかりではありませんでした。この計画を聞きつけて、協力、後押ししてくれる方々が、次々と参加され始めたのです。そのおかげで、走るランナー希望者は増え、キャンペーンの中身がぐっと充実していきました。立場の異なるさまざまな人たちが力を合わせてひとつのことをなし得る。それを示そうと考えたたすきリレーでしたが、この段階で、すでにその願いがかないつつあることに気づかされ、とても勇気づけられました。この感動は一生忘れないと思います。

### 3. たすきリレー初日

11月23日、たすきリレーの初日を迎えました。スタートはあの箱根駅伝でも名所である箱根恵明学園です。ここから東京大手町の読売新聞本社前まで、全15区間115kmを各区6名から10名のランナーがたすきをつなぐことになります。オレンジのたすきの前面には東京マラソンで背中に印刷した「子どもに明るい未来を」を採用していただき、紺の刺繍と印刷で施されています。背面には「STOP 子ども虐待」と記しました。この日は晴天。箱根の紅葉はみごとで、オレンジ色に輝く楓の葉は、このたすきリレーの成功を祈っているかのようでした。箱根恵明学園のグラウンドのバックネットには7.5mに及ぶ大きな横断幕と、その上に「きこえるよ、耳をすませば、こころのさけび」と、熊本の小学校5年生の女の子による今年の虐待防止の標語が掲げられていました。その横には学園の皆さんが作られた大きな手作りのオレンジリボンが飾られています。朝早くからかけつけていただいた厚労省虐待防止対策室相澤専門官の挨拶の後、職員の方々や関係者の方々、そして子どもたち全員の温かい声援を受け、田崎園長による号砲のもとに、たすきをつけた1区のランナーがスタートを切りました。

初日の最終地点は子どもの虹情報研修センターです。箱根から約60km地点で、全コースのちょうど中間点にあたります。初日のコース上には児童養護施設が多く、5施設に中継点を担っていただきました。施設ごと個性があるように、中継所ごとその施

設や地域の特徴が表れます。そこがスピードを争う公式の陸上競技とは異なる趣を醸し出し、このイベントの大きな魅力の一つとなりました。近隣の幼稚園の子どもたちが先生方と一緒に作ったのだらうオレンジリボンの旗を懸命に振っての応援、ランナーたちのためにおいしい豚汁を作って迎えられた施設など、それぞれに心温まるシーンが展開されていきます。7区まで40名を超えるランナーによってつなげられたオレンジのたすきが横浜に入ったときにはすでに午後3時を回っていました。渋滞の1号線を進み箱根駅伝第8中継所にあたる戸塚警察所手前を左折すると初日のゴールはもうすぐです。虹センター横にある横浜桜陽高校ブラスバンド部の、この日のために準備された軽快な音楽が流れる中、傘寿を迎える当センター長を筆頭に10名のランナーがオレンジのゴールテープを切りました。施設職員や関係者そして近隣の方々が横断幕を持って笑顔で迎えてくれています。日中は暖かくとも夕方になるとぐっと冷え込んでくるこの季節、用意していただいた手作りの手打ちうどんが冷えた体を温めてくれました。

### 4. オレンジリボンキャンペーンと感動のゴール

翌日も見事な秋晴れでした。2日目は横浜、川崎、東京へと地区をまたがって進みます。初日の中継点は児童福祉施設がほとんどだったのに比べ、この日は公園、企業、寺院などが中継所となり、目指すは読売本社前です。朝の冷え込みがまだ緩まない午前9時に、8区のランナーがスタートしました。8区から9区は全区を通じて一番様々な職種のランナーが集まっており、多職種協働の雰囲気最も感じられる区間でした。児童福祉関係はもちろんのこと、教職員、一般企業の方、地元自治会の方など10名を超えるランナーを、沿道の随所に集まられた地元の方々が声援を送ります。中には地元小学校に通う小学生や、乳児院の小さな子どもたちの姿もあって、子どもの未来を願うランナーにとっては嬉しい励みとなったに違いありません。

9区から10区への中継点は、横浜桜木町みなとみらい地区にある日本丸メモリアルパークです。ここ

は中継点であると同時に、オレンジリボンキャンペーンを展開する場として位置づけ、午前9時からその活動はすでに始まっていました。この日配布するために手作りのオレンジリボンを2500個も作成しました。背にオレンジリボンを印刷したジャケットを身につけたキャンペーンが、虐待防止のチラシとともにそのリボンを随所で配っています。キャンペーンには各方面からの多くのボランティアの方に協力していただきました。嬉しいことに、横浜名物の大道芸師の方々が、趣旨に賛同され来場、キャンペーンを盛り上げていただきました。プロの司会者の方や歌い手さんまでボランティアで参加、協力され、華やいだ雰囲気です。さらに日本丸を背に設置されたステージ上では、星槎高校名物の和太鼓が大きな音で響き渡っています。腹の底まで響いてくる見事な太鼓です。後ろの日本丸は、マストを初め随所がオレンジ色の美しい船で、映えたオレンジ色がキャンペーンを後押ししているように感じられました。ステージの横に、「カンガルーOYAMA」の皆さんが一つのコーナーを設けられました。これは集まった方々がオレンジリボンを一つ一つ貼り付けて、高さ2メートルほどのオレンジリボンオブジェを描こうと考えられたものです。ちなみに「カンガルーOYAMA」は、栃木県小山市で起きた子どもの死亡事件を機に設立された団体で、オレンジリボンはここから始まっています。午前11時ごろ、ステージ前で太鼓が響き渡る中、9区から10区へとタスキが受け渡されました。ステージ横のオレンジのオブジェが完成間近で美しく輝いていました。

たすきは鶴見、川崎を超え、東京に入ります。大森、品川駅を抜け、13区から14区への中継点は泉岳寺です。泉岳寺は赤穂浪士47士の眠る著名なお寺です。コースを計画し、ここを中継点として許されるものかどうか、泉岳寺の僧侶の方にご相談したところ快く受諾していただきました。また参道のお店の方にこの趣旨をお話したところ暖かい励ましの言葉をいただきました。このことも、忘れられない思い出のひとつです。最後の中継点である日比谷公園を過ぎ、ランナーは銀座を周るように進み、いよいよ最終ゴールである読売新聞本社前です。

午後3時をすぎると、ゴール地点にはすでに数十名のジャケットを身につけた関係者やボランティアの方々が集まっていました。その数が時間とともに増えていきます。前日や当日のすでに走り終えたランナーたちも、続々と集まって来ました。午後4時を過ぎました。最終区のランナーの姿が見えました。多くの参加者の大きな拍手の中、ついにゴールテープを切りました。箱根から約115kmにわたる全コースを皆の力で走り抜けました。みな笑顔で、表情には走り終えた満足感が満ちています。笑顔はランナーだけではなく、これを計画し、実行に移していった関係者の誰もが笑顔でした。事故もなくたすきが無事につながったことの安堵感、さすがの疲労感、そして達成感と満足感で心の中が一杯になりました。

## 5. リレーを終え、次は来年へと

数日して、2日間にわたった数々のシーンが写真として収められているCDを映像担当の佐々木さんからいただき、すぐに開いてみました。箱根から東京まで、ランナーの走る姿や中継の様、応援する人たちの姿が数多く映し出されています。驚いたのは、このCDの中にも笑顔がびっしりと詰まっていることです。どの写真を見ても、そこに写っている人たちが皆笑顔なのです。中には苦しそうなランナーの姿だったり、つまらなそうにしている人がいてもおかしくないと思うのですが、どれをとっても笑顔なのです。こう思いました。おそらく参加された方々は、心から子どもの明るい未来を願い、自分がしようとしていることの意味を感じて参加し、そうしていることに喜びを感じていたのだろうと。実は、イベントを終えて、次の日には別の気持ちが沸いてきていました。それは責任と大きな不安でした。来年も実施せねばという思いと、果たして来年もできるのだろうかという不安です。これを計画してからというもの、多くの方々の理解と協力がなくては決して成し遂げられないという事実を身にしみて感じてきました。ゆえにこの協力が来年も得られるのだろうかという不安です。しかしCDに収められてい

る方々の笑顔は、「また来年も」という強い気持ちを抱かせてくれるに十分なパワーを秘めているものでした。参加していただいた方々への感謝の思いが溢れ出て来ました。

箱根から東京へとタスキはつながりました。次は今年から来年へとこのオレンジのたすきをつなぐ番です。

#### 謝辞

多くの方々からの励ましをいただきました。子どもの虹情報研修センターの平山英夫部長は、実行委員長として、このイベントの実現に向けて先頭に立って労を取られました。横浜市グループホームの斉藤氏、日本水上学園の宇田川氏、鎌倉児童ホームの村岡氏には、実行委員の中核として一緒に動いていただき、様々なご助言やご協力をいただきました。そして、Y'sプロジェクトの佐々木氏には、映像・記録をはじめ、キャンペーンの内容や、必要な人員の手配など、細部にわたってご協力をいただきました。佐々木さんの協力がなければこの計画は実現できなかったと思います。心より感謝申し上げます。

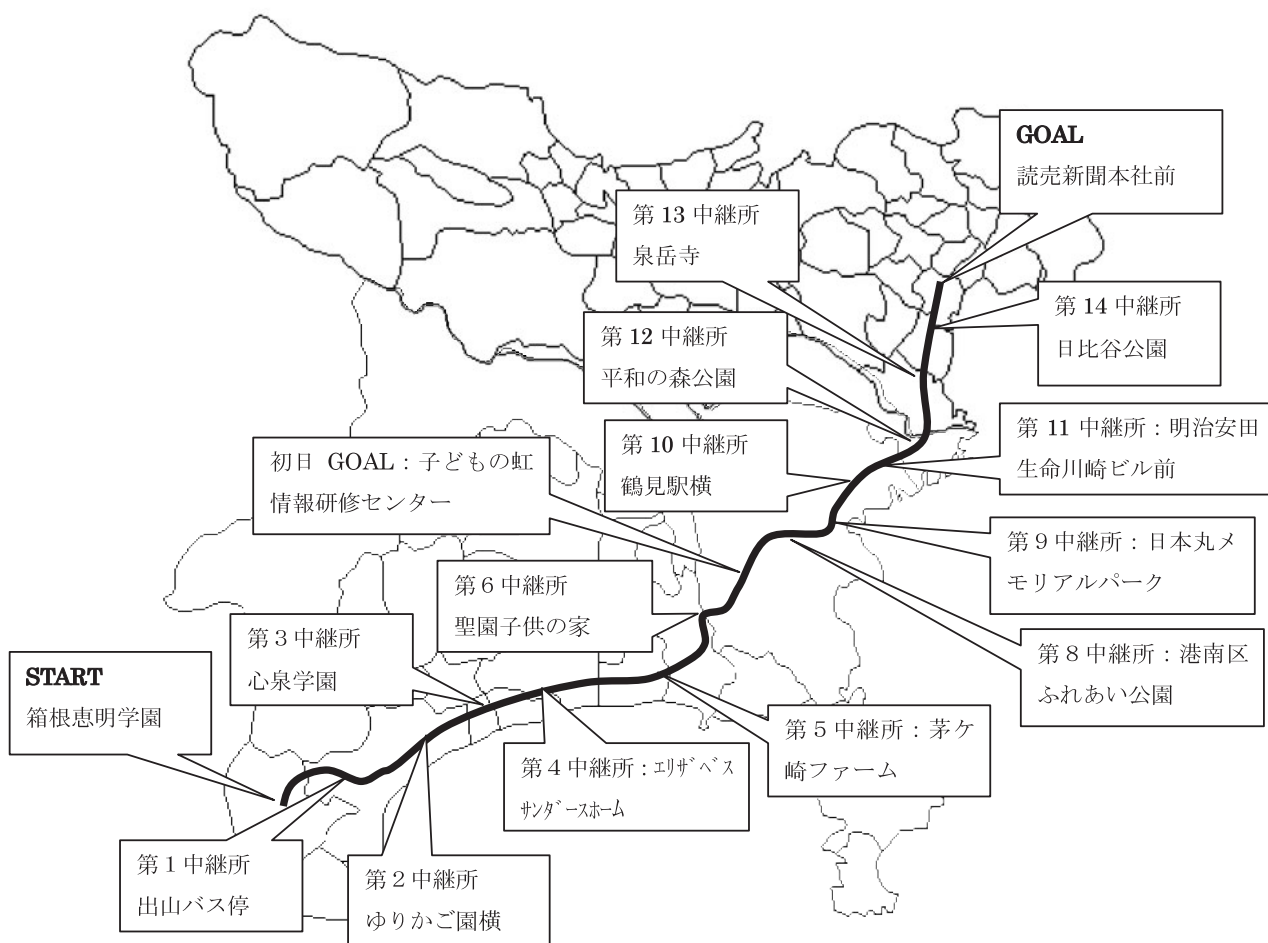
さらに、次にあげさせていただく共催や後援していただいた機関、団体の方々からは、大きなご支援をいただきました。実行委員会平山委員長ともども、心より感謝申し上げます。

厚生労働省、児童虐待防止全国ネットワーク、日本子ども家庭総合研究所、全国児童相談所長会、全国児童自立支援施設協議会、東京都社会福祉協議会児童部会、神奈川県児童福祉施設協議会、日本小児救急医学会、横浜市ファミリーグループホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、川崎市あゆみの会、アン基金プロジェクト、東京キワニスクラブ、横浜キワニスクラブ、カンガルーOYAMA。

スタート、ゴール、中継所等の設定にご協力をいただいた施設や機関、実行委員として役員を出していただいた施設や機関、ランナーの皆さん、ご寄付をいただいた方々、その他このイベントにご支援ご協力をいただいた方々に深く感謝いたします。

※次ページからは、全コース図、ランナー数や職種、各区のランナー数と通過時間、写真などを掲載させていただきます。

## 1. オレンジリボンたすきリレー全コース図



## 2. ランナーの職種と人数

職種	ランナー数	職種	ランナー数
児童福祉施設	48	行政	4
児童相談所	4	医療	1 (3)
グループホーム・里親	5 (6)	製造	2
障害福祉	3	金融	3
教育	11 (17)	サービス	7
学生	8	その他	5 (7)
		<b>合計</b>	<b>101 (112)</b>

※( )内は各区の途中から参加されたランナー数も含む人数

### 3. 走行時間と各区のランナー数

区	ルート	時 間	ランナー数
<b>11月23日(金)</b>			
スタート <b>第1区</b>	箱根恵明学園 ～塔の沢(8.6Km)	<b>9:00</b>	<b>5名</b>
塔の沢中継点 <b>第2区</b>	塔の沢(出山バス停) ～小田原(8.5Km)	<b>9:50</b>	<b>3名</b>
小田原中継点 <b>第3区</b>	ゆりかご園横 ～二宮(8.5Km)	<b>10:40</b>	<b>7名</b>
二宮中継点 <b>第4区</b>	心泉学園 ～大磯(5.7Km)	<b>11:20</b>	<b>5名</b>
大磯中継点 <b>第5区</b>	エリザバスサンダースホーム ～茅ヶ崎(11.6Km)	<b>12:05</b>	<b>4名</b>
茅ヶ崎中継点 <b>第6区</b>	茅ヶ崎ファーム ～藤沢(8Km)	<b>13:25</b>	<b>4名</b>
藤沢中継点 <b>第7区</b>	聖園子どもの家 ～戸塚(8.6Km)	<b>14:20</b>	<b>7名 (10名)</b>
初日ゴール	子どもの虹情報研修センター	<b>15:30</b>	

<b>11月24日(土)</b>			
2日目スタート <b>第8区</b>	子どもの虹情報研修センター ～港南中央(10.3Km)	<b>9:00</b>	<b>5名 (13名)</b>
港南中央中継点 <b>第9区</b>	港南ふれあい公園 ～桜木町(7.6Km)	<b>10:20</b>	<b>13名</b>
桜木町中継点 <b>第10区</b>	日本丸メモリアルパーク ～鶴見(10.2Km)	<b>11:20</b>	<b>5名</b>
鶴見中継点 <b>第11区</b>	鶴見駅前 ～川崎(3.9Km)	<b>12:30</b>	<b>7名</b>
川崎中継点 <b>第12区</b>	明治安田生命川崎ビル ～大森(8Km)	<b>13:00</b>	<b>6名</b>
大森中継点 <b>第13区</b>	平和の森公園 ～品川(5.3Km)	<b>14:00</b>	<b>9名</b>
品川中継点 <b>第14区</b>	泉岳寺 ～新橋(4.4Km)	<b>14:50</b>	<b>11名</b>
新橋中継点 <b>第15区</b>	日比谷公園 ～ゴール(5Km)	<b>15:30</b>	<b>10名</b>
ゴール	読売新聞本社	<b>16:10</b>	
<b>総ランナー数</b>			<b>101(112)名</b>

※複数区を走行したランナーはそれぞれ1名としてカウントしました。

※( )内は途中から参加されたランナー数も含む人数

#### 4. 名シーンの数々



緊張のスタート



箱根の坂を下るランナー



国道1号線を快走するランナー



横浜桜陽高校プラスバンド部による演奏



走り終えた小林センター長



初日の虹センターゴール



紅葉の街を楽しそうに走るランナー





日本丸メモリアルパークにてチラシを配布



日本丸メモリアルパークに入ってきたランナー



星槎高校による和太鼓が響きわたる



カンガルーOYAMA企画  
みなで作成したオレンジリボンオブジェ



神奈川から東京にたすきを繋ぐランナー



泉岳寺に入ってきたランナー



感動のゴール



読売新聞本社前での記念撮影

## 児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第2期（1990年4月から2000年5月まで）

研究者 吉田恒雄（駿河台大学法学部）  
鈴木博人（中央大学法学部）  
田澤 薫（尚絅学院大学女子短期大学部）  
加藤洋子（日本女子大学人間社会研究科博士課程後期）  
初川愛美（中央大学法学研究科博士後期課程）  
藤川 浩（大正大学人間学研究科博士後期課程）

※この研究報告は「虐待の援助法に関する文献研究」（研究代表者・保坂 亨）の一環として行われたものです。

### はじめに

本研究は、「虐待の援助法に関する文献研究（第2報：1980年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第1期（1980年から1990年まで）」に続く研究である。今回の研究は、1990年3月における大阪「児童虐待防止協会」の設立から2000年5月の児童虐待防止法成立までを対象としている。

この時期は、児童虐待が社会問題化し、児童相談所をはじめとする関係機関がこれまでたんなる養護問題として扱っていたケースを「児童虐待」として対応し始めた時期である。児童相談所に対する要保護児童通告が増加し、家庭裁判所の関与による強制的親子分離の方法が注目され始めた時期でもある。

この時期の関心は、児童虐待に関する広報・啓発がまず先行し、続いて発見や通告等の初期介入にあった。各地で発見・通告のためのネットワークが立ち上がり、児童虐待防止マニュアルが作成された。

しかし、児童虐待への対応が進むに連れて、従来のケースワーク手法では限界があることが明らかになってきた。児童相談所等の関係機関からの援助を拒否し、虐待の事実を認めない親に対しては、伝統的な手法による対応には限界があったからである。そこで大阪を中心に、児童相談所、保健所、医療機関と弁護士との連携のもとに新たな対応方法の模索が始まった。司法と連携した児童虐待への介入である。それまでは、こうした強制力を背景とする介入は、親の態度を硬化させ、その後の指導に支障を生ずるおそれがあること、審判までに時間がかかること、審判の実効性に疑問があることなどから、ほとんど利用されてこなかった。これを見直し、司法手続により、虐待家族に強制的に介入しようとする試みである。このように福祉と司法が連携した「介入的ソーシャルワーク」の手法が次第に確立していった。

これと軌を一にして、大阪や東京で児童虐待防止の民間団体が設立された。この設立を契機に児童虐待に対する社会の関心が高まり、児童虐待に関する報道が増え、研究も展開された。しかしこの時期においては、児童虐待に対しては、児童福祉法、刑法、民法等、従来の法制度の運用により対応せざるを得なかった。他方で、

児童虐待事件とくに児童虐待による死亡事例の報道から、社会は、より積極的な介入を求めるようになってきた。こうした動きをとらえて、国会では、新たな立法を必要とする声が高まり、次の段階である「児童虐待防止法」の制定につながっていくのである。

その意味では、この第2期は、急増する虐待問題の対応に迫られつつも、未だ経験の積み重ねが乏しく、児童相談所等の機関が試行錯誤を繰り返していた時期でもある。そうした中で、児童虐待に対する学際的取り組みの重要性が認識され、「日本子どもの虐待防止研究会」が設立された。この研究会における意見交換や研究会誌の発行により、多分野の専門家が児童虐待に関する知識や技術を共有することができるようになった。

この時期は、児童虐待への対応に迫られた人々が、なんとか現存の枠内で困難な状況に立ち向かおうとした時期であり、そうした工夫が各分野で見られる。法学の分野においても、伝統的な法律学の分野からさまざまな試みがなされ、国家による家庭への介入のあり方や方法、基準などが検討されている。これらの積み重ねが次の第3期における「児童虐待防止法」下での新たな制度に繋がっていくのである。

こうした時代の流れを的確に把握することには限界があるものの、本報告書により少しでもこれらの傾向を示すことができれば幸いである。

児童虐待法学文献研究会を代表して  
吉田恒雄（駿河台大学）

（※報告書の紀要掲載は本文のみとし、資料等については報告書を参照されたい）

## I 序論

### 1 研究の目的

本研究は、1990年代における児童虐待に関する判例および法学研究の動向をさぐることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を明らかにすることを目的とする。

### 2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法的問題を扱う文献、判例、通知等の法令および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、民法、刑法等）文献、判例（民事、刑事、児童福祉法関連）および通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献であっても、児童虐待への法的対応の不備を指摘し、その改善を提言するものが少なくないところから、言及された内容がその後与えた影響の大きさ等を勘案して、適宜、児童福祉、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。なお、文献の調査、収集、リストの作成等については、相坂浩二君（中央大学法学部法律学科学生）及び阿部純一君（中央大学法学部法律学科学生）には、多大のご協力をいただいた。お二人のご尽力に対して、ここに謝意を表したい。

### 3 研究の時期区分

第2期は、1990年4月の児童虐待防止協会（大阪）の設立から2000年5月の児童虐待防止法成立までとする。

## ■ 研究報告 ■

この時期は、児童虐待に対する社会的関心が高まったものの、児童虐待対応はもっぱら児童福祉法や民法、刑法等を根拠に行われ、虐待独自の法律が存在しなかった時期である。こうした時期に、各種の法律等の解釈を通じて児童虐待事案に対応して、徐々に実務や判例が形成された時期であり、これがのちの児童虐待防止法制定により実定法として結実された。

最後に第3期としては、児童虐待防止法成立から今日までの足跡をたどる予定である。

### <略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

### <その他>

なお、保母については、1998年の児童福祉法施行令等の一部改正により、1999年4月1日より保育士に、看護婦、保健婦、助産婦については、2001年の「看護師保健師助産師法」により2002年3月1日より、それぞれ看護師、保健師、助産師と名称が変更されたところから、本報告書では、改正前の内容であっても、変更後の名称で表記している。

## II 法令・判例および法学研究の動向

### 1 全体の動向

#### (1) はじめに

第2期は、1990年4月から2000年5月を対象としている。これは、大阪に児童虐待防止協会が設立され、児童虐待に対する社会的関心が高まった時期から児童虐待防止法制定までの期間である。この時期は、第1期には十分に認識されていなかった「児童虐待」の概念が次第に明確になり、保健・医療・福祉・司法の各分野で児童虐待への対応が模索された時期でもある。法制度としては、児童虐待に対して、児童福祉法、民法、刑法といった従来の枠組みでしか対応することができず、その枠内での解釈を通じて、被虐待児の保護に当たらざるをえない状況にあった。

こうした児童虐待への認識が芽生えた時期ではあるが、その主たる法的関心はまだ発見、通報、初期介入に向けられるに止まっていた。被虐待児への支援や親子再統合、虐待親への治療的介入への研究は始まったものの、本格的な関心が向けられるのは児童虐待防止法成立後のことであり、この段階ではまだ総合的な施策を構築するところまでは至っていない。

この時期の法解釈を通じての取り組みから認識された課題や実務から提示されたノウハウの積み重ねが、第3期における総合的支援のための法制度の形成に引き継がれていくのである。

#### (2) 法改正および通知

##### ① 法改正

第2期における法律——とくに児童福祉法の改正——は、1997年の児童福祉法第50次改正が重要である。この改正は、保育所入所の方式を従来の市町村の措置から、保護者が選択し市町村との契約による仕組みに改めた点が主要な改正点である。児童虐待に関しては、虐待等の困難事例への対応として、入所措置の客観性を確

保し、児童相談所の専門性をバックアップするため、知事による措置に際して都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことが義務付けられ、それに関連して児童の意向を聴取する仕組みも設けられた。その他、養護施設（50次改正で児童養護施設と改称）に児童家庭支援センターを設置することができるものとし、地域における児童や家庭の相談体制の充実強化が図られることになった。しかし、児童虐待に関心は向けられたとはいえ、児童虐待に関連する直接の改正とまではいえず、要保護児童や母子家庭の自立支援等、この時期の社会的要請に応じる内容に止まっていた。

その他、行政手続法の施行に関連して措置解除の際の理由説明、意見聴取等の規定が設けられ（1993年第46次改正）、児童福祉司の任用資格に関する改正（1999年第53次改正）や民法改正に伴う改正（1999年第55次改正）等が行われた。

## ② 通知

児童虐待問題が社会的注目を集め、児童相談所の積極的対応が求められるようになってきたこの時期、厚生省は、まず当時の法制度の枠内で対応するよう都道府県に求めた。1997年の厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」平成9年6月20日児発第434号は、児童相談所の立入調査権限や家庭裁判所への申立権限等を積極的に活用するとともに、要保護児童の通告が守秘義務違反にはならないこと、虐待親からの強制的な引き取りに対する対応など、児童福祉法の積極的運用を求めた。

児童虐待対応としては、児童虐待に対する関係機関の連携を進めるためのネットワーク作りを求める通知「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」（平成8年5月15日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）や都市家庭在宅支援事業（「都市家庭在宅支援事業の実施について」平成6年9月16日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第8号）など、関係機関との連携強化を求める通知が出されるようになった。

また初期介入が主眼であったこの時期に、児童福祉施設における心理職の配置を求める通知（「児童養護施設および乳児院における被虐待児に対する適切な処遇体制の整備について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知児発第419号）が出され、虐待問題に対する治療的視点が導入されていることは注目される。その他、児童福祉施設分野では、自立支援関係の通知（児童養護施設等における児童福祉法の一部を改正する法律の施行に係る留意点について）平成10年2月24日厚生省児童家庭局長通知児発第95号）や被虐待児の早期家庭復帰を目指す対応を求める通知（「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知第421号）など、児童福祉施設における心理治療や親子再統合のための体制整備などが行われ、これらの施策とその積み重ねがその後の児童虐待防止法や児童福祉法の改正で自立支援に関する条項として盛り込まれることになっていく。

## （3）判例

### ① 児童福祉法28条審判

児童相談所が児童福祉法を積極的に運用し、児童虐待に積極的に対応するようになったことから児童福祉法28条事件の申立件数がこの時期に急増している。

これに伴い、同条に関する審判例も以前に比較して数多く公表されるようになった。審判例としては、28条審判を本案として親権者による児童の退院手続の禁止、退院後の児童相談所による一時保護等に関する保全処分を命じた浦和家裁平成8年3月22日【判例1①】がある。28条審判を本案とする保全処分が公表された事件は本審判例1件であり、家庭裁判所実務では大勢にならなかったが、この審判例は1997年の434号通知にも引用されるなど、司法関与のあり方について重要な課題を投げかけた。この点については、2005年の特別家事審判規則の改正により、一時保護中の児童について28条申立があった場合に保護者の面会・通信を制限する審判前の保全処分制度の創設につながっている（現行同規則18条の2）。

その他、児童虐待防止法制定後に大きな論点となる家庭裁判所が保護者に対し児童福祉司指導を受けるよう命ずる制度との関連で、審判の理由中でこれに言及するものが現れるなど【判例1②】、児童相談所と家庭裁判所との連携の試みを見ることができる。

## ② 親権喪失宣告審判

この時期の親権喪失宣告審判の動向には、民法834条に基づくものにも、児童福祉法33条の6に基づくものにも件数の上では何の変化も見られない。公表されている事例は4件である。このうち大阪家裁平成6年2月26日【判例4①】と大阪高裁平成6年3月28日決定【判例4②】は同一事件の原審と抗告審である。この事例では、親権喪失請求の申立人は、母を単独親権者として離婚した実父である。その他の2例では、申立人は児童相談所長である。上記の2例と熊本家裁平成10年12月18日審判【判例5】は、親権喪失請求を本案とする審判前の保全処分として、親権者の職務執行停止と職務代行者選任を申立てた事例である。親権喪失宣告本体について公表されているのは、長崎家裁佐世保支部平成12年2月23日審判【判例6】1件だけである。

なお、親権喪失宣告請求事件のほかに、民法766条に基づく監護者指定について実質的に親権制限的機能をもたせて適用できるかということが争われた事件が登場した【判例7】。また、大阪家裁平成9年4月1日審判【判例8】では、過去の虐待から受けた精神的苦痛は、氏を変更する「やむを得ない事由」（戸籍法107条）、名を変更する「正当な事由」（同107条の2）に該当するとした審判例が存在する。

## ③ 刑事判例

この時期の刑事裁判例の傾向としては、①判決理由中に「虐待」との文言が用いられるようになり、しかも犯行が児童虐待に当たるとすることによって、量刑上厳しい判断がなされるようになってきたこと【判例9】、②不作為による傷害致死の幇助犯の成立を認める判例が現れたこと【判例10】、③児童虐待事案において被虐待児本人の供述について判断した判例が現れた【判例11】ことがあげられる。いずれも児童虐待問題が社会問題化したことから生じた刑事判例における変化といえることができる。

## （４）研究動向

### ① 児童福祉法分野

第2期に入り、児童虐待に関する法学分野の研究も本格化する。とはいえ、いわゆる法律学研究者からのアプローチはまだ緒に就いたばかりであり、弁護士や家庭裁判所調査官など、実務家が実際の必要性に迫られる形で研究がスタートしたといえる。

児童虐待防止民間団体の設立に伴い、弁護士と児童相談所、家庭裁判所関係者との交流も盛んになり、児童虐待対応で必要となる法律知識の普及や解釈などの模索が行われた。弁護士会ではシンポジウムを開催して啓発に努めるとともに【文献1】、児童相談所等への法的支援を行い始めた。その成果が『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』【文献37】であり、弁護士の取り組みの実際を紹介する『児童虐待ものがたり——法的アプローチ』【文献18】である。弁護士と児童相談所との交流は、その後、児童相談所における弁護士の配置などの連携につながっていくことになる。

「日本子どもの虐待防止研究会」の設立も、児童虐待に関する法学研究に大きな影響を与えている。同研究会においては、法学分野は重要な柱とされ、毎回法律関係の分科会が設けられている。また、同研究会の機関誌である「子どもの虐待とネグレクト」には、法学関係の論文や資料が数多く掲載され、法学分野以外の実務家・研究者との情報交換や児童虐待に関する法律問題について情報提供がなされている。同学会の「制度検討委員会」は、児童虐待に関する調査を行い、これを踏まえた提言をするなど、児童虐待防止法制度の見直しにさまざまな形で影響力を与えている。

この時期から、家庭裁判所への児童福祉法28条事件の申立件数が増加し、それを受けて、家庭裁判所関係者

による研究も本格的に開始されるようになった。【文献8】は家庭裁判所裁判官による児童福祉法28条事件の分析であり、【文献11】および【文献12】は、家庭裁判所調査官による調査方法に関する文献である。これらの文献においては、児童相談所との連携のあり方とともに家庭裁判所の役割について検討され、家庭裁判所が以後児童虐待問題に関与する上で貴重な視点を提供している。

その他、1994年に批准された児童の権利条約からみた児童虐待問題の研究も、この時期に数多く刊行されており、「児童の権利」から見た児童虐待防止制度のあり方や運用方法の検討など、児童虐待に関する法学研究に新たな視点をもたらしている。

## ② 民法分野

民法分野の研究は、親権の性質論とその性質に対応する親権喪失請求に関する議論が中心になる。とはいえ、伝統的な民法学の側からの児童虐待への民法上の対応についての論考はなお多くない。そうした中で、今期は、初期の児童虐待事例を取り扱った弁護士から、どのような事例でいかに法的に対処したのかが紹介・報告され、親権の壁を乗り越える難しさや親権が強すぎるという主張がなされる【文献19】。一方制度論として、民法研究者や児童虐待に対応する現場の専門家（児童相談所・家庭裁判所）の間では、児童虐待対応で親権喪失制度が果たす役割・機能についての議論が行われるようになる。この議論は、親権喪失には親権者の故意過失が必要か、それとも子の福祉の著しい危険が存在すれば、それが親権者の責に帰すべきものでなくてもよいかという議論にも重なっていく（【文献14】【文献9】の第4章）。なお、【文献9】は民法学のみ論考を集めたものではないが、本書の刊行は、3期冒頭（2000年秋）に行われた「日本家族＜社会と法＞学会」での「児童虐待の法的対応」と題するシンポジウムにつながっていくことになる。

## ③ 刑事法分野

学会レベルでは、刑法学会のワークショップで児童虐待問題が2回取り上げられ、犯罪学会でも一般発表で児童虐待をテーマとする報告が行われた。さらに被害者学会でも個別報告がなされるなど、刑事法分野において児童虐待への関心が高まってきたことをうかがわせる。これと前後して明治学院大学立法研究会シンポジウム「児童虐待——わが国における現状と課題」が開催されている【文献24】。これらのワークショップやシンポジウムでは、通告義務の罰則化、児童虐待罪の創設等の主張も行われ、その後の児童虐待防止法制定時における議論につながっていく。

この時期から警察も児童虐待問題に積極的に関与するようになり、まず警察庁による児童虐待の統計が取られるようになった。さらに1999年12月には「女性・子どもを守る施策実施要綱」が制定され、児童虐待に対する取り組みの強化、被虐待児保護の強化が図られるようになった。

少年非行と児童虐待との関係については、【文献20】で本格的な調査研究が行われたが、この点に関する研究は次の第3期でさらに本格化することになる。

## ④ 児童福祉分野

第2期においては、児童虐待に関する社会的関心の高まりに応じて、児童福祉分野において独自の研究が進められた。とくに虐待対応の第一線である児童相談所の対応に批判の目が向けられるという事情から、児童福祉行政の立場から、ソーシャルワークの有用性の検証や虐待ケース検証結果の共有という動きを踏まえて、法改正に向けた提言がなされるようになってきた。また、この時期に特徴的なのは、さまざまな「手引き（マニュアル）」が作成されていることである。その内容も初期の段階では、児童虐待の発見と援助に向けられていたが、次第に児童虐待への介入的対応を目的とするものに比重が移ってきている。また、児童相談所に特化された業務マニュアルや弁護士会による法律実務に焦点を当てたものが作成されるようになってきた。こうした動きは、児童相談所におけるソーシャルワークが従来の手法から「介入的ソーシャルワーク」へと変容してきたことと無関係ではない。とくに法的対応に不慣れであった児童福祉現場において、こうしたマニュアルへの

## ■ 研究報告 ■

ニーズが高まったことや虐待親からの法的反撃に備えるという「法による児童福祉」の要請が働くようになったこともその背景にあると思われる。このように第2期においては、児童福祉と法とが緊密な連携をもって児童虐待に対応するようになった時期ともいえる。とはいえ、親子分離後の援助や家族への援助は、その必要性が指摘され始めたものの、その実施はなお課題として次の第3期に引き継がれることになった。

他方で、社会学とくに社会構築主義の立場から、わが国における「児童虐待の増加」という言説に疑問を投げかけ、虐待問題を医療の対象とする視点を批判する主張も現れてきた（上野加代子『児童虐待の社会学』（世界思想社、1996年））。この立場は、医療モデルによる介入に対する根本的な疑問を提示する点で、児童虐待に関する施策を検討する上で注目すべき議論である。

### ⑤ 医療・保健・心理分野

第2期におけるこの分野での研究には、1つは虐待の早期発見・早期対応に向けた研究がある。すなわち虐待発見のための知識や通告義務履行に関する研究や虐待にかかわる専門家の虐待への認識や通告・連携についての意識についての調査分析の研究である。これとの関連で虐待の定義に関する研究も見られる。これら早期発見・早期対応に関する研究は、2000年の児童虐待防止法制定における「早期発見義務」（5条）につながっていく。

もう1つの特徴は、家族に対する介入後の被虐待児および虐待親に対する治療の研究が本格化したことである。ここでは心理的治療の重要性が指摘され、治療マニュアルが作成され、これを実施するためには法的枠組みが必要であると主張された。1999年度から児童養護施設に心理職が配置されたのは、その表れであるが、その法的枠組みに関する議論は、2004年の児童虐待防止法・児童福祉法改正の大きな論点になった。

また第2期の特徴である初期介入に関する研究では、リスクファクターに関する研究が目される。この研究はその後、児童相談所の一時保護の判断基準や保健・医療分野におけるリスク要因研究として展開し、リスクアセスメント指標の研究につながっていく。これらの研究は、第2期における介入型ソーシャルワークの客観的指標として現実化されることになる。

### ⑥ 非行・教護分野

児童虐待への関心が定着するにつれ、第2期は、非行原因としての虐待の指摘が立論として目立ち始める時期である。従来から現場関係者がつかんでいた「非行の原因に過去の被虐待経験がある場合が多い」という感触が、虐待の社会的認知と共に言論化されてきた。これとともに、児童福祉法の大改正の前夜にもあたるこの時期、児童福祉施設の中でも、とくに施設の活用が進まず見直しを迫られていた（旧）教護院のあり方をめぐっての議論が活発になった。非行原因としての虐待を認識することで、自ずと、非行児童への対応が（不可分ではあるものの）矯正教育的側面から被害の癒しと治療に向けられる視点に移行した点が特徴的である。児童相談所においても、児童虐待の視点から治療環境・治療システムの構築を提案するものが現れてきた。

（吉田恒雄・鈴木博人）

## 2 法令の動向

### (1) 法律改正

1990年の第45次改正では、「老人福祉法等の一部を改正法（法律第58号）」に伴って児童福祉法の一部が改正され、心身障害児等の居宅における介護の措置等を追加する規定ならびにかかる措置に要する費用に関する規定が整備された。

1993年の第46次改正では、行政手続法の施行に関する「行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第89号）」により児童福祉法の関係規定が整備され、不利益処分（行政手続法12条及び14条を除く）の規定の適用除外として、都道府県知事等による措置（2条1項2、3号等）等の解除につき、措置解除理由の説



明、意見聴取等を定める規定が設けられた（33条の4）。

1996年6月29日の第47次改正では、「地方自治法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第49号）」により中核市に関する特例が設けられ、地方公共団体の組合に広域連合が追加されたことに伴い、児童福祉法においても関係規定の整備がなされた。

同日の「健康保険法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により（第48次改正）、国民健康保険法の一部改正に関連して、児童福祉施設入所措置が採られたために生ずる被保険者に対する市町村間の取扱いに関する規定が設けられた。

1994年7月の第49次改正では、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（法律第84号）」により、保健所長が疾病により長期にわたり療養を必要とする児童について療養の指導を行うことができることが規定された。

1997年の第50次改正では、児童福祉法の大規模な改正が行われた（「児童福祉法の一部を改正する法律（法律第74号）」）。改正の趣旨は、少子化の進行など、児童および家庭を取り巻く環境の変化をふまえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な育成と自立を支援するために児童家庭福祉制度の再構築を図ることにあつた。

改正の背景として、保育制度の見直しの必要に関しては、子どもをもちたい人が安心して出産・育児をすることができるような環境整備が必要であり、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が、厚生、文部、労働、建設の4大臣合意のもとで作成され、その具体化の一環として、大蔵、厚生、自治の3大臣合意により、当面緊急に整備すべき保育対策等について「緊急保育対策等5カ年事業」が策定され、これにより保育対策の充実が図られることが企図されたことがあげられる。保育問題検討会議報告書（1995年1月）には、これら保育制度について、さまざまな議論がなされたことが示されている。

家庭環境に恵まれない児童の問題については、家庭や地域の子育て機能の低下、児童虐待・非行の増加等、問題が複雑化しているにもかかわらず、施設のあり方につき、これまで根本的な見直しが行われなかったため、現に入所している児童と制度との間に乖離が生じ、児童相談所を中心とする相談支援体制が問題の早期発見、早期対応といった要請に対して十分機能しなくなっているという問題が生じていた。さらに、離婚の増加に伴う、母子家庭施策のあり方についても見直しの必要性が生じた。

1996年から中央児童福祉審議会基本問題部会において、児童家庭福祉制度の見直しに向けた議論が始まり、同年12月「少子社会にふさわしい保育システムについて」「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」「母子家庭の実態と施策の方向について」の報告書が発表された。これらを受けて改正案が立案され、1997年6月11日に児童福祉法の一部を改正する法律が成立した。

主な改正内容は以下の通りである。

- ・保育所入所の仕組みが市町村の措置から、保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改められた。
- ・保育所の機能として相談機能が付加された。
- ・放課後児童健全育成事業が社会福祉事業として位置付けられた。
- ・虚弱児施設が廃止された。
- ・虐待等の困難な事例に適切に対処するとともに、入所措置の客観性を確保するため、知事による措置にあたり一定の場合に都道府県児童福祉審議会の意見を聴くことが義務付けられ、児童の意向を聴取する仕組みが設けられた。
- ・養護施設に児童家庭支援センターを設置するなど、地域における児童や家庭の相談支援体制の強化を図ることとされた。
- ・児童自立生活支援事業が第2種社会福祉事業として位置付けられた。

## ■ 研究報告 ■

- ・放課後児童健全育成事業が児童居宅生活支援事業として第2種社会福祉事業に位置付けられた。
- ・家庭裁判所の保護処分を受けた児童について、知事は当該決定に従った措置をとるべきこととされた。
- ・母子寮を母子生活支援施設と改称し、目的として自立促進のための生活支援を追加した。
- ・養護施設を児童養護施設と改称し、児童の自立を目的として明文化した。
- ・情緒障害児短期治療施設の対象年齢規定を削除し、施設長の就学義務を明文化した。
- ・教護院を児童自立支援施設と改称し、家庭環境等環境上の理由により生活指導を要する児童も対象とするものとし、通所指導もないうものとした。あわせて教護院入所児童に対する施設長の就学義務が明文化された。
- ・児童家庭支援センターに関する規定が設けられた。
- ・関係地方公共団体相互間の連絡調整の責務を保育の実施にも拡大した。

この改正は、児童虐待対策を直接の目的とするものではないが、都道府県児童福祉審議会の意見聴取や児童の意向の聴取など、その後の虐待対応に重要な影響を与えた内容が含まれている。見方を変えれば、この改正により虐待に関する本格的改正が行われなかったため、次の児童虐待防止法の制定につながったともいえる(吉田・1997)。

1998年の第51次改正(法律第55号)では、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(法律第110号)により、児童福祉法中の「精神薄弱」の用語が「知的障害」に改められた。

1999年7月の法律第87号による改正では地方分権推進のための関係法律の整備により、児童福祉審議会および児童福祉司の任用資格に関する改正が行われ、同日の法律第102号による改正では、中央児童福祉審議会を廃止し、社会保障審議会とする等、国の行政組織に整備に伴う改正がなされるなど、国と地方の権限に関する改正が行われている。

1995年12月の改正(法律第151号)では、民法の一部改正(成年後見制度等)に伴い、児童福祉法中の「後見人」の用語が「未成年後見人」に改められた。

1999年に入ると、国会では児童虐待防止法制定の動きが活発化する。衆議院青少年問題に関する特別委員会は、第145国会以来、とくに児童虐待問題について参考人質疑、政府質疑を重ねるとともに、児童養護施設の視察などを積極的に行い、立法に向けた協議が行われた。1999年の第146国会においては、「児童虐待の防止に関する件」を決議し、以下の事項について、政府に対して緊急の対応として万全の措置を講ずることを求めた。すなわち、①通告義務の啓発・広報の徹底、②児童相談所の体制、専門職員の充実、児童養護施設の改善 ③24時間対応窓口の整備 ④児童相談所による立入調査に対する警察の積極的協力 ⑤国及び地方公共団体における関係機関の連携強化 ⑥NGO・ボランティア等民間とのネットワークの構築 ⑦児童や保護者に対するカウンセリング、個別フォロー体制の充実 ⑧関係省庁による検討体制の確立等である。その後も参考人質疑等を繰り返し、これらの協議を踏まえて、2000年5月24日、参議院本会議で「児童虐待防止法」が可決・成立した(太田誠一他・2001)。

### 【参考文献】

太田誠一＝田中 甲＝池坊保子＝石井郁子＝保坂展人『きこえますか子どもからのSOS——児童虐待防止法の解説』(ぎょうせい、2001年)

吉田恒雄「児童福祉法の改正」『法律時報』69巻8号(1997年)18-26頁

## (2) 通知

- ① 児童福祉法の積極的運用による児童虐待へ対応——児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について

(434号通知) —

この時期もっとも重要な通知は、「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」(平成9年6月20日厚生省児童家庭局長通知児発第434号)である。この通知は、現行法制度の枠内で、児童虐待の増加に対応するため、立入調査、通告義務、一時保護、家庭裁判所への申立等、児童福祉法上の規定を適切に運用し、児童虐待に積極的に対応することを求めたものである。通告の対象となる要保護児童には被虐待児とくにネグレクトや心理的虐待による児童も含まれることを明らかにし、通告義務の周知を図るとともに要保護児童通告が守秘義務に違反しないことを明確にした。

これを受けて、介入に関して以下の内容の通知がなされた。

- ・立入調査の行える場面を示し、関係機関との連携を図ること、一時保護の積極的活用により被虐待児の迅速な保護につなげること。
- ・一時保護にはかならずしも保護者の同意を要しないこと、一時保護にあたっては警察との連携を図ること。
- ・施設入所等の措置については、保護者の同意による入所後に保護者からの引き取り要求があったとき、一時保護等の積極的活用により児童の保護を図ること。そのための手段として、審判前の保全処分の申立が認容された事例が紹介されている。
- ・家庭裁判所の承認による入所措置の場合については、承認により児童福祉施設長の監護権が保護者の監護権に優先するので、保護者からの引き取りを拒むことができること。
- ・入所児童の家庭環境の把握に努めること、措置解除に際しては、児童福祉施設長の判断だけで引き取りに応ずることのないよう徹底すること。

本通知以前は、通告義務と守秘義務との関係、一時保護における保護者の同意の要否、28条審判における親権制限の可否等、児童虐待防止法制において解釈上の疑義があり、児童福祉の現場も混乱していた。この通知が厚生省の公権解釈を示したことにより、現場でも明確な法的根拠をもって積極的に対応できるようになった。また、この通知は、児童相談所や児童福祉施設に対してだけでなく、広く児童にかかわる専門職にも影響を与える内容となっており、その後の虐待対応に与えた影響は極めて大きい。

とはいえ、通知という行政解釈に止まるところから、その実効性にはなお限界があり、その法的根拠もかならずしも明かでなかった。とくに家庭裁判所や警察等の関係機関との連携については、より明確な法的根拠が求められた。これらの課題は、その後制定された児童虐待防止法やその後の児童福祉法改正において実現されることになる。

434号通知にあわせて、「児童虐待に関し緊急に対応すべき事項について」(平成10年3月31日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第13号)が発出され、通告義務の周知、児童相談所における即応体制の整備、組織的対応、立入調査および家庭裁判所への申立等、積極的対応等が求められた。

② 児童相談所の体制強化

児童虐待相談の増加に伴う児童相談所機能の補強として、児童福祉司の任用資格について、人間関係学部や児童学部等で心理学や教育学、社会学を総合的に履修した者や社会福祉学部を卒業した者等もこの資格に含めるものとされた(「児童福祉司の任用資格の取り扱いについて」平成8年11月21日厚生省児童家庭局企画課長児企第37号)。

③ 関係機関との連携

1997年の児童福祉法改正により規定された児童家庭支援センターの設置運営に関する通知が出され、児童相談所との連携が定められることになった(「児童家庭支援センターの設置運営について」平成10年5月18日厚生省児童家庭局長通知児発第397号)。

1993年には新たに主任児童委員制度が設けられ、地域における児童・妊産婦の福祉に関する相談援助活動を

## ■ 研究報告 ■

行うこととし、地域における児童委員活動を一層推進するものとされた（「主任児童委員の設置について」平成5年3月31日厚生省児童家庭・社会援護局連名通知児発第283号）。

児童虐待対応としては、都市部における家庭内の育児不安、虐待及び非行等の養育上の問題に対応するため、養護施設等民間施設の専門性を活かして近隣地域の家庭からの相談を受け、必要に応じて家庭訪問を行う等により、即時的継続的な在宅支援を行うことを目的とする都市家庭在宅支援事業が実施された（「都市家庭在宅支援事業の実施について」平成6年9月16日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第8号）。この事業は、その後1998年に、児童養護施設等に設置される「児童家庭支援センター」として児童福祉法上の事業として法定されることになる（「児童家庭支援センターの設置運営について」平成10年5月18日厚生省児童家庭局長通知児発第397号）。

関係機関・団体等からなるネットワークの有効性が認識されるのに伴い、この設置を促進する通知がなされた（「児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について」平成8年5月15日厚生省児童家庭局長通知児発第516号。児童虐待ケースマネジメントモデル事業の実施について平成8年5月15日厚生省児童家庭局企画課長通知児企第16号）。内容としては、児童虐待事例について、児童相談所を中心に関係機関等とネットワークをつくり、地域における児童虐待防止と早期発見に努めることを目的とし、児童虐待事例検討委員会の設置等を内容とするモデル事業を実施することを定めている。

関係機関に対する通知としては、保育所における被虐待児の対応につき児童相談所との連携をもとめる通知がなされたことも注目される（「保育所保育指針について」平成11年10月29日厚生省児童家庭局長通知児発799号）。

### ④ 児童福祉施設における被虐待児の対応

#### i) 心理治療の導入

第2期の終わりになると、被虐待児への心理治療の必要性が指摘されるようになり、これに関して、児童養護施設や乳児院において被虐待児に対して心理治療を行うための体制整備についての通知（「児童養護施設および乳児院における被虐待児等に対する適切な処遇体制の整備について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長通知児発第419号）が出されている。これと同日に、「乳児院における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」平成11年4月30日厚生省児童家庭局長第421号通知が発出され、虐待や放任等家庭環境上の理由により乳児院に入所している児童の保護に関して、児童相談所との連携のもとに児童の早期家庭復帰を可能とするための相談・指導等の支援を専門にする職員の配置が定められた。

#### ii) 自立支援

1997年の児童福祉法の改正にあわせて、自立支援のあり方等を定める通知（「児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係る留意点について」平成10年2月24日厚生省児童家庭局長通知児発第95号）や同年の児童福祉施設最低基準の改正にあわせて、児童養護施設等における自立支援計画について定める通知（「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平成10年3月15日厚生労働省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第9号）など、被虐待児および保護者に対し計画に基づく支援をするよう求める通知が発出されている。

また、大学等への進学を希望する児童のうち、家庭復帰が難しい場合に、措置解除後も引き続き児童養護施設等から通学することを認める通知も出されている（「措置解除後、大学等に進学する児童への配慮について」平成8年1月29日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家第1号）。

#### iii) 懲戒権の濫用防止

施設における体罰事件の発生を受けて、懲戒権の濫用禁止等、事件発生の際の実情把握、指導や迅速な対応、施設に対する研修・指導のあり方について都道府県に対する通知がなされた。とくに被虐待児についてはその

行動特性に配慮した処遇をするよう求める通知が出されている（「児童養護施設等における適切な処遇の確保について」平成9年12月8日厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知児家発第28号）。また児童福祉施設最低基準に「懲戒に係る権限の濫用禁止」規定が設けられ、この実施についての通知も出されている（「懲戒に係る権限の濫用禁止について」平成10年2月18日厚生省大臣官房障害福祉課長・児童家庭局企画課長連名通知障第16号・児企第9号）。

### ⑤ 警察庁通知

女性・児童を犯罪等の被害から守るための施策とその実施の通知が警察庁から出され、警察が児童虐待の問題に本格的に対応することになった。児童虐待については、早期発見、関係機関との連携を図り、被害児童の保護に努めるとともに、刑事事件として取り扱うべき事案は適切に検挙等の措置を講ずるものとされた（「女性・子どもを守る施策実施要項」平成11年12月16日警察庁通達・警察庁乙発第16号）。

（吉田恒雄）

## 3 判例の動向

### （1）児童福祉法

本報告の対象期間中、児童福祉法28条1項の承認申立事件の新受件数は、急激に増加している。すなわち、1990年から1995年までは毎年10件台から30件台で推移していたものが、1996年頃から増加に転じ、2000年には142件を数えた。2004年には234件、2005年には227件になったとはいえ、全体としては増加傾向にある。

こうした事件数の増加に伴い、28条審判の審判例も以前より多く公表されるようになった。本期間中に公表された審判例は、28条審判が11件、同事件を本案とする保全処分申立事件が1件であり、また、この他に、釜井（1998【文献8】）によって、1994年から1996年までの間の審判例が51件紹介されている。そして、この期間の特徴として、これらの審判例によって28条審判をめぐる法的問題に関する議論が進展し、以後の立法に影響を及ぼすこととなったことを挙げることができよう。

まず、浦和家平成8年3月22日（浦和家平8（家口）1002号）【判例1①】は、28条審判を本案とする審判前の保全処分を認めた事案として注目される。

家事審判における保全処分については、家事審判法15条の3第1項により、最高裁判所の定めるところにより仮差押え、仮処分等の保全処分を命ずることができると規定されており、その対象事件は家事審判規則及び特別家事審判規則に列挙されている。しかし、28条審判については、その対象とされておらず、これを本案とする保全処分はできないとするのが実務の大勢であった。ところが、現実には、28条審判の審理中に、保護者が一時保護されている児童の引取りを強く求めてくるなど、保全処分の必要性の高い事案が少なからず認められた。このため、なかには、28条審判に代わって親権喪失宣告の審判を申し立て、これを本案とする職務執行停止等の保全処分を求めるといった運用も採られてきたものと考えられる。実際に、釜井（1998【文献8】）の紹介する審判例の中にも、このような経緯を辿ったと推測される事例が含まれている（大阪家審平成8年9月6日【文献8】79頁）。

これに対し、本審判は、28条審判を本案とする審判前の保全処分申立てにおいて、親権者による児童の退院手続の禁止、退院後の児童相談所による一時保護等を命じたものである。

ただし、本審判では、その理論的根拠について特に触れられていない。このため、その検討は、以後の議論に委ねられることとなり、例えば、釜井（1998【文献8】）は、28条審判に基づいて児福法27条1項3号の施設入所措置が採られた場合、その施設長の権限は、家事審判規則52条の2により保全処分が可能とされている子の監護者の指定審判において、親権者でない者が監護者として指定される場合と類似しているとして、同条を類推適用して、28条審判を本案とする保全処分を認め得るのではないかと指摘している。

なお、この審判が実務に与えた影響は大きく、1997年6月20日に厚生省から都道府県知事等あてに発出された児発第434号厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」においても、特に本審判が付記され紹介されている。この通知文書は、それまでの児童福祉法に基づく通告義務、立入調査、一時保護、家庭裁判所への申立てなどが必ずしも適切に運用されてきたとは言えない実情を踏まえ、同法の解釈、運用に当たっての留意点を厚生労働省がまとめて周知したものである。そして、2005年4月1日に特別家事審判規則改正が施行され、一時保護中の児童について28条審判の申立があった場合、保護者の面会又は通信を制限する審判前の保全処分が新設されるに至っている。

また、本審判の本案である 浦和家審平成8年5月16日【判例1②】では、承認審判の理由中において、「今後本人が成長し、事態が理解できるようになるまで、両親との面接、その他本人との直接の交渉は禁止すべきである。面接交渉に両親としての権利性が認められることは否定できないとしても、これまでの経緯からして、本件はその権利の行使が制限される典型的なケースと認められるからである」と指摘し、施設入所後の保護者による面会等の禁止について特に言及している。同様に、横浜家横須賀支審平成12年5月10日、家裁月報52巻11号66頁においても、「申立人（編注：児童相談所）が母に対して面会や通信などの事件本人らとの交流について制限するのは当然のことであり、母は児相の指示に従うべきである」と指摘されている。

施設入所している児童について、その保護を図る観点から、保護者からの面会等の要求を制限する必要があることが考えられるが、その可否については議論がある。これらの審判例は、28条審判に基づいて入所する児童について、家庭裁判所の考えを特に示したものとすることができよう。

この問題に関しても、その後、2000年11月20日施行の児童虐待防止法12条により、28条審判に基づいて入所した児童において、虐待を行った保護者からの面会又は通信を制限することができる旨が規定されるに至っている。さらに、28条審判によらない入所児童においても、2004年10月1日施行の同改正法12条の2により、虐待を行った保護者から引渡、面会又は通信が求められ、これを認めた場合再び虐待が行われると認められる等の場合には、児童相談所長は、当該児童を一時保護することができ、その場合には、速やかに28条審判を要することを都道府県知事に報告しなければならない旨が規定されている。この28条審判の申立てがなされた場合には、これを本案とする保全処分として保護者の面会又は通信を禁止し得ることは、上述のとおりである。

次に、福岡家小倉支審平成11年12月1日、家裁月報52巻6号66頁は、児童が保護者による弟に対する身体的虐待を目の当たりに見てきたため、将来心的外傷後ストレス障害（PTSD）に発展する可能性が高いなどとして、児童養護施設への入所を承認した事例であるが、その理由中、「父Aに対しては、児童相談所の処遇方針に基づき、児童Bとの親子関係形成のプログラムに参加させ、児童Bに対する態度の受容ないし自己成長を促す必要がある」と指摘し、児童相談所による保護者に対する指導について具体的に言及している（なお、福岡家小倉支審平成11年12月1日、家裁月報52巻6号72頁は、本審判の児童の弟に対する同旨審判であり、その理由中にも同様の指摘がなされている。）。

このように保護者に対する指導措置について具体的に言及する審判例が、この時期に複数公表されている。例えば、「今後は、養父母の引受態勢について、児童相談所による綿密な調査、指導を経て、時機をみて本人らとの面会等を実施し、将来、ある程度態勢が整った段階で、児童相談所の継続的な指導の下で、養父母に本人らを監護させるのが相当である」（津家審平成9年12月24日【判例2】）、「児相も母に対する指導や母子関係の調整について、より一層の働きかけに努めるべきである」（前掲・横浜家横須賀支審平成12年5月10日）、「父母は児童等保育の専門機関である児童相談所による継続的助言や指導を受けつつ、適正な養育知識及び良質な養育環境整備に関する知識を積極的に獲得するよう努力する必要があると考える。そのためには、両親と甲児童相談所とは本件によって生じた不信対立関係を解消することに努め、事件本人の健全育成を目指して互いに緊密な連繫を図ることが、結局事件本人の健全発達につながるものとする」（横浜家審平成12年5月11日、家裁

月報52巻11号57頁) などである。

これらは、28条審判承認決定後における児童相談所の保護者に対する指導措置の在り方に対する家庭裁判所の意識の強さを示すものと考えられ、その後、2005年4月1日施行の児童福祉法改正により、家庭裁判所は28条審判等をする場合において、施設入所等の措置終了後の家庭その他の環境の調整を行うために相当と認めるときは、都道府県(児童相談所長)に対して指導措置を採るべき旨を勧告することができるとの規定が新設されるに至っている。

### 【参考文献】

釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号(1998年)1-84頁【文献8】

(藤川浩)

## (2) 民法

### ① 親権喪失

民法分野での判例は親権喪失請求として現れる。親権を制限するという意味では、児童福祉法28条事件も広い意味では民法・親権法と関係するものであるが、児童福祉法28条事件は独立して扱うので、ここでは、親権喪失請求事件(民法834条と児童福祉法33条の6)だけを扱う。また、今期は、民法766条に関連した事件と戸籍法による氏及び名の変更事件も公表されている。

児童虐待が関係する親権喪失事件で公表されているものは4件ある。そのうち2件は同一事件についての原審と抗告審である。1980年から1990年3月までの時期に児童虐待事例での834条の適用に関連した公表判例が存在しなかったのに比べれば、公表事例がわずかではあっても存在するという程度である。統計的に見ると(巻末資料8(1))、親権または管理権の喪失宣告およびその取消し(取消しも入っているために純然たる親権喪失請求事件数だけではない)は、近年はおおよそ100件前後で推移しており、多い年で100件を上回る申立てがある状況である。しかし、申立てが多いか少ないかにかかわらず、認容数には差が見られない。概ね20件以下であり、少ない年では、一桁である。却下数も少なく、認容数と同じ傾向にあるが、却下数の方は、1950年から1955年にかけては20件台から30件台あったが、全体的には年度ごとの変化がほとんどない。結局多くが取下げで終わっている。

一方、1974年から2003年までの間に児童相談所長が行った親権喪失宣告の請求は61件で、そのうち承認は23件である(巻末資料8(4)児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数)。承認以外の終局区分は統計表からは不明であるが却下のほか取下げが考えられる。上記民法834条に基づく親権喪失宣告の請求事件と同様、児童相談所長による親権喪失請求の場合にも申立が取下げられた事例が多いと考えられる。これは、親権喪失請求が申立てられたことにより、親権者が親権を剥奪されることになるよりは児童相談所の指導にした方がよいと考えたり、家庭裁判所が間に入ったことにより親権者の態度が変わったということが推測できる。依然として親権喪失請求が少ないことについて、津崎哲郎【文献18】は、その理由として実務的には次のような課題があるという(ここで津崎が取り上げている親権喪失請求は834条によるものではなくて、児童福祉法33条の6の児童相談所長からの請求であると考えられる)。すなわち、

- ・ 事実関係の成立が微妙であり、難しい展開が予想される
- ・ 親権喪失の有無にかかわらず、親が攻撃を加えたとき、児童の生活を守り切れない
- ・ 戸籍に記載されるので長期的に見れば子のハンディになることも考えられる
- ・ 親権喪失後の後見人の選任が困難である(一私人でないといけないため親から私的に攻撃を受ける可能性もある)
- ・ 親から切り離された子の代替養育者の確保をどうするのか

・各児童相談所では前例がなく先の見通しがもてない。

(【文献18】146-147頁)

児童虐待事件で834条に基づく親権喪失を請求するには、その要件(親権濫用と著しい不行跡)に該当する事実が存在するののかという834条の要件事実の存否にかかわる問題以外のところで乗り越えなくてはならない障害が存在する。1つ目は834条が掲げる親権喪失請求の請求権者の問題である。834条は「子の親族又は検察官」を請求権者としている。このうち検察官による親権喪失請求は知られている限りでは1件だけである(磯谷・1997)。したがって、検察官による請求は現実にはほとんど存在しないといってよい。そうすると、子の親族が請求権者になるが、虐待事例では親族が親から逆恨みされることを恐れてかかわり合いになるのを避けたり、そもそも虐待する親が親族のなかでも孤立していて交流がないために親権喪失請求権者になってくれる親族がないということも少なくない。そのためにこそ、児童福祉法33条の6の児童相談所長による親権喪失請求制度が存在するが、上述のように児童相談所長からの親権喪失請求は少ない。今期の審判例のうち2件は児童相談所長からの親権喪失請求事例である。

親権喪失請求事件でもう1つ問題になるのは、親権喪失という結論が出るまでの間、親権をもっているのは、その親権の喪失請求をされている親権者だということである。親権喪失請求の手続きは、家事審判法と家事審判規則に定められている。それによると、親権喪失の審判が下されるまでの措置も規定されている。すなわち、親権喪失宣告は、家事審判法9条1項甲類12号により家庭裁判所の審判事項とされている。そして、この審判の申立てがあった場合に、家庭裁判所は「仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命ずることができる」とされている(家事審判法15条の3第1項)。この審判は疎明に基づき、さらに、家事審判規則74条が親権喪失の申立てがあった場合の親権者本人の職務執行停止と親権代行者の選任を定めている(同条第1項「親権又は管理権の喪失の申立てがあった場合において、子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、当該申立てをした者の申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てについての審判の効力が生ずるまでの間、本人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる」)。今期は、親権喪失関連の公表判例4件中、上記の審判前の保全処分としての親権者の職務執行停止と親権代行者選任申立て事件が3件を占める。

## ② 民法766条関係事件

原審(1審)と抗告審とが今期と次期にまたがる事件で民法766条の類推適用が問題になった事例が存在する。今期に下されたのは原審の山形家庭裁判所の審判である。ここでは、この審判例の紹介にとどめる。なぜなら、本件をきっかけにして学説が民法766条に基づく第三者の監護者指定問題を活発に論じるようになり、そこには親権の制限問題も含まれるが、その議論が活発化し、本件の抗告審の決定が仙台高等裁判所で下されたのも次期になるからである。そこで、この問題をめぐる詳しい紹介は次期に行うことにする。

## ③ 戸籍法による氏の変更および名の変更

児童虐待に民法的介入が行われるときは、子の福祉を擁護するために何らかの形で親権を制限する形をとることがほとんどである。しかし、児童虐待事例では危機介入のときだけに法的介入が行われればよいというわけではない。必要があればアフターケアの場面でも法的対応が求められる場合がある。今期に公表された戸籍法107条による氏の変更、同法107条の2による名の変更事件【判例8】はその一例である。

### 【参考文献】

磯谷文明「検察官による親権喪失宣告申立」『CAPニュース』22号(1997年)5頁

(鈴木博人)



### (3) 刑事法

#### ① 虐待の視点の導入

1990年代、児童虐待が社会問題化することによって、刑事裁判例にも変化がみられるようになった。最大の変化は、判決中「虐待」という言葉が用いられるようになったことである。公刊物に掲載された裁判例の中で、被告人の行為が「虐待」にあると初めて判断したのは、養父が養女（6歳）に対し、折檻のためシャワーで熱湯を浴びせて熱傷等の傷害を負わせ、ショック死させた事例（東京地八王子支判平成8年3月8日、判時1588号154頁）【判例9】であると思われる。本判決中被告人の日常的な暴行に対し「このような暴行が教育やしつけの範ちゅうに入るとは思え」ないとし、本件犯行については、「子供である被害者の人権を全く無視した暴挙であって、もはや虐待というほかない」と断じている。被告人の行為が虐待にあることから刑事責任が重いと判断されたというよりも、被告人が虐待を行っていたことにより、被告人の子どもに対する保護能力に疑問があることから、その刑事責任は重いと判断されている。しかし、後に被告人の行為が虐待にあることのみをもって、量刑上厳しい判断がなされるようになる。それが、養父が男児（5歳）を虐待して死亡させた傷害致死の事例（水戸地土浦支判平成12年2月18日、判タ1072号263頁）と母親、養父及び母親の友人が女児（6歳）を虐待して死亡させた傷害致死の事例（水戸地判平成12年3月23日、判タ1072号257頁）である。どちらも、児童虐待の社会問題化や児童虐待事件が社会に大きな衝撃を与えていること等から、同種犯行を抑止するという一般予防の観点から厳しい態度をとっている。これらは、明らかに犯行が児童虐待にあることによって、量刑上厳しい判断がなされている。また、これら2判例とも、具体的な犯行態様は異なるが、同じ傷害致死の事案であり、量刑も懲役6年（水戸地判平成12年3月23日の事案は主たる犯行者である母親とその友人の2人に懲役6年、養父に懲役4年6月が言い渡されている）と同じ刑期が言い渡されている点で注目に値する。

#### ② 不作為による幫助

母親がその内縁の夫による自分の子（3歳男児）に対する折檻を放置して、内縁の夫による傷害致死を容易にさせたとして、不作為による傷害致死の幫助犯の成否が争われた事案（一審釧路地判平成11年2月12日、判時1675号148頁、控訴審札幌高判平成12年3月16日、1711号170頁）【判例10】につき、札幌高等裁判所は、不作為による幫助犯の成立要件一般について「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪を防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、右一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合」という基準を提示し、傷害致死の幫助犯の成立を認めている。本事案は、被告人も内縁の夫から暴力を受けており、内縁の夫のもとから逃れられず、また、子どもに対する暴行を阻止すれば自分が暴行を受ける恐怖心があったと、弁護人は主張したが、高裁は、いずれの主張も退けている。これにより、子どもに対する暴行を制止して子どもを保護すべき立場にある親権者あるいは保護者の刑事責任も問われる可能性が明確化された。

#### ③ 児童の証言

児童の証言についての裁判例は、第2期中2例がある。これらはいずれも児童虐待事案であり、1つは虐待を受けた児童本人の供述についてであり（神戸地姫路支判平成8年10月22日、判時1605号161頁【判例11】）、もう1例は虐待を受けて死亡した児童の兄妹による証言について判断したものである（東京高判平成10年7月16日、判時1679号167頁）。どちらも従来の判例の判断基準を踏襲しながら、詳細に供述が行われた状況や供述内容等を詳細に検討した上、児童の証言の信用性を認めている。

（初川愛美）

## 4 法学研究の動向

### (1) 児童福祉法分野

第2期に入り、児童虐待に関する児童福祉法分野の研究も本格化する。第1期においては、施設入所児童の親権に関する研究が目立ったが、第2期に入ると児童虐待への介入——とくに初期介入——に関する研究が増えてくる。

この時期は、児童虐待に関する社会的関心がまだ高くなかったため、児童虐待に関する啓発から発見、通告、初期介入がまず必要とされ、介入後のケアにまで言及するものはさほど多くはない。

#### ① 民間団体、弁護士会の取り組み

第2期には、各地で児童虐待防止の民間団体が設立され、啓発や電話相談活動に取り組むとともに、専門家への援助やネットワーク会議をはじめとする連携が開始された。とくに法的支援のための取り組みがなされ始めたことが注目される。

各地の弁護士会は、児童相談所に対する批判に止まることなく、児童相談所への支援も行い始め、福祉と司法の連携が本格化した。これら取り組みの成果は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会（初版・1998【文献37】）や弁護実務研究会（1997【文献19】）として結実し、児童相談所の実務や家庭裁判所での対応に大きな影響を与えた。さらに、こうした活動は、その後、児童相談所と弁護士会の連携につながるようになった。また、近畿弁護士連合会少年問題対策委員会（1991【文献1】）にみられるように、弁護士会が積極的に法的対応に関する啓発につとめ、児童相談所の実状を明らかにすることで、児童福祉司個人の資質にとどまらない、児童福祉制度全体の見直しにつながるようになった。

この時期、児童福祉法の改正が1997年に行われたが、これに向けて日本弁護士連合会は、「児童福祉法改正に関する意見書」を公表し、とくに児童虐待については、「虐待禁止」規定の新設、通報要件の緩和、カウンセリング受講命令制度、親権の一部・一時停止制度を提案している。これらの提案は、その後成立した児童虐待防止法でその一部が実現した。

#### ② 日本子どもの虐待防止研究会の設立

こうしたなかで、1996年に日本子どもの虐待防止研究会（JaSPCAN 2004年からは日本子ども虐待防止学会）が設立された。同研究会では、毎年学術集会を開催し、基調講演、指定講演、一般演題の他、分科会が行われている。これら講演、報告等において、法制度に関するテーマは毎回取り上げられ、同研究会の重要な柱となっている。

実質的に第1回の学術集会となった「ISPCAN国際セミナー 第4分科会」（1994年）は、「児童虐待と法」とのテーマで、Patricia Toth（国立児童虐待特別検察センター所長、ISPCAN役員、アメリカ）を迎え、児童相談所、検察庁、家庭裁判所それぞれの立場から、各機関における取り扱いの現状や役割などが議論された。司法に関連する諸機関が児童虐待の問題につき意見交換するのは初めての試みであり、とくに介入のあり方につき、アメリカの実務との比較から得られた示唆は有益であった。

第2回学術集会は大阪で、「全国に広げよう！ 子ども虐待防止ネットワーク～子どもそして親・ともに援助の手を～」をテーマとして1996年に開催された。法制度に関連するものとしては、教育講演「児童虐待に関するわが国の制度」（柏女霊峰）が、児童虐待の定義の明確化および周知の必要、子育て支援施策の充実、法的介入条件の明確化、家庭裁判所の児童相談所に対する調査・指導命令、報告制度の導入、援助プログラムの開発、司法によるケア命令制度について報告した。また、一般演題としては、岩佐嘉彦弁護士が「法的介入と弁護士の役割——今なぜ「弁護士」なのか？——」とのテーマで、弁護士による児童相談所業務サポートの有用性、法的介入前の児童相談所への法的アドバイス、「強い親権」への誤解を解く役割、最終的には司法による解決が控えていることの安心感を与えることなどを弁護士の役割としてあげる一方で、虐待問題に取り組む弁

護士の少なさ、家庭裁判所の福祉的機能、後見的役割の不十分さ、虐待問題に関する実務慣行の確立の必要性等を指摘した。同じく一般演題として、「法的介入における家庭裁判所との連携」とのテーマで橋本和明調査官が虐待に関する法制度（児童福祉法28条審判にもとづく施設入所措置、親権喪失制度等）の課題をとりあげ、虐待事件の調査における問題点を指摘したうえで、家庭裁判所と関係機関との連携を進める上で、なお関係機関の役割や機能について十分な認識がもたれていないこと、開示に関する情報提供の方法、親子分離後の家裁と関係機関との連携（たとえば、親の状況改善の場合の親権喪失宣告の取り消しや措置解除の許可制度などの）課題が論じられた。その他、事例研究会として「法的介入による援助」がもたれ、法的介入の利点と課題、現行法制度の運用方法など、実践的ノウハウの検討を目的に、児童相談所がかかわった身体的虐待事例および弁護士が関与した身体的虐待事例をもとに、申立人となる者、身柄確保の方法、審判手続き、審判後の関与のあり方などについて、ケースに即して具体的かつ分野横断的に検討された。

まだ法的介入の経験が乏しかった時期であり、弁護士の果たすべき役割、司法機関との連携のメリットや具体的な方法の提示など、とくに虐待問題に先進的に取り組んでいる関西地区の関係機関からの報告がなされたことで、法的介入の必要性、有用性を関係者が認識した意義は大きい。

1997年の第3回学術集会（横浜大会）のテーマは、「援助の実際的方法を考える」であり、シンポジウム「子どものいのちと家族を守る—援助の実際的方法をさぐる」が開催された。その中で、弁護士の平湯真人は「公権力介入型の援助—そのあり方と制約原理について—」と題して報告し、公権力による介入の制約原理として、親にも子どもにも共通の権利——子どもが家庭で育つ権利、親が家庭で生活する権利、親子分離の場合の家庭に回復できる権利——をあげ、一時保護の場合の介入の制約、28条審判における介入の制約について述べた上で、これら制約原理が社会的に受け入れられるためには、親の意識を支える社会的認識の変化、新たな社会的合意形成が必要であることを強調した。

事例研究会としては、「法的介入による援助」がもたれ、児童福祉法28条審判とそれを本案とする仮処分が認められた事例、児童福祉法29条の立ち入り調査で一時保護し、28条審判で施設入所した事例等が紹介され、さまざまな立場から意見交換がなされた。これらは、いずれも初期介入に関する事例であり、当時の関心が主に初期介入に向けられていたことをうかがわせるとともに、当時まだ児童虐待ケースに習熟していなかった家庭裁判所への対応方法が模索された時期でもあった。

特筆すべきは、この大会で、積極的に立法提案がなされ、検討されたことである。領域研究会「弁護士・家庭裁判所—児童虐待防止法を展望して—」では、1997年の児童福祉法改正に向けたJaSPCANの提言についての報告がなされ、とくに裁判所による「ケア受講命令」制度の必要性、アメリカ法の状況、その実現の可能性と前提条件等について検討された。この時期すでに親子再統合を視野に入れた親指導のあり方、これを可能にするための裁判所の命令制度について、すでに現場サイドからその必要性が指摘されていたことは興味深い。こうした検討が、2004年の児童虐待防止法の改正、特別家事審判規則の改正（28条審判に関する保全処分制度の実現）の議論につながっていくことになる。

1998年の第4回学術集会（和歌山大会）は、「地域システムの確立をめざして」をテーマに和歌山で開催された。一般演題として宮本信也、石橋直子「子どもへの虐待への対応に関する研究—警察との連携のあり方に関する検討—」が報告され、JaSPCANの会員を対象に、虐待事例に関わった経験、警察への通報、警察による対応の状況調査について分析がなされ、警察との連携は、ある程度の成果が得られる可能性のあることを示していると結論付けた。この報告は、次の栃木大会における警察との連携分科会につながるようになった。事例研究企画としては、「法的介入による援助」において、ネグレクトケースや心理的虐待ケースなど、家庭裁判所の承認を得るのが難しいと思われるケースをとりあげ、家庭裁判所への働きかけなどにつき、報告、意見交換が行われた。意見として、児童相談所は申し立てをもって事件を終結とすべきではないこと、申し立て

## ■ 研究報告 ■

を取り下げたときには、家庭裁判所を含めたアフターケアが必要であることなどが述べられた。28条申立が本格化するなかで、これまであまり取り上げられることになかったネグレクトや心理的虐待についてまで、家庭裁判所への申立を行う必要が出てきたことをうかがわせる。領域研究では、「親子分離の法制度——手続法的観点から——」のテーマで、一時保護や28条審判など、強制的親子分離に伴う法的問題を検討するとともに、親権に対する配慮——親権者に対する説明や不服申立の告知——について意見交換がなされた。一時保護については有形力行使の可否や児童の意思の評価、立入調査については所有者の意向に反しての調査の可否、警察連携のあり方、子の監護処分制度利用の可能性等、具体的な場面で生じる法的問題が議論された。これらの問題は、その後の児童虐待防止法の制定・改正過程でも議論された論点であり、いまだに立法的解決がなされていない困難な問題である。

1999年の第5回学術集会 栃木大会は、「ここから始まる新たな試み」をテーマに開催された。特別講演では、弁護士の本村耕治が「子どもの権利条約から見た日本と世界の現状」と題して、実現されるべき最優先価値は「子どもの最善の利益」であること、この理念の実現には子ども・親・関係機関のパートナーシップが不可欠であること、子どもの意見表明権を実現するためのシステムの確立、子どもの権利状況をチェックするための監視機関の設置等が提唱された。重点研究プログラムでは、「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」として、児童相談所による立入調査での警察との連携、警察の児童虐待への取り組み方針、連携に必要な前提、連携の方法など、児童虐待問題における警察との連携のあり方について、同研究会ではじめて本格的に議論された。シンポジストとして、前児童福祉司、警察庁生活安全局少年課、栃木県警本部、刑事法学者が参加し、その後の警察との連携を考える第一歩となった。

教育プログラムでは、「法的介入の方法と実際例」とのテーマで、児童福祉法28条による施設入所承認及び保全処分を参考事例とし、法的介入の実際が検討された。この時点ではまだ28条申し立ての経験が乏しい児童相談所が少ないことをかんがみて、実務担当者が直面する困難や対処方法についての意見交換がなされた。具体的な論点としては、28条審判の判断基準、強引な引取りに対する対処方法、28条保全処分の意義、家庭裁判所の手続きにおける児童相談所、弁護士の役割、子ども・親のケアへの配慮等があげられている。特別企画プログラムでは、「児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性」が議論され、児童虐待対応の実情と問題点が指摘されたのち、制度上の課題として司法制度を確立し児童相談所の強権機能と援助機能の分離を図ること、虐待行為の禁止規定を設けること、親子分離後のケア体制の整備、権利擁護システムの整備などが提案されている。また児童福祉制度の議論において、かならずしも子どもの権利保障の視点が十分でなく、子ども自身の申し立て権や一時保護における子どもへの説明などの問題点が指摘された。テーマ研究では、「少年犯罪・非行の背景としての子ども虐待」が取り上げられ、非行少年の被害と加害の実情について、自立援助ホームや保護観察所の職員等の報告を踏まえて、これまで虐待と非行と別々に考えられてきたことがらを、対人関係における暴力という枠組みで再考することにより、新たな視点を開く試みがなされた。その後、少年院、児童自立支援施設、弁護士会から非行と虐待の関係について調査報告がなされるが、それに先立って現場サイドですでにその関係について経験に基づく明確な指摘がなされていたことは興味深い。

同研究会は、1999年に機関誌『子どもの虐待とネグレクト』を発行している。同誌において、法律関係の論文が数多く掲載され、学際的研究の一翼を担っている。

第2期における、法律関係の主な掲載論文は以下の通りである。

子どもの虐待とネグレクト 1巻1号（1999年11月）

- ・川崎二三彦「児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施した事例の考察」
- ・宮本信也他「我が国における虐待事例の警察への通報状況」
- ・池田由子「『我が国における虐待事例の警察への通報状況』へのコメント」

子どもの虐待とネグレクト 2巻1号 (2000年6月)

『特集 第5回学術集会 (栃木大会)』

- ・ 峯本耕治「子どもの権利条約から見た日本と世界の現状」
- ・ 吉田恒雄「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」
- ・ 石田文三「法的介入の方法と実際例」
- ・ 小笠原彩子「児童相談所を中心とする救済制度の課題と方向性」
- ・ 藤岡淳子「少年非行の背景としての子ども虐待」

子どもの虐待とネグレクト 2巻2号 (2000年12月)

『特集 児童虐待防止法をめぐって』

- ・ 林陽子「児童虐待防止法を検証する」
- ・ 坂井聖二「『児童虐待の防止等に関する法律』は医療現場にどのような影響を及ぼすか？」

### ③ 家庭裁判所の取り組み

この時期から、児童虐待に対する社会的関心の高まりを受けた児童相談所は、従来の対応方針に加えて、積極的に司法判断を求めるようになってきた。こうして、家庭裁判所における児童福祉法28条事件が急増し始めた。

従来、とくに児童福祉法28条事件の申立件数自体が少なかったこともあり、児童虐待問題に対して、家庭裁判所は大きな関心を有しているとはいえなかったが、裁判所はこうした事態に対応するため、ようやく児童虐待への取り組みを始めた。

当初は、家庭裁判所における児童虐待事件の研究が行われた。釜井 (1998【文献8]) は、未公表の審判例を含めて児童福祉法28条事件を総合的に分析し、同事件に関する法的論点についても検討するなど、家庭裁判所裁判官による初めての本格的分析・研究である。家庭裁判所調査官からも橋本 (1996【文献12]) や中村他 (1999【文献11]) が発表されるなど、調査方法や児童相談所等との連携のあり方について研究が進められた。

この時期には「全国裁判官懇話会 (第16回)」において児童虐待問題が取り上げられ (第16回全国裁判官懇話会報告Ⅳ〔分科会報告〕・1998)、児童虐待事件における親権喪失の問題、児童福祉法28条事件に関連して、証拠の開示措置決定後の諸問題など、法的な課題について議論が展開されるなど、家庭裁判所関係者に児童虐待に対する関心が芽生えてきたことをうかがわせる。家裁月報に児童相談所の取組の実態が紹介されるなど (最高裁判所事務総局家庭局・1999)、少しずつ児童虐待に取り組む姿勢に変化が見られ始めた。しかし、最高裁判所が家庭裁判所における児童虐待事件に関する統計を取り始めたのは2000年11月以降のことであり、この時期ではまだ全国的に見て本格的な対応に至っていたとはいえない。

### ④ 児童の権利条約との関係

1994年に批准された児童の権利条約からの児童虐待問題へのアプローチも重要である。弁護士会としては、1991年に近畿弁護士連合会少年問題対策委員会が「子どもの権利条約と児童虐待」をテーマにシンポジウムを開催し、同条約から見た法制度上の課題を検討するとともに法制度の改革を提言している (近畿弁護士連合会少年問題対策委員会・1991【文献1])。また、弁護士からもいくつかの論考が発表されるなど (泉・1991【文献2]、岩佐・1996、1997、小笠原・1996)、弁護士会によって児童の権利条約における児童虐待の問題の意味が積極的に検討されている。

この問題に大きく貢献したのは、児童福祉の問題を児童の権利の視点から再構成しようと試みた許斐有の業績である。許斐 (1994) や許斐 (1996【文献7]) では、虐待問題を手がかりに児童の権利から見た親権法制のあり方を検討している。

こうした児童の権利条約の批准を受けて、国際法的な観点から、児童虐待問題を検討する研究が著された。

## ■ 研究報告 ■

石川・森田（1995【文献6】）及び波多野（1994）では、同条約における児童虐待関連の条項の立法の経緯を踏まえた現在の意義と課題が示されている。

これらの研究は、条約批准後の日本国政府から国連児童の権利委員会への報告や同委員会からの勧告等につながるものであり、児童虐待問題に新たな視点をもたらしたものとしてその果たした意義は大きい。

### 【参考文献】

- 弁護士実務研究会編『児童虐待ものがたり—法的アプローチ』（大蔵省印刷局、1997年）【文献19】
- 第16回全国裁判官懇話会報告Ⅳ（分科会報告）「市民に開かれた司法を目指して」『判例時報』1633号（1998年）3-25頁
- 橋本和明「子の虐待と家庭裁判所」『ケース研究』249号（1996年）62-86頁【文献12】
- 波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』（1994年、有斐閣）
- 石川稔・森田明編『児童の権利条約』（一粒社、1995年）【文献6】
- 岩佐嘉彦「児童虐待と子どもの権利と専門機関」『賃金と社会保障』1190号（1996年）28頁
- 岩佐嘉彦「子どもの権利と親権——児童虐待問題における大阪の弁護士の活動の実状」『リーガル・エイド研究』2号（1997年）57頁
- 泉薫「児童虐待と親権」（特集 子どもの権利条約）『自由と正義』42巻2号（1991年）22頁【文献2】
- 釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号（1998年）1-84頁【文献8】
- 近畿弁護士連合会少年問題対策委員会編『子どもの権利条約と児童虐待（第20回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第4分科会資料）』（近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会、1991年）【文献1】
- 許斐有「家庭における子どもの権利——親権法制における子どもの権利とは——児童虐待問題を手がかりとして——」『法学セミナー』476号（1994年）36頁
- 許斐有『子どもの権利と児童福祉法』（信山社、1996年）【文献7】
- 中村昭代他「児童虐待に関する家事事件の調査及び関係機関との連携について」『家庭裁判月報』51巻6号（1999年）95-143頁【文献11】
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（初版）（明石書店、1998年）【文献37】
- 小笠原彩子「子どもの権利条約から見た学校・社会——1——虐待された子どもの傷」『高校のひろば』21号（1996年）78頁
- 最高裁判所事務総局家庭局監修「（資料）児童虐待に対する児童相談所の取組の実態」『家庭裁判月報』51巻8号（1999年）119頁以下

## （2）民法分野

民法領域での児童虐待をめぐる議論は、親権喪失宣告をめぐる議論として行われる。この問題についての論考は文献リストからもわかるように、それほど多くはない。さらに、これら論考は、実務家サイドからの問題提起や実状分析という性格をもったものが多く、伝統的な民法学からの議論は第1期から引き続き少ない。そのような中で、吉田【文献9】は、民法に限定された文献ではないが、2000年秋に行われた日本家族く社会と法学会での「児童虐待の法的対応」シンポジウム（次期で詳しく扱う）のきっかけのひとつとなった。

実務サイドからの事例報告や提言としては、【文献19】、【文献5】所収の木下淳博（1994）、【文献16】の論考が存在する。

卷末統計からわかるように、親権喪失宣告が請求される事例は極端に少ない。親権喪失宣告が請求されるのは他の手段を講じても効果がない最後の手段だからである。この点については、津崎【文献3】【文献18】、橋本【文献12】、許斐=白石【文献16】等が指摘する。すなわち、津崎【文献3】は、「児童虐待への援助」として児童相談所がなお制度が不備な中で行う援助として、(1)在宅指導、(2)緊急一時保護、(3)保護者の同意による施設入所、(4)家庭裁判所申立て（児童福祉法28条）による施設入所、(5)親権喪失申立てを順番にあげている（同じことは許斐=白石【文献16】でも示されている）。しかし、親権喪失宣告制度の児童虐待事例での機能については、論者の間に微妙なニュアンスの差がある。ひとつはここであげたように、児童虐待への援助という視点から親権喪失申立てを位置づけるものである。これに対して、やや別の視点からは、最後の手段としての

親権喪失制度は、親失格の烙印を押して、親のもとでの養育の可能性はほぼ消滅させ、親以外の者のもとで子を養育する道を開くことにはなるが、親のもとでの子の福祉を促進する可能性をほぼ消し去ってしまう、子の福祉を促進するための制度としては限界がある制度だとする。比喩的にいうならば、援助が尽きたところに登場するのが親権喪失制度だとするものといえよう。前者の立場からは、親権喪失の請求権者の拡大（児童の監護に携わっている施設長や里親や児童本人に）が求められたり、請求権者である検察官が現実には機能を果たしていないという批判が出される。両者のニュアンスの相違は、児童に対する中長期的な処遇の中に親権喪失制度を位置づけようとするのか、親権喪失は児童福祉法に基づいて保護されている児童を親権者が強引に引き取ろうとする場合に有用であるにすぎないという程度に位置づけようとするのかに帰着する。前者の視点からすると、親権喪失請求をすると膠着していた事例が動き出し、その結果親権喪失請求の取下げに帰着することもありうるが、それは親権者が児童相談所の指導や話し合いに応じるようになる結果であり、悪いことではないという評価につながるが、後者の視点からすると、そもそも取下げが多いこと自体、親権喪失請求による必要性が低いという評価につながる。鈴木（1998）は吉田【文献9】の中で日本の親権喪失制度には失権宣告の取消しが可能（民法836条）なので、この制度を活用すべきだとする。しかし、橋本【文献12】は、「一度宣告された親権喪失はそんなに簡単に取り消されるもの」かを論じる。

また、辻【文献14】は、親権喪失制度は、それ自体としては子の福祉を促進する制度ではなく、親権者の責に帰すべき事由に基づく親権の義務不履行により子の福祉が著しく害される場合に用いられる制度であるという立場から、親権喪失の判断基準として、親権者の責に帰すべき事由に基づかない場合に親権を剥奪しても、子の将来にわたる福祉にとって実質的意義はないとする。これに対して、鈴木（1998）は、ドイツ法との比較を踏まえながら、子の福祉の侵害の有無が判断基準とされるべきであり、子の福祉の危険が親の責に帰すべき事由によりもたらされたか否かを判断基準とすべきではないと主張する。なお、鈴木（1998）は、親権の積極的濫用・消極的濫用という用語について、保護者・親権者の責任の軽重や子の成長発達に与える悪影響の程度についての評価を含んでいると捉えかねない「積極的」「消極的」という言い方はやめなくてはならないと指摘する。虐待は、身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等の具体的類型によって呼ばれなくてはならないというのである。

判例の分析からも明らかになることだが、親権喪失請求に伴い今期は、親権喪失を本案とする職務執行停止及び職務代行者選任の審判前の保全処分の利用が指摘されるに至った（橋本【文献12】）。

児童虐待に関する法制度全般を扱うなかで民法上の制度にも言及しているものとしては、吉田【文献15】【文献17】吉田（1994）がある。

今期の外国法研究としては、イギリス法について許【文献4】が、ドイツ法については鈴木（1998）が存在する。

#### 【参考文献】

木下淳博「児童の保護と親権」斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）【文献5】の第7章  
鈴木博人「虐待する親の親権喪失」吉田恒雄編『児童虐待への介入』（尚学社、1998年）【文献9】の第4章  
吉田恒雄「児童虐待に関する法制度」斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）【文献5】の第8章

（鈴木博人）

### （3）刑事法分野

1990年代に入り、児童虐待が社会問題化すると、児童虐待事件が新聞等のマスメディアで大きく取り上げられるようになった。これを契機として新聞報道された児童虐待事件の分析が増加することになる（たとえば、子ども虐待防止ネットワークあいち・1998）。また、刑事法の分野においても、児童虐待の法規制を含めた対策論が検討されるようになる。

### ① 学会の動向

刑法学会の動向としては、刑法学会第68回大会（1990年6月）のワークショップ「性と刑法（オーガナイザー：萩原玉味）」において「児童の性的虐待と刑法的保護（報告者：安部哲夫）」が取り上げられたが、ここにおいては、家庭内における性的虐待だけでなく、広く第三者からの虐待、社会内における虐待、児童ポルノ等が取り上げられた。そして、刑法学会第77回大会（1999年5月）のワークショップでも「児童虐待と刑事規制（オーガナイザー：安部哲夫）」と題し、初めて刑法学会で児童虐待がメインテーマとして取り上げられた。ここでは、児童虐待の実態、犯罪学からの問題性、実務の法的対応が報告され、最後に刑事規制の論点が提供された（報告者：安部哲夫）。刑事規制については、「幼年者に対する姦淫および強制わいせつ」の罪の新設、性的虐待を児童福祉法34条1項において犯罪化すること、虐待傷害罪（同致死罪）などの新設、刑事罰も含めた「専門家の義務的通告制度」の導入等が挙げられた。

これら刑法学会での児童虐待の問題化の間に、明治学院大学立法研究会シンポジウムでも「児童虐待一わが国における現状と課題」（1997年6月）が行われ、ここでも法規制を含めた児童虐待対策が議論されている（明治学院大学法学部立法研究会・1999【文献24】）。

また、犯罪学会では、第29回日本犯罪学会（1992年11月）の一般発表で「実子殺害女性における神経内分泌学的検討—産褥精神病との関連を中心として（吉田秀夫、岡崎祐士、松本純隆）」、第30回日本犯罪学会（1993年11月）の一般発表で「親族の殺人（滝澤久夫）」、第35回日本犯罪学会（1998年11月）の一般発表で「秋田県における嬰兒殺疑い解剖例の検討（吉岡尚文、二部恒美）」及び「児童虐待のいろいろ（藤倉隆、滝澤久夫）」が報告されている。

### ② 法規制の主張

前記のような学会動向の中、児童虐待の対策として、法規制の主張が多くなされるようになる。その主張の主なものは、①通告義務の罰則化、②児童虐待罪の創設、③性的虐待罪の創設である。

まず、通告義務の罰則化については、アメリカ等の通告制度を前提として、関係諸機関の職員に対し、罰則付きの通告義務の立法化を求める意見が出ている。その場合には、併せて、誤報者の刑事上及び民事上の免責規定も合わせて設けられる必要があるとされている（たとえば、安部・2000）。

児童虐待の刑事規制については、第1期においても、最後の手段として検討すべきという主張は存在した（中谷・1984）が、今期に入ると、一歩進んで刑事規制の内容まで提案されるようになった。特に性的虐待に関しては、青少年保護育成条例や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」（以下、児童買春・ポルノ処罰法とする。）の制定に伴い、児童の性的保護という観点が浮上してきたことに伴うものとも考えられる。また、ドイツ刑法の規定する「性的虐待罪」（174条）及び刑法改正草案の「被保護者の姦淫罪」（301条）の規定に倣ったものが主張されている（林・1992【文献25】）。

また、この他に再犯防止策として、行刑における治療教育的処遇、犯罪者予防更生法による遵守事項や指導監督、執行猶予者保護観察法の指導監督など保護観察制度を最大限に活用すること等が主張されている（野田・1992）。

### ③ 警察活動

児童虐待問題の関係機関の1つである警察の活動に対しても注目が集まるようになる。警察自体も児童虐待事件が顕在化したことによって、これへの対応を自ら行うようになる。まず第1に取り組まれたのが、統計であり、統計によって、警察の児童虐待への対応の現状を明らかにしようとしている。1994年から「児童虐待に関する少年相談の受理状況」についての統計を取り始め、1999年から「児童虐待の罪種別、態様別検挙状況」についての統計を公表している。

また、「児童の権利条約」の批准（1994年）、「子どもの商業的搾取に反対する世界会議」（1996年）において



日本人による東南アジアでの児童買春や日本国内で大量に製造される「児童ポルノ」に対して世界中の非難が集中したことによって、児童買春・ポルノ処罰法が成立、施行されるに至った（1999年）。かつ、男女共同参画審議会による女性に対する暴力根絶に向けた基本的方策「女性に対する暴力のない社会を目指して」が策定された（1999年）ことによって、警察にも女性および児童の保護に関する活動が求められるようになった。そこで、1999年12月16日に「児童虐待に対する取組みの強化」（警察庁丙少発第26号等）、「女性・子どもを守る施策実施要綱」（警察庁乙生発第16号等）が発され、特に児童虐待に対しては、各都道府県警察において取組みの強化及び関係機関との連携強化、被害少年の保護の強化等を行うが定められた（後藤・2000年）。このように、警察による児童虐待の取組みは、被虐待児の保護という観点から発展し、家庭への介入の積極化へと繋がっていくことになる。なお、日本子どもの虐待防止研究会第5回大会（1999年）においても、分科会で「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」（企画：吉田恒雄、報告：田中島晃子、池田泰昭、大島宏一）というテーマが取り上げられている（吉田・2000）。

#### ④ 少年非行との関連

児童虐待が非行原因ではないかとする文献は、第2期においてもみられる。この時期で最も注目されている論文は、小林寿一のもの（小林・1996【文献20】）である。この論文は、アメリカ合衆国における児童虐待と少年非行との関連性についての研究を紹介したものであったが、これまでの調査研究は少数であったのに対し、本研究は大規模に行われたものであり、後の研究にも大きな影響を与えるものとなった。

また、1997年に起こった神戸児童連続殺傷事件における加害少年の家庭にも虐待に近い問題があったとする論文も発表されている（たとえば、斉藤・1999）。

#### ⑤ 被害者学の動向

被害者学会では、被害者学会第3回学術大会（1992年6月）の個別発表において「親による性的虐待の被害（林弘正）」が報告され、性的虐待の事例検討等が行われている。また、被害者学会第9回学術大会（1998年6月）におけるシンポジウム「子供の社会化を取り巻く周辺事情の変化」の中で「家庭内の被害（児童虐待）」が取り上げられ、パネリストとして岩井宣子が児童虐待の定義や実態を報告し、対応策として、秘密保持義務の免責、警察、学校、福祉関係、その他関連するすべての機関の協力を挙げている。

また、警察活動の部分でも述べたように、被害者保護として児童虐待対策が講じられるようになり、被虐待児が被害者として取り扱われ、被害者学の対象として取り上げられるようになった。

#### 【参考文献】

- 安部哲夫「児童虐待と刑事規制」『刑法雑誌』39巻3号（2000年）516-521頁  
 後藤啓二「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」『警察学論集』53巻4号（2000年）100-117頁  
 萩原玉味「性と刑法」『刑法雑誌』31巻3号（1994年）380-385頁  
 林弘正「児童虐待、特に『親による性的虐待』に対する刑事規制について」『常葉学園富士短期大学研究紀要』2号（1992年）67-93頁【文献25】  
 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編『見えなかった死—子ども虐待データブック』（キャプナ出版、1998年）  
 小林寿一「犯罪・非行の原因としての児童虐待—米国の研究結果を中心に」『犯罪と非行』109号（1996年）111-129頁【文献20】  
 明治学院大学法学部立法研究会編『児童虐待—わが国における現状と課題』（信山社、1999年）【文献24】  
 中谷瑾子「児童虐待と刑事規制」平場安治編『団藤重光博士古稀祝賀論文集 第3巻』（有斐閣、1984年）209-251頁  
 野田正人「児童虐待の刑事法的対応」『花園大学研究紀要』24号（1992年）147-160頁  
 小木曾綾「子どもの社会化を取り巻く周辺事情の変化」『被害者学研究』9号（1999年）96-101頁  
 斉藤学「被虐待児としての神戸の少年Aと彼の連続殺人について」『家族機能研究所研究紀要』3号（1999年）41-57頁  
 園田寿「児童買春・児童ポルノ処罰法の成立」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集第三巻』（成文堂、2000年）307-326頁  
 吉田恒雄「子ども虐待の対応における警察との連携を考える」『子どもの虐待とネグレクト』2巻1号（2000年）42-49頁

（初川愛美）

#### (4) 児童福祉分野

##### ① 法的課題を担い始めた児童福祉

児童福祉の領域からみた第2期は、第1に児童虐待に対する社会的関心が飛躍的に高まり、第2に児童福祉の領域からも独自の研究が展開され、第3に児童福祉の視座から法的な問題にも言及されるようになった時期である。児童虐待防止法制定は、こうした流れの結実とみることができる。以上の3点のような、児童福祉領域の第2期の特色には、いくつかの要因が読み取れる。

まず第1に、児童虐待に対する社会的関心の高まりは、「児童虐待」というタームを定義づけることで世論を喚起しようとした第1期の研究者の戦略が効を奏した側面と、「児童虐待」にあたる行為が危惧されたとおりに多かった側面の双方から説明される。第2に、児童福祉の領域からの研究が第2期に目だって伸びたのは、日本の児童虐待対応の主役を担う児童相談所、広くとらえて児童福祉行政が、児童虐待への関心の高まりとともに、とかく批判の矢面に立たされるようになった事情が背景にあると考えられる。現行の児童福祉のしくみと、具体的なソーシャルワークのノウハウで児童虐待にどこまで対処しきれるのか。扱う虐待ケースの検討結果を共有しようという動きが生まれ、そこからの省察から現行の法制度への提言がなされるのは、ごく自然の成り行きであった。こうして第3にあげたように、児童福祉の視座から法的な問題への言及も自ずと増えてきた。

##### ② 児童福祉施設現場における対応の模索

児童福祉施設の現場でも、処遇の困難さという切実な課題から被虐待児童がクローズアップされるようになった。2000年に機関誌の発刊30周年を記念して開催された全国児童養護施設協議会のセミナーでは「児童養護施設における被虐待児処遇の実際」がテーマとなった（全国児童養護施設協議会・2000【文献26】）。全体の約5分の1にあたる105箇所の児童養護施設に被虐待児童のケアのために非常勤の心理職員が配置されるようになった2000年であってなお、セミナーのシンポジウムで掲げられたテーマが「児童虐待への理解」であったことは見過ごせない。すなわち、第2期までに児童虐待の社会的認知が進んだという理解は誤りではないものの、それは、むしろ第1期の啓発策にのった表層的な理解であって、当事者の現実に向き合うのに十分な深みのある共通理解を得ていたわけではなかったということだろう。興味深いことに、セミナーのシンポジストの1人は弁護士であった。児童虐待事例を家族福祉の視座から扱う場合、実は、親の自己破産手続や離婚手続の相談にまで及ぶ援助が必要で、そのために広範な職種の協働が求められる実態が自ずと示された。これまで、ケースワークや現場処遇の質を高めることに終始していた児童福祉の領域としては、新たな展開の方向性が示されたといえるだろう。

##### ③ 相次ぐ児童虐待防止「手引き」の刊行

また、第2期に特色的なのは、いわゆる「手引き」が次々と刊行されたことである。代表的なものをたどってみても、大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第一次版）』（1990【文献30】）、厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所・1997【文献32】）、厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』（日本児童福祉協会・1999【文献35】）、日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』（有斐閣・2000【文献36】）、日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』（有斐閣・2005）と連なり、ほかに東京都が編んだ『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』（東京都・1996【文献31】）など都道府県単位で編まれたものがいくつか、横浜市子育てSOS連絡会の『子どものSOS 養育者のSOSに伝えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック [改訂版]』（横浜市・1997【文献34】）などのように市で編まれたものもある。さらに東京都児童相談センター『子どもへの虐待 相談処遇マニュアル』（東京都児童相談センター・1997【文献33】）のように児童相談所に特化した本格的な業務マニュアル、弁護士が虐待の救出活動に関わるが増えたことを受けて編まれた日本

弁護士連合会による『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（日本弁護士連合会子どもの権利委員会・1998【文献37】）も作成されるようになった。

#### ④ 児童虐待防止「手引き」の意味と役割

これらの手引きの編集意図は、ひとえに専門職の対応能力の向上にあるとみられる。したがって、総花的な虐待事典ではなく、児童相談所の児童福祉司を対象としたものは保護者との連絡の仕方、立入調査に踏み切る基準、保護者の同意が得られない事例の運び方等々について詳細を極め、保育士や教諭などの保育・教育現場の職員を対象としたものは虐待の発見と通告に重点がおかれ、さらに医療従事者を対象と想定したものは虐待の発見と通告に関する記載に加えて一時保護をも意味する被虐待児童の入院について述べる等、それぞれの専門職を意識した実務場面でのほたらきを解き明かしたものの総集編になっている。つまり、一連の手引きを専門職の立場から読み解けば、現行制度を駆使して虐待問題から児童を救済する術がどこかに示されているのであり、いかに手引きを練り効果的な策を練り、首尾よく事例を解決に導くかの努力義務が突きつけられたことになる。「手引き」は実務便覧として役立つ福音書であるばかりでなく、専門職にとっては厳しい社会的要求を生み出したともいえるのである。また、従来は児童養育の第一義の責任を担う存在として親との協力関係が児童福祉でのソーシャルワークの大原則であったのが、家庭への介入的ソーシャルワークへと変容しつつあり、その過渡期にあって混乱しつつも実務にむかう各専門職を支える規程集のような役割も、手引きは自ずと担うことになった。各職種の実務現場で虐待に対応できる人材を求められるようになり、しかしながら、その要請に普く応えるほどに人材が育っていないという焦りのようなものが、各種手引きの背後から感じられる。家族への介入的ソーシャルワークの難しさは、自ずと、解決への切り口としての法的対応への期待を高めることになった。日本弁護士連合会のマニュアルは、こうした社会の要請に応じて虐待防止・救済に対応できる弁護士を育てる意図から編まれたが、家族介入の実務の詳細を解説するとともに、法的実務活動におけるソーシャルワークの姿勢の必要性をも説いている。第2期は、法とソーシャルワークがともに手を携えて虐待に向き合っていく方向性が定まってきた時期でもあった。

#### ⑤ 児童福祉現場に残された課題

種々の手引きの刊行や児童虐待防止法制定は、虐待の早期発見と早期対応を目指すというコンセンサスのうえになりつつある。こうした明確な方向性をもったことも第2期の特徴の1つである。その一方で、発見され児童福祉行政の手にゆだねられた児童をケアする任を負った施設現場は、こうした動きから若干の距離感を拭えない印象をのこしている。全国児童養護施設協議会会長の福島一雄は、児童虐待防止法案の国会審議の最中に全国児童養護施設協議会が参考人として呼ばれなかったことを象徴的出来事としてあげながら、新法に虐待された児童への対応の課題が先送りされていると批判した（福島・2000）。法律上の課題提言にしても、児童の施設養護を考えれば、そこで問われるのは親権や施設入所に関わるのではなく、たとえば施設職員の配置基準の向上のような児童福祉サービスの枠組を描く法に関することである（小宮・2000）。第2期には、家庭分離後の施設入所児童と家族へのケアの問題が、課題として残されたと指摘できる。

#### 【参考文献】

- 福島一雄 『児童虐待防止法』の成立をどう受けとめるか『季刊児童養護』31巻1号（2000年）2-3頁  
 小宮純一 「身を引き締め、スキルを磨き、プロに徹して 児童虐待防止法成立に寄せて」『季刊児童養護』31巻1号（2000年）20-23頁  
 厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』（日本児童福祉協会、1999年）【文献35】  
 厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所、1997年）【文献32】  
 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』（有斐閣、2000年）【文献36】  
 日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』（有斐閣、2005年）

## ■ 研究報告 ■

大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第一次版）』（大阪府福祉部福祉総務課保健福祉政策室、1990年）【文献30】

東京都福祉局子ども家庭計画課ほか『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』（東京都福祉局子ども家庭計画課、1996年）【文献31】

東京都児童相談センター『子どもへの虐待 相談処遇マニュアル』（東京都児童相談センター、1997年）【文献33】

横浜市子育てSOS連絡会『子どものSOS 養育者のSOSに応えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック [改訂版]』（横浜市、1997年）【文献34】

全国児童養護施設協議会『季刊児童養護』30巻3号（2000年）【文献26】

（田澤薫）

### （5）医療・保健・心理分野

医療・保健・心理分野からみた第2期（1990年代）の動向とは、第1に、各分野の虐待対応における課題への研究が深まり、その研究の蓄積は、被虐待児と保護者に対する治療的援助を重視する1990年代終盤以降の虐待対策の流れに繋がる。そして第2に、それらは第3期における児童虐待防止法の改正および児童福祉法改正の焦点の一つである「家族再統合」（厚生労働省・2003）に向けて、被虐待児と保護者への援助には何が必要かという議論の礎を作った時期と言える。その流れを具体的に以下に見てみよう。

#### ① 早期発見・早期対応に関する研究から治療的援助に係る研究への展開

第2期の動向の第1にあたる医療・保健・心理分野の虐待対応上の課題に関する研究には、2つの大きな流れがある。1つは、早期発見・早期対応重視という1990年代の厚生省による虐待対策に関連した研究である。その例としては、地域の子どもと保護者に会う機会の多い産科・小児科・母子保健領域の虐待発見のための知識と通告義務の履行に関する研究が挙げられる（大阪児童虐待研究会・1993、大阪母子保健研究会・1994、松井一郎ら・1999、澤田・1999）。代表的な研究には、1996年からの高橋重宏らによる「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究<sup>(2)(3)</sup>がある。これらの研究では、虐待認識に関する指標（ビネット調査項目）を用いて、虐待を発見しやすい立場にある専門職（児童福祉司、児童相談所の心理判定員、保健師、看護師、医師、保育士など）が虐待への認識をどのように持ち、通告および連携を行なうかについて考察している（高橋ら・1996、高橋ら・1997）。また、それと同時に、児童虐待・子どもへの不適切な関わり の定義や概念についての研究も、虐待関係のマニュアルが数多く発行されたこの時期に散見できる（児童虐待防止協会・1991、高橋ら・1995）。早期発見・早期対応に関するこれらの研究は、先述した高橋らによる研究のように、福祉と医療・保健領域の共同研究としての特徴も有しており、分野別の研究の深まりと分野を超えて実施される研究が、日本の児童虐待研究の中で、この第2期に多く進められるようになったことにも着目する必要がある。また、早期発見・早期対応に関する研究は、法律の内容にも影響を及ぼし、2000年制定の児童虐待防止法の5条（児童虐待の早期発見）には、「学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と専門職の名称が条文に明記されるようになった。

もう1つの流れは、臨床心理・精神医学領域においてこの時期に多くみられた、被虐待児・保護者の心理的問題への治療に関する研究である（池田・1993、西澤・1994【文献39】、岩田・1995、奥山・1997）。その研究が行なわれた背景には、虐待経験が及ぼす子どもへの深刻な心理的影響と、被虐待児やその家族に接した援助機関の専門職らによる彼らへのかかわりの難しさに対する問題意識の高まりがあったからである。これらの研究では、虐待を発見して被虐待児を保護し、場合によっては親子の分離を行なったとしても、治療に関する援助がなければ、虐待問題の解決には繋がらないのではないかという見解が示されている。その代表的な文献に西澤哲による『子どもの虐待 子どもと家族への治療的アプローチ』（1994【文献39】）がある。第7章にあた

る「子ども虐待への対応－治療的介入のためのシステムについて－」では、心理治療的アプローチの効果をあげるためには、それを可能にするような枠組みとなる法制度が確立されていなければならないことが指摘されている。

## ② 治療的援助に係る各機関の活動

第2期においては、治療的アプローチを可能にする法的枠組みは構築されなかったものの、厚生省の事業として、1999年度から児童養護施設に心理職（非常勤）が配置されるようになる。これは被虐待児を対象にした心理的治療であり、最終的に「家族再統合」に繋げるための1つの手段とみなすことが出来る。一方、保護者に対するものは、民間の医療機関、特に精神医学領域による援助が主流であり、行政が行なう対策として、それらのサービスが位置づけられることはなかった。そして、そのような援助を行なう機関も第2期は非常に少数であった。行政機関による援助としては、虐待予防段階になるが、一部の保健所の保健師による乳幼児の親を対象にした子育て相談の活動がある。1つの例として、東京都の練馬区保健所、東村山保健所、南多摩保健所等が行なってきた児童虐待予防活動を挙げることができる。この活動での特徴は、民間機関の「子どもの虐待防止センター」と連携を取りながら、虐待への予防活動を行なっているところにある。具体的には、まず最初に、保健所等に乳幼児健康診査に来所した親子に対して、健診時の育児相談、その後のカンファレンス、そして家庭訪問を実施する。次に、必要だと判断した場合、民間機関あるいは保健所が行なう母親の自助グループ（MCG：Mother & Children's Group）への参加の促しや、医療機関への紹介、子育てのつらさの解消・子育て技術を学べる子育てサロンへの参加、保育園への繋がり等、様々な角度からその親子を支援する（CAP・1993-1999）。このように、虐待の予防と虐待を悪化させないための援助体制を、第2期に試行錯誤しながら作り上げていった過程が、そのサービスの多様さから垣間見ることができる。しかし、それらは第2期の1990年代には、まだ厚生省による虐待対策として位置づけられることはなく、あくまでも地域レベルでの活動であった。

もう1つの例として、大阪府下の保健所とその他の医療機関の保健師および医師等により組織されている大阪母子保健研究会の活動を挙げることができる。本研究会は、1994年に「被虐待児の早期発見と予防《保健婦のためのアビューズ・マニュアル》」（大阪母子保健研究会・1994）を保健分野において、最も早く発行している。また、1989年頃から虐待予防とその家族への治療的援助を実施しており、研究会での講義や事例検討会を踏まえ、各保健師は大阪府下の保健所において、予防と早期対応という側面からは、乳幼児健診時での発見や虐待ハイリスクと思われる家庭への訪問指導、あるいは保護者への育児相談活動を行い、治療という側面からは、保護者に対する保健所内のクリニックおよび他の病院への紹介等を積極的に実施していた。

## ③ 虐待要因研究と第3期の虐待対策に繋がる治療的援助研究の蓄積

先述したとおり第2期の研究動向の第2は、2004年の児童虐待防止法の改正および児童福祉法改正の焦点の1つである「家族再統合」に向けて、被虐待児と保護者への援助には何が必要かという議論の礎を作った時期と考えられる。なぜなら、虐待とは何かという議論や虐待防止の法制度に関する議論については、第1期に見られるような、医療・保健・心理分野の研究者による諸外国の虐待研究・法制度の紹介、それを踏まえた日本における虐待対策、法制度への提案という研究が減少し、その代わりに主流を占めるようになったものは、最終的に虐待を無くし、親子の関係を良好な状態にすることを目的にした治療的援助に関する研究だったからである。その研究を2つに分けて以下に確認しよう。

第1の流れが、虐待要因研究の1つであるリスク要因研究である。リスク要因研究は、虐待の早期発見、早期対応に活用されることも多いが、ここでは、治療にも係る研究として扱っていきたい。日本のリスク要因研究での中心的動きは、1990年代後半から2000年前半にかけて、社会福祉の分野、特に、児童相談所での一時保護決定の指標となるリスクアセスメント指標の開発から始まり、その後、保健・医療現場における同指標の開

## ■ 研究報告 ■

発・活用へと展開されていく。加藤曜子（加藤・2001）は、米国では、児童虐待についてのリスク要因研究は1970年代から急速に盛んになり、リスク要因については、回顧調査（retrospective）や予防の実践などの研究結果からさまざまな知見が発表されていると述べている。そして「リスク要因を個別に取り出し分析することで、悪化や慢性化を防止することが期待される」（加藤・2001、45頁）とも指摘している。これは、児童虐待のリスク要因研究が、医療・保健分野から生み出された医療モデルであり、虐待については特に予防に重点を置き、虐待は手立てをしないと徐々に悪化するものであるとする考えを基礎においていることを意味している。その研究は、先ほど述べたリスクアセスメント（リスクアセスメント指標開発と活用）の研究に繋がっていく。加藤によると、リスクアセスメント指標は、1980年代の米国において、児童虐待相談件数の増加に伴い、虐待事例に対してどの程度介入すべきかという議論が起こり、虐待発見の遅れやソーシャルワーカーによる援助に一貫性がないことに対処するため、虐待のリスクをはかる指標が作られたという（加藤・2001）。

第2期において、日本のリスク要因研究の多くが、被虐待児に対する適切な判断と保護、さらに「家族再統合」の際の評価と、ケースマネジメントを行なう時の関係機関の共通認識を得るためには、リスクアセスメント指標を使用することが望ましいといった報告をしている。特に、医療・保健分野で行なわれていたリスク要因研究（岡本ら・1993、1994）では、未熟児や双生児などの低出生体重児・多胎児がいる家庭への援助や、障害・慢性疾患を抱えた児童への配慮とその家庭への支援の必要性が示唆された。そして、これらの研究蓄積は、第3期に、厚生労働省によって整備される保健師によるアウトリーチ（積極的な家庭訪問）の対策および虐待ハイリスク家庭に対する保健所等の早期発見・援助の役割を明確にしていった。

上記が示すように、虐待に関するリスク要因研究は、虐待を起こした要因を手がかりとして、その問題の解決を図ろうとする。そして実践の現場では、その内容を援助のプログラムに組み込んでいく。被虐待児と保護者への治療的援助の体制は、第2期においてはまだ十分に確立しておらず、福祉・保健・精神医学・臨床心理の各分野が、それぞれの領域で抱える問題を、各分野で培われた知識と技術を活用し、その対応を試みている状況であった。精神疾患への精神医学による治療や心理臨床家による心理療法等以外の保護者への治療的援助は、特に内容において重なり合う部分が多く、どのプログラムが何を担当するかの分類が難しく、心理治療的プログラムであるのか、ペアレンティング（親業）のプログラムであるのかの区別が明確になされぬまま、児童相談所、家庭児童相談室、児童家庭支援センター、保育所、保健所、民間機関の子育て支援のサービスなどで、面接・電話相談、グループ活動を通して、親指導、育児・しつけの相談、あるいはカウンセリング等が行なわれていたと言えよう。その活動と研究は、第3期になると更に活発になり、欧米のペアレンティングプログラムの紹介（桐野・2002）や、保護者への援助法・指導法の開発、例えば「被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究」（庄司・2003）、「家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成」（加藤・2004）などが福祉・医療・保健等の共同研究として行われた。

そして、第2の流れが、前述した被虐待児・保護者への治療に特化した研究である。第2期においては、虐待を受けた子どもへの治療、あるいは虐待する保護者への治療と援助に関する論考・援助のためのマニュアル（西澤・1994【文献39】、坂井・1996、亀岡・1997、西澤・1997、奥山・1997、奥山・1998、西澤・1999、子どもの虐待防止センター・1999）が数多く出版された。それらの多くは、被虐待児への人格形成における影響や被虐待児の精神疾患の問題、家族内の人間関係の複雑さ、保護者の治療への導入の難しさについて議論している。その深刻さについては、特に性的虐待の研究報告（西澤・1993、北山・1994a、北山・1994b、堀・1997、斎藤・1998）でも指摘されている。そして「家族再統合」に向けて、保護者への治療援助が欠かすことができないことが主張されている。これらの研究の蓄積は、第3期における児童虐待防止法改正において、児童虐待を受けた児童等に対する支援（13条の2）、児童虐待を行なった保護者に対する指導（11条）等の規定へと繋がっていく。

【参考文献】

- 堀史朗「被虐待児の精神医学」『臨床精神医学』26巻1号（1997年）33-37頁
- 池田由子「児童虐待と精神医学」『世界の児童と母性』34号（1993年）15-20頁
- 岩田泰子「児童虐待」『臨床精神医学』24巻8号（1995年）1053-1059頁
- 児童虐待防止協会「重症度基準」『1990年度 1991年度 子どもの虐待ホットライン報告書』（1991年）36-39頁
- 亀岡智美「被虐待児の精神医学」『臨床精神医学』26巻1号（1997年）11-17頁
- 加藤曜子『虐待リスクアセスメント』（中央法規出版、2001年）
- 加藤曜子ら『家庭支援の一環としての虐待親へのペアレンティングプログラム作成』平成15年度 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書（厚生労働省、2004年）
- 桐野由美子「児童虐待防止協会の取り組みからアメリカのペアレンティングプログラムとの関連性」『はらっぱ』No.216（2002年）2-6頁
- 北山秋雄a『子どもの性的虐待』（日本看護協会出版会、1994）
- 北山秋雄編b『子どもの性的虐待-その理解と対応をもとめて』（大修館書店、1994）
- 厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会報告書」（<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/06/s0618-2.html>, 2003）
- 子どもの虐待防止センター『CAPニュース』（1993-1999年）
- 子どもの虐待防止センター編『援助者用 被虐待児と虐待する親の援助と治療』（子どもの虐待防止センター、1999年）
- 松井一郎『虐待の予防、早期発見および再発防止に向けた地域における連携体制の構築に関する研究』平成10年度 厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書（厚生省、1999年）
- 西澤哲「性的虐待-子どもと家族への治療的アプローチ」『世界の児童と母性』34号（1993年）67-69頁
- 西澤哲「子どもの虐待への対応-治療的介入のためのシステムについて-」『子どもの虐待』（誠信書房、1994年）182-197頁

【文献39】

- 西澤哲『子供の虐待と被虐待児への臨床心理的アプローチ』CAテキストブックNo.10（子どもの虐待防止センター、1997年）
- 西澤哲「第2部 虐待を受けた子どもの治療マニュアル」『被虐待児と虐待する親の援助と治療』（1999年）109-128頁
- 岡本伸彦・小林美智子・臼井キミカ・池田美佳子・植木野裕美・山田恵子・鈴木敦子・納谷保子「被虐待児症候群低出生体重児例の検討」『小児科臨床』46巻8号（1993年）21-24頁
- 岡本伸彦・安枝敦子・中西眞弓・林昭・小林美智子・笹井康典「超未熟児の養育問題と地域母子保健」『小児科臨床』47巻8号（1994年）99-104頁
- 奥山眞紀子「被虐待児の治療とケア」『臨床精神医学』26巻1号（1997年）19-26頁
- 奥山眞紀子「被虐待児の自立における問題と支援の方向性」『世界の児童と母性』45号（1998年）18-21頁
- 大阪母子保健研究会『子どもなんて大きらい-被虐待児への援助-（報告集Part4）』（せせらぎ出版、1994年）
- 大阪児童虐待研究会『大阪の乳幼児虐待 被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告』（大阪児童虐待研究会、1993年）
- 斎藤学編『児童虐待[臨床編]』（金剛出版、1998年）
- 坂井聖二『周産期の母親への援助-子どもの虐待を予防するために-』CAテキストブックNo.9（子どもの虐待防止センター、1996年）
- 澤田いずみ「児童虐待における病棟看護婦（士）の遭遇状況と通告に関する認識調査」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.1 No.1（1999年）35-40頁
- 庄司順一ら『被虐待児童の保護者への指導法の開発に関する研究』平成14年度 厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）報告書（厚生労働省、2003年）
- 高橋重宏・庄司順一・千賀悠子・須永進・益満孝一・加藤純・木村真理子・栃尾勳「子どもへの虐待に関する社会的インターベンションのあり方(1)-子どもへの虐待の概念・定義の検討-」『日本総合愛育研究所紀要』31集（1995年）79-89頁
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・加藤純・澁谷昌史・木村真理子・益満孝一・栃尾勳・北村定義「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(2)-新たなフレームワークの提示とビネット調査を中心に-」『日本総合愛育研究所紀要』32集（1996年）87-106頁
- 高橋重宏・庄司順一・中谷茂一・山本真美・奥山眞紀子・加部一彦・加藤純・才村純・北村定義「子どもへの不適切な関わり（マルトリートメント）」のアセスメント基準とその社会的対応に関する研究(3)-子ども虐待に関する多職種間のビネット調査の比較を中心に-」『日本総合愛育研究所紀要』33集（1997年）127-141頁

（加藤洋子）

## (6) 非行・教護分野

### ① 非行原因としての虐待という視点

児童虐待への関心が定着するにつれ、第2期は、非行原因としての虐待の指摘が立論として目立ち始める時期である。虐待以外の主訴で相談に訪れた事例の半数近くに虐待の既往が隠されているという指摘は第1期にもすでにみられたし（関口ほか・1986）、また非行を主訴として一時保護した事例のうち虐待の既往が認められた事例・推測された事例の分析（中村・鷹尾・1989）も先行研究がある。すなわち、第2期になってはじめて非行原因の一つとして児童虐待が発見されたというのではなく、従来から現場関係者がつかんでいた「非行の原因に過去の被虐待経験がある場合が多い」という感触が、虐待の社会的認知と共に言論化されたのだろう。

### ② 教護施設の機能強化への期待

この期は、結果的に、児童福祉法の大改正の前夜にもあたる。児童福祉施設の中でも、とくに施設の活用がすすまず見直しを迫られていた（旧）教護院のあり方をめぐっての議論は、活発な時期であった。非行を主訴としたいわゆる教護児童の処遇を根本的に考えるなかで、表面化した非行を云々するだけでなく児童の既往歴や家庭環境にこれまで以上に目を向けようという問題意識が高まり、従来から感触として得ていた虐待との関連に関心が寄せられたのは自然な流れと考えられる。教護の領域外からの意見に耳を傾ける気運が満ちていた時期とも言える。

広岡智彦は自立援助ホームで非行の児童と関わる経験をもとに、「表面的には窃盗」が施設入所原因であった児童の幼児期の家庭での様子を紹介し「いま風に言えば、立派に虐待です」と述べ（広岡・1993：102頁）、児童福祉施設としての教護院の役割を「傷ついた子供を癒す場」であってほしいと提言している（広岡・1993：105頁）。このように、非行原因に虐待を認識することで、自ずと、非行児童への対応が（不可分ではあるものの）従来の矯正教育に虐待で被った傷の治療的な要素を包含していく点が特徴的である。

### ③ 児童相談所の視点の変化

児童相談所からの研究報告もある。稲岡隆之は、1990年から2000年という10年での児童相談所が非行を虐待の視点から理解しようとするようになってきたことを14事例から解き明かした（稲岡・2000【文献38】）。ここでは、まず、1990年から2000年という10年間で児童相談所の実務レベルでの児童虐待理解での転換期であったという事実が示されている。稲岡は、ひとつの事例を捉えるのに虐待の視点を持つか否かで、虐待事例に特有な傾向（例えば虐待関係の再現性や解離症状）への配慮が可能になると主張し、治療環境・治療システムの構築をひとつのゴールとして考えている。したがって、その論に法的な提言はまったく含まれない。

#### 【参考文献】

広岡智彦「非行少年への援助に思う」『非行問題』199号（1993年）101-106頁

稲岡隆之「非行と虐待」『非行問題』206号（2000年）71-81頁【文献38】

中村雅彦・鷹尾雅裕「児童の問題行動と虐待との関連性に関する研究—臨床心理学と社会心理学の観点からの接近の試み—」『愛媛大学教養部紀要』22巻1号（1989年）21-39頁

関口博久ほか「児童虐待の実態調査および予後に関する研究（第1報）」『安田生命社会事業団研究助成論文集』22号（1986年）85-96頁

（田澤薫）

## Ⅲ 主要判例解説

### 1 児童福祉法分野

【判例1①】28条審判を本案とする審判前の保全処分を認めた事例（浦和家審平成8年3月22日、平8（家口）1002号、家裁月報48巻10号168頁）



本件は、児童相談所長が、後掲の【判例1②】を本案とする審判前の保全処分として、①児童の入院中における両親の面会の禁止、②同じく退院手続の禁止、③退院可能のときは本案の審判確定まで申立人が一時保護を加えることの承認を求めたものである。

本審判は、児童をこのまま両親の監護に委ねると同様の事態が生ずることが予測されるとして、①児童の退院又は転院手続の禁止、②退院相当のときには申立人は本案審判確定までの間児童に一時保護を加えることができる、③両親は上記2項の申立人による措置を妨げてはならないことなどを命じた。

家事審判法15条の3第1項は、家事審判の申立てがあった場合において、家庭裁判所は、仮差押え、仮処分、財産の管理者の選任その他の必要な保全処分を命じることができる旨規定しており、具体的な対象事件及び保全処分の内容については、最高裁判所の定める家事審判規則及び特別家事審判規則において定められている。しかし、本審判の本案である児童福祉法28条1項の承認審判についてはそのような定めはなく、従来、同規則に規定のない審判事件については保全処分をすることができないと解するのが実務の大勢であった。本審判では、その解釈につき何ら触れられていないが、かねてから28条審判について保全処分の必要性が指摘されてきたところであり、その後の実務及び立法に影響を与えることとなった。また、本審判では、児童相談所長の権限である一時保護に関して保全処分を命じていることも注目される。

**【判例1②】 包括的な承認を求める申立てに対して里親委託又は児童養護施設入所を承認した事例  
(浦和家審平成8年5月16日、平8(家)610号、家裁月報48巻10号162頁)**

本件は、児童相談所長が、親権者たる実母と養父が児童に頭部外傷、栄養失調等の虐待をしたことを理由に、児童福祉法27条1項3号の措置の包括的な承認を求めた事件である。

本審判は、児童の各傷害が両親のいずれかの行為に直接起因するかは別としても、両親が監護を怠ったことは明らかであるとして、著しい福祉侵害を理由に児童自立支援施設を除く里親委託又は児童養護施設入所を承認した。また、その際、児童が成長し事態が理解できるようになるまで、両親との面会、直接交渉を禁止すべき旨を付言した。

28条審判の申立て及び決定における措置の種類の特定の要否については議論があったが、福岡高裁昭和58年4月28日決定(家裁月報34巻3号23頁、本報告の【判例1】)は、児童福祉法27条1項3号に定められた措置は多様なものであり、いずれの措置が採られるかによって児童やその親権者、後見人らに対して生じる影響も自ずから異なるとして、同号の措置を包括的に認めた原審を変更した上で、児童を児童養護施設に入所させることを承認した。本判例は、そうした実務の流れに沿うものである。また、本審判では、措置の種類として里親委託を承認し、また両親の面会等の禁止について付言しているが、これらは他の審判例ではあまり見られない特徴となっている。

**【判例2】 申立て後に新たに親権者となった者についてその監護能力も検討の上申立てを認容した事例  
(津家審平成9年12月24日、平9(家)736、737号、家裁月報50巻5号76号)**

本件は、児童相談所長が、単独親権者であった実父の監護懈怠等を理由に児童らの児童養護施設入所の承認を求めた事件であり、申立て後、児童らは実父の代諾により父方祖父母と養子縁組をしている。

本審判は、実父の親権者当時の監護懈怠を認定した上で、養父母の監護状況について検討し、実父同様に養父母に児童を監護させることは著しく本人らの福祉を害する結果になると認め、児童らの養護施設入所を承認した。また、その際、児童相談所に対し、養父母の引受態勢について綿密な調査、指導を経るなどして、将来、継続的な指導の下で養父母に本人らを監護させるのが相当であるとの意見を付している。

28条審判において、保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害すると判断するに当たっては、単に審

判時現在にそうであるに止まらず、将来の可能性についても検討すべきであるとされている。本審判は、申立後に新たに親権者となった養父母について、将来児童を引き取ることとなった場合の監護能力について検討、判断しており、そうした28条審判の要件に対する考え方に沿ったものと言うことができる。また、その際、児童相談所に対し養父母の受入態勢について調査、指導等するよう意見が付されており、裁判所の家族再統合に向けた姿勢を示したものとなっている。

### 【判例3】 生後4箇月の乳児について重症心身障害児施設への入所を承認した事例

(広島家審平成10年1月5日、平9(家)1418号、家裁月報50巻6号104頁)

本件は、呼吸停止状態で病院に運ばれ、低酸素性脳症、頭蓋内出血により入院中の生後4ヶ月の乳児について、児童相談所長が、両親に監護させることが著しく児童らの福祉を害するとして、児童福祉施設への入所の承認を求めた事件である。

本審判は、児童の心身の状態から、適切なリハビリテーション訓練と発達を促すための看護が専門施設において行われることが最適であり、さらに、児童には首を絞めるなど大きな有形力が加えられたことが推認されるところ、同居者以外の第三者が関与したことを窺わせる事情は存せず、児童を自宅に戻した場合には再び同様の事態を生ずるおそれがあると認め、児童を重症心身障害児施設へ入所させることを承認した。

一般に、虐待等の行為は家庭という密室で行われることが多いことから、対象児童が乳幼児であったり、意識障害等の大きな傷害を負っているような場合には、その事実認定に困難が予測される。本審判は、虐待行為が誰によって行われたのかは特定せず、それが両親のもとで監護されていた日常生活の中で発生したことから再発防止の必要性があると認定して、申立てを認容したものであり、28条審判の要件事実について一つの考え方を示すものと言うことができる。なお、本審判では、【判例1②】と同様に、施設の種別を特定しない申立てに対してこれを特定して決定している。

(藤川浩)

## 2 民法分野

【判例4①】 母と協議離婚をした前夫が、母と自分との間の子（長女と次女）について母の親権喪失を求めた事例で、親権喪失請求の本案についての審判が効力を生じるまでの間、親権者（母・事件本人）の子に対する職務の執行を停止し、弁護士を職務代行者に選任した事例

(大阪家裁審判平成6年2月26日 平成6年(家口保)7号、8号、家裁月報47巻2号174頁)

民法834条の親権喪失宣告の請求権者は、「子の親族又は検察官」と定められている。本件では、母と協議離婚をした前夫が、母と自分との間の子（長女と次女）について母の親権喪失を求めた。この事例で、親権喪失請求の本案についての審判が効力を生じるまでの間、親権者（母・事件本人）の子に対する職務の執行を停止し、弁護士を職務代行者に選任したケースである。【判例4②】の決定の原審判である。

母（保険外交員）は、平成5年3月18日に協議離婚したところから、内縁の夫（夜間トラックの運転手）と同棲し、未成年者2名も同居している。子の一方Aは、母と内縁の夫から暴行を受け、時々内出血を作って保育園に登園するようになった。もう一人の子Bは、同年7月ころから臀部や顔面に青アザを作って登園することがあったが、同年9月に頭部に瘤様のものを作ったので保育士が母に尋ねると、母は病院に連れて行くと答えた。その後、Bを連れて登園した祖父に診察結果を尋ねたところ、直ちに内縁の夫から、祖父にいらんことを言った、今後こんなことをしたらタダではおかない旨の抗議電話があった。同年10月21日にBが救急車で病院に搬送され、CT検査の結果、頭部外傷、硬膜下血腫と診断され、他にも前頭部、顔面、左大腿部に古い内出血痕があった。内縁の夫は、Bが泣いても、心配する様子もなく放置した。Bは、同年11月2日にも救急車で同じ

病院に搬送された。頭蓋骨縫合離乖、頭部外傷、硬膜下血腫と診断された。母は、Bがテーブルで頭を打ったと説明したが、引続いて発生しており、傷害の程度が酷いことなどから、親達による虐待が濃厚になった。Bは11月19日、退院後初めて登園したが、保育中に突然倒れて意識を失ったため、保育士が病院に運んだところ、内縁の夫から抗議された。このため、保育園は、母らに対し、通園可能の診断書を提出するよう求めた。その後母らは、Bを通園させなくなった。平成6年1月9日に保健師が在宅中に内縁の夫とBに面接した。その結果、B(1歳10ヶ月)は弱っている様子で、目の下に隈ができて、外気に触れずに養育されている様子であった。Aは通園を続けているが、しばしば青アザを作って登園することがあり、平成5年12月13日には、顔が変形する程の酷いアザを作って登園し、最近ではこれが完治せず、醜痕を残している。母もBを折檻した旨、肯認していることが一応認められるといった事実関係が認められる。

**【判例4②】【判例4①】 事件に対する即時抗告申立事件で、職務代行者選任申立認容審判に対する即時抗告の可否が判断された事例(大阪高裁決定平成6年3月28日、平成6年(ラ)第133号、家裁月報47巻2号174頁)**

上記【判例4①】事件に対する即時抗告申立事件である。原審で親権者の職務執行を停止された母からの即時抗告申立事件である。本決定は、職務代行者選任の保全処分に対する即時抗告と親権者の職務執行停止の保全処分に対する即時抗告に分けて判断を示した。親権の職務代行者選任の保全処分については、家事審判規則15条の3第1項、2項の規定により、同規則74条1項による職務代行者選任の保全処分は即時抗告の対象からはずされているため、その申立てを却下する審判に対しても、その申立てを認容する審判に対しても、即時抗告することはできないとして母側からの即時抗告は却下した。親権者の職務執行停止の審判に対する即時抗告については、原審の示した理由に基本的にしたがい、「親権の喪失宣告の審判がなされる蓋然性があるものというべきである」として、抗告を棄却した。

**【判例5】 実母と養父のうち養父についてのみ性的虐待ないし身体的虐待を理由に親権者の職務執行を停止し、児童相談所等を親権代行者とする審判前の保全処分がなされた事例(熊本家裁審判平成10年12月18日審判、平成10年(家口)第502号、家裁月報51巻6号67頁)**

本件は、未成年者女子2名(長女・二女)の親権者を自己にして協議離婚した(平成元年9月18日)実母が、平成4年8月28日に再婚し、同日再婚相手と未成年者両名との養子縁組届出が提出された事例で、養父による未成年者に対する性的ないし身体的虐待を理由に、2名を一時保護中の児童相談所長が申し立てた親権喪失宣告申立事件を本案とする審判前の保全処分申立事件で、養父の親権者としての職務の執行を停止し、児童相談所長をその職務代行者に選任したものである。

本件の特色の1つは、実母の再婚相手と未成年者2名が民法798条但書き(未成年者を養子とするときには家庭裁判所の許可を得なければならないが、自己又は配偶者の直系卑属を養子とするときには家庭裁判所の許可は不要とするもの。いわゆる連れ子養子。)により養子縁組をし、養父となった者が長女については性的虐待を次女については身体的虐待を加えているという点にある。民法798条但書きによる、自己又は配偶者の直系卑属を家庭裁判所のチェックなしに、あたかも契約型の養子縁組のように届出だけで養子縁組が成立し、それに伴い養親が親権者になるという現行制度の欠点が如実に現れた事例である。

もう1つの特色は、児童相談所長が親権喪失宣告を求めているのは、実母と養父のうち養父についてのみだという点である。本件申立人たる児童相談所長は、未成年者2名を一時保護していて、施設収容について実母の承諾は得ているが、養父は両名の施設収容に反対し、実母を介して未成年者両名を早期に家に帰すよう要求しているので、養父の親権者としての職務を停止し、児童相談所長を職務代行者に選任し、施設収容の同意に代えようというのである。

**【判例6】 養女、長男及び長女に対して、日常的に暴力を振るい、性的虐待を行ってきた親権者父が未成年者の福祉を著しく損なっているとして未成年者3名に対する親権喪失が宣告された事例**

(長崎家裁佐世保支部平成12年2月23日審判、平成10年(家)第321号、332号、333号、家裁月報52巻8号55頁)

本件は、親権者父が養女、長男及び長女に対して、日常的に暴力を振るい、性的虐待を行っており、未成年者の福祉を著しく損なっているとして未成年者3名に対する親権喪失を宣告した事例である。公表されている事実関係からのみでは家族関係の詳細については明らかでない。未成年者の養女については、平成8年3月以来児童養護施設に入所しているが、入所するまでは親権者父(養父)は、日常的に性的、身体的虐待を加えていた。また、従来も親権者父が逮捕される度に養女は児童養護施設に入所措置が取られたが、父は出所すると引取りを強要してきたので、今後も、放置すると、引取りを強要し、養女に対し性的、身体的虐待を加えるおそれが高く、子の福祉を著しく損なうので、父の親権に服させることは不相当だとした。なお、父も養女に対する親権については、喪失することを了承している。長男に対しては、父は自分の気に食わないことがあったりすると、日常的に身体的折檻を繰り返しており、平成10年10月25日には左鼠蹠部刺創、頭部打撲の傷害を負わせ逮捕された。そのため長男は児童養護施設に入所中だが、父が出所すると、引取り強要により再び危険な状態に置かれることが予想される。父が日常的に身体的暴力を加え、子の福祉を著しく損なっていたことは明らかなので、長男を父の親権に服させることは不相当であるとした。長女は、父が長男に対する傷害事件で逮捕されたため、児童養護施設に入所中である。父は長女に日常的に身体的暴力を加えていた上に、長女が11歳のころから1年余りにわたり、長男に対する傷害事件で逮捕されるまで日常的に性的虐待を加えていたことから、その福祉を著しく損なっていたことが明らかであるので親権に服させることは不相当であるとした。

**【判例7】 里親を監護者と指定し、実母である親権者からの里子の引き渡し請求を否定した事例**

(山形家裁平成12年3月10日審判、平成11年(家)212号、平成12年(家)64号、家裁月報54巻5号139頁)

子の親権者母は、平成5年9月に本件児童を出産した。実父は親権者母と重婚の内縁関係にあり、本件児童を未認知。母は生活状況が不安定で、精神的・経済的に苦しかったことから、本件児童は出生直後から乳児院に措置された。この児童について特別養子縁組を前提とした里親委託を受けて約3年7ヶ月にわたって里親として養育してきた(したがって、親子結びが行われ里親と本件児童の間には心理的な親子関係が構築されてしまっている)申立人らに対して、子の引渡しを求め、これに対して元里親・申立人らは子の監護教育を継続したいと希望したため、引渡しの方向では困難になった。そこで、児童相談所は元里親に本件の児童を一時保護委託した。実母からの子の引取りの意向が示されたことから、元里親が自らを子の監護者として指定するよう求めたのが本件子の監護者の指定申立事件である。子の連れ去り禁止の仮処分申請も行われたが、これは取下げられた。他方、親権者母は子の引渡しを申し立てたのが、本件子の引渡し申立事件である。

山形家裁は、次のようにいう。すなわち「原則として、親権者から未成年者を監護する第三者に対して未成年者の引渡しの請求が行われた場合には、これを認めるべきである」と原則論を述べつつ、「未成年者の監護権が、未成年者の福祉のために認められるものであることからすれば、例外的に、未成年者の引渡しを認めることが未成年者の福祉に明らかに反するといった特段の事情がある場合には、未成年者の引渡しを拒絶し、未成年者を事実上監護する第三者を監護者として指定することができる」とし、本件では、この特段の事情がある場合に当たるとして里親を監護者として指定できるとした。

**【判例8】 性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とする氏の変更、名の変更が認められた事例(大阪家裁平成9年4月1日審判、平成8年(家)574号、575号、家裁月報49巻9号128頁)**

本件申立人は、小学生当時に実兄から継続的な性的虐待を受け、その被害の影響が心に深く、長期間にわた

って残り、そのことを想起すると強い心理的苦痛を感じ、激しい感情的変化や外界に対する鈍化や無力感といった生理的反応を示すようになっていく。そのため、精神的に安定した生活を送ることができず、定職に就くことも困難で、完全な社会復帰ができない。申立人は、戸籍上の氏名で呼ばれることで、同じ呼称である加害者と被害行為を想起して強い精神的苦痛を感じている。申立人が氏名の変更を求めるのは、加害者ひいては被害行為を想起させる氏と、忌まわしい子ども時代を象徴する名前を変更して、被害行為を過去のものとし、その呪縛から逃れて新たな生を生きたいと考えているからである。

上記の事実によると、申立人が氏名の変更を求めるのは、珍奇であるとか難読・難解であるとか、社会的差別を受けるおそれがあるといった社会的要因によるものではなく、「主観的なしきも極めて特異な事由（申立人の上記のような心理状態は、心理学的に見てあり得ない事象ではないことが推認される）」である。主観的事由ではあるが、「近親者から性的虐待を受けたことによる精神的外傷の後遺症からの脱却を目的とするものであり、氏名の変更によってその状態から脱却できるかについて疑念が残らないでもないけれども、上記認定の事実を照らせば、戸籍上の氏名の使用を申立人に強制することは、申立人の社会生活上も支障を来し、社会的に見ても不当であると解するのが相当」であるとして、申立人が氏を変更するについて、戸籍法107条1項の「やむを得ない事由」があるものと認めるのが相当であり、また名の変更についても、単なる好悪感情ではなく上記のような事由に基づくものであること及びその使用年数等を併せ考えると、同法107条の2の「正当な事由」があるものと解するのが相当であるとした。

(鈴木博人)

### 3 刑事法分野

**【判例9】養女（6歳）に対し、折檻のためシャワーで熱湯を浴びせて熱傷等の傷害を負わせ、ショック死させた事例（東京地裁八王子支部平成8年3月8日判決、平成7（わ）第737号、判時1588号154頁）**

本事案は、被告人が本件犯行前日の夕方から養子の兄妹を残して妻と飲酒に出掛け、翌未明に帰宅したが、寝てはならないとの被告人の言いつけを守らず、被害者が畳の上で寝ていたため立腹し、被害者を起こして平手や手拳で殴る暴行を加えた上、背部、顔面等にシャワーで熱湯を1、2分にわたって浴びせかけ、被害者を死亡させたというものである。被告人は、日頃から被害者が夜寝つかずに被告人らの生活の妨げになるとか、反抗的で被告人の思い通りにならない等の理由で被害者に対して頻りに暴力を加えていた。このような本件犯行以前の暴行を詳細に認定し、これに対して、本判決は「このような暴行が教育やしつけの範ちゅうに入るとは思えない」とし、本件犯行は「子供である被害者の人権を全く無視した暴挙であって、もはや虐待というほかになく、被告人は、被害者に対して、その場の易変的な気分、感情のままに接していたことが窺え、被告人の被害者ら子供に対する保護能力は甚だ疑問であるといわざるを得ないこと」等から、「被告人の犯情は甚だ芳しくなく、その刑事責任は重いというべきである」と判断している。公刊物に搭載された刑事裁判例の中で、被告人の犯行が「虐待」にあたりと判断された最初の判例であると思われる、また、量刑上、その虐待行為及び日常的な暴行が考慮されている点で注目に値する。

**【判例10】被告人が内縁の夫による子供（3歳、次男）に対する折檻を放置して、内縁の夫による傷害致死を容易にさせたとの事案につき、無罪を言い渡した第一審判決を破棄して、傷害致死幫助罪の成立を認めた事例（札幌高裁平成12年3月16日判決、平成11（う）第326号、一審釧路地裁平成11年2月12日判決、平成9（わ）184、判時1711号170頁）**

本事案は、親権者兼監護者として被害者に対する内縁の夫の暴行を制止してこれを保護すべき立場にあった被告人が、その暴行を放置して内縁の夫による傷害致死を容易ならしめてこれを幫助したという事案である。

内縁の夫の暴行を制止し、被害者を保護しなかったという不作為が、傷害致死の幫助犯を構成するかが争われた事案であり、1審と2審で、事実認定および不作為による幫助犯の成立要件に関して、異なった判断がなされている。被告人はそれまで内縁の夫から暴行を受けており、内縁の夫に逆らえば、自分が酷い暴行を受けるのではないかという恐怖心があったと1審は認定していたが、本判決は、被告人は、当時なお内縁の夫に対する愛情を抱いていて、かつ懐妊していることもあり、その暴行に目をつぶっていたと認定した。また、2審で判示された不作為による幫助犯の成立要件は、「正犯者の犯罪を防止しなければならない作為義務のある者が、一定の作為によって正犯者の犯罪を防止することが可能であるのに、そのことを認識しながら、右一定の作為をせず、これによって正犯者の犯罪の実行を容易にした場合」であるとしている。その上で、被告人は内縁の夫が暴行を加えることを認識しており、当時の状況からその暴行を阻止し得るのは被告人以外には存在しなかったことから、被告人には極めて強度な作為義務があったとし、かつ被告人が内縁の夫の行為を監視することや言葉で制止することによっても、その暴行を阻止することが相当程度可能であったとし、実力をもってその暴行を阻止することも、1審の判断のように著しく困難な状況にあったとは認められないとして、傷害致死の幫助犯の成立を認めている。本事案は、保護者の一方の虐待をもう一方が阻止せずにいたという事案であり、虐待行為を行った者だけでなく、その虐待を阻止すべき立場にある保護者の刑事責任を明確化した判例であるといえる。

**【判例11】 強制わいせつ被告事件において、被害者である4歳の少女の供述の信用性を肯定した事例  
(神戸地裁姫路支部平成8年10月22日判決、平成8(わ)第223号、判時1605号161頁)**

本事案は、被告人が同棲していた女性の連れ子である4歳の少女に対してわいせつ行為をした事案である。被害者の母親は、本件犯行のあった日に被害者から被告人のした本件犯行について告白を受けたため、即日被害者を連れて家出したうえ、その5日後に少女の供述状況をテープに録音し、被告人を告訴するとともに、右テープを任意提出した。本判決は、まず被害者の供述能力について、被害者の知的発達能力や発語能力に特に問題点は認められず、簡単な事実に関する記憶力や供述能力は十分あると認めた。その上でテープに録音された被害者の供述内容について検討し、全体としては、終始母親が主導し、母親の被告人に対する強い反発が窺える等の問題はあるものの、本件犯行に関する供述は誘導によってなされたものではなく、被害者が具体的かつ自発的に供述していると認められる点、4歳の被告人が母親の影響下で、ことさら被告人を陥れるために虚偽の供述をしているとは到底考えられない迫真性を有している点から高い信用性が認められると判断した。また、母親は他の日にも同じような行為があったか聞くなどしていることから別件との混同も考えられず、かつ被害者が検察官に対しても同様の供述を継続している点を併せ考えると、判示事実は優に認定できるとした。本判決は、これまでの児童の証言に関する判例の認定手法を踏襲したものであるが、児童の証言を録音したテープの信用性が判断された珍しい事案である。

**【判例12】 児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に当たるとされた事例  
(最三小平成10年11月2日決定、平成8年(あ)1308号、判時1663号149頁)**

本事案は、中学校の教師であった被告人が、教え子の女子生徒に対し、性具の電動バイブレーターを示し、その使用方法を説明した上、自慰行為をするように勧め、あるいはこれに使用するであろうことを認識しながらバイブレーターを手渡し、被告人のいるところで自慰行為をさせたという事案であり、児童虐待の防止等に関する法律2条の定義する児童虐待には当たらない事例ではあるが、広い意味での児童の性的虐待事例として紹介する。最高裁は、本事案について、単に被告人の各行為が「児童福祉法34条1項6号の『児童に淫行させる行為』に当たるとした原判断は正当である」との事例判断を下したのみである。これに対し、本決定の評釈に

においては、被告人の行為が、児童福祉法34条1項6号の「児童に淫行させる行為」に当たるかどうかに関しては、被告人側の上告趣意にもある、①被害児童の行為は「淫行」に当たるか否か、②行為者自身が相手方となる場合も、児童福祉法34条1項6号に該当するか否か、③被告人の行為は淫行を「させる行為」に当たるか否かが論点となっている。これらの点について詳しくは、各評釈を参照していただきたいが、概ね、3つの論点とも肯定されているようではあるが、「淫行をさせる行為」とは、児童福祉法34条1項の各号に定められた児童福祉阻害犯罪との関係から、性的搾取行為の一形態であり、淫行の助長犯罪との位置付けをなすべきであるから、淫行の相手方は、そのことだけでは児童福祉法34条1項6号に該当しないという見解も存在する。

なお、親による性的虐待の犯罪化の問題については、安部【文献22】、林【文献25】参照。

(初川愛美)

## IV 主要文献解説

### 1 児童福祉法分野

【文献1】近畿弁護士連合会少年問題対策委員会編『子どもの権利条約と児童虐待（第20回近畿弁護士会連合会大会シンポジウム第4分科会資料）』（近畿弁護士会連合会少年問題対策委員会、1991年）

本資料は、児童虐待に対する法的対応が問題にされ始めた時期に開催された近畿弁護士連合会シンポジウムの資料であり、児童虐待の実態、関係機関の対応上の問題点、英米の児童虐待防止制度と並んで、児童の権利条約から見た児童虐待に関する法的諸問題を提示している。また、資料として大阪府小児科学会向けに実施したアンケート結果が報告され、とくに通告義務に関するこの時期の小児科医の意識を知る上で興味深い内容となっている。

これらの検討をもとに、同連合会として、児童虐待の予防、発見、通告、調査、援助、処遇のための統一的な法律の制定、自治体による広報・相談体制の強化、関係機関の連携の強化、児童相談所機能の充実を提言している。

関西地域における児童虐待への先進的取り組みの実状を示す資料として貴重であり、その後各地の取り組み、とくに司法分野での対応に与えた影響は大きい。

【文献2】泉薫「児童虐待と親権」『自由と正義』42巻2号（1991年）22～27頁

本号は、1990年に発効した「児童の権利条約」に関連して、日弁連によるこれまでの到達点を示すとともに、本条約に対する期待と条約活用のための課題を明らかにすることを目的に編集されている。少年司法、家族法、教育法と並んで児童虐待についても言及されている。本論文では、泉薫弁護士が「児童虐待と親権」をテーマに、わが国における児童虐待の実態、制度上の問題点、アメリカの児童虐待防止法制、大阪の取り組み等を紹介している。アメリカとの比較については、法制度・医療制度の違い、司法システムの差異、人的体制の多寡等をあげ、わが国に直接移入することはできないものの、児童虐待の予防と被虐待児の救済の重要性について、コスト負担を含めた社会全体のコンセンサスが必要であると述べる。

弁護士会が被虐待児の救済に本格的に関与し始めた時期の論文であり、この時期の取り組みの実情と課題を知る上で貴重な資料である。

【文献3】津崎哲郎『子どもの虐待』（朱鷺書房、1992年）

本書は、雑誌「少年補導」36巻4号から37巻7号に連載された「閉ざされた家族」に加筆修正して刊行されたものである。内容としては、児童虐待の類型、原因、児童への影響等、児童虐待に関する総論的な解説とともに

## ■ 研究報告 ■

に児童虐待に関する法制度や運用の方法、実状について、外国法との比較を交えながら、児童相談所実務の立場から詳細に検討している。例えば、当時まだ実例が少なかった児童相談所と弁護士との連携事例が紹介され、連携の有用性や運用上の課題等が述べられている。

児童虐待に関する法的対応に社会的にも実務的にも十分な関心をもたれていなかった時期に、児童相談所の現場から法制度活用の可能性と運用及び立法上の課題が示されるなど、児童虐待に関する法学研究の足がかりとなったランドマーク的文献である。

### 【文献4】許末恵「児童虐待」川井健他編『講座 現代家族法第3巻』（日本評論社、1992年）285～304頁

本論文は、著者の一連のイギリス児童法研究を踏まえて、児童虐待の定義、原因について言及した後、児童虐待への対応——とくに強制的保護の制度——をイギリス法との比較の観点から検討する。イギリス法からの示唆として、法律関係を含めた援助者の訓練の必要性、児童相談所の拡充を指摘し、法的対応のあり方として、被虐待児の安全確保はもちろんのこと、法による対応が強力な効果を伴うところから、場合によっては事態を悪化させることもあることに留意し、関係機関との関わりの中なかで法が果たすべき役割を明らかにすることの重要性を指摘する。

とかく法的強制力による被虐待児の保護が強調されはじめたこの時期に、法的介入の限界を指摘し、親への援助および代替的監護まで視野に入れた法的枠組みを提示した点で貴重な論文であるといえよう。

### 【文献5】斎藤学編『児童虐待（危機介入編）』（金剛出版、1994年）

本書は、「子どもの虐待防止センター」の発足と運営に関わってきた各領域の専門家により執筆されている。同センターが開催した連続セミナーの内容をもとに、精神医学、小児科学、母子保健、児童福祉、臨床心理学等の立場から、児童虐待の初期介入から治療まで総合的に論じている。法律学関係では、児童虐待に関する法制度の概要、児童の保護と親権についての論稿が収められている。当時まだ被虐待児の保護のために児童福祉法や民法上の制度が積極的に運用されていなかったという状況のもとで、これらの制度の効果的運用のための方策等が工夫されていたことを知る事ができ、興味深い。

### 【文献6】石川稔・森田明編『児童の権利条約——その内容・課題と対応』（一粒社、1995年）

本書は、1994年における児童の権利条約批准に併せて、同条約批准に伴うわが国の法制度上の課題を検討するものである。児童虐待については、石川稔が「児童虐待」部分（同条約19条）を執筆し、その審議経過を詳細に検討し、同条の立法趣旨を明らかにする。すなわち、①第1項の保護措置には当初立法上および行政上だけであったものが、予防との関係で社会上および教育上の措置が含まれるに至ったこと、②第1項の保護措置を具体的に実施に移すための手段が第2項に規定されたものであること、③第1項も第2項も予防措置を重視していること、④児童虐待事件の手続にとどまらない福祉的措置の手続が入ったこと、⑤処罰措置として児童虐待事件が取り扱われるのが嫌われたこと等、「本条第2項は福祉モデルと司法モデルの折衷として成立したものであること」が明確にされた。

わが国の課題としては、社会的援助の制度は比較的整ってはいるものの、予防のための措置が公的にはほとんどとられていないこと、被虐待児に対する教育的予防措置、虐待親に対する治療のシステムが不十分であること、児童虐待発見のためのシステムが効果的でないこと等をあげるとともに、児童虐待の予防、治療のための研究専門機関の設置を検討すべきであるとした。

本論文は児童の権利条約から見た課題を適切に指摘するなど、その後の児童虐待防止制度のあり方を検討する上で重要な示唆を与えた。



その他、児童の権利条約との関係で児童虐待について論じるものとしては、波多野里望『逐条解説 児童の権利条約』（有斐閣、1994年）、永井憲一・寺脇隆夫編『解説・子どもの権利条約』（日本評論社、1990年）がある。

**【文献7】許斐有『子どもの権利と児童福祉法——社会的子育てシステムを考える』（信山社、1996年）**

本書には、児童福祉法及び児童の権利条約の基本理念の研究の一部として、児童虐待の法律問題に関する論文が3編収められている。その他に、児童の権利条約からみた児童福祉の課題、親の養育責任と国の責任の関係、子どもと家族に対する公的・社会的支援システムの課題等の論点に関する論文も収録されている。

本書の特徴は、児童虐待の問題にとどまらず、児童の養育に関する親・家族の責任と国・社会の責任の関係を児童の権利条約という枠組みでとらえているところにある。また、児童虐待における対応方法についても、児童の権利の視点から検討されるなど、それまでの「保護の対象としての子ども」観ではなく「権利の主体としての子ども」観に立脚して、制度のあり方を検討している点で示唆に富んだものとなっている。こうした視点は、児童虐待に対する積極的介入が求められている現在、今後の方向性を示すものとして、今後ますます重要になろう。

**【文献8】釜井裕子「児童福祉法28条1項1号の家庭裁判所の承認について」『家庭裁判月報』50巻4号（1998年）1～84頁**

本論文は、家庭裁判所判事補である著者が1994年から1996年にかけて全国で扱われた児童福祉法28条事件のうち51事例を紹介・検討するとともに、28条事件手続運営上の留意点等に言及するものである。内容としては、児童虐待に関する法的対応の制度とその問題点を検討し、とくに児童福祉法上の制度について詳細に紹介する。これまで家庭裁判所関係者にあまりなじみのなかった児童福祉制度を紹介しており、同制度の理解につながったものと思われる。28条審判については、虐待の各類型ごとに判断基準を詳細に検討し、これらを踏まえて運営上の留意点が述べられるなど、28条事件の実務に有益な内容となっている。また解釈上の論点——28条審判を本案とする保全処分の可否や28条審判の効果等——についても詳細な検討が加えられている。

これまで児童虐待問題にあまり積極的に対応してこなかった司法分野ではあったが、本論文は啓発的影響と共に、実務への影響も大きく、その後の家庭裁判所関与のあり方について一石を投じた論文であるといえよう。

**【文献9】吉田恒雄編『児童虐待への介入』（尚学社、1998年）**

児童虐待に関する法制度のあり方を考えるためには、児童虐待に対する多面的な理解が不可欠である。本書は、こうした観点から、児童虐待に対する法的介入——とくに強制的介入——について、民法、児童福祉法を中心とする現行法制度の解釈を中心に、司法、心理、福祉、医療といった学際的な立場から、児童虐待への介入について論じるものである。

法学的検討としては、児童虐待に関する法制度、28条審判による入所措置をめぐる問題、親権喪失、28条事件を中心とする保全処分制度の他、家庭裁判所における調査官の役割や弁護士実務から見た児童虐待事件及び被虐待児への面接技法についてそれぞれ検討されている。

その後、刑事的介入に関する論文を加えて、増補版が1999年に刊行された。

**【文献10】桑原洋子＝田村和之編『実務注釈 児童福祉法』（信山社、1998年）**

本書は、1997年の第50次改正までを対象として、児童福祉法の逐条解説をする大部の注釈書である。本書の目的は、「各条文ごとに判例に重点を置き、学説を検討し、実務の客観的状況を明らかにすることにより、今

## ■ 研究報告 ■

後の児童福祉のあり方を模索する」ことである。内容としては、児童福祉法の総論的解説に始まり、各条文ごとに参照条文、参考文献、判例とその評釈、当該条文の趣旨、改正経過に続いて、条文の個々の問題点について解説が付されている。刊行当時から時間が経過しているとはいえ、明確な方針のもとに編集され、児童福祉法の解釈を知る上でたいへん貴重な文献である。また、判例、参考文献なども有益である。

### 【文献11】中村昭代他「児童虐待に関する家事事件の調査及び関係機関との連携について」『家庭裁判月報』51巻6号（1999年）95～143頁

本論文は、大阪家庭裁判所における児童虐待事件調査の実状等を報告するものである。内容としては、児童虐待の定義を踏まえて、家庭裁判所の審理対象と審理の枠組みについて総括的検討をし、各論としてモデル事例に則して、調査方法及び関係機関との連携のあり方を論じ、最後に児童虐待事件調査の勘どころを「虐待事件に臨む姿勢について」としてまとめている。

児童虐待事件が家庭裁判所に係属した場合の家庭裁判所の対応について具体的に述べられ、調査・審理の内容を把握することができるなど、本論文は、たいへん有益な資料となっている。家庭裁判所関係者はもちろん、弁護士、児童相談所関係者にとって必読の論文である。

### 【文献12】橋本和夫「子の虐待と家庭裁判所」『ケース研究』249号（1996年）62～86頁

本論文は、家庭裁判所における虐待問題への取り組みが始まろうとするときに、家庭裁判所調査官が初めて児童虐待問題について本格的に論じた論文である。内容としては、虐待についての知識や法的対応方法を概説した上で、家庭裁判所における虐待事件を調査する上での留意点を挙げている。すなわち、①危機介入という視点をもつこと——迅速性と事態把握の適正性、②虐待親への面接技法を駆使すること——虐待親の特徴に見合った面接技法を駆使すること ③子どもの調査の難しさの克服——表現能力の問題、調査についての子どもの理解、被害児への感情移入のおそれである。これらの点は、家庭裁判所での経験や研究の成果と思われるが、その後の家庭裁判所における対応方法に重要な示唆を与えている。文末に付された児童福祉法28条事件の一覧表も有益である。

### 【文献13】児童福祉法規研究会編『最新 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説』（時事新報社、1999年）

【文献10】とは対照的に、本書はその系譜からみても、児童福祉法について、いわば厚生省の公権的解釈を示すものであり、通知その他に言及している。1951年以降の児童福祉法行政の状況や変遷を知る上では不可欠の資料である。

（吉田恒雄）

## 2 民法分野

### 【文献14】辻朗「親権喪失制度について—子の虐待との関連を中心として—」『谷口知平先生追悼論文集1 家族法』（信山社、1992年）291～310頁

子の虐待に対する民法上の対応として基本的には重要なものは親権喪失宣告制度である。しかし、この制度の利用は多くない。そこで、親権喪失宣告制度が実効性あるものとしてうまく機能しうる制度あるかを伝統的な民法理論に基づいて検討した論文である。

立法史をみると半封建的性格をもつ明治民法のなかで親権はもともと近代的性格をもつものだったとはいえ、戦後の民法改正が「子の福祉」まで直接的な射程に入れていなかったことから、民法は親権を親の側から

観念していることは否定できないという。こうした特色をもつ親権に関する喪失制度が、立法当初は考えに入れられていなかった子の虐待に有効に対処しうるのかを検討している。子の虐待は、主に「親権の濫用」との関連で問題になる。親権濫用は、権利者の適切妥当な権利行使の期待に基づく権利濫用法理の中に位置づけられるべきだし、また権利濫用法理に非常になじみやすいものだという。親権（身上監護権）の濫用とは、親権者が親権を認められている社会目的から逸脱して、それを事実上もしくは法律上行使することまたは行使しないことによって、子の福祉を著しく害することになるという。この判断基準は、身上監護権行使の自由も肯定せざるをえないので、親権濫用はいかに子の福祉を害しているか、その程度が著しい場合に限られるべきだという。そして、「親権喪失制度は、それ自体は子の福祉を積極的に促進するための制度ではなく、子の福祉が著しく害されていることが親権者の義務不履行に起因するときに、事後的に、その親権を剥奪することにより当該親権者以外のもとの子の福祉を実現させることを目的とするものである。子の福祉の実現ということからいえば、この宣告により当該親権者以外のところで監護教育される子に対して、その後における親権の行使を名目とする不当な干渉を排除できることこそが、この制度のはたすべき重要な機能のはずである。したがって、現実の子の福祉が著しく害されている場合には、親権者の有責性の有無にかかわらず、児童福祉法に基づく措置などなんらかの保護・救済手段が講じられなければならないとしても、それが親権者の責に帰すべき事由に基づかない場合にその親権を剥奪しても、著しく害されている子の将来にわたる福祉にとってほとんど実質的な意義はない」として、子の利益、子の福祉の観点から濫用かどうかを判断し、親に責任がないときも親権喪失を認めるべきだという見解には反対する。

**【文献15】 吉田恒雄「児童虐待防止制度試論—予防・発見・通告を中心に—」 田山輝明他編**

『現代家族法の諸相 高野竹三郎先生古希記念』（成文堂、1993年）179～212頁

児童虐待の特質にはどのようなものを挙げることができるだろうか。古くから見られる親の貧困による子どもの放置、「しつけ」に名を借りた折檻のほか、親のストレスのはげ口が子どもに向くような「家族病理的」もしくは「社会病理的」虐待も存在する。虐待は当該の親子間だけではなく、世代を越えて虐待のサイクルが継続していくという。こうした児童虐待に対しては子どもの保護や親子再統合が問題になるが、虐待が発生してからいかに対処するかに比べて、虐待を予防する方が子どもの保護のためには有効であり、費用の点でもはるかに少なく済むという。

このような視点から見て、わが国の保健、医療、福祉、教育、法律の各分野の制度は十分なものといえるのだろうか。本論文は、わが国の児童虐待防止のための総合的制度のあり方を、虐待の予防および発見・通告に焦点を絞って議論するものである。

児童虐待対策の基礎には「児童の権利条約」が置かれ、この条約の趣旨に従えば、子どもの保護が必要なときでも、できる限り親子分離せずに親による養育を継続する方法で行われなければならないという。また親子分離がなされても、親の第一次的養育責任からすると、国は、親による本来の養育を回復し、家庭復帰のための援助をしなければならないという。親子分離ができるだけ行われたいためには、児童虐待の予防施策、問題発見施策の充実が重要になるのである。

児童虐待の予防対策は、一般市民と児童福祉の専門家を対象とした啓発・教育のための一般的予防対策と、児童虐待の危険の大きい親子を対象とした援助、治療である個別的予防対策がある。一般的予防対策の充実、児童虐待に対する社会認識を深め、被虐待児とその親に対する援助を充実させ、さらに虐待の発見を容易にして、子どもを親の私物視する意識を変えて、子どもの養育に対する社会全体の責任の自覚にもつながる。一般的予防の方法としては生活援助・啓発活動・相談活動が挙げられている。個別的予防対策としては、リスクの高い家族・親等の虐待要因の治療・援助が効果をもつが、その実施には、自発性や家庭介入への法的問題等

## ■ 研究報告 ■

様々な問題があるとも指摘されている。個別予防の方法としては、保健所等による健康診査、ハイリスク児・ハイリスク親に関する育児相談・妊産婦教育が重要だという。

児童虐待の発見と通告に関しては、アメリカの通報法を参考にして日本の通告制度の不備をどのように克服して、より実質的内容をもつものにしていったらいいかが検討されている。他方、アメリカの通報制度の問題点も指摘されている。

最後にアメリカとは異なる虐待予防制度をもつイギリスの制度に言及した上で、日本における保健所を中心とする母子保健制度の重要性とその活用が指摘されている。

**【文献16】許斐有＝白石孝「親権の消極的濫用を理由とする親権喪失宣告—児童相談所長の申立により認容された事例の考察—」『社会問題研究』42巻2号（1993年）47～75頁**

「《判例研究》身体的虐待を理由とする親権喪失宣告—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(2)」『社会問題研究』44巻2号（1995年）175～198頁

「《判例研究》児童福祉法28条による施設入所措置の承認—児童相談所長の申立により認容された事例の考察(3)」『社会問題研究』45巻2号（1996年）245～267頁

児童相談所長による裁判所への申立が認容されたケースの事例研究である。(2)からは判例研究という表題が付されている。たしかに裁判所に申し立てられた事例なのでその意味では判例研究であるが、内容的には児童相談所の児童福祉司がケースの紹介と詳細な分析を行い、研究者が親権法・児童福祉法制の中での位置づけ、当該のケースを通して明らかになった他のケースでも問題になる論点の分析を行うという役割分担をして試みられたケース研究である。いずれも具体的なケース、未公判判例を検討するという今日では個人情報保護との関連もあり、なかなか行われにくいタイプの論考である。児童福祉法28条に関する研究はその後ある程度の進展を見せたといえようが、ネグレクト事例や児童相談所長からの親権喪失申立に関する事例の研究は少ないため、現時点でも有用性を失っていない。このような研究に接すると、児童相談所と法律学の研究者による共同の事例研究の必要性と有効性を現在でもなお感じさせる。

**【文献17】吉田恒雄「児童虐待に関する法的対応のあり方」『早稲田法学』69巻4号（1994年）67～93頁**

【文献15】が、児童虐待の予防・発見・通告を中心に論じているのに対して、本論文は、まず児童虐待に対する法的対応の理念を児童の権利条約に基づいて明らかにする。その上で、民法、児童福祉法、人身保護法による強制的介入の方法とその問題点が検討される。さらに、刑法による対応を検討して、刑法が児童虐待への対応において果たしうる機能と問題点が検討される。このような段階的に次第に強くなっていく介入の度合いに応じた法的対応について順を追って論じていくことの根底には、児童虐待への法的対応には、関係する当事者の人権に配慮した手続と基準が必要であるとの認識がある。児童虐待の予防・発見段階では、法の機能は親による養育を可能にする条件整備にある。これに対して強制的介入の段階で、子どもの公的保護と親の監護教育権の紛争となったときには、その判断は司法に委ねられねばならず、この段階での法の役割は、対立する利益の調整のための判断基準ということになる。しかし、法以外の社会規範や援助手段が存在するときにはそれらによるべきであって、それが不可能なときにはじめて、適正な手続に基づく法的介入が強制的になされるべきであると主張する。

**【文献18】津崎哲郎「親権と子どもの利益——児童虐待をめぐる——」『家族＜社会と法＞』10号（1994年）140～154頁**

1993年11月13日に行われた日本家族＜社会と法＞学会の学術大会「児童の権利に関する条約をめぐる問題—

子どもと家庭―」での報告である。児童虐待の定義から説き起こす。児童相談所が行う児童虐待への援助の一環として親権制限の問題も取り上げ、最後に児童の権利条約との関連について論じている。児童虐待への援助としては、(1)在宅指導、(2)緊急一時保護、(3)保護者の同意による施設入所、(4)家庭裁判所申立て（児童福祉法28条）による施設入所、(5)親権喪失申立てである。それぞれについて、その具体的内容と実施にあたっての課題が示されている。民法親権法に直接関連するのは、親権喪失申立てである。「児童福祉法28条の申立てによる処遇では実効が得がたいとき、最後の対処方法として」行われるのが親権喪失申立てである。実際には児童相談所長からの親権喪失宣告請求（児童福祉法33条の6）は、きわめて稀にしか行われぬが、親権喪失宣告の請求を本案として、「保全処分（親権の一時停止と代行者の選任）が可能なので、そのうえで親権の変更や監護者の指定など、別の養育者を確保することによって問題の解消を図るという方法も可能である」と指摘する。（親権喪失申立てにあたっての課題についてはⅡ3判例の動向の(2)民法①親権喪失を参照のこと。）

また、児童の権利条約との関連で民法上特に重要な指摘は、条約12条（意見表明権）に関して、従来の児童福祉の実務では、児童を権利の主体者としてとらえ、手続き上、児童の権利を制度的に保障しようという発想は存在しなかったという。児童の意見表明は、ケースワーク・カウンセリングの技法を活用して本意を汲み取り、併せて年齢・能力に応じた情報提供を十分行った上で意見を聞く必要が強調されている。

#### 【文献19】 弁護士実務研究会『児童虐待ものがたり―法的アプローチ―』（大蔵省印刷局、1997年）

弁護士がかかわった児童虐待ケースの紹介部分とかれらの座談会部分から構成されている。身体的虐待（4ケース）・性的虐待・精神的虐待・遺棄（各1ケース）に分けて各ケースでどのような対応をしたかが紹介されている。民法や児童福祉法上の法制度が存在していても、それら制度は児童虐待事例から子どもを救出するための制度としては十分な制度ではないという側面と、制度はあってもそれを使う関係者・関係機関が十分に制度を使いこなしていないという側面があることを指摘している。その意味では法的介入の方法の改革に向けた（例えば、親権喪失請求権者に公益の代表として検察官が加えられているが、検察官が請求することは現実にはまずないので、公益代表としての請求権者に弁護士会長を加えるべきだというような）議論や制度をこのように使って対処したといった、いわば児童虐待への法的対応の比較的初期段階での経験を報告することによって一般市民にとっても、専門家にとっても法的対応や法制度がどうあるべきかについて問題を提起する啓発的な内容になっている。その中でも特に目につくのは、親権の義務性を主張する議論と関係機関の親権への配慮に起因する対応の遅れや鈍さへの苛立ちである。

（鈴木博人）

### 3 刑事法分野

#### 【文献20】 小林寿一「犯罪・非行の原因としての児童虐待―米国の研究結果を中心に」『犯罪と非行』109号（1996年）111～129頁

本論文では、アメリカにおける児童虐待と非行に関する調査研究、児童虐待と非行との関連のメカニズム、少年の性犯罪者の攻撃性に児童期の被虐待経験が影響を及ぼすプロセスに関する筆者が行った研究が紹介されている。本論文は、研究者が児童虐待と非行の関連性を認識する契機となった論文であると言っても過言ではないと思われる。本論文発表以前にも児童虐待と非行の関連性を示す論文はみられたが、調査研究としては、対象者数が少なかった。これに対し、本論文で紹介されたアメリカにおける児童虐待と非行に関する調査研究では、908人の虐待経験のある者を被虐待群とし、比較対照群667人と比較し、非行歴や成人後の逮捕歴等を検討している。その結果は、非行歴で26%対17%という結果が導かれている。

**【文献21】 萩原玉味＝岩井宣子編著『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて』（多賀出版、1998年）**

本書は、女性犯罪研究会が、1993年から1995年までの3年間にわたって行った児童虐待の実態調査、内外の文献収集・分析をもとに、児童虐待の病理性、外国の事情・法制、日本での対応策について検討を行った結果をまとめたものである。特に、児童虐待の実態に関しては、女性犯罪研究会が独自に行った調査をもとに統計が取られている点で注目に値する。また、外国の対応策については、アメリカ、ドイツ、イギリスが取り上げられ、わが国における対応策については、刑事的アプローチ、福祉的アプローチ、治療的アプローチという3つに分類され、多角的に検討が行われている。特に刑事法的アプローチに関しては、後掲文献（【文献22】）の著者である安部哲夫が担当し、刑事法的対応のデメリットや刑法の謙抑性等に言及した上で、「それにもかかわらず、そしてそうであればこそ、児童虐待を特別の犯罪類型として意識し、かつ新たな構成要件を整備する必要性を強く感ずる」と刑事的対応の必要性を強調している。

**【文献22】 安部哲夫「児童虐待の刑事法的対応について」『北陸法学』7巻1号（1999年）1～20頁**

本論文は、アメリカにおける児童虐待対策、特にカリフォルニア州における児童虐待への刑事法的対応を参考に、わが国における児童虐待の刑事規制の検討を行っている。刑事規制について詳細に検討し、そのあるべき姿を明確に示しており、その点で先駆的である。本論文が主張する刑事規制の主なものは、誤報通告者への免責と不通告者への刑事罰、親権者または監護責任者による児童への虐待傷害罪および虐待致死罪、親権者または監護責任者による児童への性的虐待罪である。虐待行為自体に対する刑事規制は、後者2罪であるが、これらは刑法ではなく、児童福祉法34条1項に導入すべきであるとの主張がなされている。それは、児童福祉法に規定されると、事件の管轄が家庭裁判所になり、児童の立場や家庭環境の調整について、より保護的な対応が可能になるからであるとされている。また、筆者は、刑法の謙抑主義を重視し、刑事法的対応は、まさに最後の手段（ウルティマ・ラティオ）であるべきであるという考えから、刑法ではなく、より柔軟な児童福祉法にこれらの規定を置くべきであると考えているようである。

**【文献23】 岩井宣子「児童虐待の病理と対策」『犯罪と非行』120号（1999年）4～28頁**

本論文は、統計を用いて児童虐待の実態を明らかにし、児童虐待の対応策について予防、発見、調査・評価・救済、そして刑事規制という4つの角度から検討をしている。予防においては、母親の育児負担の軽減のための社会的支援体制の整備や児童虐待のおそれのある致死傷事件を扱った警察による児童相談所への通告の必要性が主張され、発見段階では、通報があった場合に警察が速やかに調査を開始する等の積極姿勢をもつことや、保健所、医療機関、保育所、学校、警察等の関係機関職員に対する罰則なしの通告義務の明定等が主張されている。また、調査・評価・救済においては、関係諸機関の連携の強化等が主張されている。刑事規制に関しては、「『法は家庭に入らず』の原則は、暖かい家族関係が崩壊している家庭には、適用されるべきではない」との強い主張がなされている。また、子どもの最善の利益を考慮し、福祉的アプローチを評価しながらも、必要な場合には、親権者に対しても強行措置がとられうる法的根拠として、児童虐待に対する刑事規制を盛り込んだ包括的規制法の立法の必要性が説かれている。

**【文献24】 明治学院大学法学部立法研究会編『児童虐待—わが国における現状と課題』（信山社、1999年）**

本書は、1997年6月に行われた明治学院大学立法研究会シンポジウム「児童虐待—わが国における現状と課題」をまとめたものである。同シンポジウムでは、法学的観点からだけでなく、実務や精神科、社会学等の観点からの報告が行われ、児童虐待について多角的な検討が行われている。それぞれの分野での現状、諸外国の状況、児童虐待の対応策問題点やそれに対する提言などがまとめられている。法学的観点からは、中谷瑾子が

児童虐待の実態と法的対応について総合的に報告し、安部哲夫が児童虐待の規範化、通告義務の問題、児童相談所や家庭裁判所の法的機能の強化について報告している。報告後の討論においても、親権の問題、通告義務の罰則化等法的問題が取り上げられている。

その他、参考資料として全国各地での子ども虐待への取り組みの紹介や法医学からの調査報告等有益な資料が掲載されている。また、多くの参考文献がリストに挙げられている。

**【文献25】** 林弘正「児童虐待、特に『親による性的虐待』に対する刑事規制について」『常葉学園富士短期大学研究紀要』2号（1992年）67～93頁、同著『児童虐待 その現況と刑事法的介入』（成文堂、2000年）所収

筆者は、性的虐待に関して数々の研究を行い、性的虐待の刑事法的介入に関して提言を行っている。本論文は、その研究および提言の初期のものであるが、児童虐待、特に性的虐待に関して、事例研究及び刑事規制についての考察が詳細に行われている。刑事規制に関しては、児童の権利条約19条から、「『親による性的虐待』に対して何らかの刑事規制の措置が検討されねばならない」とし、「『親による性的虐待』を規制するための新たな犯罪類型の設定」が必要であるとしている。具体的には、「ドイツ刑法174条1項3号の規定を参考にわが改正刑法草案301条2項として同種の規定をおき、同2項を3項とすることが一つの方策」であるとされている。

（初川愛美）

#### 4 児童福祉分野

**【文献26】** 全国児童養護施設協議会「特集 児童養護施設における被虐待児処遇の実際」『児童養護』30巻3号（2000年）4～33頁

本誌発刊30周年を記念して4回の児童養護セミナーを催したが、その3回目にあたる「児童養護施設における被虐待児処遇の実際」をテーマとしたセミナーの報告が特集となっている。特段、児童虐待防止法の成立をにらんだ企画ではなく、むしろ、児童養護施設での日常における困難な課題として、被虐待児の処遇に着目し、現場職員の問題意識に答える学習資料としての意味合いが強い編集となっている。構成は、法医学者・児童相談所の虐待専門委員会に参加している弁護士・児童相談所職員を擁したシンポジウム、同意入所の難しさから28条申し立てに踏み切った「虐待を行う親へのアプローチ」・「トラウマを抱えた子どもとほかの子ども集団との適応課題」・「問題行動を起こす子どもへの対応」という各事例報告からなっている。施設入所に際する親権者の同意、親権を持たない保護者の面接要求への対応は、児童養護施設に共通の課題として話題に上っている。このうち非親権者の面接交渉については、近年「子どものために必要がある」から家庭裁判所が認めるようになってきた経緯をうけて家裁への申し立てを経なくても積極的に児童相談所が認めてかまわないという流れに変わってきている旨がシンポジストより報告され、「子どものために法律があると思っています」（安部計彦・北九州市児童相談所判定係長）と締めくくられている。

**【文献27】** 日本子ども家庭総合研究所「特集 虐待をめぐって」『母子保健情報』42号（2000年）2～172頁

本書は、児童虐待防止法の施行を期に、「特集 虐待をめぐって」を組んで刊行された。厚生省児童家庭局母子保健課が編集協力している本誌の性格上、児童虐待防止法制定の趣旨に即した内容の論考が盛り込まれていると見てよいだろう。

実際、才村純「児童虐待対策の現状と課題、その解決方向について」、川崎二三彦「児童虐待と児童相談所」、平湯真人「『児童虐待の防止等に関する法律』の概要と残された問題点」、前橋信和「『児童虐待の防止等に関する法律』及び関係通知等の概要」では、新法によって実効性を増し強化された虐待の発見と介入のためのシステムを解き明かし、さらに積み残しになった課題について言及している。

一方で、「早期発見・早期対応に向けて第一線レポート」として、児童虐待の近くに位置する可能性のある専門職—産科医、助産師、小児科医、保健師、児童福祉司、保育士、養護教諭—が報告を寄せているが、このうち児童福祉司を除いては法的処遇によらない各専門職域での家族支援について、具体的な取り組みの可能性が述べられていて興味深い。こうした法律以前の有機的な動きを活発化させたのも、新法制定の効果の1つに数えられるだろう。

(田澤薫)

#### 【文献28】厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針』（日本児童福祉協会、1990年）

本資料は、児童相談所の適正な運営及び相談援助活動の円滑な実施を目的として作成された業務運用に関する指針である。本指針は『児童相談所執務提要』（1977年発行）を、1990年に『児童相談所運営指針』と改称し、内容の見直しも全面的に行なわれ策定されたものである。改訂の経緯は以下の2点と考えられる。1つは、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律」の制定（1986年）により、児童福祉施設入所措置等の団体事務化が実施されることになり、児童相談所の運営に関して新たな内容を追加する必要が生じたためである。もう1つは、1989年に国際連合において採択された「児童の権利条約」を反映して、相談業務に関して、子どもの権利擁護の尊重および子どもの最善の利益に対する配慮が行なわれたからである。

当時の児童相談所の運営及び活動は、本指針、すなわち厚生省児童家庭局長通知「児童相談所運営指針について」（平成2年3月3日児発第133号）を基にして行なわれていたが、本通知の作成担当者の一人であった柏女霊峰は、本指針について以下のように述べている。「(1)児童相談所の運営の特徴を①診断主義、②チーム・アプローチと合議制の2点を根幹に据えて明確化したこと、(2)児童相談所事務の団体事務化にともない、児童相談所運営の地域間格差が広がることのないよう、運営指針の行政通知としての位置付けをより明確化し、国としての考え方を改めて提示したこと、の2点が本指針改訂の最大の特徴といえるのである。」（柏女霊峰「児童相談所運営指針通史」『淑徳大学大学院総合福祉研究科研究紀要』13号〔2006年〕52頁）。この記述が示すように、近年の児童を取り巻く状況に応じて、また団体事務化の影響を受けて、児童相談所の役割が、本指針から徐々にではあるが変化してきたことを理解することができる。しかし、児童虐待の対応に即した内容を確認すると、本指針においては記載量が非常に少なく、また法的部分の運用に関する箇所も特記事項はなく、要保護児童について児童福祉法の規定のもとに対応する旨が記されているに過ぎなかった。とはいえ、その当時、日本においても社会問題として児童虐待の問題が顕在化し始めており、その影響を受けてか厚生省は児童相談所を通じて集計する全国統計の様式（項目）を改定した。その結果、児童虐待相談件数の集計が、この指針の規定から開始され始めた点は着目するところである。

#### 【文献29】厚生省児童家庭局企画課監修『児童相談所運営指針 改訂版』（日本児童福祉協会、1998年）

本資料は、1990年に発行された『児童相談所運営指針』【文献28】を改訂（1998年）したものである。改訂の理由は、1994年の「児童の権利条約」批准による児童の最善の利益を主眼とした相談援助活動への展開と、1997年の児童福祉法改正に伴い児童相談所の新たな取り組みが実施されることとなったからである。特に注目すべき部分は、深刻な児童虐待事例への対応が、今回の改訂内容に付加された点である。虐待への法的な対応に関しては、特に立ち入り調査、一時保護、児童福祉法28条の活用、親権喪失宣告の請求等について、本指針および厚生省児童家庭局長通知「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」（平成9年6月20日児発第434号）に基づいて実施する旨が明記されている。

虐待に関連する記述について、法的部分を中心に確認すると、具体的には概ね以下のようにまとめられる。



1. 調査については、(1)面接では、虐待相談の場合、緊急保護の要否を判断する上で児童の心身の状況を直接観察することが極めて有効であり、児童の来所が望めない場合、可能な限り早期の段階で児童の家庭や所属集団等において児童の観察を複数の職員により行なうこと。(2)立入調査（児童福祉法29条）では、虐待や放任等の事実の蓋然性、児童の保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、児童福祉法28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行なえることに留意すること。立入調査に当たっては、必要に応じ、児童又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう警察に対する事前協議を行い、連携による適切な調査を行い、その状況に応じて一時保護につなげるなど児童の福祉を最優先にした臨機応変な対応に努めること。 2. 一時保護では、虐待・放任等を受けた児童を家庭から一時引き離す必要がある場合、本指針に定めるほか、前述した第434号通知に従うこと。 3. 児童福祉法28条の規定に基づく請求では、(1)その条件として、①保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、児童福祉法27条1項3号の措置をとることが児童の親権を行なう者又は後見人の意向に反する場合。②上記①に該当する児童で、児童を現に監護している者から親権を行なう者又は後見人に引き渡しても同様の児童虐待、監護の懈怠等が明らかに予想される場合等。(2)施設入所の措置を採るに当たっては、親権を行なう者又は後見人の意向を十分聴き、その同意を得て行なうことが望ましいが、それが困難な場合には児童福祉法28条の請求を行なうが、これによっても児童の福祉が守りがたい場合には親権喪失宣告の請求も検討すること。 4. 親権喪失宣告の請求及び保全処分申立てでは、(1)親権の濫用又は著しい不行跡が認められる場合には親権喪失宣告の請求を検討すること。これには、児童相談所や施設の指導にもかかわらず、親権者が再三にわたって児童を施設から強引に連れ戻し虐待等を続ける場合も含まれる。(2)親権喪失の審判があるまでの間、緊急に児童を保護する必要がある場合には、家事審判規則74条1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立を検討すること。

このように、本指針は、児童虐待への対応に関する記載量が多く、第434号通知に基づき現行の法律を十分に活用し積極的に臨むことが、児童相談所の役割として必要であるということが強調されている。また、具体的に法律をどのように活用すべきかについても、これまでの指針と比較すると詳細に渡り述べられており、その点も本指針の特徴であると言える。この1990年の改訂から児童相談所の機能自体が虐待対応によって大きく変容してきていること、そして従来の運営指針とは違い、虐待に対応するために法的内容が多く盛り込まれたものとなっている点にも留意する必要がある。

(加藤洋子)

**【文献30】大阪府児童虐待対策検討会議『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第一次版）』（大阪府福祉部福祉総務課保健福祉政策室、1990年）**

日本で最も早い時期に編集された児童虐待の対応の手引きである。大阪府では、府下を対象に1988年に行った「被虐待児のケアに関する調査」（大阪府児童虐待調査研究会）の結果を踏まえて、1989年に児童虐待対策検討会議と児童虐待マニュアル検討委員会を発足させた。本書は、その成果である。全101頁の本文に、行政文書の書式をはじめとする資料が付されている。

「はじめに」に「わが国最初のマニュアルであり不備も多いが、さらに取り組みが進み制度が充実することによってより高度のマニュアルへと発展する礎になることを願う」とあるように、まとまった手引きとして全国初のものである。しかしながら、マニュアル検討委員会は大阪府と府下の市の関係機関職員ですべて構成されており、全国的な視野にたつて指標を提起するというよりは、大阪府の児童虐待対策の現場に直結した手引き作成が編集目的であったと見られる。

## ■ 研究報告 ■

本書は、児童虐待の概念把握から書き起こされ、大阪府独自の詳細な判断基準を伴った児童虐待の定義が述べられている。また、従来から、児童相談所での実際的処遇は、厚生省の「児童相談所運営指針」【文献28】のほか大阪府児童相談所の内規である「被虐待児童処遇マニュアル」によっていたとあり、大阪府での児童虐待問題への取り組みの早さが指摘できるが、いうまでもなく背景には、1988年度下半期で403件（「被虐待児のケアに関する調査」報告）という全国に比して多い児童虐待の問題がある。

児童相談所、保健所、医療機関での児童虐待の見極めと具体的な対応に関しては、詳細な記述をもって積極的な姿勢を奨励している本書であるが、法的な側面については困難な認識を前に躊躇が顕著である。児童福祉法28条による申し立てについては、「この場合は、養育者との対立関係が生じ、ケースワーク処遇が困難になる場合があり、家庭裁判所への申し立ての判断は極めて困難かつ微妙なもの」（81頁）とされ、具体的な問題点として①家庭裁判所の承認を得て施設入所の措置をとった後に、親権者が家庭引き取りを主張すれば応じなければならない「承認の限界」、②申し立てから審判まで少なくとも1ヶ月以上、審判から保護者への通知や抗告期間を経て確定までに1ヶ月という「要する期間」、③「ケースワーク関係への影響」を挙げ、消極的な立場をとっている。

### 【文献31】東京都福祉局子ども家庭部計画課『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』（東京都福祉局子ども家庭部計画課、1996年）

冒頭に「子どもの虐待に関わる様々な関係機関の人たちが共通に利用し、虐待の早期発見や適切な対応を行っていくためのもの」（「発刊にあたって」）と明記され、公的機関による早期発見が編纂の1つの意図として読み取れる。本書は、「子育て支援」に関する東京都児童福祉審議会答申を受けて、1993年秋に発足した都福祉局、衛生局、教育庁の関係職員による「児童虐待マニュアル作成検討委員会」が、2年余にわたって医師・弁護士らに協力を仰ぎ、児童相談所・福祉事務所・保健所・医療機関・学校・警察等を巻き込んで事例検討を行って編んだ成果であるという（64頁）。「早期発見のためのチェックリスト」（14-17頁）は、子どもと関係機関職員が接点を持つ各場面ごとに具体性に富んだ項目が並び、多方面の専門職の実務経験が集められたことがうかがわれる。また関係諸機関を「調整機関」と「協力機関」に分け、連携と責任の考え方を詳細に説いている点で、本マニュアルは秀逸である。しかしながら初期のマニュアルとしての限界もみられる。一例をあげれば、「援助のポイント」として第1にあげられているのが「指導的な対応を避け、共感的な関わりをもちながら援助にあたる」といった、ソーシャル・ケースワークの初歩を学んだ関係機関職員にとっては知識としてはごく常識の範囲の内容であり、一方で、「指導的な対応」と敬遠されるのはどのようなことか、とか「共感的な関わり」とはどのようなことか、などといった職員個人の力量が大きく差が出る場面への具体的な踏み込みはない。

### 【文献32】厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所、1997年）

全国的な手引きとしては初めてのもので、保育所保育士、幼稚園や学校の教職員、保健所保健師、民生・主任児童委員等の家庭に身近な関係機関職員を対象に、早期発見と早期通告・相談を促す目的で作成された。総頁数60頁に満たないコンパクトな冊子で、虐待発見の目安や対応については箇条書きが主体となっている。

「あなたは、子ども虐待のケースに関わったことがありますか」（6頁）と書き起こされている本書は、虐待について理解が深いといえない限定された読者の意識改革に焦点がしぼられた構成となっている。したがって法的対応については概要が紹介されているにとどまり、むしろ「親権者への遠慮や、守秘義務との関係のためらうこともあるでしょうが、子どもの命を守り、権利を救済するために、一人で抱え込むことなく、勇気をも

って通告や相談をしてください」(51頁)と述べ、児童関係の専門職である読者を励まし、早期通告・相談につなげることに力点が置かれている。

**【文献33】東京都児童相談センター『子どもへの虐待 相談処遇マニュアル』(東京都児童相談センター、1997年)**

児童虐待の早期発見をねらって編まれた『子どもの虐待防止マニュアル—虐待への気づきと対応、援助のために—』(東京都福祉局子ども家庭部計画課・1996【文献31】)からの継承として、児童相談所が作成した詳細な業務マニュアルである。増加してきている児童相談所での児童虐待事例の経験の蓄積を共有し、実際の場面で何に留意しながらどのような手順で作業を進めるかが示されている。内容は、児童相談所職員としての虐待事例にあたる際の心構えから、書類の書き方、調査の実際、資料の集め方等に関するきわめて具体的な事柄まで多岐にわたっている。

法的手続きについては、「法的対応と手続き」の章が設けられ、「児童福祉法28条申立て」「親権喪失宣告の申立て」「不服申立て」「人身保護法への対応」の各項目について解説されている。

**【文献34】横浜市子育てSOS連絡会『子どものSOS 養育者のSOSに応えるために 横浜市児童虐待防止ハンドブック [改訂版]』(横浜市、1997年)**

本書は、横浜市中央児童相談所を事務局とする横浜市子育てSOS連絡会が、企画・編集した地方自治体版の虐待早期発見・早期対応マニュアルである。地域で子どもと関わることの多い関連機関(幼稚園・保育所、小・中・高等・盲・ろう・養護学校、民生委員・主任児童委員、医療機関、福祉事務所・保健所、児童福祉施設・児童相談所等)の職員に向けて書かれ、これら専門職が児童虐待とその対策について共通の認識を持つことがねらいとして掲げられている。児童虐待の予防と対策を「子育て支援という枠組みのなかでも展開されるべき社会的施策」と捉える姿勢は、従来の虐待を特別視する傾向とは一線を画し、先駆的である。ハンドブックには具体的に「保育所・幼稚園」「学校」「医療機関」等の場面別に虐待を疑い得る視点を示しているが、いずれも「子どものSOS」とならんで「養育者のSOS」をあげ、被虐待児・虐待者ともに援助を必要としている存在として描かれている。虐待への援助者を孤立させないための拡大ケースカンファレンスなど職種を超えた連携についても力説されており、「参考資料」の豊富な事例には「関わった機関」が列記され連携の具体を示している。

ハンドブックの編集意図が、虐待問題を抱える親子の援助にあるため、法的手段は前面に出ていないが、コラム扱いで「親権喪失の申立」「審判前の保全処分について」「施設入所に関して…(2)養育者の同意が得られない場合」などについて説明されている。

**【文献35】厚生省児童家庭局監修『子ども虐待対応の手引き』(日本児童福祉協会、1999年)**

平成10年度に予算化し、幅広い関係諸領域からの多数の編集委員と執筆協力者が集まって編纂された『子ども虐待対応の手引き』が、一般の利用に供するために刊行されたのが本書である。前書の1997年版『手引き』【文献32】の改訂ではなく、「児童相談所や児童福祉施設など虐待対応において中核的な役割を担う機関を対象として、対応のノウハウを専門的に解説した国のガイドライン」(日本子ども家庭総合研究所編『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』[有斐閣、2005年] 377頁)と位置づけられる。本書は、「実践する過程で困った項目について事典感覚で引けるよう、対応の流れに沿ってポイントとなる事項について詳細な解説が加えられている」(才村純「厚生省発行『子ども虐待対応の手引き』『母子保健情報』39号〔1999年〕103頁)というように、本文で300頁を超える体裁が事典のようであるばかりでなく、「…どのように行うか」「…どう説明するか」等の具体的方法を問う目次で構成され、その各項目に答える形で執筆されている。随所に具

## ■ 研究報告 ■

体例や事例が置かれ、非常に詳細で具体的である。

法的対応についても項目ごとに盛り込まれており、虐待ケアに法的な対応が不可欠であるという認識が根底にみられる。例えば児童福祉法28条の手続きについては、手続きの困難さの記述はなく、一方で期間を短縮する方策として「いつごろどのような事件を申し立てる予定かなど、連絡担当の家庭裁判所調査官とあらかじめ連携をとっておくと、その後の審理が円滑に運ぶことにつながる」（132頁）、「申し立てた後は、ただ審判期日を待つといった姿勢ではなく、緊密に家庭裁判所調査官と連絡を取り、調査への協力や必要な資料の追完等によって、迅速な心理に協力していく姿勢を示す」（132頁）等の実務上の工夫と、さらに「申し立て費用 収入印紙600円、郵便切手800円」「添付書類 申立人、子ども、親権を行う者または保護者等の戸籍謄本」（139頁）等を含む手続きの実際の記述など、痒いところに手が届く情報が盛り込まれている。また、最近8年の審理結果（認容61%、取下げ35%、却下1.4%）を紹介し、「家庭裁判所の判断が却下になりそうである場合でも、児童相談所としては福祉侵害が明らかにできると判断した場合には、却下の審判に対して高等裁判所に抗告し、福祉侵害の存否の判断を仰いで新しい判例を得ていくことも時には必要であろう」（133頁）と、従来にない一歩踏み込んだ姿勢も示している。

本書には、専門機関の職員に必要とされる各場面での判断や対応に関するノウハウが網羅的に編纂されているが、類書の嚆矢としてこの後の改訂を想定している。具体的には、「親や子どもへの心のケアのあり方、子どもへの意向確認の方法など」「介入の必要性や緊急保護の要否判断等に関する客観的尺度（リスクアセスメント基準）」が、加筆の必要な項目として挙げられている（才村純「厚生省発行『子ども虐待対応の手引き』『母子保健情報』39号〔1999年〕106頁）。

なお巻末には、厚生省児童家庭局企画課監修・子ども虐待防止の手引き編集委員会編『子ども虐待対応の手引き』（日本子ども家庭総合研究所・1997【文献32】）が全て収録されている。

### 【文献36】日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き 平成12年11月改訂版』（有斐閣、2000年）

本書は、「児童虐待の防止等に関する法律」の施行を受けて改定された『子ども虐待対応の手引き』に関連法令等の資料を付して、一般の利用に供するために刊行したものである。

具体的な変更点としては、「児童虐待の防止に関する法律」が警察等の関係機関との連携の強化を謳っているのを受けて具体的な連携の実際について加筆された。例えば、前書では立入調査の項で「警察には民事不介入の原則があるため、家庭内にみだりに入ることはできない」（『子ども虐待対応の手引き』【文献35】258頁）と述べ警察の同行について慎重姿勢であったのが、本書では警察の「援助」、警察との「連携」という位置づけに変わっている（248頁）。また、施設内虐待、苦情解決処理システムに言及した。

なお2004年の児童虐待防止法と児童福祉法の改正を受けて『子どもの虐待対応の手引き 平成17年3月25日改訂版』（日本子ども家庭総合研究所編〔有斐閣、2005年〕）に改訂された。

### 【文献37】日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル』（明石書店、1998年）

児童虐待防止に関するマニュアルの刊行が相次ぐ中で、法律実務に特化した専門マニュアルとして編集された。背景には、虐待事件に弁護士が関与することが徐々に増加し社会的にも要請されるようになってきた一方で、児童虐待そのものやその対応についての知識が弁護士全体の共通理解となっていない現実があったとみられる。本書は、1995年に始まる日本弁護士連合会子どもの権利委員会「児童福祉チーム」の研鑽の蓄積をまとめたものであり、児童虐待防止や対応にとくに早期から積極的に取り組みをなした先駆者たちの試行錯誤の成果といえる。虐待の理解から書き起こされ、相談を受けた弁護士が、関係諸機関と連携しながら、いずれの法

的手続によって問題をいかに解決に導くかの実際が、項目ごとに詳細に解説されている。虐待問題の解決には、子どもへのケアと親への援助の双方が必要であるという視点にたち、「相談を受ける者が法律家であるという資格を有していること自体に価値がある」場合があるとして、相談者の「癒しと成長」に役立つ弁護士のケアマインドの重要性が指摘されている（183頁）。すなわち、本書は、法律実務家である弁護士のための「法的」マニュアルでありながら、児童虐待に「法的」に向き合う場合に児童福祉的な姿勢が不可欠であるとする法律実務家のための「福祉的」マニュアルでもある。児童虐待という問題の切り口として法が大きな役割を果たすという自覚にたちながら、法だけでは問題の解決は望めない、方法論として福祉的な要素を取り入れなければ法的実務自体が活かせなくなるという視座に立っている点が注目される。巻末資料として「弁護士が関与した家事審判事例一覧表」、「『家庭裁判月報』に掲載された児童福祉法28条事件の審判事例」、「昭和30年～62年までの児童福祉法28条による審判事例」が収められており、この時期までの法的関与事例を集めたものとして貴重である。

（田澤薫）

## 5 非行・教護分野

### 【文献38】 稲岡隆之「非行と虐待」『非行問題』206号（2000年）71～81頁

群馬県中央児童相談所心理判定員の稲岡隆之は、1990年から2000年という10年での児童相談所が非行を虐待の視点から理解しようとするようになってきたことを14事例から解き明かした。本論の立場は、まず、1990年から2000年という10年間で児童相談所の実務レベルでの児童虐待理解での転換期であったとみるもので、我々の研究における「第2期」の理解と重なり興味深い。「大阪府児童相談所の調査では、性的虐待の39ケース中30ケースに非行的な問題行動が見られたという報告もある」と紹介している論文（菅原昭秀「性的虐待をめぐる～大阪府児童相談所の報告」『第16回児相研セミナー報告書』1990年）の発表も1990年である。1990年から2000年にかけて、非行を虐待からどう解き明かすかが問題提起され引き受けられてきたと理解してよいだろう。

稲岡は、1つの非行事例を捉えるのに虐待の視点を持つか否かで、虐待事例に特有な傾向（例えば虐待関係の再現性や解離症状）への配慮が可能になると主張し、治療環境・治療システムの構築を1つのゴールとして考えている。したがって、その論に法的な提言はまったく含まれていない。

（田澤薫）

## 6 心理分野

### 【文献39】 西澤哲「子どもの虐待への対応—治療的介入のためのシステムについて—」『子どもの虐待』（誠信書房、1994年）182～197頁

本論文は、臨床心理学的な視点から、児童虐待という現象を適切に理解し、子どもと家族への援助方法と今後の実践の枠組みについて提示したものである。児童虐待が及ぼす心理学的問題への提起と、その援助の重要性を示した日本における初期の文献と言える。具体的には、虐待経験が子どもに及ぼす心理的影響、虐待が生ずる家族力動の心理的特徴、および子どもや家族への心理治療的アプローチを中心に論じている。

法制度に関しては、原著の第7章にあたる「子どもの虐待への対応—治療的介入のためのシステムについて—」で論及しており、「心理治療的なアプローチが効果をあげるためには、それを可能にするような枠組み、つまり虐待ケースへの介入のための制度が確立されていなければならない」（182頁）と主張する。虐待に係る各分野から提供されるサービスが適切に運用できるような枠組み、すなわち法制度を確立させる必要性をアメリカの例を踏まえて述べている。そこでは、カリフォルニア州法における虐待報告義務制度の紹介、裁判所の審議を中心とした介入システムの現状と問題点について論じている。子ども保護機関：CPS（Child

## ■ 研究報告 ■

Protective Service) の介入システムについては、まず最初に、子どもの緊急サービス：CES (Children's Emergency Services) のユニットの1つであるERU (Emergency Response Unit：緊急対応部) の役割と機能について述べている。ERUは、電話により虐待報告を受け、その報告に基づき調査を実施する機関である。次にCDU (Court Dependency Unit：裁判対応部) に関して紹介している。CDUは、裁判所に対して虐待ケースの審理を申し立てる機関であり、裁判所の審議に必要な様々な資料を集めるとともに、親や子どもへの教育及び治療プログラムを提供している。最後に、親権の一時停止について記述している。裁判の結果、裁判所が一時的に子どもの親権を持つ場合は、その後のプロセスが以下の3つに分かれているという。①一定期間の後に子どもを家族と再統合させることを前提に、一時的に家庭外に措置する場合、②一定期間子どもを家庭外に措置したとしても家族の再統合が望めそうにない場合 (子どもの自立までを見通したプログラム)、③親権の一時停止を受けた上で、社会福祉局が家族の生活に介入しながら子どもが家族のもとに留まる場合。いずれのケースにおいても、裁判所の権威を持って、親や子どもの心理治療や家族療法のプログラムが組まれる形式を取っており、子どもとの再統合を望む家族は、これらのプログラムを受け、子どもと生活できる状況とその努力を裁判所に示そうとする。そして、日本におけるこのようなシステムの不在が、親への治療を困難にしていると著者は主張する。また、法的な権威による介入とケースワーク的な援助という、ある意味では矛盾した機能を見童相談所という一つの機関に併せ持たせることで、虐待対応のシステムに混乱が生じ、機能が十分に発揮できていない日本の現状に対しても、虐待特徴を踏まえた介入システムの再検討の必要があると指摘する。法制度の側面からは、治療と司法介入の関係にのみ焦点を絞り論述しているものの、本著は、被虐待児・保護者への心理的問題への治療がなぜ必要であり、その援助が虐待の解決に欠かすことができないものであることを論じた先駆的な著書として着目すべき文献である。

### 【文献40】西澤哲「虐待を受けた子どもとの面接—子どもからの証言の聴取について」吉田恒雄編『児童虐待への介入 その制度と法』(尚学社、1998年) 165～187頁

本論文は、児童虐待に対する介入、特に法による強制的介入について、児童虐待に関する法制度および法解釈を中心に論じているものである。西澤による第7章「虐待を受けた子どもとの面接—子どもからの証言の聴取について」では、子どもの虐待に対する法的介入に伴って生じることが予想されるさまざまな問題への対応について論じている。臨床心理学の研究者であり、実際に心理臨床家でもある筆者は、その論点を考察することについて、その背景として「今後、法律関係者が法廷などで子どもから証言を得なければならない機会が増えることが予想される」(165頁) からであろうと述べている。

本章では、子どもからの証言を得る方法の参考例として、心理臨床という場面での子どもとの会話のあり方(面接内容・手順)がどのようなものであるかについて具体的に紹介している。その中で筆者は、心理臨床の場面では、常に子どもの話を『真実』として受け止めていかなければならないのに対して、法律関係者の場合は、子どもの言葉の真偽のほどを吟味しなければならないという違いがあることを指摘する。また、虐待を受けた子ども全般に関して、子どもから虐待の話を聞く上で特に注意すべき点、そして、性的虐待を受けた子どもから話を聞く際に考慮せねばならない事柄について記し、子ども達は虐待の話を他者に話すことによる心理的な大きな負担を持ち、場合によっては再び深く傷つけられることも珍しくないと論じている。子どもの話の信頼性に関する評価については、その例として最近のアメリカでの性的虐待をめぐる裁判においての子どもの「誤った」証言や、成長後に思い出された「偽りの記憶」(例えば、FMS：false memory syndrome 偽りの記憶症候群)によって不当な判決を受けたと主張する人達が現れていること、そして子どもの話や「よみがえった」過去の記憶の真偽性の考察についても、記憶を真実の部分と歪曲された部分とに分類して理解し、検討すべきだと提起している。これらが示すように、本章は、今後、日本においても法律関係者が法廷などで子ど

もからの証言を得る状況が想定されること、それに伴い、子どもの人権に配慮した証言聴取の必要と、子どもの証言の信頼性への考察など、これから発生すると考えられる課題を検討した先駆的な論考と言えよう。

(加藤洋子)

## 平成18年度専門研修を振り返って

### 1. 平成18年度実施の研修の概要

#### (1) 平成18年度研修の基本方針

子どもの虹情報研修センター（以下「センター」とする）は、平成14年度から児童虐待対応等に関わる援助者の専門研修事業を行っています。平成18年度研修については、以下の点を基本方針として企画・運営しました。

##### ①「参加型」研修の継続

参加者が問題意識を持って議論しあうことを通じて、相互に切磋琢磨し、専門性の向上が図れるよう、参加型研修を開設当初から最も重要な基本方針としています。参加者自らの業務内容をまとめた「フェイスシート」、現状を総合的に把握する「アンケート」、そして「事例の概要」を事前課題として提示、提出を求めました。（全てを求めている研修もあります）。研修には、グループ討議やパネルディスカッション、ケースカンファレンス等、討論型プログラムの時間配分を多く取りました。また、議論が深まるようできる限り少人数でのケースカンファレンスを多く取りいれました。

##### ②関連する職種・機関による合同研修の拡充

児童虐待対応は、多職種・多機関の相互理解と連携強化が不可欠であることから、「治療施設専門研修」「地域虐待対応等合同研修（「市町村虐待対応等セミナー」から再編）」「テーマ別研修」等、参加対象職種・機関を拡大した合同研修を充実しました。（その他の研修においても参加対象以外の職員の参加も可能な限り受け入れました。）また、合同研修の新たな試みとして、近い将来、様々な職場において児童虐待対応への貢献が期待できる大学生等を対象とする「大学生・大学院生MDT（多分野横断チーム）研修」を新設しました。

##### ③地域の実情に根ざした研修

センターでは地域の実情に根ざした研修も重要なものと考えています。このため、平成18年度からは、地域に出向いて行う「市町村セミナー」を「地域虐待対応等合同研修」として、参加対象を児童相談所や都道府県職員に拡大するなどの再編を行いました。これにより、地域レベルでの虐待防止ネットワーク機関の連携・協働がより促進されるものと期待されます。また「児童福祉施設職員地域研修」も継続実施しました。これらの地域研修は、旅費等の負担も少ないため、所属から複数参加が可能で、多くの参加を得ております。

##### ④研修後アンケートの実施

研修参加者の声を次年度以降の研修にできる限り反映できるよう、研修終了後にアンケート調査を実施しました。また、研修1年後についても、参加者及び所属長に対してアンケート調査を行い、研修効果の測定に役立つよう取り組みました。

#### (2) 平成18年度に新設（再編）した研修

平成18年度は以下の3つの研修を新設（再編）しました。

##### ①地域虐待対応等合同研修

##### ②大学生・大学院生MDT（多分野横断チーム）研修

##### ③テーマ別研修「発生予防」「親への支援」



それぞれの研修の内容・詳細については、「3. 各研修を振り返って」において詳しく説明します。

(3) 平成18年度研修で中心においた研修テーマ ～「ネグレクトへの理解」「親への支援」「非行と虐待」

平成18年度研修においては、以下の内容を取り入れました。児童虐待相談の増加に伴い、「身体的虐待」事例に関する対応のノウハウが積み重ねられてきた一方で、死亡に直結しないことが多い「ネグレクト」事例への取り組みが遅れがちだと思われるため、「ネグレクト」に関する講義を「地域虐待対応等合同研修」で大きく扱うとともに、他の研修でもプログラムに組み込みました。また、参加者からのニーズの高い「保護者支援」「少年非行と児童虐待」に関する講義も研修のプログラムに盛り込みました。

2. 参加状況

平成18年度に実施した研修と参加者数は表1の通りです。

全研修で1,421名の参加がありました。前年度の1,392名に比べ29名増加しました(表1)。

表1 子どもの虹情報研修センターで実施した研修一覧と参加者数

研 修 名	期 日	平成18年度 参加者数	平成17年度 参加者数	平成16年度 参加者数
児童相談所長研修 ※1	平成18年5月10日(水)～5月12日(金) 平成18年9月6日(水)～9月8日(金)	58 (60)	49 52	51
児童相談所・情緒障害児短期治療施設・ 医療機関等医師専門研修	平成18年5月22日(月)～5月23日(火)	25	28	22
新設情緒障害児短期治療施設職員研修	平成18年6月7日(水)～6月9日(金)	22	24	16
地域虐待対応等合同研修(センター) ※2	平成18年6月22日(木)～6月23日(金)	97	84(センター)	44(仙台)
児童相談所スーパーバイザー研修(#1)	平成18年7月4日(火)～7月7日(金)	82	93	71
地域虐待対応等合同研修(高松) ※2	平成18年7月20日(木)～7月21日(金)	99	89(大阪)	67(広島)
大学生・大学院生MDT(多分野横断)研修	平成18年8月3日(木)～8月4日(金)	50		
地域虐待対応等合同研修(新潟) ※2	平成18年8月31日(木)～9月1日(金)	73	40(札幌)	
児童養護施設職員指導者研修	平成18年10月10日(火)～10月13日(金)	96	78	62/58
テーマ別研修「発生予防」 ※2	平成18年10月31日(火)～11月2日(木)	86	130 ※3	
治療施設専門研修	平成18年11月15日(水)～11月17日(金)	66	71	64
テーマ別研修「親への支援」 ※2	平成18年11月27日(月)～11月29日(水)	103	61 ※4	
児童相談所心理職員指導者研修	平成18年12月19日(火)～12月22日(金)	62	58	55
児童福祉施設指導者合同研修 ※1	平成19年1月10日(水)～1月12日(金)	67	89	
児童相談所スーパーバイザー研修(#2)	平成19年1月23日(火)～1月26日(金)	67	93	41
乳児院職員指導者研修	平成19年2月6日(火)～2月9日(金)	50	44	51
地域虐待対応等合同研修(名古屋) ※2	平成19年2月22日(木)～2月23日(金)	82	64(福岡)	
児童福祉施設心理担当職員研修 ※2	平成19年3月7日(水)～3月9日(金)	92	85	77
保健・福祉合同研修	(平成16年度に実施)			106
参 加 者 計		1,277	1,239	785

■ 事業報告 ■

児童福祉施設職員地域研修(群馬)	平成18年9月29日(金)	71	52(鳥取)	69(石川)
児童福祉施設職員地域研修(岩手)	平成18年10月27日(金)	42	69(千葉)	57(鹿児島)
児童福祉施設職員地域研修(三重)	平成18年11月24日(金)	31	32(神奈川)	
情緒障害児短期治療施設職員長期研修	(平成16年度後半に実施)	0	0	1
参加者合計		1,421	1,392	912

※1は、平成17年度から、※2は、平成18年度から新設・再編された研修を示す。  
 ※3は、テーマ別研修「発達障害と児童虐待」、※4は「介入の意義と方法」を示す。

### 3. 各研修を振り返って

各研修のプログラム、講師名、時間配分等を表2～16に示しました。また、センターでは、研修終了時に、研修後アンケートを実施し、研修に対する評価、今後の研修への要望を聴取していますが、その一部も加えてそれぞれの研修ごとに振り返ることとします。

#### (1) 児童相談所長研修(表2-1、表2-2)

平成16年度の児童福祉法改正から義務化された研修です。平成18年度は、新任児童相談所長が参加対象者となることから、1グループ編成で行いました。研修は、厚生労働大臣が告示した基準に合致するプログラム編成とし、＜前期＞＜後期＞それぞれ3日間の研修としました。＜前期＞は所長として必要な基本的内容を講義で学び、＜後期＞は半年間の実務経験を事例検討やグループ討議等の形式により報告していただきました。

表2-1 児童相談所長研修＜前期＞

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童家庭福祉の動向と課題	太田和男(厚生労働省雇用均等・児童福祉局総務課)	1.5
	講義	児童虐待の理解と対応	津崎哲郎(花園大学社会福祉学部)	1.5
	演習	事例検討	津崎哲郎	1.0
2	講義	児童相談所の運営 —行政権限の適切な行使について—	磯谷文明(くれたけ法律事務所)	2.5
	講義	児童相談所の運営の実際について	赤井兼太(元大阪府中央子ども家庭センター)	2.0
	講義	少年非行の理解	佐々木光郎(静岡英和学院大学)	1.5
3	講義	要保護児童対策地域協議会の活用等 関係機関との連携	才村 純(日本子ども家庭総合研究所)	1.5
	討議	関係機関との連携	才村 純	1.5

表2-2 児童相談所長研修＜後期＞

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	演習	事例検討「児童虐待の初期対応」	津崎哲郎(花園大学社会福祉学部)	2.0
	演習	事例検討「法28条の申し立て」	津崎哲郎	3.0
2	演習	事例検討「少年非行の理解」	羽間京子(千葉大学社会精神保健研究センター)	2.0
	演習	グループ討議と全体討議 「児童相談所の運営について(関係機関との連携を含む)」	赤井兼太(元大阪府中央子ども家庭センター)	4.0
	演習	グループ討議「市町村との連携」	参加者＜グループ討議＞	1.5

3	演習	グループ討議と全体討議「児童の権利擁護」	相澤 仁(国立きぬ川学院)	3.0
---	----	----------------------	---------------	-----

研修義務化のため、新任児童相談所長が中心の研修となり、計58名の参加がありました。58名のうち、児童相談所経験の少ない方と児童相談所に長く勤務しておられた所長とに大きく分かれています。

今年も研修の参加者の交流やグループ討議におけるグループの凝集性を考慮して、グループ編成は<前期><後期>と同一メンバーとし、参加者相互の情報交換や交流が進むように配慮しました。参加者からは「メンバーを<前期><後期>と固定していたのはよかった」という感想を得ております。そして、<前期>研修を機に、「全国児童相談所長会議」、<後期>研修、そして、自主的な研修後の集まりなど、参加者相互に情報交換・交流を重ねられておられると聞いています。

### (2) 児童相談所・情緒障害児短期治療施設等医師専門研修 (表3)

児童相談所や情緒障害児短期治療施設等に勤務する医師の専門研修です。

平成18年度は、25名の参加がありました。内訳は児童相談所医師14名、情緒障害児短期治療施設医師5名、小児医療機関医師5名、児童自立支援施設医師1名です。小児総合医療施設の医師の参加も増えてきており、参加者の幅が広がってきております。

表3 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待における法的対応	磯谷文明(くれたけ法律事務所)	2.0
	討議	現場の課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	事例検討	被虐待児と家族への援助と医師の役割	参加者(児童相談所からの症例検討)	2.5
		被虐待児と家族への援助と医師の役割	参加者(情短施設からの症例検討)	2.5

今回は、従来行ってきた医療関係者からの講義ではなく、弁護士による「児童虐待における法的対応」の講義を組み込みました。講義に関しては、後半、参加者からの質問に対して講師が答える質疑応答の時間を多くとりましたが、とても役に立ったという感想が寄せられています。2日目は例年通り、児童相談所と情緒障害児短期治療施設からの事例検討を通して、医師の役割について検討しました。

この研修は、リピーター参加者が多く、平成14年度から5年間継続して参加された方は5名(20%)おられます。研修後アンケートにも「他所属の医師に会うことが少ないので、医師の役割について考えることができよかった。」という声が多くありました。今後も時宜にあった講義やシンポジウムと、事例検討などを通して援助の質を高めていくとともに、医療機関・施設等の医師にも満足していただけるような研修内容を考えていきます。多忙な時間を割いての研修への参加ですので、2日間の研修としておりますが、時間を気にせずに議論したいという参加者からの要望にいかに応えるかが課題です。

### (3) 新設情緒障害児短期治療施設職員研修 (表4)

新設もしくは開設予定の情緒障害児短期治療施設職員、既存施設の新任職員を対象とした研修として、今年度で3回目となりました。新設施設13名(5施設)、新人職員9名(7施設)の参加がありました。

本年度も、昨年度とほぼ同様の研修内容として、情緒障害児短期治療施設における治療的援助の基本、開設まもない情短施設からの事例検討、経験豊富な「先輩」施設からの事例提供によるケースカンファレンスという構成で研修を行いました。

表4 新設情緒障害児短期治療施設職員研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	情短施設における治療的援助の基礎	滝川一廣(大正大学大学院人間学研究科)	4.0
	討議	グループ討議	参加者<グループ討議>	1.5
2	事例検討	子どもの育ちの実際	平田美音(名古屋市児童福祉センターくすのき学園)	2.0
	事例検討	子どもの育ちの実際	滝井有美子(横浜いずみ学園) 四方耀子(子どもの虹情報研修センター)	2.0
	討議	グループ討議	参加者<グループ討議>	1.5
3	講義	チームアプローチについて	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	2.5

平成18年度も22名という小人数だったこともあり、参加者相互の情報交換も活発に行われました。

「グループ討議等で自施設の取り組みを紹介することが多かったので、施設を振り返る良い機会となった」「具体的な事例の流れをカンファレンスを通して学ぶことができよかった」との声が寄せられております。今後も新設施設の増加が予想されるため、引き続き、研修内容の充実を図っていきたいと考えています。

(4) 児童相談所スーパーバイザー研修(表5)

児童相談所で児童虐待に携わっている中心的・指導的立場の児童福祉司(スーパーバイザー)を対象とした研修です。本年度は2グループとして開催、第1グループ82名、第2グループ67名の参加を得ました。

他の研修も同様ですが、特に、この児童相談所スーパーバイザー研修では、経験年数の差が問題となります。そこで、今年度は、経験年数別のグループ編成を取り入れ、児童相談所経験の少ないグループには、グループ討議の際に経験豊富な児童福祉司に進行役として加わっていただき、助言・指導をいただきました。

表5 児童相談所スーパーバイザー研修(第1・第2グループ)

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童相談所の今日的課題について	太田和男(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)	1.5
	講義	虐待対応に対する法的手段の適切な活用	岩佐嘉彦(いぶき法律事務所) #1 高橋 温(新横浜法律事務所) #2	2.0
2	講義	児童虐待の理解と対応	津崎哲郎(花園大学社会福祉学部)	2.5
	講義	スーパービジョンの実際	赤井兼太(元大阪府中央子ども家庭センター)	2.0
	討議	児童相談所の役割と課題	参加者<グループ討議> 助言者: 梨本 哲(横浜市中央児童相談所) 小出太美夫(横浜市南部児童相談所) 高戸 宣人(山梨県中央児童相談所)	1.5
3	講義	ケースの全体像を理解する	牧 真吉(名古屋市児童福祉センター) #1 平田美音(名古屋市児童福祉センター) #2	2.5
	事例検討	事例検討1	金井 剛 (横浜市中央児童相談所) 川崎二三彦(京都府宇治児童相談所)	2.0
	事例検討	事例検討2	金井 剛 川崎二三彦	2.0

4	討議	市町村等関係機関との連携のあり方	参加者<グループ討議> 助言者:佐藤隆司(神奈川県相模原児童相談所) 小糸英明(神奈川県三崎保健福祉事務所) 佐々木宏二(子どもの虹情報研修センター)	2.0
	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	佐藤千裕(横浜家庭裁判所)	2.0

※表内表示のうち、#1は第1グループの講師、#2は第2グループの講師を示す。

例年要望の高い初期対応や法的対応、親子再統合に関する講義と各児童相談所から提出された事例の検討が行われました。事例検討に先駆けて、子どもと親・家族の全体像をいかに的確に見立てるかという講義を組み入れるなど、系統的な研修の流れを意識したプログラム構成をしました。

児童虐待対応における児童福祉司(スーパーバイザー)の専門性については、一層の向上が求められる現状があります。参加者からも「講義内容も時に基本的な内容もあった。そのため、研修を防止法以降5年以上と5年未満に分け、基本編・実践編で分けると良い」などの意見がありました。この点は以前からセンターでも検討されていたこともあり、来年度は、本研修を経験年数を5年以上に限定するなど、参加者のニーズにあった研修内容にしていきます。

#### (5) 児童養護施設職員指導者研修(表6)

児童養護施設において子ども達を直接援助する職員のうち、指導的立場にある職員を対象とした研修です。従前は年2回実施していましたが、昨年度からは年1回とし、もう1回は、乳児院職員との合同研修として再編、その位置付けを専門性の更なる向上を目指す職員のステップアップ研修としました。

今回は96名の参加を得ております。児童養護施設は557ヶ所(平成17年10月1日現在)ありますが、5年間で研修に参加された施設は331施設(59.4%:平成18年度末現在)となりました。

表6 児童養護施設職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	加賀美 尤祥(山梨立正光生園)	2.0
	討議	施設紹介などの情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	実践報告	よりよい援助を求めて	安川 実(聖霊愛児園)	2.5
	講義	被虐待児の理解と施設の取り組み	安川 実	2.0
3	講義	職場の人間関係 —良好なチームを目指して—	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	2.5
	事例検討	事例検討1「子どもへの援助」	村瀬嘉代子(大正大学人間学部)	2.0
		事例検討1(小グループ)	橘川英和(東京都伊豆長岡学園) 齋藤新二(齋藤ホーム) 増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	
	事例検討	事例検討2「子どもへの援助」	村瀬嘉代子	2.0
事例検討2(小グループ)		橘川英和 齋藤新二 増沢 高		
4	講義	心の発達と児童虐待	内田伸子(お茶の水女子大学)	2.5
	討議	現場の苦労を分かち合う	参加者<グループ討議>	2.5

■ 事業報告 ■

昨年度から、ケースカンファレンスを大グループカンファレンス（30名）と、小グループカンファレンス（10名×3グループ）という構成としました。昨年度の研修後アンケートでもこの形態は非常に好評であったため、本年度もその方式を継続しました。（他に「児童福祉施設心理職員研修」等でもこの方式を取り入れました。）それぞれの小グループ・カンファレンスでは、多くの意見交換がなされ、また、大グループカンファレンスでは、経過の長いケースを丁寧に振り返るなど、綿密なケースカンファレンスが可能となりました。

パネルディスカッションでは、難しい保護者への対応も増えてきており、家庭支援専門相談員を配置している施設も増えている現状を踏まえ、家庭支援専門相談員からの報告を中心に発題をお願いいたしました。

最終日には、幼児期、ネグレクト状態にあった姉弟が立派に社会人として活躍しておられる成長記録を人間の可塑性（可能性）という視点から講義していただきました。（本紀要に講義記録が掲載されております。）

（6）児童相談所心理職員指導者研修（表7）

この研修は児童相談所心理職員を対象とした研修です。62名の参加者を得て行われました。

表7 児童相談所心理職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童相談所心理職の役割と課題	平岡篤武(静岡県中央児童相談所)	2.0
	討議	情報交換	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	乳幼児の発達と虐待	渡辺久子(慶應義塾大学医学部)	2.0
	事例検討	子どもと親への援助	小倉 清(クリニックおぐら)	2.0
			高田 治(横浜いずみ学園)	
			佐々木宏二(子どもの虹情報研修センター) 増沢 高 ( 同 上 )	
事例検討	子どもと親への援助	小倉 清 高田 治 佐々木宏二 増沢 高	2.0	
3	講義	児童虐待と少年非行	橋本和明(花園大学社会福祉学部)	2.5
	講義	精神疾患について	近藤直司(山梨県精神保健福祉センター)	2.5
4	講義	入所施設での子どもの姿とケアの実際	坂口繁治(ことりさわ学園)	2.5
	講義	家庭裁判所と児童相談所との連携	佐藤千裕(横浜家庭裁判所)	2.5

「児童相談所心理職員指導者研修」でも、カンファレンスを30人規模の大グループと10人程度の小グループを3つという編成にして、参加者は大グループと小グループといった2つのタイプの違うカンファレンスを体験できるプログラム構成としました。小グループカンファレンスでは、さまざまな意見交換ができることもあり、参加者からは非常に好評であり、今後もこのスタイルを継続していく予定です。

今年度の中心テーマ「保護者支援」に関連した精神疾患に関する講義、児童虐待とならぶ重要な問題の少年非行と児童虐待の関係について、理解を深めました。家庭裁判所との連携に関する講義も取り入れました。

（7）治療施設専門研修（表8）

平成15年度より、情緒障害児短期治療施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児童相談所等の治療に携

わる職員を対象とした、治療施設・関係諸機関の合同研修として「治療施設専門研修」を実施しております。平成18年度は、情緒障害児短期治療施設（24名）、児童相談所（一時保護所職員を含む）（37名）、医療機関・施設（4名）、児童養護施設（1名）と各方面からの参加がありました。職種も、医師、児童心理司（心理判定員）、セラピスト、児童指導員、看護師等多岐に渡る職種の集まる合同研修となりました。

表 8 治療施設専門研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	被虐待児への治療の考え方	杉山信作(広島市こども療育センター)	2.0
	討議	被虐待児への治療的援助	参加者<グループ討議>	2.0
2	講義	児童虐待と非行	阿部恵一郎(創価大学教育学部)	2.5
	事例検討	子どもと親への治療的援助	村瀬嘉代子(大正大学人間学部)	3.5
3	公開講座	今、子ども問題の解決には何が必要か —「子ども学」の発想—	小林 登(子どもの虹情報研修センター)	1.0
		子どもの脳の発達	榊原洋一(お茶の水女子大学)	1.5
		子どもの育ちを支える建ても	仙田 満(環境デザイン研究所)	1.5

治療施設機関からの参加者ということ意識し、被虐待児への治療に関する講義と事例検討を中心に構成しました。また、最近のトピックスでもある少年非行と児童虐待に関する講義を組み込みました。

また、参加が多機関・多職種にわたるため、情報交換を目的としたグループ討議も行いました。研修後アンケートからは、治療に携わる多方面の専門職の合同研修の意義が多く記述され、その意義が浸透してきていることが感じられます。

この治療施設専門研修は11月に開催されることもあり、児童虐待防止推進月間事業としての公開講座を3日目に設定しました。(公開講座の詳細については(17)を参照してください。)

#### (8) テーマ別研修「発生予防」(表9)

児童虐待対応には多機関・多職種間の連携が不可欠です。このため、センターも多機関・多職種の合同研修の企画を増やしています。その1つとして、昨年度からテーマ別研修を行っています。「テーマ別研修」とは、旬のテーマで研修内容を構成し、そのテーマに関心のある職員は、機関・職種を問わず参加可能というものです。昨年度は「発達障害と児童虐待」「介入の意義と方法」、本年度は「発生予防」「親への支援」の2テーマを設定したテーマ別研修を行いました。

「発生予防」に関しては、児童相談所(43名)、市町村担当者(28名)、母子生活支援施設(7名)、乳児院(1名)、その他:本庁など(7名)、様々な機関・施設から参加がありました。

表9 テーマ別研修「発生予防」

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待と発生予防	佐藤拓代(東大阪市保健所)	2.0
	講義	発生予防に向けた行政の取り組み	来生奈巳子(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室)	2.0
2	講義	産後うつについて	山下 洋(九州大学病院精神科神経科)	2.5
	実践報告	地域における予防的取り組み —福祉、保健、教育現場等における取り組み—	今井久子(足立区こども家庭支援センター) 石塚りえ(東大阪市保健所) 松村京子(兵庫教育大学大学院)	4.0
3	事例検討	ケースカンファレンス(1) リスクの高い家族への支援	近藤直司(山梨県立精神保健福祉センター) 窪田和子(千葉市積橋保健センター)	2.5
	事例検討	ケースカンファレンス(2) リスクの高い家族への支援	近藤直司 窪田和子	2.5

テーマ別研修では、テーマに沿った基本的な内容を押さえた上で、2日目午後には各領域からの実践報告、最終日には参加者からの報告事例の検討というプログラムを編成しました。

「発生予防」に関する実践報告では、保健サイドから、若年の母親のグループ活動について、東大阪市の保健センターの方から報告していただきました。福祉サイドからは、足立区のこども家庭支援センターの取り組みを、そして、教育現場からは、情動知能を育む教育実践ということで、兵庫教育大学附属小学校の実践を同校長でもある松村京子先生に紹介していただきました。(松村先生の講演も本紀要に掲載されています。)

さまざまな角度からの講義、各分野からの実践報告、そして事例検討というテーマ別研修は非常に好評で、参加者からは「他地域・他職種の意見を聴けたことが勉強になった」「違う機関の支援方法や普段の努力を知り、役に立った」という感想がありました。「発生予防」が児童虐待対応において重要な位置を占めていることを再確認する機会となりました。

#### (9) テーマ別研修「親への支援」(表10)

もう1つのテーマ別研修は「親への支援」です。このテーマも、職場や職種を問わずに大きな課題として挙がってくるものであり、非常に多くの参加希望がありました。研修室のスペースの関係から103名という人数に限定させていただきました。児童相談所を中心に、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等からの参加がありました。

精神疾患や人格障害の保護者との対応を考慮し、精神保健に関する講義や、家族支援の方法、アセスメントに関する講義や実践報告を取り入れました。また、最終日には、参加者からのケースについて、精神科医師と児童相談所長(児童福祉司)をそれぞれの助言者とする2グループ編成の事例検討を行いました。

表10 テーマ別研修「親への支援」

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待の社会的背景 —現代の子育て事情—	大日向雅美(恵泉女学院大学大学院)	1.5
	講義	精神疾患の理解	小野善郎(和歌山県子ども・障害者相談センター)	2.0



2	講義	支援を必要とする家庭、家族とは	岡本正子(大阪教育大学)	2.5
	実践報告	親・家族への支援 —現場の取り組み—	向谷地生良(北海道医療大学) 上林伸好(横浜市中央児童相談所) 吉村早苗(同上) 神庭靖子(山梨県中央児童相談所)	4.0
3	事例検討	親・家族への支援 —ネグレクト—	金井 剛(横浜市中央児童相談所) 神田眞知子(堺市子ども相談所)	2.5
	事例検討	親・家族への支援 —身体的虐待—	金井 剛 神田眞知子	2.5

2日目の実践報告では、精神障害を抱える方を「当事者」として事例検討や支援会議に積極的に招いている『べてるの家』で実践を重ねている講師からお話をいただきました。日本では、保護者（虐待者）と一緒にカンファレンスを行うということは非常に稀ですが、欧米では家族を含めたカンファレンスが常態に行われています。精神疾患を抱える方への実践でしたが、参考になる取り組みでした。他にも、児童相談所における家族再統合、精神障害を抱える保護者への丁寧な関わりなどを紹介していただきました。参加者からの感想でも、「様々な分野の親支援を聴くことができたので、児童相談所からの視点以外で考えるきっかけになった」「どうしても子どもの目線から保護者を見てしまい、こういう親だと決めつけてしまうことも少なくない。親の抱えている気持ちに気づき、より良い支援ができるようになればと思っている」等、好評でした。

(10) 児童福祉施設指導者合同研修（表11）

多機関・多職種連携という研修方針に沿った、乳児院と児童養護施設の合同研修として、昨年度より新たに企画された研修です。今までの研修でも、援助（施設養護）の連続性を意識して、児童養護施設研修に乳児院職員による講義を組み入れるなど工夫してきましたが、この研修はこれまでの研修を更に一歩進めた研修です。今回は、児童自立支援施設や母子生活支援施設にも参加を呼びかけて、多施設合同研修となりました。（乳児院11名、児童養護施設47名に加え、母子生活支援施設7名、児童自立支援施設1名、情緒障害児短期治療施設1名の参加がありました。）

この研修は、乳児院職員指導者研修、児童養護施設職員指導者研修に参加された方のステップアップ研修として位置付けています。研修参加者のうち、リピーター参加者は、乳児院10名（11.2%）、児童養護施設24名（30%）その他1名（1%）でした。

表11 児童福祉施設指導者合同研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童福祉施設に求められるもの —児童福祉施設入所者から学ぶ—	草間吉夫(茨城県高萩市役所)	2.0
	討議		参加者<グループ討議>	2.0
2	パネル	子どもの未来像を描く	橘川英和(東京都伊豆長岡学園) 木塚勝豊(平安徳義会養護園) 増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	2.5
	講義	他機関との連携	坂口繁治(ことりさわ学園)	2.0
	討議	他機関との連携	参加者<グループ討議>	2.0
3	事例検討	ケースカンファレンス(1) 子どもと親への援助	高瀬利男(横浜いずみ学園)	2.5
		小グループ・ケースカンファレンス(1)	山喜高秀(鹿児島自然学園) 国分美希(児童養護施設至誠学園) 増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	
	事例検討	ケースカンファレンス(2) 子どもと親への援助	高瀬利男	2.5
		小グループ・ケースカンファレンス(2)	山喜高秀 国分美希 増沢 高	

処遇困難な子ども達が増えているなか、職員との関わりを通して、子ども達は成長していくという明るい未来をもう一度確認するという事で、児童福祉施設経験者から参加者へのメッセージ、処遇困難な子ども達との出会いと成長をテーマとしたパネルディスカッション、最後にグループに分かれての事例検討という構成で行われました。グループは児童養護施設、乳児院等の職員のバランスが均等になるよう編成、グループ討議や事例検討を通して互いの職種や施設に関する理解が進んだようです。今回は母子生活支援施設からの事例検討が行われ、子どもと母親とを一緒の場でケアする現場からの貴重な報告に、参加者も知見を深めたように感じました。引き続き、母子生活支援施設等からの参加を積極的に進め、より多機関・多職種の連携が促進される研修として進めていきたいと思えます。

(11) 乳児院職員指導者研修 (表12)

主任保育士、家庭支援専門相談員等、乳児院における指導的立場の職員対象の研修ということで、昨年度まで同内容で行いましたが、今年度は内容を大幅にリニューアル、参加者の事例検討などを組み入れました。参加者は50名で、5年間を通して、約8割以上(81.7%)の乳児院からの研修参加がありました。

表12 乳児院職員指導者研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	乳児院の現状と課題	長井晶子(久良岐乳児院)	2.0
	討議	精神疾患について	岩田泰子(クリニックいわたsono)	2.0
2	講義	乳幼児母子関係と虐待の心身の発達に及ぼす影響	渡辺久子(慶應義塾大学医学部)	4.0
	講義	「食」について	四方耀子(子どもの虹情報研修センター)	2.0

3	事例検討	事例検討1 子どもと親への援助(1)	青木紀久代(お茶の水女子大学)	2.5
		事例検討1 (小グループ)	佐々木宏二(子どもの虹情報研修センター) 増沢 高 (同 上 ) 大川浩明 (同 上 )	
	事例検討	事例検討2 子どもと親への援助(2)	青木紀久代	2.5
		事例検討2 (小グループ)	佐々木宏二 増沢 高 大川浩明	
4	講義	乳児院におけるソーシャルワーク	稲富憲明(清心乳児院)	2.5

被虐待児を理解する上で基本となる子どもの発達への理解、家族を援助するときに必要な「精神疾患」「ソーシャルワーク」に関する講義、などを中心に研修を行いました。また、本年度からは、少人数で行う事例検討を組み入れ、参加者から提出された8事例について検討を行いました。援助困難な事例が多く、現場の苦労が浮かび上がることになりましたが、カンファレンス等によって得られた視点は多かったようです。小グループの事例検討には「とても勉強になった」「小グループで話しやすかった」「進行をセンター職員に担っていただいたので、ケースに集中することができた」という感想が寄せられています。

#### (12) 児童福祉施設心理担当職員研修 (表13)

児童福祉施設等に勤務する心理担当職員対象に平成15年度より実施している研修です。現場のニーズは高く、定員を超える92名の参加がありました。昨年度から参加対象を拡大、児童自立支援施設、母子生活支援施設に参加を呼びかけたところ、児童養護施設は62名、乳児院からは10名、母子生活支援施設からは13名、情緒障害児短期治療施設からは5名、児童自立支援施設からは2名の参加がありました。

表13 児童福祉施設心理担当職員研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	愛着障害	藤岡孝志(日本社会事業大学)	2.0
	討議	施設における心理職の役割と課題	参加者<グループ討議>	2.0
2	事例検討	大グループ・カンファレンス 「子どもの援助について」(1)	野間和子(野間メンタルヘルスクリニック)	2.5
		小グループ・カンファレンス 「子どもの援助について」(1)	滝井有美子(横浜いずみ学園) 内海新祐(旭児童ホーム) 増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	
	事例検討	大グループ・カンファレンス 「子どもの援助について」(2)	四方耀子(子どもの虹情報研修センター)	2.5
		小グループ・カンファレンス 「子どもの援助について」(2)	滝井有美子 内海新祐 増沢 高	
3	講義	思春期の子どもを支えるために	齊藤万比古(国立精神・神経センター)	2.5

今年度も、大人数で行う事例検討と、少人数で活発な意見交換を目的とした小グループでの事例検討の2つの形態を取り入れました。小グループのカンファレンスでは、意見交換が活発に行われることもあり、好評です。本研修はリピーター参加者も多いため、本年度は「愛着障害」「思春期の子どもへの支援」に関する講義

■ 事業報告 ■

など、参加者のニーズに沿った、かつ時宜に適った内容の研修となるように配慮しました。

(13) 大学生・大学院生MDT（多分野横断チーム）研修（表14）

児童虐待に関わる多職種による合同研修は、本年度めざした研修のスタイルです。児童虐待に対応する上で、お互いの立場・職種を理解し、役割分担のもとに協働していくことが重要であることから、センターでは、職に就く前の大学生・大学院生から、多分野協働の重要性を学んでいただき、将来、様々な職場において、子ども虐待防止の視点をもって仕事に取り組むことが社会全体での取組促進や関連分野の連携促進につながるの思いから、本研修を新設しました。これは、平成17年度公開講座「児童虐待対応に関する多分野協働の専門的トレーニングについて」（ハワイ大学 R.Matayoshi氏）から示唆されたもので、日本では初めての試みであると思われます。

参加者は、心理学関係の学部が多く、ついで、社会福祉、医学、看護…と様々な学部からの参加を得ての開催となりました。参加者のなかには、救命救急を学んでいる消防士（社会人大学院）の方からの参加もありました。

表14 大学生・大学院生MDT（多分野横断チーム）研修

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童虐待とは	坂本正子（東大阪子ども家庭センター）	1.5
	講義	児童虐待と生命の危機	市川光太郎（北九州市立八幡病院小児救急センター）	1.5
	講義	虐待を受けた子どもの理解と援助	増沢 高（子どもの虹情報研修センター）	1.5
	討議	課題の共有	参加者<グループ討議>	1.5
2	討議	事例検討	秋山邦久（文教大学人間科学部）	2.5
	討議	発生子防のための啓発活動について	参加者<グループ討議>	2.0

研修は夏休み期間の2日間開催しました。まず、児童虐待に関する基本的事項を確認した上で、虐待を受けた子どもの姿を、小児救急医療、児童福祉施設の現場から発信していただきました。2日目には、講師から提示された事例についての検討を行いました。初日、2日目の事例検討、そして、児童虐待防止に関する啓発活動についてのグループ討議など、グループ討議の時間も多く盛り込みました。参加された学生からは、「自分が専攻している分野とは異なる視点からの考え方や意見を聞くことができ勉強になった」といった感想が多く寄せられています。自分の専攻している分野の言葉が他の領域では伝わらないということをグループ討議で体験された方もおり、連携の難しさと重要性を確認された参加者も多くありました。今回参加されなかった法学部等、様々な学部から参加いただけるよう、研修案内の工夫が課題です。

(14) 地域虐待対応等合同研修（表15-1～15-4）

昨年度まで「市町村虐待対応等指導職員セミナー」は、本年度から「地域虐待対応等合同研修」に再編して実施することとなりました。本年度は、横浜（センター）、高松、新潟、名古屋の全国4ヶ所で開催しました。

市町村における家庭児童相談の充実を図る必要があること、児童相談所と市町村との一層の連携が求められること等から、児童相談所職員の参加も積極的に受け入れ、児童相談所と市町村との合同研修の色彩が強い研修に再編しました。特に、実践報告に関しては、報告者である市町村担当者だけでなく、その市町村をバックアップする立場にある児童相談所担当者からのコメントが加わることで、厚みのある実践報告となりました。また、本年度研修の中心テーマでもある「ネグレクト」への理解を組み入れ、身体的虐待や性的虐待に比べて、

表15-1 地域虐待対応等合同研修（子どもの虹情報研修センター）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	行政説明	山本麻里(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室)	1.5
	講義	相談受理とその対応	桂 浩子(児童虐待防止協会)	1.5
	講義	発生予防と早期対応 —主にネグレクトをめぐって—	中西真弓(大阪府豊中保健所)	2.0
	討議	児童虐待対応における市町村の課題	参加者<グループ討議>	1.0
2	講義	市町村ネットワークの意義と活用	才村 純(日本子ども家庭総合研究所)	2.5
	事例報告	市町村ネットワーク活動の実際	今井久子(足立区こども家庭支援センター) 江成敏郎(相模原市こども家庭支援センター) 才村 純	2.0

表15-2 地域虐待対応等合同研修（高松）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	行政説明	川鍋慎一(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室)	1.5
	講義	相談受理とその対応	白山真知子(大阪府摂津市家庭児童相談室)	1.5
	講義	発生予防と早期対応 —主にネグレクトをめぐって—	峯川章子(大阪府立精神医療センター松心園)	2.0
	討議	児童虐待対応における市町村の課題	参加者<グループ討議>	1.0
2	講義	市町村ネットワークの意義と活用	加藤曜子(流通科学大学サービス産業学部)	2.5
	事例報告	市町村ネットワーク活動の実際	木村めぐみ(香川県さぬき市子育て支援課) 神野さつき(同 上 ) 蓮井佳枝(香川県こども女性相談センター) 福島史子(鳥取県米子市家庭児童相談室) 山澤重美(鳥取県米子児童相談所) 加藤曜子	2.0

表15-3 地域虐待対応等合同研修（新潟）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	行政説明	渡邊幹司(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室)	1.5
	講義	相談受理とその対応	秋山邦久(文教大学人間科学部)	1.5
	講義	発生予防と早期対応 —主にネグレクトをめぐって—	佐藤拓代(東大阪市保健所)	2.0
	討議	児童虐待対応における市町村の課題	参加者<グループ討議>	1.0
2	講義	市町村ネットワークの意義と活用	安部計彦(西南学院大学人間科学部)	2.5
	事例報告	市町村ネットワーク活動の実際	吉川麻子(新潟県阿賀野市福祉課) 水品きく枝(新潟県新発田児童相談所) 広田多恵子(新潟県柏崎市子ども課) 樋口悦子(新潟県長岡児童相談所) 安部計彦	2.0

表15-4 地域虐待対応等合同研修（名古屋）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	行政説明	小島裕司(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室)	1.5
	講義	相談受理とその対応	桂 浩子(児童虐待防止協会)	1.5
	講義	発生予防と早期対応 —主にネグレクトをめぐって—	峯川章子(大阪府立精神医療センター松心園)	2.0
	討議	児童虐待対応における市町村の課題	参加者<グループ討議>	1.0
2	講義	市町村ネットワークの意義と活用	加藤曜子(流通科学大学サービス産業学部)	2.5
	事例報告	市町村ネットワーク活動の実際	小野達哉(愛知県稲沢市福祉保健部) 池田信男(愛知県一宮児童相談センター) 志村浩二(三重県亀山市子ども総合支援室) 山本 守(三重県北勢児童相談所) 加藤曜子	2.0

比較的軽度と考えられがちな「ネグレクト」の心身への影響についての理解を深める機会となりました。

今後、ますます要保護児童対策地域協議会の設置が進み、この構成機関職員の研修が重要になります。本来、市町村対象の研修は、各都道府県・指定都市単位で実施することが望ましいと考えますが、指導的立場にある職員養成のノウハウなど、研修体制が十分整っていない地域が多いこと、地域協議会の的確な運営の仕方の習得が喫緊の課題となっていること、及びセンターとしても、地域の実情を把握・理解して研修企画に反映できるメリットがあること等から地域に出向いての研修の継続と併せて、経験を積まれた市町村職員が次のステップに進むための研修が課題です。

(15) 児童福祉施設職員地域研修（表16-1～16-3）

平成16年度の試行実施（石川県、鹿児島県）を経て、平成17年度は鳥取県、千葉県、神奈川県、そして本年度は、群馬県、岩手県、三重県に出向いて実施しました。

本研修は、午前中は講義、午後は事例検討という基本構成は崩さず、研修内容は各地域の事務局と協議の上、各地域のニーズに合わせて構成されたプログラム編成となっております。

表16-1 児童福祉施設職員地域研修（群馬県）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	被虐待児の理解と援助	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	2.0
	事例検討	ケースカンファレンス	増沢 高	2.0

表16-2 児童福祉施設職員地域研修（岩手県）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	思春期の子ども達への理解と支援	杉山信作(広島市こども療育センター)	2.0
	事例検討	ケースカンファレンス	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	3.5

表16-3 児童福祉施設職員地域研修（三重県）

日	形式	テーマ	講師・助言者等	時間
1	講義	児童養護施設における子どもへのケア —思春期の子ども達を中心に—	鎧塚理恵(児童養護施設樹心寮)	2.0
	事例検討	ケースカンファレンス	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	3.5

群馬県で行われた地域研修は、児童相談所（ぐんま子ども相談センター）が事務局となったことから、児童相談所関係者の参加も多く、児童養護施設、乳児院に加え、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設からの参加もあり、計71名の参加がありました。岩手県は42名、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、肢体不自由児施設から参加がありました。三重県は児童養護施設を中心に、児童相談所も含め31名の参加がありました。

それぞれの研修では、「具体的な講義内容が非常に勉強になった（群馬県）」「身近なところでこのような研修会を開催していただき、非常に良い機会となった（岩手県）」「講義内容はとても具体的で、参考になる点が多々あった。性教育は肩肘張って取り組むものではなく、生活のなかで身近なところから取り組むことが子どもたちの存在を大切にすることにつながるといった（三重県）」等の感想が寄せられております。

午後の事例検討も、その地域のニーズに合わせて、群馬県では、乳児院と児童養護施設の事例をそれぞれ検討しました。宮城県では、経験の長い職員も多く参加されていたため、ケースの保護者を担当していた職員から、保護者が入所していた時の子ども時代のエピソードが語られるなど、施設や世代を超えての情報交換が行われました。三重県でも2事例が検討され、さまざまな視点から情報収集した見立てを行い、ケアに生かすことの重要性が、午前中の講義とも関連して、再確認されました。

この研修は、センターにとっても、その地域特有の現場の苦労や優れた取り組み、工夫を知り、学ぶ機会となることもあり、開催の意義は非常に大きいと感じています。

#### (16) 公開特別講座

11月は「児童虐待防止推進月間」です。センターでは公開講座を毎年開催しています。平成15年度は「チンパンジーの子育て（Jane Goodall先生）」、16年度「子どもの国際化の現状と課題（李節子先生）」、17年度は「アメリカおよびハワイにおける児童虐待の現状（Meripa Godinet先生）」「児童虐待対応に関する多分野協働の専門的トレーニングについて（Ronald Matayoshi先生）」そして、本年度は「子ども問題の総合的理解」というテーマのもと、「今、子ども問題の解決には何が必要か—「子ども学」の発想—」（小林登センター長）、「子どもの脳の発達」（榊原洋一先生）「子どもの育ちを支える建物」（仙田満先生）という3つの講義をいただきました。今回は、治療施設専門研修参加者に一般の参加者も加え、総勢147名を超える研修となりました。センター長は、子どもの問題を解決する際には、専門分化された知識だけではなく、子どもに関する分野が協働して知見を集める新たな「子ども学」的発想が必要であるということを強調されていました。榊原先生からは、子どもの脳の発達について、「運動」「言語」「社会性」等の発達に関して、丁寧に説明していただきました。仙田先生の講義は、子どもの危機的状況とそれを少しでも改善する「建築学」からのアプローチが紹介され、建築学だけでなく様々な分野の子どもに関係する研究者の集まり「子ども環境学会」を紹介していただきました。これは、小林センター長が提唱している「子ども学」会にも関連するものです。児童虐待を中心とした研修を行っているセンターではありますが、「子ども学」が象徴するように、子どもに関するあらゆる分野が知恵を出し合い、協働することの重要性を再確認する場となりました。（榊原先生、仙田先生の講義記録は本紀要に再録されております。）

#### 4. 平成18年度研修の課題と平成19年度研修の方向

児童虐待防止法、児童福祉法の改正を受けて、市町村において児童相談を行うことや、虐待の通報窓口となるなど、機関連携がますます重要になっている現状を踏まえ、センター研修も児童虐待に関わる多様な分野・職種の連携促進と職員の専門性向上を目的とした合同研修の強化を図りました。現状を見ると、センター研修の参加者は、まだまだ母子保健・児童福祉領域の関係者が中心であり、今後は、教育分野等の参加促進の方法を考えていきたいと思えます。

虐待を受けた子どもの援助、その保護者や家族との関わりや支援には、高い専門性が求められることから、職員のレベルアップをめざし、研修内容の一層の充実を図っていきます。研修のリピーター参加者からはより進化した研修を求める声も増えてきていることから、ステップアップ研修を増やしていくことも課題です。

以上のことを踏まえて、平成19年度は次のような取組みを行っていきます。

##### (1) 様々な合同研修の開催

###### ① 児童相談所児童福祉司・児童心理司合同研修（新設）

児童相談所は児童虐待対応の要です。そして、多機関との有機的な連携を推進する際にも重要な位置を占めています。そういう性格の機関であるからこそ、児童相談所内でのスタッフ間の連携は不可欠です。しかし、多忙なこともあり、十分な連携が取れていないという事例も聞きます。そこで、センターでは、児童相談所の児童福祉司と児童心理司の合同研修を企画します。児童相談所の中核をなす職種ですので、それぞれの役割の違いを再確認し、よりスムーズな連携を推進していただきたいと思えます。（本研修開催に伴い、児童相談所スーパーバイザー研修は児童相談所経験年数5年以上の指導的立場の職員に特化した研修とします。）

###### ② 地域虐待対応等合同研修<アドバンスコース>（新設）

市町村における児童相談の実施等、児童虐待対応における市町村の果たす役割が拡大するなか、センターは平成18年度に全国4ヶ所（センター（横浜）、高松、新潟、名古屋）で開催しました。その研修でも参加者から要望が多くあるのが、ステップアップ研修の開催です。そこで、来年度は、<アドバンスコース>を新設する予定です。<アドバンスコース>では、従来からの実践報告の形式に加え、参加者から提出された事例をもとに少人数のグループカンファレンス形式を交えた事例検討も予定しております。

###### ③ テーマ別研修「性的虐待」「非行と虐待」

テーマ別研修は、その年のタイムリーなテーマを中心に構成されるため、多職種が集まったの情報交換もできる、参加希望の多い研修の1つです。平成19年度は「性的虐待」「非行と虐待」をテーマに行う予定です。

児童虐待への対応については、身体的虐待を中心にさまざまな実践が積み重ねられていますが、性的虐待に関しては、児童相談所の虐待処理件数のうち4%程度とそれほど多くない報告があります。しかし、施設に入所した子どものなかには、性的虐待の被害を思わせるような性的行動化を示す子どももおり、統計的な数値よりも実態は多いように感じられます。性的虐待の心身に及ぼす影響は、他の虐待種別に比しても大変深刻で、性的虐待特有の影響もあるといわれています。そこで、平成19年度は性的虐待に特化した研修を行う予定です。性的虐待に関する実状、性的虐待の事実を確認する方法、支援等に関して、実践報告やカンファレンスを交えながら、理解を深めていくこととしております。

また、児童虐待と少年非行の関連は、数多く指摘されている問題です。虐待の被害を受けた子どもが、思



春期以降、少年非行の加害者になるという事例も少なくありません。センターでは、各研修に少年非行との関連をテーマとした講義を組み入れてきましたが、平成19年度は、虐待と非行にテーマを絞った研修を行う予定です。さまざまな機関等に声をかけ、多分野の参加者からなる研修として実施することとしております。

## (2) 研修と研究との連携

センターにおける研修事業と研究事業の一体的運営は、研究の最新知見を研修に反映し、かつ、研修を通して得られる情報を分析・研究するなど、各事業を相互に活かしあうことが可能です。このような考え方のもとに、平成19年度は以下の3つの研究に関して、研修とのリンクを検討・研究していく予定です。

### ①「児童養護施設における困難事例の検討」

児童養護施設職員指導者研修、児童福祉施設職員合同研修等のケース概要をさらに総合的に分析、検討することを通して、困難事例の傾向把握やその対処方法を導き出し、現場の援助者にとって有意義な情報を提供する研究を継続研究として進めます。1年間の研修を通して100ケース程度事例が集まります。平成19年度の事例も加え、普遍的傾向が見い出せるよう継続研究とし、得られた知見を研修で還元します。

### ②「研修における事例検討に関する研究」

センター研修では、事例検討を研修プログラムに数多く取り入れていますが、そこで行われた事例検討について、その内容を詳細に分析し、事例検討内で検討された課題を改めて整理することにより、より質の高い対応や支援に資する条件や課題点を抽出、再検討します。また、各機関で試みられている実践や工夫なども取りまとめることを予定しています。

### ③「児童虐待をテーマとした研修のあり方について ―センター研修における参加状況の分析―」

研修を振り返り、参加状況や研修後アンケート結果等の分析、検討を通して、参加者のニーズや虐待対応研修の有効なあり方を見いだすための研究を継続して行います。

これらの研究については、成果がまとまった時期に研究報告書として作成し、関係機関等に配布するとともに、ホームページにおける公開等を通して、研究成果の普及に努めます。

## 平成18年度専門相談について

子どもの虹情報研修センターでは専門相談室を設置して、児童虐待等の問題に関わっている児童相談所や児童家庭支援センター、児童福祉施設、市町村の相談窓口等の機関等を対象に、電話やEメール、FAX、面談などの方法による相談や情報提供などを行っています。(事業開始は平成15年度)

相談の担当者は、当センターの福祉、心理等の専門スタッフです。法的対応に関しては必要に応じて専門相談員として委嘱している弁護士により相談・助言等を行います。

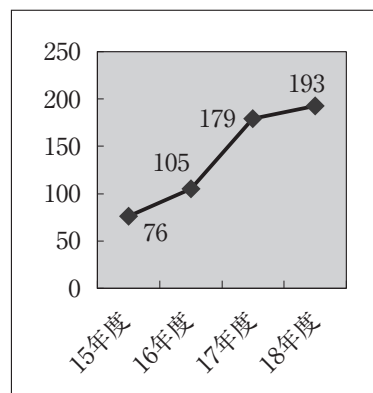
### 1 平成18年度の相談状況

#### (1) 相談受案件数について

平成18年度の相談受案件数は合計193件（月平均16.1件）で、事業開始の平成15年度と比較すると2.5倍の伸率となっています。

相談件数は、右図のように年々増加してきましたがこれは、この相談事業が当センターでの研修や地域合同研修等の機会を通してより広く周知されてきたこと、市町村の相談窓口や児童相談所の増設、また、同一の機関や職員によって繰返して利用されるようになってきたこと、などによるものと思われます。

各月の受理状況は下記のとおりです。

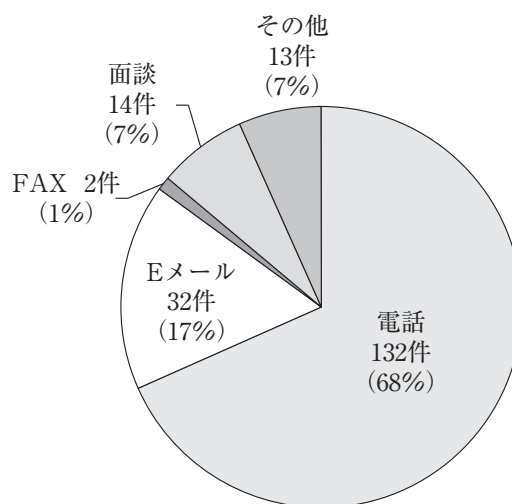


4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
12件	24	14	9	18	18	24	17	18	19	7	13	193

#### (2) 相談の方法（手段）

電話による相談が全体の約7割を占め、Eメールが2割となっています。

右図の「面談」は、当センターの研修期間中におけるの参加者からの相談で、「その他」は要請のあった地域に出向いて行う児童福祉施設職員地域研修（出前研修）の会場での相談・助言です。



### (3) 相談種別と相談分野について

下図は、「相談種別」を①対応中の事例の処遇・援助に関する相談、②処遇・援助以外の相談、③情報提供に関する相談、④その他 の4項目、そして、「相談分野」を①法律、②保健・医療、③心理、④福祉⑤その他、の5項目をクロスした表です。全体としては、福祉分野の情報提供の相談が最も多く45件（23.3%）、次いで法律分野の援助に関する相談が24件（12.4%）、福祉分野の援助に関する相談22件（11.4%）となっています。

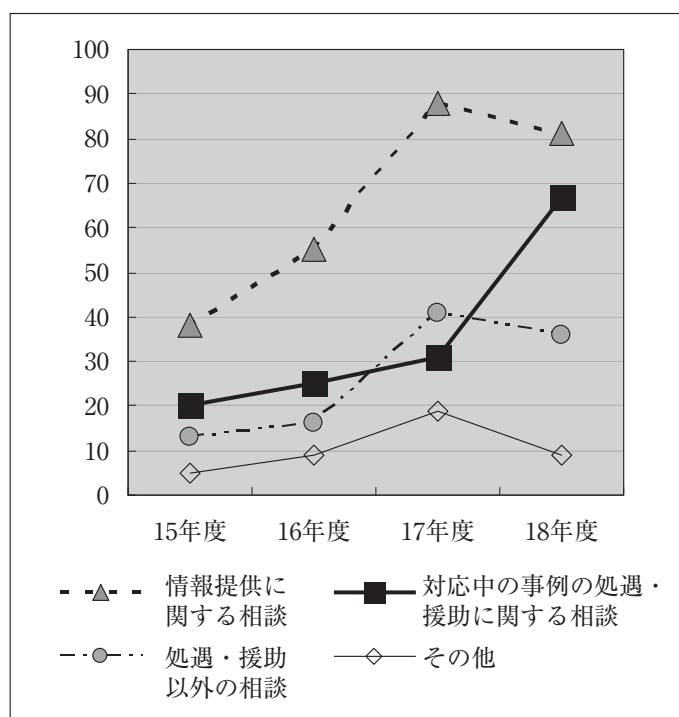
相談分野別では、福祉が最も多く89件（46.2%）、次いで心理が34件（17.6%）、法律が30件（15.5%）となっています。

相談種別では、研修講師の相談や文献資料の照会などの「情報提供に関する相談」が最も多く81件（41.9%）、次いで「対応中の事例の処遇・援助に関する相談」が67件（34.7%）で、「処遇援助以外の相談」（一例では県内の関係機関の間での虐待の捉え方の統一の方法などについて）が36件（18.7%）となっています。

種別 \ 分野	法律	保健・医療	心理	福祉	その他	計
対応中の事例の処遇・援助に関する相談	24	1	18	22	2	67 (34.7%)
処遇・援助以外の相談	3	1	5	17	10	36 (18.6%)
情報提供についての相談	3	8	11	45	14	81 (42.0%)
その他の相談				5	4	9 (4.7%)
計	30 (15.5%)	10 (5.2%)	34 (17.6%)	89 (46.2%)	30 (15.5%)	193 (100%)

18年度の「相談種別」について、特に目立ったのは「処遇・援助に関する相談」の増加で、前年度の31件から67件へと約2倍の増となっています。（右図）

なお、「情報提供」は前年比0.9倍、「処遇・援助以外の相談」は同じく0.9倍、「その他」が0.8倍となっています。



■ 事業報告 ■

(4) 相談経路（機関別受理状況）

平成18年度における機関等からの相談は、児童相談所からの相談が81件（42.0%）と圧倒的に多く、次いで地方公共団体37件（19.2%）、児童養護施設23件（11.9%）となっています。

機 関	件数 (%)	機 関	件数 (%)
国の機関	4 (2.1)	社会福祉協議会	1 (0.5)
地方公共団体	37 (19.2)	民生児童委員	1 (0.5)
児童相談所	81 (41.9)	教育委員会	3 (1.6)
乳児院	1 (0.5)	中学校	1 (0.5)
児童養護施設	23 (11.9)	大学・大学生・大学院生	9 (4.7)
情緒障害児短期治療施設	2 (1.0)	図書館	1 (0.5)
障害児施設	3 (1.6)	民間団体・機関	1 (0.5)
相談機関	2 (1.0)	報道機関	4 (2.1)
保健所・保健センター	3 (1.6)	個人（市民）	13 (6.7)
福祉事務所	3 (1.6)	合 計	193 (100)

(5) 地域別受理状況

都道府県レベルでみると、平成18年度において相談が多いのは、神奈川県（26件）及び東京都（23件）で、次いで多いのが石川県（21件）、鳥取県（20件）、山口県（12件）となっています。これら、当センター周辺地域以外からの相談の増加は、地域に向いて開催した「児童虐待対応等合同研修」や「児童福祉施設職員地域研修」などを通して当センターをより身近に感じてもらえるようになったことや、また、相談室を利用したことのある同じ機関・施設からの繰り返しての利用が増えてきたことなどによります。

北海道	7件	東京都	23	滋賀県	1	香川県	4
青森県		神奈川県	26	京都府		愛媛県	1
岩手県	2	新潟県	1	大阪府	4	高知県	1
宮城県		山梨県	4	兵庫県		福岡県	2
秋田県	2	長野県	2	奈良県	2	佐賀県	6
山形県	3	富山県		和歌山県	1	長崎県	2
福島県	1	石川県	21	鳥取県	20	熊本県	1
茨城県	2	福井県		島根県		大分県	4
栃木県	3	岐阜県	3	岡山県		宮崎県	
群馬県	3	静岡県	6	広島県	2	鹿児島県	1
埼玉県	3	愛知県	2	山口県	12	沖縄県	1
千葉県	5	三重県	2	徳島県	1	不 明	6
						合 計	193

## 2 平成18年度分野別の相談例から

### 【法律分野】

- ① 医療ネグレクトの場合の法的対応について
- ② 検討中の立入調査の方法が不法侵入に当たるおそれはないか

### 【保健・医療分野】

- ① 母親グループで利用できるマルトリートメント等のビデオ等映像資料について
- ② 保健師・助産師等を対象に、「産後うつのもとの対応」をテーマにした研修の講師について

### 【心理分野】

- ① ケースの見立てに関する相談
- ② 施設入所中の処遇困難な子どもの対応についての相談

### 【福祉分野】

- ① 虐待の認定基準が地域の各児相間、市町村間でバラバラなため、調整したい。工夫している他県他都市の情報について
- ② 病院への職権一時保護を行う場合に、保護者が病院に迷惑をかけないようにするための工夫や留意点について

### 専門相談室へのアクセス

電 話 045-871-9345 (直通)  
 F A X 045-871-8091  
 Eメール soudan@crc-japan.net  
 〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地

# 子どもの虹情報研修センター紀要

## No. 5

平成19年12月25日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)



CRC Japan

## Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博明会

### 子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)